

北九州市監査公表第6号
平成19年3月16日

北九州市監査委員	山 柿 勝 利
同	大 津 雅 司
同	城 戸 武 光
同	山 田 征 士 郎

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 18 年度

包括外部監査結果報告書

平成 19 年 3 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 奥村 勝美

平成 19 年 3 月 16 日

北九州市包括外部監査人

奥村 勝美

平成 18 年 4 月 1 日付包括外部監査契約書第 8 条に基づき外部監査の結果について別紙のとおり報告いたします。

包括外部監査報告の概要

1. 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

(1) 北九州市の港湾事業について

対象局：北九州市港湾空港局

(2) 北九州市の港湾事業の関連団体について

対象関連団体 ：北九州埠頭株式会社
 日明コンテナ埠頭株式会社
 ひびき灘開発株式会社
 ひびきコンテナターミナル株式会社

(3) 北九州市の出資団体について

対象出資団体 ：財団法人西日本産業貿易コンベンション協会
 財団法人北九州市都市整備公社
 財団法人九州ヒューマンメディア創造センター
 財団法人北九州市芸術文化振興財団

なお、包括外部監査対象期間は、平成 17 年度（自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 18 年 3 月 31 日）であるが、必要と認めた範囲においては平成 17 年度以前の各年度分についても監査の対象とした。

2. 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 奥村 勝美

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	古賀 竜介	公認会計士	東 能 利 生
公認会計士	石橋 幸登	公認会計士	開 徹 英
公認会計士	永 野 隆	公認会計士	吉田 雅伸
税 理 士	吉住 要祐	会 計 士 補	後藤 大輔
会 計 士 補	國廣 健一郎		

3. 監査実施期間

平成 18 年 6 月 13 日から平成 19 年 2 月 16 日までの期間である。

4. テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ	指摘事項	意見項目	合計
(1) 北九州市の港湾事業について	6 件	30 件	36 件
(2) 北九州市の港湾事業関連団体について	3 件	12 件	15 件
(3) 北九州市の出資団体について	4 件	34 件	38 件
合計	13 件	76 件	89 件

5. 外部監査人の独立性

北九州市と包括外部監査人および補助者との間には地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係は無い。

目 次

(1) 北九州市の港湾事業について	1
第1．監査の概要	3
1．監査の種類	3
2．監査の対象と選定した理由	3
3．監査の視点	4
4．監査の方法	4
5．監査期間	5
6．外部監査人の独立性	5
第2．監査対象の事業概要	5
1．北九州市の港湾事業の概要	5
2．港湾空港局の港湾関連事業予算および港湾事業会計の決算の過去5年間の推移	17
第3．監査の結果	25
< 契約に関する意見 >	
- 1. 翌年度債務負担を要する工事請負契約について	25
- 2. 予定価格算出時の人件費積算における賞与の見積もりについて	33
- 3. 「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」の記載方法について	37
- 4. 工事請負ファイル添付の写真への日付の記載について	38
< 第3セクターとの取引に関する意見 >	
- 5. 北九州埠頭(株)との委託契約における積算資料および予定価格について	40
- 6. 北九州埠頭(株)との各業務委託契約に係わる施設使用の無償許可について	44
- 7. 日明コンテナ埠頭(株)との小倉コンテナターミナル施設運營業務委託契約について	45
- 8. 日明コンテナ埠頭(株)への港湾施設許可使用料の減免について	50
- 9. 新門司マリーナの施設について	51

< 臨海土地造成事業に関する意見 >	
- 10. 未売却地の早期売却又は用途変更に伴う財務体質の健全化について	60
- 11. 竣工済土地の販売価格の決定に当たりの原価計算の必要性について	69
< 資産の管理と有効活用に関する指摘と意見 >	
- 12. 未利用施設、低利用施設の取り組みについて	78
- 13. PCB廃棄物の保管状況について	88
- 14. 西海岸上屋7号の補修について	92
- 15. 火災保険等の付保状況について	93
- 16. 耐震構造の対策について	95
- 17. 備品管理台帳の記載について	97
- 18. 物品と関係帳簿の照合・検査に関する規則の作成および物品の管理状況	99
- 19. 監視カメラシステムについて	103
- 20. 北九州港 PR 用映画フィルムの保存について	106
- 21. リース資産について	108
- 22. 公有財産台帳の作成と管理について	109
- 23. 港湾台帳について	112
< 会計制度および会計処理に関する意見 >	
- 24. 港湾施設単位での会計管理の必要性について	113
< IT に関する指摘と意見 >	
- 25. 情報セキュリティー実施手順書等の更新について	115
- 26. 業務委託契約書および添付書類の整理保管について	117
- 27. 業務委託契約における再委託の承認について	119
< その他 >	
- 28. 社団法人北九州港振興協会の駐車場運営について	121

(2)北九州市の港湾事業の関連団体について	125
第1．監査の概要	127
1．監査の種類	127
2．監査の対象と選定した理由	127
3．監査の視点	128
4．監査の方法	128
第2．監査対象の事業概要および監査結果	129
-1 北九州埠頭株式会社	129
< 経営全般に関する指摘と意見 >	
1 - 1 . 取締役会の開催について	134
1 - 2 . 常勤役員(有給)の員数について	135
1 - 3 . 規則の整備について	135
1 - 4 . 新門司マリーナ事業について	136
< 契約に関する意見 >	
1 - 5 . 外部委託契約について	138
1 - 6 . 駐車場管理委託契約について	138
< 会計制度および会計処理に関する意見 >	
1 - 7 . 退職給付引当金について	140
< 資産の管理に関する意見 >	
1 - 8 . 固定資産の管理方法および規程について	141
1 - 9 . タクシーチケットの管理状況について	142
-2 日明コンテナ埠頭株式会社	143
< 経営全般に関する指摘 >	
2 - 1 . 取締役会の開催について	147
< 資産の管理に関する意見 >	
2 - 2 . 固定資産の記載方法および規程について	148
-3 ひびき灘開発株式会社	149
< 経営全般に関する意見 >	
3 - 1 . 土地分譲事業について	153

-4 ひびきコンテナターミナル株式会社	157
< 経営全般に関する意見 >	
4 - 1 . ひびきコンテナターミナル(株)の経営成績および財政状態について	162
4 - 2 . ひびきコンテナターミナル(株)の今後	168

(3)北九州市の出資団体について 174

第 1 . 監査の概要 176

- 1 . 監査の種類 176
- 2 . 監査の対象と選定した理由 176
- 3 . 監査の視点 177
- 4 . 監査の方法 177

第 2 . 監査対象の事業概要および監査結果 178

-1 財団法人西日本産業貿易コンベンション協会 178

< 契約に関する意見 >

- 1 - 1 . 委託契約について 182

< 資産の管理に関する指摘と意見 >

- 1 - 2 . 備品等の固定資産の現物管理について 185
- 1 - 3 . 建物の維持保全状況について 186
- 1 - 4 . 債権管理について 187
- 1 - 5 . 満期保有目的債券の会計処理について 195

-2 財団法人北九州市都市整備公社 197

< 経営全般に関する意見 >

- 2 - 1 . 指定管理者制度の導入に伴う経営改善の努力について 211

< 契約に関する意見 >

- 2 - 2 . 管理施設における指名競争入札による入札参加業者の選定について
..... 214
- 2 - 3 . 志井ファミリープールの場内監視等の業務の委託契約について
..... 215
- 2 - 4 . 平成 17 年度志井ファミリープール広告等業務の委託契約について
..... 219
- 2 - 5 . 響灘緑地有料区域内施設管理業務の委託契約について 220

< 北九州市に対する意見 >

- 2 - 6 . 北九州市が民間業者へ直接委託することについて 222
- 2 - 7 . (財)北九州市都市整備公社との業務委託契約における予定価格につい
て 226

2 - 8. 折尾駅前再開発ビル“オリオンプラザ”の敷金について	227
< 資産の管理に関する意見 >	
2 - 9. 物品の現物管理について	229
-3 財団法人九州ヒューマンメディア創造センター	230
< 経営全般に関する意見 >	
3 - 1. (財)九州ヒューマンメディア創造センターの東京連絡事務所について	239
3 - 2. 旅費規程改訂について	240
3 - 3. 監事の監査報告書について	240
< 委託契約に関する意見 >	
3 - 4. 九州ヒューマンメディア創造センタービル総合管理業務委託契約 (18,900 千円)について	242
3 - 5. (財)九州ヒューマンメディア創造センター会計処理規則の契約条項につ いて	243
< 北九州市に対する意見 >	
3 - 6. 北九州市からの(財)九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事業 の補助金について	244
< 会計制度および会計処理に関する指摘と意見 >	
3 - 7. (財)九州ヒューマンメディア創造センターの法人税の申告について	247
3 - 8. (財)九州ヒューマンメディア創造センターの消費税の申告について	247
3 - 9. 修繕積立金について	248
< 資産の管理に関する意見 >	
3 - 10. 固定資産の管理方法および規程について	250
-4 財団法人北九州市芸術文化振興財団	252
< 経営全般に関する意見 >	
4 - 1. 評議員および評議員会の設置の件	263
4 - 2. 外部監査導入の要請について	263
4 - 3. 監事の監査報告書について	264
< 会計制度および会計処理に関する意見 >	
4 - 4. 労働保険料の会計処理について	265
4 - 5. (財)北九州市芸術文化振興財団財務会計規程 第 63 条(決算書類) について	265

< 契約に関する意見 >

- 4 - 6 . (財)北九州市芸術文化振興財団の埋蔵文化財センター総合管理業務委託の予定価格について ……267

< 北九州市に対する意見 >

- 4 - 7 . 北九州市からの委託業務について ……268
4 - 8 . 北九州市からの補助金について ……269

< 広報活動の効率化と有効性の向上に関する意見 >

- 4 - 9 . 北九州芸術劇場および各種事業の広報に関する業務の新聞広告について ……272
4 - 10 . 北九州芸術劇場および各種事業の広報に関する業務の「ステージ通信Q」について ……274
4 - 11 . 文化情報誌「かるかる」の発行に関する業務について ……276

4 - 12 . ニッセイ基礎研究所の北九州芸術劇場事業評価調査「報告書」の発行時期について ……278

(1) 北九州市の港湾事業について

本報告書における数値の表示において、原則、切捨て表示している。
したがって、上記端数処理の関係上、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。

第 1 . 監査の概要

1 . 監査の種類

監査の種類とは、「地方自治法」(昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号)第 252 条の 27 第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

2 . 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

「北九州市の港湾事業について」

(2) 選定した理由

港湾事業は、北九州市の商業・工業を支える重要な事業の一つであり、北九州港は北九州市の物流機能、産業集積機能の中心として整備されてきたところである。現在においては環黄海圏のハブポートを目指し、機能の強化が図られている。

しかしながら、港湾経営には多額の費用が必要となる。北九州市では港湾事業として、公共埠頭や護岸築造、埋立造成、コンテナターミナルなどの「整備事業」だけでなく、これらの港湾施設を維持修繕し、管理するための「維持管理事業」、港湾施設の背後に分譲地を造成し、企業を誘致するための「分譲事業」など、多くの事業が行なわれている。

これらの港湾事業には、多額の費用が必要となる。港湾事業に係る平成 16 年度の一般会計では、港湾建設費や施設管理費を含めた歳出は 150 億円を超えているが、港湾施設の利用による使用料収入は約 14 億円であり、財源として補助金や地方債に加え、市税などの一般財源に頼るところが大きい。これらの財源が効率的、経済的に使用されているか、資金収支を改善するための努力が行なわれているかを検討することは重要であると思われる。

また、港湾事業では特別会計も設けられているが、ここでは、主に地方債を財源に、施設整備や土地造成を実施し、施設の供用開始後や造成後に施設使用料や土地売却収入で地方債の元利償還等を実施することとしている。

したがって、港湾整備後の施設利用状況や土地の売却が不振の場合には、地方債の元利償還にも影響するので、施設利用や土地売却の促進は港湾事業だけでなく北九州市にとっても最重要課題である。

このように、港湾事業の経営を合規性の視点から監査することはもちろん、経済性、効率性の視点からも監査することは有用であると思われる。

以上の背景及び理由により、当該事件を選定する。

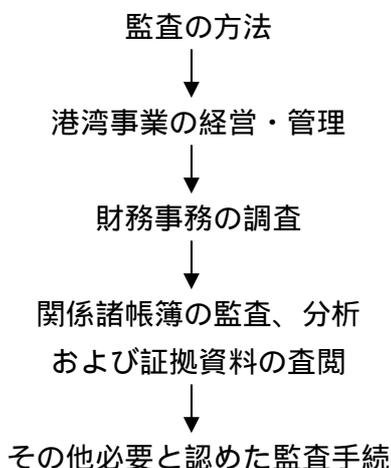
3. 監査の視点

- ・港湾事業の財務にかかわる事務や、その経営管理が、関係法令や諸規程に準拠して行われているか。
- ・港湾事業の経営管理が、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。その組織の運営が合理的に行われているか。
- ・維持管理費や施設建設費の削減のために、適切な経営努力が行なわれているか。
- ・港湾施設整備や土地の造成のために発行された起債は計画的に償還されているか。その償還のための計画は実現可能なものであるか。起債の償還のために、土地の売却は十分に促進されているか。
- ・港湾事業にかかわる固定資産は適切に運用管理されているか。債権等については適切に回収管理されているか。

4. 監査の方法

この監査に当たっては港湾事業の財務にかかる事務および、その経営管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨にのっとり、最少の経費で最大の効果をあげるようにされているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

監査の方法の概略は、以下に示したとおりである。



第2 監査対象の事業概要

1 北九州市の港湾事業の概要

(1) 北九州港の概要

北九州港の歴史・特色

北九州港は、響灘、周防灘に面した長い海岸線を有しており、古くから日本国内のみならず朝鮮半島や中国大陸との交流・物流の要衝であった。そのため、北九州港は、古くから、朝鮮半島・中国大陸との交易港としての役割を担っていた。

明治以降は、若松が石炭積出港として、門司が国際貿易を行う商港として発展してきた。

また、洞海湾部から戸畑・小倉に至る地域は、1901年の官営八幡製鉄所の操業が大きく影響しており、北九州工業地帯の発展を背景に工業港を中心として発展してきた。

1963年に門司市、小倉市、八幡市、若松市、戸畑市の五市が合併して北九州市が誕生したことを契機に、外国貿易の「門司港」、国内流通の「小倉港」、および工業港の「洞海港」を統合し、「北九州港」が誕生した。

このように、現在まで北九州港は、商港・工業港としての役割を担ってきたが、近年では、これらの役割に加え、輸送方法の変化等に対応した新しい港としての役割も強化されてきたところである。その代表的なものでは、太刀浦コンテナターミナルや小倉コンテナターミナルにおける国際物流拠点、浅野や新門司におけるフェリー基地などがあげられる。

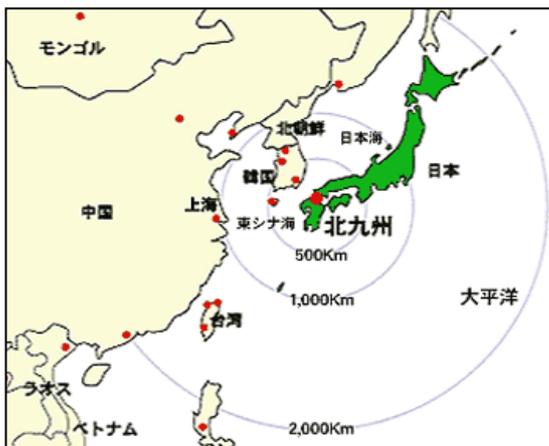
北九州港の位置

(図-1)



(図-2)

(図-3)



北九州港はアジアに近く、韓国の釜山まで約 230km、また 1,000km 圏内には上海、青島、大連といった中国の主要商業港が位置しており、アジア諸国と日本を結ぶ重要な港として位置づけられる。また、本州と九州を結ぶ国内物流の拠点港としても機能して

おり、北九州市のみならず、九州・山口地域の産業や経済を支える港である。

北九州港の港勢

北九州港における平成 17 年の入港船舶隻数は 69,673 隻で、前年と比べて 99.5%、総トン数は 105,637,803 総トンで前年と比べて 101.7%となった。

海上出入貨物量は、101,705,300 トンで前年と比べて 108.5%となった。外国貿易は 72 万トンの減少となったが、内国貿易が 869 万トン増加となったため、全体の増加へとつながった。内国貿易増加の主な要因は、自動車物流の影響とフェリー貨物の増加である。

一方、コンテナ取扱個数は 483,799TEU で前年と比べて 102.4%であった。品種別では自動車部品、再利用資源等が増加しており、国別では韓国、中国等が増加している。これは、アジア景気の影響が大きな要因であると思われる。

北九州港の港勢は、(表-1)～(表-8)のとおりである。

(表-1) 平成 17 年入出港船舶数比較

(単位：隻、千トン)

内訳		北九州港	東京港	横浜港	名古屋港	大阪港	神戸港
外航船	隻数	4,623	6,827	11,323	9,802	6,744	7,843
	総トン数	43,801	129,384	200,018	186,794	86,211	131,876
内航船	隻数	65,050	25,353	32,077	30,422	25,930	31,013
	総トン数	61,836	43,074	39,468	40,397	50,928	53,904
総数	隻数	69,673	32,180	43,400	40,224	32,674	38,856
	総トン数	105,637	172,458	239,486	227,192	137,140	185,781

(表-2) 平成 17 年主要港貨物取扱量比較

(単位：千トン)

種類		北九州港	東京港	横浜港	名古屋港	大阪港	神戸港	
外 貿 貨 物	総数	輸出	6,782	18,717	37,940	46,720	10,210	20,054
		輸入	24,629	27,789	42,247	75,242	25,421	25,648
		小計	31,411	46,506	80,188	121,963	35,632	45,702
	うち、 コンテ ナ貨物	輸出	3,179	17,607	20,292	19,663	7,284	15,021
		輸入	3,914	25,671	22,090	21,789	20,632	16,994
		小計	7,094	43,278	42,382	41,453	27,916	32,015
内 貿	総数	移出	33,655	16,226	21,823	34,642	24,577	17,366
		移入	36,637	29,296	31,277	30,527	32,931	28,112

貨物	小計	70,293	45,523	53,101	65,170	57,509	45,478	
	うち、 コンテナ貨物	移出	231	1,222	768	1,580	1,584	1,226
		移入	136	975	873	407	1,012	1,794
	小計	367	2,197	1,641	1,987	2,597	3,021	
	うち、 カーフ エリー 貨物	移出	20,890	8,079	-	2,550	18,232	11,223
		移入	21,139	7,601	-	2,178	19,106	14,452
		小計	42,029	15,680	-	4,729	37,339	25,675
合計	取扱貨物数量	40,437	34,944	59,763	81,362	34,788	37,421	
	入貨	61,267	57,086	73,525	105,770	58,353	53,760	
	合計	101,705	92,030	133,289	187,133	93,142	91,181	

(表-3) 平成 17 年外国貿易額比較

(単位：億円)

種類		北九州港	東京港	横浜港	名古屋港	大阪港	神戸港
合計	輸出	8,036	46,868	71,516	87,298	25,195	51,641
	輸入	7,074	61,293	33,456	36,088	34,070	24,544
	小計	15,110	108,161	104,972	123,385	59,265	76,185
上記のうち、 コンテナ貿易 額	輸出	-	-	50,265	-	-	-
	輸入	-	-	24,933	-	-	-
	小計	-	-	75,198	-	-	-

(表-4) 平成 17 年外貿貨物主要品目別取扱量

(単位：千トン)

輸 出				輸 入			
順位	品目	貨物量	構成比	順位	品目	貨物量	構成比
1	鋼材	2,125	31.3%	1	石炭	8,431	34.2%
2	化学薬品	825	12.2%	2	鉄鉱石	7,788	31.6%
3	コークス	614	9.1%	3	LNG(液化天然ガス)	2,269	9.2%
4	自動車部品	490	7.2%	4	化学薬品	472	1.9%
5	金属くず	358	5.3%	5	窯業品	381	1.5%
6	染料・塗料・合成	345	5.1%	6	鉄鋼	355	1.4%

	樹脂・その他化学工業品						
7	産業機械	295	4.4%	7	非金属鉱物	304	1.2%
8	非金属鉱物	246	3.6%	8	その他石油製品	302	1.2%
9	再利用資源	234	3.5%	9	金属鉱	261	1.1%
10	ゴム製品	175	2.6%	10	鋼材	246	1.0%
その他		1,070	15.8%	その他		3,817	15.5%
合計		6,782	100.0%	合計		24,629	100.0%

(表-5) 平成 17 年外貿貨物国別取扱量

(単位：千トン)

仕向国				仕出国			
順位	国名	貨物量	構成比	順位	国名	貨物量	構成比
1	中国	1,540	22.7%	1	オーストラリア	10,758	43.7%
2	台湾	1,220	18.0%	2	中国	4,186	17.0%
3	韓国	1,014	15.0%	3	インドネシア	3,186	12.9%
4	中国(香港)	586	8.7%	4	韓国	1,068	4.3%
5	タイ	486	7.2%	5	インド	858	3.5%
6	アメリカ	471	6.9%	6	ロシア	848	3.4%
7	シンガポール	310	4.6%	7	台湾	772	3.1%
8	フィリピン	229	3.4%	8	ブラジル	637	2.6%
9	ブラジル	180	2.7%	9	ニュージーランド	408	1.7%
10	メキシコ	150	2.2%	10	中国(香港)	340	1.4%
その他		591	8.7%	その他		1,563	6.3%
合計		6,782	100.0%	合計		24,629	100.0%

(注1) 仕向国：輸出貨物を最初に船卸した港湾の属する国

仕出国：輸入貨物を最終に船積した港湾の属する国

(表-6) 平成 17 年内貿貨物品種別取扱量

(単位：千トン)

移出貨物				移入貨物			
順位	品種	貨物量	構成比	順位	品種	貨物量	構成比
1	完成自動車	23,567	70.0%	1	完成自動車	22,946	62.6%
2	鋼材	1,678	5.0%	2	鋼材	3,371	9.2%
3	砂利・砂	1,582	4.7%	3	石油製品	1,642	4.5%
4	セメント	1,572	4.7%	4	その他輸送用 車両	1,360	3.7%
5	石炭	1,297	3.9%	5	石灰石	1,235	3.4%
6	その他輸送用 車両	1,276	3.8%	6	砂利・砂	852	2.3%
7	コークス	865	2.6%	7	重油	836	2.3%
8	石灰石	344	1.0%	8	コークス	809	2.2%
	その他	1,472	4.4%		その他	3,582	9.8%
	合計	33,655	100.0%		合計	36,637	100.0%

(表-7) 平成 17 年国際コンテナ国別取扱量

(単位：千トン)

仕向国				仕出国			
順位	国名	貨物量	構成比	順位	国名	貨物量	構成比
1	中国	946	28.5%	1	中国	1,741	44.1%
2	台湾	942	28.3%	2	台湾	758	19.2%
3	韓国	448	13.5%	3	韓国	749	19.0%
4	中国(香港)	440	13.2%	4	中国(香港)	340	8.6%
5	タイ	262	7.9%	5	タイ	166	4.2%
6	アメリカ	81	2.4%	6	ニュージーランド	38	1.0%
7	フィリピン	68	2.1%	7	フィリピン	36	0.9%
8	シンガポール	42	1.3%	8	インドネシア	34	0.9%
9	オーストラリア	27	0.8%	9	シンガポール	26	0.7%
10	カナダ	13	0.4%	10	ブラジル	23	0.6%
	その他	50	1.5%		その他	36	0.9%
	合計	3,324	100.0%		合計	3,952	100.0%

(表-8) 平成 17 年外貿コンテナ地域別取扱量

(単位：千トン)

地域名	輸出		輸入		合計	
	取扱量	構成比	取扱量	構成比	取扱量	構成比
東アジア	2,775	87.3%	3,590	91.7%	6,365	89.7%
東南アジア	382	12.0%	253	6.5%	635	9.0%
西南アジア	0	0.0%		0.0%	0	0.0%
大洋州	11	0.3%	38	1.0%	49	0.7%
南アメリカ	1	0.0%	23	0.6%	24	0.3%
旧ソ連圏	3	0.1%	9	0.2%	12	0.2%
その他アフリカ	5	0.2%		0.0%	5	0.1%
合計	3,179	100.0%	3,914	100.0%	7,094	100.0%

北九州港の埠頭機能概要

北九州港の埠頭機能の概要は以下のとおりである。

(表-9)

番号	埠頭名	船隻数	延長(m)	水深(m)	対象船型 (トン)	主な取扱貨物	摘要
1	新門司	19	2,613.22	-4.5 ~ -10.0	700 ~ 15,000	完成自動車、その他輸送車両	1
2	太刀浦	44	4,625.00	-4.5 ~ -12.0	400 ~ 22,000	化学薬品、自動車部品	2
3	田野浦	8	1,275.80	-6.0 ~ -10.0	2,000 ~ 10,000	化学肥料、自動車部品	3
4	新浜	3	539.77	-9.0 ~ -11.0	7,000 ~ 14,000	動植物性製造飼肥料	4
5	西海岸	10	1,803.22	-10.0 ~ -11.0	10,000 ~ 14,000	とうもろこし、砂糖	5
6	高浜	4	239.25	-4.5	400	砂利、砂	6
7	砂津	8	1,217.70	-5.5 ~ -9.0	1,000 ~ 7,000	完成自動車、非金属材料	7
8	日明	15	2,216.27	-5.5 ~ -12.0	1,000 ~ 14,000	完成自動車、鋼材	8

9	堺川	7	576.70	-4.5 ~ -7.5	400 ~ 3,500	化学薬品、砂利、砂	9
10	戸畑	12	1,395.26	-6.0 ~ -9.0	2,000 ~ 22,000	鋼材、金属くず	10
11	黒崎	7	641.40	-4.5 ~ -8.0	400 ~ 4,000	石炭、コークス	11
12	堀川	4	380.00	-5.5	1,000	砂利、砂、非金属鉱物	12
13	二島	2	220.00	-5.5 ~ -7.5	1,000 ~ 3,500	金属くず、鋼材	13
14	若松	6	649.13	-5.5 ~ -8.0	1,000 ~ 4,000	-	14
15	北湊	8	618.78	-5.0	600	鋼材、砂利、砂	15
16	響灘	16	2,515.49	-5.0 ~ -15.0	300 ~ 100,000	非金属鉱物、コークス	16

- (1)新門司北及び新門司南の物流・工業団地の中心に位置する大規模な埠頭である。新門司北埠頭には、西日本最大のフェリーターミナルがあり、神戸・大阪・東京・徳島に向けて1日6便の大型フェリーが就航している。また、平成16年度からは完成自動車の物流センターや国内最大の肉用子牛の輸入基地としての利用が始まっている。
- (2)コンテナターミナルをはじめ多くの港湾施設が集積する北九州港を代表する埠頭である。太刀浦コンテナターミナルは第1及び第2の2つのターミナルから成り、ガントリークレーン7基を備え、月間約200便の定期航路が就航するなど、西日本有数の規模を誇っている。
- (3)昭和46年に西日本初のコンテナターミナルとして開業したが、平成16年度からは中古自動車の輸出基地として利用されている。また、埠頭背後に立地する工場の製品を取り扱うほか、西日本一円の青果物の輸入基地にもなっている。
- (4)門司地区のうち、門司港レトロ地区を挟んで西海岸埠頭の北側に位置する埠頭である。
- (5)明治期から外国航路が開設された北九州港発祥の埠頭で、関門海峡に沿って岸壁と荷さばき施設が広がっている。また、北端部は門司港レトロ地区の一画として多くの市民や観光客が訪れており、下関や松山との間の定期旅客船や関門海峡の遊覧船が就航するほか、大型クルーズ船も寄港する。
- (6)北九州港で唯一、大量ばら積みを通例とする物資の取り扱いを目的とする臨港地区の特殊物資港区に指定されており、砂利・砂の取り扱いに特化した埠頭である。
- (7)JR小倉駅に近接した埠頭で、松山行きのフェリーターミナルが駅のすぐ北側にあるほか、離島への航路が就航している。平成16年までは韓国との間の国際定期旅客航路も就航していた。また、北九州港で唯一、震災時にも被災しにくく、緊

急物資の輸送などに対応するための耐震強化岸壁が整備されている。

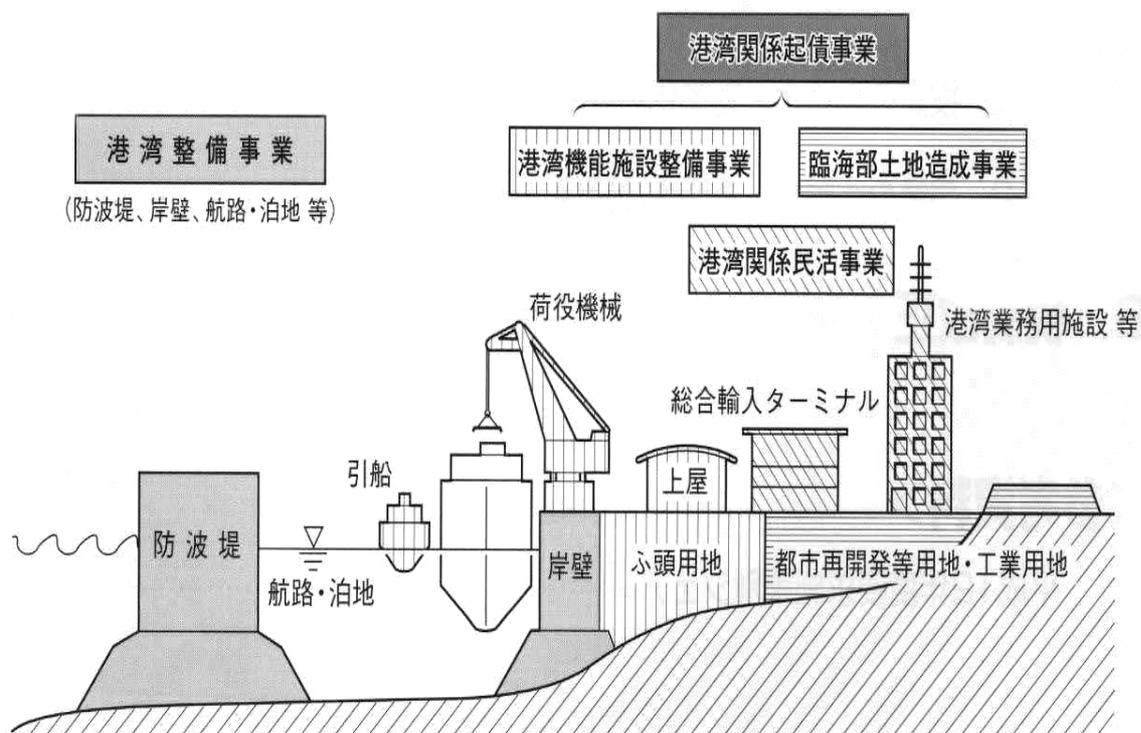
- (8) コンテナターミナルをはじめ多くの港湾施設が集積する北九州港を代表する埠頭の一つである。小倉コンテナターミナルにはガントリークレーン 2 基が設置されており、日明東埠頭や日明北埠頭では、鋼材を中心に幅広い貨物が取り扱われている。また、下関との間のカーフェリーが定時間隔で就航している。
- (9) 埠頭の周囲に広がる工業地帯の原材料や製品を中心に扱う埠頭である。
- (10) 北九州港唯一の突堤型埠頭で、周辺の工業地帯の原材料や製品を中心に扱っている。埠頭内を貫いて新若戸道路の整備が進められており、これに伴って岸壁や上屋などの港湾施設の再整備が行われた。
- (11) 周辺の工業地帯で利用されるコークスや石炭などを中心に、その製品なども取り扱う埠頭である。
- (12) 奥洞海地区の工業地帯の原材料や製品を中心に扱う埠頭である。
- (13) 二島工業団地の中心に位置し、工業団地の原材料や製品を中心に扱う埠頭である。
- (14) かつては石炭を取り扱う広大な埠頭が広がっていたが、時代の変遷に伴い、現在は規模を縮小し、船舶の係留を主目的とする埠頭として利用されている。埠頭背後の貯炭場跡地は高層住宅団地となっている。
- (15) 周辺の工業地帯の原材料や製品を中心に扱う埠頭である。
- (16) 洞海湾に面した響灘南埠頭及び響灘に接する響灘東埠頭ともに響灘臨海工業団地内に立地し、工業団地の製品やコークスなどを中心に扱っている。特に、響灘南埠頭は洞海地区で最大の施設規模を誇っている。また、響灘西埠頭はコンテナ船の大型化に対応した大水深岸壁を有する高規格コンテナターミナルを整備し、平成 17 年度より供用を開始している。国際ハブポートを目指しており、アジアの物流拠点としての発展が期待される。

北九州港の事業の概要

北九州市の港湾関連事業は、公共岸壁やコンテナターミナルの整備、埋立地の造成などの「整備事業」だけでなく、これらの港湾施設を維持修繕し、管理運営するための「維持管理運営事業」、船舶や貨物を誘致するための「ポートセールス事業」、さらに、港湾施設の背後地に分譲地を造成し、企業を誘致するための「土地分譲事業」など多くの事業が行われている。

(図-4)

■港湾整備の事業区分



(2) 会計区分の概要

地方自治法は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、条例で特別会計を設置することができることを規定している。

この規定を受けて、北九州市の港湾関連事業は、一般会計のほか、埋立事業と機能施設事業を「港湾整備特別会計」に、企業誘致のために臨海部の分譲地を企業等に貸付ける事業を「臨海部産業用地貸付特別会計」にそれぞれ会計を区分して運営している。

また、この他「土地取得特別会計」により、新若戸道路の事業用地の先行取得を行っている。

特別会計は、独立採算で運営しているが、各特別会計の事業が相まって港湾の本来的機能を総合的に発揮できるものである。

2 . 港湾空港局の港湾関連事業予算および港湾事業会計の決算の過去 5 年間の推移

(1) 港湾空港局の港湾関連事業予算

港湾空港局の事業別の予算の概要は以下に示すとおりである。

【一般会計】

(単位：百万円)

区分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
港湾職員費	1,327	1,423	1,642	1,583	1,495
職員給与	1,327	1,423	1,642	1,583	1,495
港湾総務費	2,159	788	1,839	4,178	1,275
庁舎等管理運営経費	87	99	109	107	109
振興宣伝経費	93	89	111	236	233
港湾計画経費	54	133	92	74	85
港湾統計経費	22	23	23	27	24
ひびきCT運営会社貸付金等経費	1,830	384	1,436	281	468
臨海部産業用地貸付特別会計貸付金	0	0	0	3,384	300
その他経費	73	61	68	67	56
施設管理費	349	362	543	694	682
施設管理費	267	292	317	328	329
港湾施設管理運営業務委託事業	48	48	67	109	114
港湾施設保安対策事業	0	0	100	201	201
その他経費	34	22	59	56	38
施設営繕費	373	479	359	369	310
係留施設営繕費	72	121	154	184	136
水域施設営繕費	156	101	68	78	113
陸上施設営繕費	137	129	91	91	50
小型船係留施設営繕費	6	12	23	14	9
営繕事務費	2	2	2	2	2
その他営繕費	0	114	20	0	0
港湾建設費	9,477	8,978	10,529	9,017	8,442
国直轄事業負担金	3,341	4,018	4,375	4,915	4,385
国庫補助事業	5,027	3,900	3,908	3,772	3,814
単独事業	1,109	1,060	2,246	330	243
合計	13,686	12,030	14,913	15,841	12,204

【港湾整備特別会計】

(単位：百万円)

区分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
埋立事業費	1,483	2,362	1,730	545	656
総務費	336	275	240	162	133
新門司埋立費	65	237	394	155	214
響灘西埋立費	430	1,197	880	128	107
響灘東埋立費	100	300	100	100	190
砂津埋立費	66	47	0	0	0
川代埋立費	486	113	116	0	0
西海岸埋立費	0	0	0	0	12
新空港整備受託費	0	194	0	0	0
機能施設事業費	10,350	3,996	3,260	1,679	1,853
総務費	710	707	612	545	591
維持費	421	448	471	559	669
砂津埠頭費	230	0	0	0	0
響灘西埠頭費	6,241	2,600	2,034	450	342
川代埠頭費	108	241	33	0	0
太刀浦埠頭費	2,640	0	0	0	251
新門司埠頭費	0	0	110	0	0
響灘東埠頭費	0	0	0	125	0
繰出金	8,434	7,883	7,775	6,772	6,340
埋立費繰出金	6,479	5,715	5,599	4,676	4,098
機能施設繰出金	1,955	2,168	2,176	2,096	2,242
基金積立金	1	1	1	3,384	300
港湾整備事業基金積立金	1	1	1	1	1
公債償還基金積立金	0	0	0	3,384	300
予備費	10	10	10	10	10
合計	20,277	14,251	12,775	12,390	9,159

【土地取得特別会計（港湾空港局所管分）】

（単位：百万円）

区分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
繰出金	931	931	857	33	25
公債償還特別 会計繰出金	917	917	830	17	17
一般会計繰出 金	15	15	28	16	9

(2) 港湾事業会計の決算

過去5年間の港湾事業会計における決算の概要は以下に示すとおりである。

【一般会計】

(単位：百万円)

科 目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収入	10,946	10,805	10,082	12,447	11,717
分担金及び負担金	59	50	58	51	59
負担金	59	50	58	51	59
使用料及び手数料	1,381	1,374	1,404	1,359	1,326
使用料	984	982	1,011	968	937
手数料	396	392	392	390	388
国庫支出金	1,776	2,551	1,687	2,414	1,322
国庫負担金	9			4	6
国庫補助金	1,734	1,535	1,687	2,409	1,315
委託金	32	1,015			
県支出金	0		0	0	1
県補助金	0	0	0	0	0
委託金	0	0	0	0	0
財産収入	16	13	3	98	40
財産運用収入	16	10	3	4	4
財産売払収入		2		93	36
寄附金	10	31			
寄附金	10	31			
繰入金		14	15	23	10
特別会計繰入金		14	15	23	10
諸収入	582	281	177	259	226
延滞金加算金 及び過料	0	0	1	2	1
貸付金元利収入	0	0	0	5	132
受託事業収入			95	154	
雑入	582	281	80	96	92
市債	7,118	6,486	6,734	8,239	8,729
市債	7,118	6,486	6,734	8,239	8,729

科 目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
支出	12,428	12,875	13,059	15,055	13,622
港湾職員費	1,348	1,330	1,597	1,580	1,555
職員費	1,348	1,330	1,597	1,580	1,555
港湾管理費	571	630	2,250	2,218	4,301
港湾総務費	310	299	1,908	1,743	3,691
施設管理費	260	330	342	475	610
港湾整備費	10,500	10,915	9,212	11,248	7,755
施設営繕費	440	353	457	346	317
港湾建設費	10,060	10,561	8,754	10,902	7,438
繰出金	8				
繰出金	8				
災害復旧費				8	9

収入と支出の差は、一般財源（市税、地方交付税等）を充当している。

【港湾整備特別会計】

(単位：百万円)

科目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収入	12,909	18,201	14,654	14,209	13,724
使用料及び手数料	2,388	2,374	2,425	2,420	2,599
使用料	2,388	2,374	2,425	2,420	2,599
財産収入	2,115	1,552	2,025	3,894	4,469
財産運用収入	554	527	508	569	535
財産売払収入	1,561	1,024	1,517	3,324	3,934
繰入金		1,504	1,357	1,275	1,188
特別会計繰入金		1,504	1,357	1,275	1,188
繰越金	50	244	833	1,508	2,935
繰越金	50	244	833	1,508	2,935
諸収入	591	700	1,054	396	188
延滞金加算金及び 過料	0	0	2	0	0
受託事業収入			162		
雑入	591	700	889	396	188
市債	7,763	11,825	6,959	4,714	2,343
市債	7,763	11,825	6,959	4,714	2,343
繰入金					
繰入金					
支出	12,665	17,367	13,146	11,274	11,913
埋立事業費	852	1,017	1,559	1,721	419
総務費	320	317	240	171	136
新門司埋立費	85	59	202	386	75
響灘西埋立費	143	224	759	1,024	165
砂津埋立費	49	17	61		
川代理立費	135	394	121	119	3
響灘埋立費	118	3			
響灘東埋立費			17	19	37
新空港受託			155		
機能施設事業費	4,289	8,248	3,994	2,925	1,803
総務費	814	679	662	538	527
維持費	352	256	299	423	325

砂津埠頭費	74	178	74		
響灘西埠頭費	2,899	4,582	2,757	1,806	950
川代埠頭費	2	45	200	27	
響灘埠頭費	32				
太刀浦埠頭費	113	2,505			
新門司埠頭費				44	
港湾施設保安対策費				84	
繰出金	7,523	8,101	7,591	6,626	6,490
埋立費繰出金	5,804	6,209	5,566	4,562	4,463
機能施設費繰出金	1,719	1,891	2,025	2,064	2,026
基金積立金	1	1	1	1	3,199
港湾整備事業基金積立金	1	1	1	1	1
公債償還基金積立金					3,199

【土地取得特別会計(港湾空港局所管分)】

(単位:百万円)

科目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収入	2,294	930	932	853	27
財産収入	900	930	932	853	27
財産運用収入		30	32	30	27
財産売却収入	900	900	900	823	
繰入金	8				
繰入金	8				
市債	1,386				
市債	1,386				
支出	2,294	930	932	853	27
土地先行取得費	2,294				
土地先行取得費	1,386				
繰出金	908	930	932	853	27

第 3 . 監査の結果

< 契約に関する意見 >

- 1 . 翌年度債務負担を要する工事請負契約について

平成 17 年度の契約室所管の工事請負契約に関する「支出負担行為書」を閲覧したところ、年度末付近に契約された工事に関して、

(A) 工事規模に比して当初の契約段階での工期が短く、その後「変更理由書」により工期が大幅に延長されている工事

(B) 1 回目に変更された「変更理由書」の工期変更理由と変更後の「工程表」における変更された工事内容が即していない工事

が見受けられた。

上記請負工事契約の内容は、次のとおりである。請負工事契約の工事名、請負金額、契約年月日、変更前工期、変更年月日、変更後工期、国からの補助金額、変更理由および変更理由と変更後の工程表が即していない内容を記載している。

(表-10)(A) および (B) に該当する工事

工事名	請負金額	(契約年月日) 変更前工期	(変更年月日) 変更後工期	国からの 補助金額
改修響 灘東岸 壁(- 5.5 m) 工事	217,350,000 円	(平成 18 年 2 月 8 日) 平成 18 年 2 月 8 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	(平成 18 年 3 月 27 日) 平成 18 年 2 月 8 日 ~ 平成 19 年 1 月 12 日	86,940,000 円
変更理由： 工事用船舶と出入港船舶との間で岸壁・泊地の使用について利用調整が必要なため。 変更理由と変更後の工程表が即していない内容： ジャケット工場製作工（注 2）といった変更理由と合致しない作業の期間が延長。 （注 2）ジャケット工法・・・当該岸壁は栈橋構造を採用しており、一般的には栈橋構造の場合、基礎構造物（杭）の構築後、上部工（床板）は鉄筋コンクリートで構築するが、ジャケット工法では上部工を鋼材で構築する。 ジャケット工法では、上部工を別の場所で製作し、基礎構造物の上に載せれば、岸壁がほぼ完成する。 この工法の長所は、基礎構造物の施工中に上部構造物の製作ができるため工期が短縮できることにある。				

工事名	請負金額	(契約年月日) 変更前工期	(変更年月日) 変更後工期	国からの 補助金額
改修響 灘東岸 壁(-5.5 m)×2工 区)工事	210,000,000 円	(平成 18 年 2 月 8 日) 平成 18 年 2 月 8 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	(平成 18 年 3 月 27 日) 平成 18 年 2 月 8 日 ~ 平成 19 年 1 月 12 日	84,000,000 円
	変更理由： 工事用船舶と出入港船舶との間で岸壁・泊地の使用について利用調整が必要なため。 変更理由と変更後の工程表が即していない内容： 本土工(ジャケット製作) 上部工、付属工および渡版受工といった変更理由と合致しない作業の期間が延長。			
環境新 門司緑 地(2工 区)工事	93,450,000 円	(平成 18 年 2 月 24 日) 平成 18 年 2 月 24 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	1 回目： (平成 18 年 3 月 28 日) 平成 18 年 2 月 24 日 ~平成 18 年 7 月 31 日 2 回目： (平成 18 年 7 月 26 日) 平成 18 年 2 月 24 日 ~平成 18 年 11 月 25 日	46,725,000 円
	変更理由： (1 回目) 工事現場を唯一の搬入路として通行している埋立地への土砂運搬車両の代替仮設道路の工事が遅延しているため本工事の本格的な着手が不可能。 (2 回目) 本工事施行箇所の支持地盤が当初想定よりも悪いため地盤改良および軟弱堆積土を鍬取り置き換えする必要性。 施行箇所内現況路面下にボックスカルバートが埋設されていたため補強が必要となり調査および補強構造の検討に日数を要する。 1 回目の変更理由と変更後の工程表が即していない内容： 緑地の盛土工、擁壁工、遊歩道、排水工、後片付けの代替仮設道路の工事が遅延といった工期の延長理由に即さない作業の期間が延長。			

工事名	請負金額	(契約年月日) 変更前工期	(変更年月日) 変更後工期	国からの 補助金額
改修(統 合)大里 防波堤 外(3工 区)工事	90,510,000 円	(平成 18 年 2 月 22 日) 平成 18 年 2 月 22 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	(平成 18 年 3 月 16 日) 平成 18 年 2 月 22 日 ~ 平成 18 年 9 月 30 日	30,094,000 円
	変更理由： 係留施設の移設に伴う調整に不測の日数を要したため。			
	変更理由と変更後の工程表が即していない内容： 本土工(方塊製作工)、消波工(消波ブロック製作)などの係留施設の移設に関係しない作業の期間が延長。			
改修響 灘岸壁 (-5.0 m)上部 工工事	57,225,000 円	(平成 18 年 2 月 1 日) 平成 18 年 2 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	1 回目： (平成 18 年 3 月 28 日) 平成 18 年 2 月 1 日 ~ 平成 18 年 6 月 20 日 2 回目： (平成 18 年 6 月 13 日) 平成 18 年 2 月 1 日 ~ 平成 18 年 7 月 15 日	19,666,500 円
	変更理由： (1 回目) 事業調整に日数を要し、それに伴う工程の見直しを行ったため。 (2 回目) 鋼管杭打設前に現地地盤を調査した結果、工法の変更の必要性が生じたため。			
	1 回目の変更理由と変更後の工程表が即していない内容： 上部工、構造物取り壊しといった変更理由と合致しない作業の期間が延長。			

(表-11)(A)のみに該当する工事

工事名	請負金額	(契約年月日) 変更前工期	(変更年月日) 変更後工期	国からの 補助金額
環境新 門司緑 地工事	97,650,000 円	(平成 18 年 2 月 10 日) 平成 18 年 2 月 10 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	1 回目： (平成 18 年 3 月 23 日) 平成 18 年 2 月 10 日 ~ 平成 18 年 7 月 31 日 2 回目： (平成 18 年 7 月 24 日)	48,825,000 円

工事名	請負金額	(契約年月日) 変更前工期	(変更年月日) 変更後工期	国からの 補助金額
			平成 18 年 2 月 10 日 ~ 平成 18 年 10 月 31 日	
	変更理由： (1 回目) 工事現場を唯一の搬入路として通行している埋立地への土砂運搬車両の代替仮設道路の工事が遅延しているため本工事の本格的な着手が不可能。 (2 回目) 工範囲内地盤が当初想定したより悪く、地盤改良の必要性。 施工範囲内に加圧パイプが埋設されていることが判明し、断面変更の検討に時間を要した。			
脇田漁 港地域 水産(臨 港道路) 工事	286,650,000 円	(平成 17 年 11 月 25 日) 平成 17 年 11 月 25 日 ~平成 18 年 3 月 31 日	(平成 18 年 3 月 28 日) 平成 17 年 11 月 25 日 ~ 平成 19 年 2 月 28 日	143,325,000 円
	変更理由： 上部工の製作についての構造計算照査に時間を要したため桁製作の着工が遅れたため。 隣接工事が作業ヤードを作業用通路として使用することから、当初予定していたヤード面積の確保が困難となり、さらに隣接工事との調整も必要となったため。			

(表-10) および (表-11) の請負金額合計：1,052,835,000 円

(表-10) および (表-11) 上表の国からの補助金額合計：459,575,500 円

港湾空港局に、上記(A)、(B) (表-10) (表-11) のような工事請負契約の発生理由を確認したところ、

「自治体においては地方自治法に基く単年度会計が原則のため、当該年度予算で市が翌年度の債務負担を負うためには、地方自治法の第 213 条(繰越明許費)の手続きと北九州市議会の議決が必要となる。また、国庫補助事業の場合は、財政法第 43 条(繰越使用の承認)により財務大臣の承認が必要となる。

このため、議会の承認および国の承認により工事の発注が遅れるのを回避するため、年度末に全体の繰越工事を把握し、年度末までの工期で一旦契約するとともに、承認を受けた後に適正工期で変更契約を行っており、当初の契約工期では完成させることが困難な工事も発生している。」

とのことであった。

地方自治法

(繰越明許費)

第213条

歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

財政法

(繰越使用の承認)

第 43 条

各省各庁の長は、第 14 の 3 第 1 項又は前条但書の規定による繰り越しを必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならない。

2 前項の承認があつたときは、当該経費にかかる歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内において、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

3 各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、財務大臣及び会計検査院長に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、第 31 条第 1 項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第 3 項の規定による通知は、これを必要としない。

例えば、改修響灘東岸壁(- 5.5m)工事の場合、適正工期は平成 18 年 2 月 8 日から平成 19 年 1 月 12 日である。しかし、適正工期のまま工事契約を結ぼうとすると、翌年度の債務負担に関する承認が必要となる。つまり、当該工事は国庫補助事業のため、地方自治法の第 213 条の手續と市議会の議決および財政法第 43 条による財務大臣の承認が必要となってくる。承認等を待っている間は、工事の契約および発注が遅れるため、工期を単年度にて終了するように平成 18 年 3 月 31 日までに設定することにより工事の契約を結び、翌年度の債務負担に関する承認等の手續を一旦回避している。そして、工事の契約後に翌年度の債務負担に関する市議会の議決および国の承認を得ることにより、適正工期へと変更している。((図-5) 「工事の繰越手続きの流れ」参照)

つまり、本来はありえない工程表を作成し、不適切な工期で契約を締結するのは、地方公共団体のあるべき姿として望ましいものではない。

そもそも、短期間の工期で契約してしまえば、市議会の議決は必要ないが、適正な工期については、市内部での承認とチェックは必要なのであるから、通常ありえない短期

工期の工事契約は、厳格にチェックする必要があるといえる。市内部のチェック、承認体制が存在するにもかかわらず、不適切に短期間の工期で終了する工事契約が承認されてしまうのであれば、そのチェック、承認体制にも問題があったといわざるを得ない。

地方自治法第 213 条、財政法第 14 条の 3 では、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる」と規定している。

よって、予算を繰り越して使用する工事については、事前に地方自治法の第 213 条の手續と市議会の議決および財政法第 43 条による財務大臣の承認を得た上で、適正な工期で工事契約を締結するのが望ましい。

また、再度の契約変更手續を前提とした契約手續は二重の事務処理負担を市と請負業者に負わせることになる。請負業者に対して不適正な資料作成を依頼していることにもなり、地方公共団体のあるべき姿として望ましいものではない。

地方公共団体が、不適正な資料作成を請負業者に依頼し、請負業者もそれに協力してしまう関係は、双方合意の上とは言え、適切な関係であるとは言えない。不適正な資料作成と契約変更を前提とした契約締結を止めて、事務処理手續の簡素化に努め、あるべき工事契約のチェックと承認体制を確立し、適正な債務負担行為について市議会の議決および財務大臣の承認を得るように改善していかなければならない。

なお、このような不適正な事務処理については、平成 18 年度の市の監査委員監査においても同様の指摘があった。今後とも適正な事務処理に努められたい。

(意見 - 1) 翌年度債務負担を要する工事請負の契約について

翌年度債務負担を要する長期の工事請負契約については、地方自治法の第 213 条の手続と市議会の議決が、さらに国庫補助事業の場合には財政法第 43 条による財務大臣の承認が必要となる。承認等を待っている、工事の契約および発注が遅れるため、工期を単年度にて終了するように設定することにより工事の契約を結び、翌年度の債務負担に関する承認手続を一旦回避している。そして、工事の契約後に翌年度の債務負担に関する市議会の議決および国の承認を得ることにより、適正工期へと変更している。

しかし、事前承認等を待っていると工事の契約や発注が遅れるため、本来はありえない工程表を作成し、不適切な工期で契約を締結するのは、地方公共団体のあるべき姿として望ましいものではない。

そもそも、短期間の工期で契約してしまえば、市議会の議決は必要ないが、適正な工期については、市内部での承認とチェックは必要なのであるから、通常ありえない短期工期の工事契約は、市内部において厳格にチェックする必要があるといえる。市内部のチェック、承認体制が存在するにもかかわらず、不適切に短期間の工期で終了する工事契約が承認されてしまうのであれば、そのチェック、承認体制にも問題があったといわざるを得ない。

地方自治法第 213 条、財政法第 14 条の 3 では、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる」と規定している。

よって、予算を繰り越して使用する工事については、事前に地方自治法第 213 条の手続と市議会の議決および財政法第 43 条による財務大臣の承認を得た上で、適正な工期で工事契約を締結するのが望ましい。

また、再度の契約変更手続を前提とした契約手続は二重の事務処理負担を市と請負業者に負わせることになる。請負業者に対して不適正な資料作成を依頼していることにもなり、地方公共団体のあるべき姿として望ましいものではない。

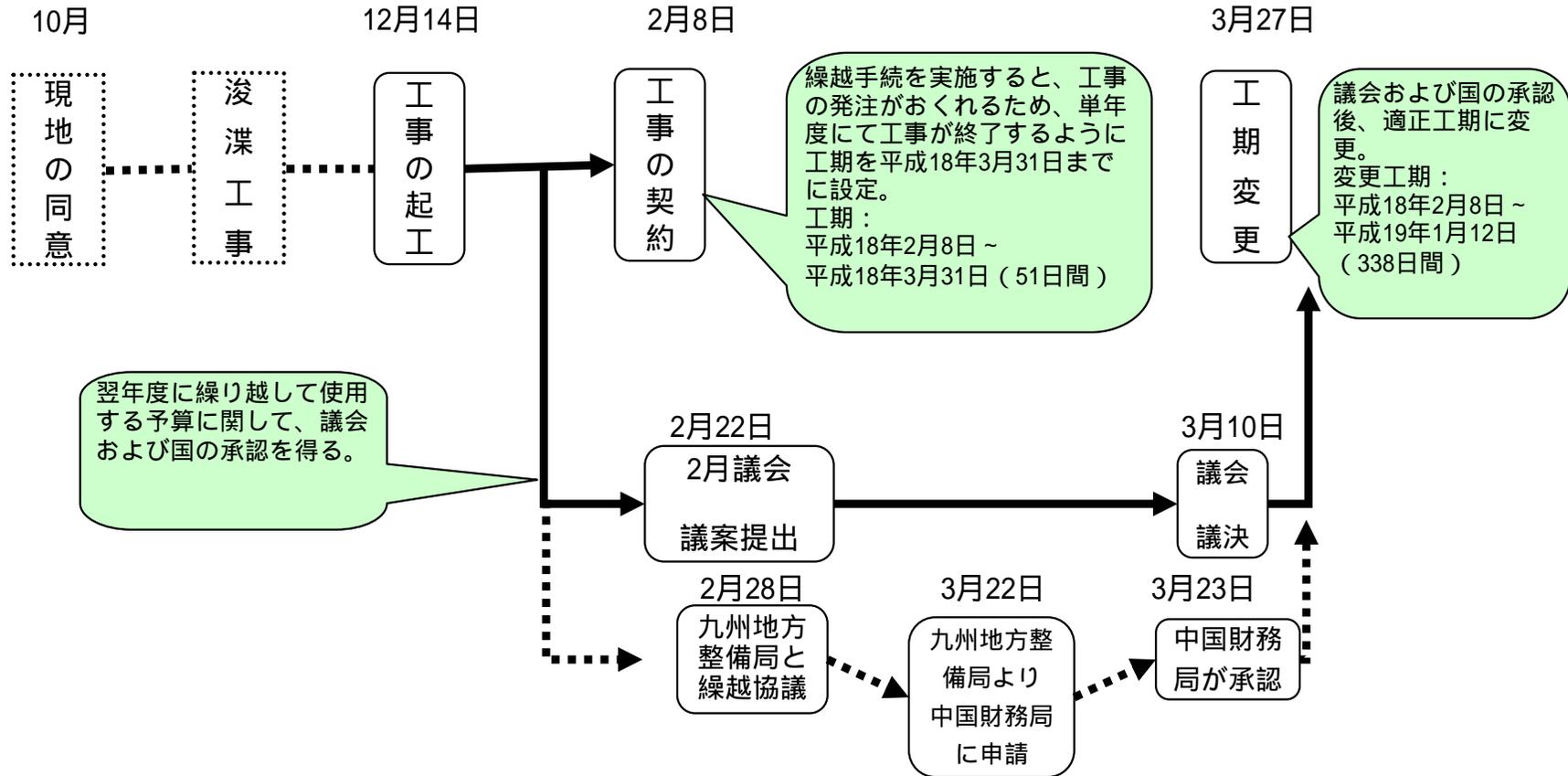
地方公共団体が、不適正な資料作成を請負業者に依頼し、請負業者もそれに協力してしまう関係は、双方合意の上とは言え、適切な関係であるとは言えない。不適正な資料作成と契約変更を前提とした契約締結を止めて、事務処理手続の簡素化に努め、あるべき工事契約のチェックと承認体制を確立し、適正な債務負担行為について市議会の議決および財務大臣の承認を得るように改善していかなければならない。

なお、このような不適正な事務処理については、平成 18 年度の市の監査委員監査においても同様の指摘があった。今後とも適正な事務処理に努められたい。

(図-5)

工事の繰越手続きの流れ

～改修響灘東岸壁（-5.5m）工事の場合～



- 2 . 予定価格算出時の人件費積算における賞与の見積もりについて

委託料の積算資料の大半は人件費が占めているが、人件費には賞与・手当を含むものとそうでないものがあり、委託料に含まれる人件費の範囲および積算方法について特に規定は設けられていない。

港湾空港局港営課では人件費を積算する上で、賞与・手当については業者の雇用および給与支払の実態と委託業務の内容に応じて、社会通念上妥当と認められるものについては予定価格の積算に含めて計上している。例えば、施設管理運営のように一定数の人員に事務を分担し継続的に従事させる必要のある業務については、賞与・手当を含めて人件費を積算し、清掃業務委託や警備業務委託等、必ずしも同一の者が継続的に事務従事する必要がない業務については、わざわざ賞与・手当を別に分けて積算することはなく、一定の基準に従って単価計算しており、賞与手当は単価の中に含まれていることになる。

参考として、賞与手当を含む委託契約として北九州市港湾施設管理運営業務委託の、賞与手当を含まない委託契約として平成 17 年度北九州港保安対策常駐警備業務委託の、北九州市の人件費積算根拠および賞与・手当の取扱いに関して以下取りまとめている。

(表-12)《賞与手当を含む委託契約》

(相手先名)	(件名)	
北九州埠頭株式会社	北九州市港湾施設管理運営業務委託	
(明細)		
積算根拠資料 (北九州市港湾施設管理運営業務委託料見積明細書より人件費のみ抜粋)		
給与費		
ア 給料		
業務責任者給料	292,456 円×12 月×1 名	=3,509,472 円
委託職員給料	188,672 円×12 月×20 名	=45,281,280 円
業務主任手当	18,867 円×12 月×4 名	=905,616 円
	合計	49,696,368 円
イ 賞与		
業務責任者給料	292,456 円×4.4 月×1 名	=1,286,806 円
委託職員給料	188,672 円×4.4 月×20 名	=16,603,136 円
業務主任手当	18,867 円×4.4 月×4 名	=332,059 円
	合計	18,222,001 円
ウ 共済費		9,430,465 円
給料、諸手当、賞与に係る事業主負担分		

(相手先名)	(件名)
49,696,368 円+18,222,001 円=67,918,369 円	
67,918,369 円×138.85/1,000 = 9,430,465 円	

(注3) 北九州市港湾施設管理運営業務委託は、北九州港湾港施設管理運営業務(管理運営補助)および北九州市港湾施設管理運営業務委託(維持・補修)より構成される。

(表-13)《賞与手当を含まない委託契約》

(相手先名)	(件名)
A社	平成17年度北九州港保安対策常駐警備業務委託
(明細)	
積算根拠資料 (北九州港保安対策常駐警備業務委託積算明細より人件費のみ抜粋)	
監視警備 延日数 2,920 日×単価(ア)円 = (イ)円	
立哨業務 延日数 1,444 日×単価(ウ)円 = (エ)円	
巡回業務 延日数 1,461 日×単価(オ)円 = (カ)円	
集中監視業務 延日数 365 日×単価(キ)円 = (ク)円	

(注4) 当該委託契約は指名競争入札であるため、来年度の入札に支障のないよう人件費単価等の具体的な数値は記号で表記した。

どちらも委託に係る人件費ということでは同じであり、なぜ見積もりの方法が異なるのか質問したところ、賞与、手当を含めて見積もっている北九州市港湾施設管理運営業務委託については、

「委託化以前は市の職員により実施されていたものであり、仕様書記載の業務に必要な人員の組織的な配置と継続的な事務従事が求められる。当該事務従事を前提とした雇用が行なわれることから、賞与・手当の積算計上は妥当と判断するもの。」との回答であった。

また、勤務予定日数に単価を掛けて人件費としている北九州港保安対策常駐警備業務委託については、

「同一者による属人的な業務従事の必要がない警備委託業務である。業務形態から日額による人件費積算が妥当と考えるもの。」との回答であった。

確かに港湾施設管理運営業務は、北九州市港湾事業についての幅広い知識と経験が必

要であり、そのためには人員の継続的な事務従事が望ましい。したがって、受託者としては、この業務のために人員を雇用しなければならなくなる可能性がある。しかし、人員の雇用は警備委託業務でも必要となる可能性はあるし、継続従事ならば保安対策常駐警備の重要性を考慮すれば、警備業務委託でも望ましいのは同様である。人員を雇用して継続従事させるのが望ましいのであれば、仕様書に記載すれば、必要十分なのであって、継続従事や雇用が必要な事を持って、委託業務に従事する職員の給与、賞与、手当をわざわざ積算する理由とするのには十分ではないと思われる。まして、賞与として、給与の何か月分を支給するかは委託先の企業が決定することであり、北九州市が関与するところではない。賞与は委託先企業が、その業績や人事考課等を考慮しながら決定することであり、委託を受けた事業を含め、委託を受けていない事業の業績も反映されるのである。したがって、委託業務に従事する職員に対して、北九州市と同じ賞与を積算する必要性はないと考える。また、北九州市と同じ水準の賞与を支払うように積算したとしても、競争原理が有効に働いている競争入札が行なわれれば、契約金額は競争原理が働いた金額に収斂することになるので、特に大きな問題にはならない。しかしながら、北九州市港湾施設管理運営業務委託は平成 10 年からの長期間にわたる特命随意契約であり、もともと競争原理が働いていない。競争原理の働かない特命随意契約であれば、積算金額がそのまま契約金額に繋がる可能性があるので、安易に賞与を北九州市と同じ水準で積算すべきではない。

そこで、港湾施設管理運営業務のような港湾事業にとって重要な業務を委託する場合には、継続従事による経験や知識を確保するために、研修などが必要である事を仕様書などに明記した上で、複数の業者に相見積もりをとって、給与と賞与を含めた、役職者別の標準単価を算定すべきである。

また、人件費の標準単価は、給与と賞与を含めて一日当たりの単価に統一されるのが望ましい。一日当たりの標準単価で全ての委託業務を積算することによって、北九州市が委託している業務間の比較が容易になるからである。特命随意契約の場合、業務を実施できる企業が一社しかないという特命理由もあり、相見積もりを入手することが出来ないケースもありうる。しかし、全ての委託契約の人件費を一日当たりの標準単価で積算すれば、競争入札が行なわれている契約の積算に使用された標準単価を参照することにより、特命随意契約の人件費であっても、競争原理の働いている人件費と比較することが可能となる。積算に使用した標準単価に落札率を乗じた単価が、概ね市場での単価に近いと思われるので、それを比較して、平均よりも極端に単価が高かったり、反対に低かったりする契約については、積算金額や契約内容の再チェックを行なうことによって、よりよい委託契約が可能になるとと思われる。

(意見 - 2) 人件費の積算における賞与の見積もりについて

北九州市港湾施設管理運営業務委託のように、人件費の積算について、役職者別に毎月の給与と給与 4.4 ヶ月分の賞与、業務主任手当が見積もられている契約がある。

賞与として、給与の何か月分を支給するかは委託先の企業が決定することであり、北九州市が関与するところではないので、北九州市と同じ賞与を積算する必要はない。

そこで、港湾施設管理運営業務のような港湾事業にとって重要な業務を委託する場合には、複数の業者に相見積もりをとるなどして、給与と賞与を含めた、役職者別の標準単価を算定すべきである。

また、人件費の標準単価は一日当たりの単価に統一されるのが望ましい。一日当たりの標準単価で全ての委託業務を積算することによって、北九州市が委託している業務間の比較が容易になるからである。それを比較して、平均よりも極端に単価が高かったり、反対に低かったりする契約については、積算金額や契約内容の再チェックを行なうことによって、よりよい委託契約が可能になると思われる。

- 3. 「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」の記載方法について

工事請負契約は、「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」において、工事請負に関する起工・決裁が行われ、これに基づき契約書類等その後の証憑が作成されることとなり、工事請負の起点となる重要な書類といえる。

しかし、平成 17 年度の契約室所管の工事請負契約に関する「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」を監査したところ、起工及び支出担当課記載欄の履行期間、施工方法(請負、委託)、前金払、中間前金払及び部分払の有無に関する各チェック項目のいずれかが鉛筆で記入されているものが、監査対象とした 47 件中 29 件あった。

北九州市の担当者によると、施工方法は件名から容易に判断されること、前払金、中間前払金、部分払は、契約期間および契約金額より北九州市契約規則で定まり、かりに遺漏があっても工事契約には支障がないため、一部の担当者が誤った認識により、鉛筆による記載をしているとのことであった。

「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」は事務の簡素化を図るため、港湾空港局整備課独自で運用しているもので、起工及び支出担当課記載欄を記入しなければ、契約事務を処理できないというものではないとのことではあるが、公文書であるという性質上、鉛筆書きによる記載は相応しくない。

よって、「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」の各チェック項目には、ボールペンにて記入した上で、工事請負に関する決裁を受ける必要がある。

(意見 - 3) 「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」の記載方法について

「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」において、工事請負に関する起工・決裁が行われ、これに基づき契約書類等その後の証憑が作成されることとなり、工事請負の起点となる重要な書類である。

しかし、「起工及び支出負担行為、契約締結について(伺い)」の起工及び支出担当課記載欄の履行期間、施工方法(請負、委託)、前金払、中間前金払及び部分払の有無に関する各チェック項目のいずれかが鉛筆で記入されているものがあった。

公文書であるという性質上、鉛筆書きによる記載は相応しくなく、各チェック項目をボールペンにて記入した上で、工事請負に関する決裁を受ける必要がある。

- 4 . 工事請負ファイル添付の写真への日付の記載について

請負工事の案件ファイルを開覧したところ、各工事案件の進捗を把握するために写真が綴られているが、綴られている写真に日付が記載されていない。

写真の撮影方法等は「北九州市土木工事施工管理基準」により実施しており、この基準に撮影日が必要である旨の記載が無く、また、北九州市の担当課で工事の工程は把握しており、写真の背景の状況を見て実際どのように進捗しているかを確認実施しているとのことであった。

また、請負業者には日付を入れるように指示しておらず、その代わりに被写体に対して、アップの写真と引いて背景が分かる写真を2枚撮影するよう指示している。

「北九州市土木工事施工管理基準」より抜粋

〔4〕写真管理基準

(工事写真の撮影基準)

3(2)撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。

工事名

工種等

測点(位置)

設計寸法

実測寸法

略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に貼付して整理する。特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

しかし、事後的に第三者が見ても進捗状況を確認することが出来るような措置として、写真に日付を入れ何月何日の状況なのか確認できるようにすることが望まれる。

(意見 - 4) 工事請負ファイル添付の写真への日付の記載について

各請負工事の案件ファイルを開覧したところ、各工事案件の進捗を把握するために写真が綴られているが、綴られている写真に日付が記載されていない。

写真の撮影方法等は「北九州市土木工事施工管理基準」により実施しており、この基準に撮影日が必要である旨の記載が無いものの、事後的に第三者が見ても進捗状況を確認することが出来るような措置として、写真に日付を入れ何月何日の状況なのか確認できるようにすることが望まれる。

< 第 3 セクターとの取引に関する意見 >

- 5 . 北九州埠頭(株)との委託契約における積算資料および予定価格について

(1) 平成 17 年度「北九州市港湾施設管理運営業務委託」契約の事務費の積算資料について

委託業務内容

北九州埠頭(株)との平成 17 年度「北九州市港湾施設管理運営業務委託」契約は、特命随意契約であり、事業費 196,000 千円、事務費 152,670 千円で構成されている。委託業務内容は、港湾施設管理運営補助業務（使用料の算定・調定・納入通知書発送に関すること、港湾施設等の巡回および指導の補助業務等）および港湾施設維持・補修業務（調査、設計、業者選定・発注・契約、監督、検査）である。

特命理由

・北九州埠頭(株)は、昭和 32 年 10 月に田野浦埠頭の公共性を担保した管理運営を行うために、旧門司市と田野浦埠頭立地企業の共同出資により設立された第 3 セクター（市の出資割合 51.2%）である。

・昭和 32 年から現在に至るまで田野浦埠頭などの公共港湾施設管理運営業務「北九州市港湾施設管理運営業務委託」および「北九州市港湾施設維持・補修業務委託」を北九州市より受託しており、港湾施設の管理運営業務を効率的に行う経験や実績が豊富である。

・本業務を委託することはこれまでの実績から現地を熟知していることや北九州市の指示にて迅速に対応することが可能である等の十分なメリットがあり、他社に委託することは困難である。

北九州市港湾施設管理運営業務委託の内容は、事業費および事務費で構成されており、事務費 152,670 千円の内容は人件費および物件費であるが、業務としては、維持・補修業務および管理・運営補助業務とに区分される。

(表-14) 事務費の 3 年間推移

(単位：千円)

	維持・補修業務			管理・運営補助業務(巡回業務)		
	契約金額	決算額	委託内容の変更点	契約金額	決算額	委託内容の変更点
平成15年度	18,900	22,113	委託人員2名増で計4名 1人当たりの人件費 4,474,690円	82,404	82,461	委託人員1名増で計18名。太刀浦くん蒸上屋を 対象施設に追加。 1人当たりの人件費 3,773,646円
平成16年度	28,350	29,221	巡回業務と一本化 委託人員2名増で計6名 1人当たりの人件費3,905,647円	92,925	92,925	委託人員3名増で計21名。小型船係留施設、 マリソコアの受付、不法投棄の処理等の業務 を追加。1人当たりの人件費 3,683,277円
平成17年度	37,800	37,800	委託人員2名増で計8名 1人当たりの人件費 3,854,246円	114,870	114,870	委託人員5名増で計26名。パース指定業務、 事務所における補助業務、響瀬西地区を対象 に追加。1人当たりの人件費 3,652,619円

上記、事務費の管理運営補助業務より、パース業務を除いた平成13年度から平成17年度までの5年間の積算の人件費および物件費の推移は、以下のとおりである。

(表-15)

管理運営補助業務(パース業務以外)の積算の人件費および物件費の5年間推移

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1. 給与費	41,767	58,364	60,319	67,918	67,918
給与等	29,922	41,938	43,473	49,696	49,696
賞与	11,844	16,425	16,846	18,222	18,222
2. 共済費	5,205	7,285	7,605	9,430	9,430
給与等	4,796	6,718	7,007	9,430	9,430
賞与	408	566	598	-	-
人件費合計	46,972	65,649	67,925	77,348	77,348
3. 物件費	1,898	1,910	2,182	1,737	2,735
軽自動車	916	73	855	977	1,008
燃料費	684	676	691	64	850
若戸大橋通行料	42	42	42	42	42
携帯電話購入費	36	4	5	6	6
携帯電話通話料	0	396	484	528	710
カメラ・双眼鏡	48	24	56	64	64
拡声器	170	33	46	53	53
4. 一般管理費	5,864	8,107	8,412	9,490	9,610
小計	54,735	75,667	78,520	88,576	89,694
調整額(千円未満切捨)	0	0	0	0	0
委託積算額(税抜き)	54,735	75,667	78,520	88,576	89,694
消費税額	2,736	3,783	3,926	4,428	4,484
委託積算額	57,471	79,450	82,446	93,004	94,178

管理運営補助業務(パース業務以外)の積算の人件費および物件費の5年間推移を比較すると、人件費は平成16年度と平成17年度は同額であり、一般管理費は人件費と物件費の合計金額の12%と5年間一度も変更されていない。また、物件費の内容も経費削減の努力が目に見えない状況である。

(意見 - 5) 平成17年度「北九州市港湾施設管理運営業務委託」契約の事務費の積算資料について

管理運営補助業務(パース業務以外)の積算の人件費は、平成16年度と平成17年

度は同額であり、一般管理費は、人件費と物件費の合計金額の12%と5年間一度も変更されていない。物件費の内容も経費削減の努力が目に見えない状況である。

よって、北九州埠頭(株)との委託契約(特命随意契約)である「北九州市港湾施設管理運営業務委託」の事務費の内のバース業務を除いた管理運営補助業務については、前年度ベースではなく、あるいは、一律で12%ではなく、詳細な積算に基づいた算定表が必要と考える。

(2) 平成17年度「北九州市港湾施設維持外業務委託」契約における予定価格について

委託業務内容

北九州埠頭(株)との平成17年度「北九州市港湾施設維持外業務委託」契約は、特命随意契約(245,700千円)であり、委託業務内容は、門司区太刀浦海岸地区他8地区のクレーン、可動橋、受電所等の点検および性能維持業務・夜間船舶が入港する際の準備作業・上屋の電気・機械関係の不良・故障箇所における状況確認等で、要員は12名となっている。

特命理由

- ・ 北九州埠頭(株)は、昭和32年10月に田野浦埠頭の公共性を担保した管理運営を行うために、旧門司市と田野浦埠頭立地企業の共同出資により設立された第3セクター(北九州市の出資割合51.2%)である。
- ・ 昭和32年から現在に至るまで北九州市より港湾施設の管理運営に関する委託業務を受注しており、港湾施設の管理運営を効率的に行うための経験および知識を有している。またガントリークレーン、高圧受電設備および可動橋等のメンテナンス業務を行うことができる電気・機械関係の技術職員を常時雇用しているため、突発的な事態が発生しても迅速かつ的確に対応できる。
- ・ 港湾施設を熟知するとともに、ガントリークレーン等の電気・機械設備を適切かつ効率良く維持補修するためのノウハウを持っている。これだけの知識およびノウハウを持った企業は他になく、委託業務を他社に委託することは困難である。

平成17年度「北九州市港湾施設維持外業務委託」算定表について

平成17年度「北九州市港湾施設維持外業務委託」算定表は、北九州市の予定価格といえるものである。

(表-16) 平成 17 年度「北九州市港湾施設維持外業務委託」積算表

(単位：千円)

項目	金額	摘要
1. 給与費	56,363	
給与等	41,241	286千円 ×12名× 12月 = 41,241千円
賞与	15,121	286千円 ×12名× 4.4 = 15,121千円
2. 共済費	7,826	
給与等	7,826	56,363千円 × $\frac{138.85}{1,000}$
賞与	0	
人件費合計	64,189	
3. 物件費	7,414	
4. 消耗品及び予備品等購入費	20,200	
5. ワイヤロープ購入及び取替	42,457	
6. 産廃処理費	3,092	
7. 時間外作業	12,494	
8. 外注費	61,947	
1.～8.まで合計	211,794	
9. 一般管理費	31,769	211,794千円 × 0.15
1.～9.まで合計	243,563	
調整額(千円未満切捨)	0	
委託積算額(税抜き)	243,563	
消費税額	12,178	243,563千円 × 0.05
委託積算額	255,741	

平成 17 年度「北九州市港湾施設維持外業務委託」積算表の物件費、産廃処理費、時間外作業、および外注費の 4 項目については、昨年度実績の金額であり、一般管理費は、各項目の合計に対して一律 15%で計算されている。また特命随意契約であるが、北九州埠頭(株)からの見積書の内訳である積算資料は提出されていない状況である。

なお、平成 18 年度より 10 百万円以上の契約について見積書への積算資料の添付が義務付けられたため、平成 17 年度以前は、北九州埠頭(株)からの見積書への積算資料の提出はなされていない。

(意見 - 6) 平成 17 年度「北九州市港湾施設維持外業務委託」契約における予定価格について

平成 17 年度「北九州市港湾施設維持外業務委託」積算表の物件費、産廃処理費、時

間外作業、および外注費の4項目については、昨年度実績の金額であり、一般管理費は、各項目の合計に対して一律15%で計算されており、経費削減の努力が目に見えない状況である。

よって、北九州埠頭㈱との委託契約である「北九州市港湾施設維持外業務委託」については、前年度ベースや、一律15%ではなく、詳細なる積算に基づいた予定価格が必要と考える。

- 6 . 北九州埠頭㈱との各業務委託契約に係わる施設使用の無償許可について

業務委託契約の条文に「委託業務を実施するに当たり、必要と認める範囲の施設および物件等を無償(一部施設については除く)で供与するものとする」と明記されているが、「必要と認める範囲」が北九州市の担当者と北九州埠頭㈱の担当者同士で確認しているにすぎない。

(意見 - 7) 北九州埠頭㈱との各業務委託契約に係わる施設使用の無償許可について

北九州埠頭㈱との各業務委託契約の条文に「委託業務を実施するに当たり、必要と認める範囲の施設および物件等を無償(一部施設については除く)で供与するものとする」と明記されているが、「必要と認める範囲」の確認資料がない。「必要と認める範囲」外の施設であれば、別途北九州市の使用許可を得る必要があることから北九州市と北九州埠頭㈱の確認資料があることが望ましいと考える。

- 7 . 日明コンテナ埠頭(株)との小倉コンテナターミナル施設運營業務委託契約について

(1) 委託業務内容

日明コンテナ埠頭(株)との平成 17 年度小倉コンテナターミナル施設運營業務委託に係わる委託業務契約 (24,255 千円) は、特命随意契約である。

(2) 特命理由

日明コンテナ埠頭(株)は、平成 6 年 12 月に北九州市と地元港湾運送業者との共同出資により、小倉コンテナターミナルの一元的管理を図るため第 3 セクターとして設立された会社であり、

- ・北九州市が直接管理運営を行うよりも経済的視点に立った業務の遂行が期待でき、高度な利用者サービスが提供できる。
- ・コンテナターミナルでの指示系統の一本化が図られる。
- ・小倉地区における港湾運送業者を網羅した第 3 セクターであり、北九州市あるいは港湾運送業者独自では直接展開できない事業を行うなど小倉地区の振興に寄与することが期待できるメリットがある。

(3) 平成 17 年度「小倉コンテナターミナル施設運營業務委託」積算表について

「小倉コンテナターミナル施設運營業務委託」積算表および必要人員算定表ならば平成 13 年度から平成 17 年度の契約金額の推移は、以下のとおりである。

(表-17)

平成 17 年度 小倉コンテナターミナル施設運營業務委託積算表 (単位：千円)

項目	金額	摘要
1. 給与費	18,197	
給与等	12,666	185千円 ×12月× 5.7名 = 12,666千円
期末勤勉手当	4,908	
時間外手当	622	
2. 共済費	2,426	
給与等	2,426	18,197千円 × $\frac{133.32}{1,000}$
賞与	0	
人件費合計	20,623	
3. 一般管理費	3,093	20,623千円 × 0.15
1. ~ 3. まで合計	23,717	
調整額 (千円未満切捨)	0	
委託積算額 (税抜き)	23,717	
消費税額	1,185	23,717千円 × 0.05
委託積算額	24,902	
委託契約金額	24,255	

(表-18) 施設運営業務委託 必要人員算定表

項目	年間処理件数	処理時間	年間必要時間 (A) × (B)
施設の巡回、監視に要する業務	958	2.0	1,916
施設の使用許可に要する業務			
・申請書の受付・審査	1,019	0.3	306
・許可書発行、データ入力	1,151	0.4	460
・調定・納入通知書発行	12	2.2	26
・港湾局までの往復の経費	241	0.5	121
施設内の運営および利用促進に関する業務			
・運営調整業務（対利用者）	405	2.4	972
・運営調整業務（対市民）	293	2.4	703
・運営調整業務（対委託者）	258	2.0	516
・情報収集、整理、情報提供	627	3.6	2,257
業務報告書等作成業務	241	2.2	530
管理事務に関する業務			
・入居者との調整業務	293	3.0	879
・共益費の算出業務	12	10.0	120
・小倉コンテナターミナル管理運営委員会事務局事務	74	7.5	555
合計			9,362
必要人員算出			$9361.6 \div 1,642.5 = 5.7$

職員の年間実働勤務時間は（365日 - 146日）× 7.5時間 = 1642.5時間

(表-19) 管理運営業務の当初受託からの契約金額および契約内容の推移表

年度	契約金額(円)	業務内容	対象施設	備考
平成 13 年度	25,032,000	・統括管理に関する業務 ・事務所等の巡回、監視に關する業務	荷さばき施設(追加) ・日明 6 号岸壁コンテナ荷さばき地(拡張)	平成 9 年 11 月日明 クレーン 供用開始
平成 14 年度	25,032,000	・事務所の使用許可等に関する業務	20646.04 m ²	
平成 15 年度	24,675,000	・収入調定等に関する業務	・日明 5 号クレーン 48.1t	
平成 16 年度	24,255,000	・コンピューター入力事務 ・施設内の運営および利用促進に関する業務・業務報告等		
平成 17 年度	24,255,000	・委託時間(8:30~17:00)		

「小倉コンテナターミナル施設運営業務委託」積算表は、北九州市の予定価格であり、給与人員は 5.7 名となっているが、人数の算定根拠は年間処理件数および処理時間については設立当初に設定されたままである。

また、一般管理費の管理比率 15%の根拠についても根拠資料が既に廃棄されており、詳しい経緯については不明であった。

また、給与人員の算定根拠である「小倉コンテナターミナル施設運営業務委託必要人員算定表」における施設内の運営および利用促進に関する業務における運営調整業務(対市民)703 時間、管理事務に関する業務における入居者との調整業務 879 時間・公益費の算出業務 120 時間についての根拠資料が既に廃棄されており、詳しい経緯については不明であった。

(意見 - 8) 日明コンテナ埠頭(株)との小倉コンテナターミナル施設運営業務委託契約について

平成 17 年度「小倉コンテナターミナル施設運営業務委託」の積算根拠である、「小倉コンテナターミナル施設運営業務委託必要人員」算定表の人員数の根拠となる年間処理件数および処理時間の数値が当初より変更されていない。

「小倉コンテナターミナル施設運営業務委託必要人員」算定表における施設内の運営および利用促進に関する業務および管理事務に関する業務等の根拠となる基礎資料が、既に廃棄されているため算定根拠が不明のもとでの単純な試算ではあるが、2,000 時間(注 5) 近くは削減できると考えられる。必要最低人員を 5.7 名から 4.5 名へ削減できると仮定して算出した場合、施設運営業務委託金額は、19,554 千円となり、4,700 千円 過大委託金額であったと考える。

なお日明コンテナ埠頭(株)の平成 18 年 3 月 31 日現在の人員は、4 名(総務課長・経理係長・業務グループマネージャー・業務グループマネージャー代理)および臨時社員 1 名の 5 名である。

(注 5)(表-18)より、

[施設内の運営および利用促進に関する業務 4,448 時間 + 管理事務に関する業務 554 時間] × 1/3 2,000 時間

(表-20) 職員数変遷

年月日	職員数(名)	契約金額(千円)
平成6年12月13日		
平成7年4月1日	8	992
平成8年4月1日	8	7,920
平成9年6月20日	7	12,206
平成10年7月1日	6	21,462
平成11年7月1日	5	24,129
平成12年7月1日	6	25,036
平成13年7月1日	6	25,032
平成14年7月1日	5	25,032
平成15年7月1日	5	24,675
平成16年7月1日	5	24,255
平成17年7月1日	5	24,255
平成18年7月1日	5	23,779

(注6) 平成15年6月より臨時1名(就業時間は、職員と同一)

(注7) 契約金の主な増減は、人事院勧告による。

(表-21) 試算 従業員を4名と仮定した場合の

平成17年度小倉コンテナターミナル施設運営業務委託算定表

(単位:千円)

月額給与	185	年間残業時間	378
		休日1時間当たり単価	1,648
給与	9,999		
期末勤勉手当	3,666		
時間外手当	623		
給与計	14,289		
共済費	1,905		
人件費計	16,194		
一般管理費	2,429		
税抜合計	18,623		
消費税	931		
試算合計金額(B)	19,554		
平成17年度委託金額(A)	24,255		
過大委託金(A)-(B)	4,700		

- 8 . 日明コンテナ埠頭㈱への港湾施設許可使用料の減免について

日明コンテナ埠頭㈱は北九州市からの小倉コンテナターミナル使用において、平成 16 年度 20,156 千円、平成 17 年度 17,811 千円の使用料の減免を受けている。減免理由は、主に小倉コンテナターミナル内岸壁においてコンテナ荷役を行う強制水先対象船舶に係わるということであり、内容は、ガントリークレーン使用料の減免ということである。

一方、日明コンテナ埠頭㈱は、平成 16 年度当期純利益 24,157 千円を計上し、法人税を 11,669 千円支払い、平成 17 年度では、当期純利益 25,093 千円を計上し、法人税を 10,518 千円支払っている。

なお、第 3 セクターでありながら、日明コンテナ埠頭㈱の代表取締役の経営努力、例えば新しい航路の開設による売上高の増加・役員報酬の削減・経費の削減等目を見張るのも確かであり、北九州市からの港湾施設許可使用料の 50%減免がなくても当期純利益を計上するまで、日明コンテナ埠頭㈱の成長を成し遂げたのは評価すべきと考える。

また、平成 17 年度決算書上は、資本金 90,000 千円、利益剰余金がマイナス 18,713 千円で、資本の部の合計は 71,286 千円となっている。したがって利益剰余金がマイナスである限り、資本の部は当期純利益を計上し、税金を支払っていかなければ、資本金まで回復しないのも事実である。

しかしながら、北九州市からの港湾施設許可使用料の減免を受けて、最終使用者に還元しているとはいえ、当期純利益を計上し、法人税を支払っていること、さらに、減免額の割合は、個別案件ごと北九州市の助役の決裁であることを考え合わせると減免割合については、現状の 50%減免を 0%にすべきとは言い難いが、少なくとも 25%にすべきであったと考える。

(意見 - 9) 日明コンテナ埠頭㈱への港湾施設許可使用料の減免について

日明コンテナ埠頭㈱は、北九州市からの小倉コンテナターミナル使用料の減免を受け、最終使用者に還元しているとはいえ当期純利益を計上し、法人税を支払っていることについては、利益剰余金がマイナスであること、日明コンテナ埠頭㈱が第 3 セクターでありながら独自の経営努力により成果を出していること等を考慮しても少なくとも日明コンテナ埠頭㈱が、減免割合を低減しても当期純利益を計上できるまでには、低減すべきであったと考える。

したがって、減免額の割合は個別案件ごと、北九州市の助役の決裁であることから、減免割合を 50%から 25%とし約 9 百万円程度の減免金額を削減させるべきであったと考える。

なお、北九州市は、最終使用者に対する減免の原資の一部を日明コンテナ埠頭㈱に

負担させるべきものではなく、減免の実施は港湾施策上必要なものとして、行政の負担において実施すべきものと考えている。

- 9 . 新門司マリーナの施設について

(1) 新門司マリーナの設置の背景

新門司マリーナの施設は、北九州市内において本格的なマリーナが整備されていない状況および平成3年当時においてはモーターボートおよびヨットの係留・保管艇数が、約400隻程度に増加する見込みにより、北九州市が、港湾整備の一環として公共マリーナを設置したものである。

実績としては、保管艇の推移は以下のとおりであり、平成3年より3倍程度の135艇に留まっている。

(表-22) 新門司マリーナ保管艇の推移(実績)表

年度	年度末保管隻数			出艇回数 (DY除く)
	海上	陸上	合計	
3	7	37	44	206
4	11	60	71	567
5	14	87	101	904
6	13	97	110	719
7	15	119	134	948
8	13	142	155	1,427
9	10	140	150	1,301
10	8	141	149	1,357
11	6	129	135	1,269
12	11	121	132	1,232
13	16	126	142	1,283
14	23	124	147	1,390
15	22	124	146	1,424
16	20	115	135	1,328

(2) 新門司マリーナの総事業費

新門司マリーナの総事業費は4,308百万円(内公共事業費3,808百万円)であり、うち北九州市の整備事業費は、2,777百万円(内補助事業2,292百万円)である。

(3) 新門司マリーナの運営

新門司マリーナの運営については、建設の経緯から公共性を確保しつつ、施設を効

率的に活用し、利用者への最良のサービス提供すべきものと考え運営主体として、平成 2 年 12 月に第 3 セクターとして新門司マリーナ(株)を設立し、運営を委託した。

しかしながら、新門司マリーナ(株)の業績が芳しくなく平成 16 年 4 月に、第 3 セクターである北九州埠頭(株)に営業譲渡をし、新門司マリーナ(株)は清算し、現在に至っている。

(4) 新門司マリーナ施設の使用料収入

平成 17 年度港湾施設の使用料は、北九州埠頭(株)5,972 千円、B 社 345 千円その他に C 社 1,751 千円の合計 8,069 千円である。なお、北九州埠頭(株)の使用料は、マリンスポーツの振興、海洋文化の育成及および海洋思想の普及に貢献しているという理由で使用料の 2 分の 1 を減免している。

平成 17 年度の新門司マリーナ施設使用料の減免率の 2 分の 1 は、平成 15 年度売上は、平成 16 年度においては 5,861 千円減少したため、減少額に見合う減免(5,972 千円)の結果であるとのことであった。

なお、使用許可は保管艇数(135 艇)のみであり、したがって使用料は収容能力の艇数(286 艇)ではなく保管艇数に対する使用料である。

過去からの減免率は以下のとおりである。

(表-23)

(単位：%)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
減免率	12	14	13	13	73	83	77	77	84	74	65	65	70	50	50

(5) 新門司マリーナのクレーン揚降施設、電気・機械設備の点検性能維持費用

北九州埠頭(株)に他の業務と一緒に「北九州市港湾施設性能維持外業務委託」として委託しているが、内訳によると 6,541 千円である。

(6) 北九州埠頭(株)の新門司マリーナ事業

平成 16 年 4 月に営業を譲受、マリーナ事業を展開しているが、間接費配賦後、営業譲渡後の事業年度である平成 16 年度、平成 17 年度においても部門赤字であり、収支改善の目処が立っていない状況である。

したがって、北九州埠頭(株)が、新門司マリーナ(株)から営業譲渡を受けた理由の正当性が、現状認められない状況である。

(表-24) 新門司マリーナの収支状況の推移

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
営業 収益	保管料	43,055	42,890	35,651	33,504
	テナント料	10,136	10,431	16,593	13,826
	その他売上	1,417	921		
	(売上総利益)	54,608	54,242	52,244	47,331
営業 費用	給与手当	2,587	2,581	1,503	5,994
	賞与	600	600		
	法定福利費	305	376	177	899
	福利厚生費	0	10		181
	旅費交通費	153	172	143	261
	通信費	192	172	128	169
	交際費	81	217		84
	減価償却費	14,701	14,817	4,036	6,082
	賃借料	4,619	3,926	5,972	5,972
	保険料	1,164	1,154	1,182	1,372
	修繕費	1,045	1,132	2,257	1,289
	水道光熱費	7,492	6,797	5,754	5,410
	社用車維持費	145	53		
	消耗品費	305	147	711	663
	租税公課	20	20	7,756	2,427
	固定資産税	2,593	2,280		
	図書事務用品費	238	152	180	
	広告宣伝費	548	441	325	314
	支払手数料	51	53		115
	諸会費	122	120		151
	地代家賃	720	467		394
	器具備品費	0	526		
	会議費	103	110		13
	業務委託費	21,148	19,727	19,946	18,424
	保守点検作業料	0		285	529
	安全対策費	1,704	1,706		
	清掃費	912	940		
	出向負担金	4,656	4,268		
	寄付金				19
	図書印刷費				212
	雑費	1,102	3,074	6,790	6,683
	一般管理費			6,557	
(販管費 計)	67,306	66,038	63,702	57,657	
営業損益	12,698	11,796	11,458	10,326	

營業外收益	受取利息	10	9	38
	雜收入	4,465	4,009	155
	保險金收入			96
	(營業外收益計)	4,475	4,018	155
營業外費用	雜損			
	退職給与引当金繰入			433
	開発費償却			8
	(營業外費用計)	0	0	441
	營業外損益	4,475	4,018	155
	經常損益	8,223	7,778	11,303
	特別利益			
	特別損失		4,763	
	税引前当期利益	8,223	12,541	11,303
	法人税等	324	324	280
	当期利益	8,547	12,865	11,303

(意見 - 10) 新門司マリーナ施設の運営について

平成 3 年に新門司マリーナ施設を設置した背景からは、現状はかなりかけ離れた状況であり、現在の新門司マリーナ施設の運営主体である北九州埠頭(株)の新門司マリーナ事業部門は、施設使用料の 2 分の 1 の減免、クラブハウス(平成 3 年、建物取得費 380 百万円)の譲受金額(119 百万円)の減額による減価償却を減少させても赤字である。

また、平成 16 年 4 月に新門司マリーナ施設の運営主体であった新門司マリーナ(株)を清算し、北九州埠頭(株)に営業譲渡した結果、新門司マリーナ事業は、単独事業としては、表舞台から消え去った形になっているが、未だ営業譲受先の北九州埠頭(株)の新門司マリーナ事業部門は赤字部門であり、第 3 セクターの北九州埠頭(株)が赤字を負担する形態に変わったに過ぎないのが現在の状況である。

よって、北九州市が新門司マリーナ施設を公益性の観点から今後とも必要と考えるならば、新門司マリーナ施設の運営主体である第 3 セクターの北九州埠頭(株)の営業努力は当然であるが、北九州市においてもクラブハウスの取得等抜本的な対策が必要と考える。

(意見 - 11) 新門司マリーナ施設使用料の減免率の根拠について

北九州市は、新門司マリーナ施設使用料の減免率について、平成 17 年度新門司マリーナ部門の収支計画を策定していないため、平成 15 年度から平成 16 年度にかけての売上減少額 5,861 千円に見合う金額で減免率を決定している。減免率については、売上の減少金額ではなく、会社の経営努力を考慮して売上高の減少金額に売上粗利益率を乗じた金額を限度に決定されるべきと考える。

よって、平成 17 年度の売上粗利益率 47%で試算すると 2,754 千円の減免となり、減免率は 23%となる。

< 臨海土地造成事業に関する意見 >

臨海土地造成事業の概要

(1) 制度趣旨

臨海土地造成事業は、北九州市港湾空港局の港湾整備特別会計の埋立事業の一環として行われ、港湾施設と一体となった臨海型工業用地、流通業務用地を埋立造成し、供給することにより都市基盤を整備することを目的としている。

なお、埋立造成のための建設事業費は市債を財源として行われ、埋立完了後の竣工済土地の売却収入で元利償還等を行うこととされている。

(2) 港湾整備特別会計要約収支表

臨海土地造成事業が含まれる港湾整備特別会計の最近 5 ヶ年の収支実績を(表-25)港湾整備特別会計要約収支表として以下に示す。

(表-25) 港湾整備特別会計要約収支表

(単位：千円)

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(歳入)					
使用料及び手数料	2,388,669	2,374,797	2,425,091	2,420,396	2,599,500
財産収入	2,115,900	1,552,021	2,025,196	3,894,133	4,469,828
財産収入運用収入	554,649	527,172	508,163	569,266	535,519
埋立事業財産貸付収入	219,978	224,361	229,913	314,611	287,288
機能施設事業不動産売却収入	334,226	302,753	278,151	254,512	248,049
基金運用収入	443	58	98	142	182
財産売却収入	1,561,251	1,024,848	1,517,033	3,324,866	3,934,308
埋立事業不動産売却収入	1,467,472	725,731	1,326,446	2,948,233	3,934,308
機能施設事業不動産売却収入	93,778	299,117	190,586	376,632	0
繰入金	-	1,504,627	1,357,267	1,275,749	1,188,280
特別会計繰入金	-	1,504,627	1,357,267	1,275,749	1,188,280
公債償還特別会計繰入金	-	1,504,627	1,357,267	1,275,749	1,188,280
繰越金	50,483	244,002	833,726	1,508,484	2,935,056
諸収入	591,657	700,821	1,054,640	396,308	188,926
延滞加算金及び過料	613	451	2,692	120	214
受託事業収入	-	-	162,036	-	-
雑収	591,044	700,369	889,912	396,188	188,711
埋立事業雑収入	536,910	530,959	540,946	157,744	100,529
機能施設事業雑収	54,133	169,410	348,965	238,443	88,181
市債	7,763,000	11,825,000	6,959,000	4,714,000	2,343,000
市債	7,763,000	11,825,000	6,959,000	4,714,000	2,343,000
埋立事業債	4,415,000	4,304,000	3,771,000	2,380,000	952,000
機能施設事業債	3,348,000	7,521,000	3,188,000	2,334,000	1,391,000
(歳入合計)	12,909,711	18,201,269	14,654,922	14,209,071	13,724,591

(単位：千円)

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
(歳出)					
港湾整備事業費	12,665,709	17,367,542	13,146,438	11,274,014	11,913,123
埋立事業費	852,523	1,017,313	1,559,756	1,721,817	419,101
埋立総務費	320,597	317,497	240,891	171,592	136,892
新門司埋立費	85,322	59,862	202,914	386,721	75,429
響灘西埋立費	143,808	224,609	759,967	1,024,935	165,617
砂津埋立費	49,308	17,067	61,850	0	0
川代埋立費	135,243	394,439	121,858	119,434	3,617
響灘埋立費	118,243	3,835	0	0	0
響灘東埋立費	0	0	17,022	19,134	37,545
新空港受託	0	0	155,251	0	0
機能施設事業費	4,289,130	8,248,939	3,994,822	2,925,196	1,803,650
繰出金	7,523,556	8,101,229	7,591,760	6,626,850	6,490,789
埋立費繰出金	5,804,267	6,209,359	5,566,242	4,562,058	4,463,857
機能施設費繰出金	1,719,289	1,891,869	2,025,518	2,064,792	2,026,931
基金積立金	500	60	100	150	3,199,581
(歳出合計)	12,665,709	17,367,542	13,146,438	11,274,014	11,913,123

なお、上記において臨海土地造成事業が含まれる埋立事業に係る項目(埋立造成事業に係る市債の発行、償還・利払関連項目を含む。)は網掛部分である。

(3) 平成17年度末の臨海土地造成事業の内容

平成17年度末現在の臨海土地造成事業の概要は以下の(表-26)のとおりとなっている。

(表-26)

		新門司2期地区 (マリナクロス新門司)	太刀浦地区	西海岸地区
事業規模	事業予算	未定 千円	7,459,212 千円	1,348,718 千円
	総面積	1,616,412 m ²	201,780 m ²	33,187 m ²
	竣工済面積	1,362,412 m ²	201,780 m ²	33,187 m ²
	売却済面積	795,391 m ²	199,394 m ²	17,303 m ²
	未売却地面積	567,021 m ²	2,386 m ²	15,884 m ²
	未竣工地面積 (仕掛土地)	254,000 m ²	- m ²	- m ²
埋立開始時期		昭和48年度	昭和48年度	昭和59年度
埋立完了(予定)時期		平成22年度	昭和63年度	平成3年度
分譲開始時期		昭和60年度	昭和51年度	昭和12年度
分譲完了予定時期		未定	未定	未定
		砂津地区	響灘東地区	
事業規模	事業予算	925,510 千円	未定 千円	
	総面積	18,584 m ²	4,644,530 m ²	
	竣工済面積	18,584 m ²	4,035,979 m ²	
	売却済面積	5,028 m ²	3,414,470 m ²	
	未売却地面積	13,556 m ²	621,509 m ²	
	未竣工地面積 (仕掛土地)	- m ²	608,551 m ²	
埋立開始時期		平成9年度	昭和42年度	
埋立完了(予定)時期		平成15年度	平成19年度	
分譲開始時期		平成13年度	昭和43年度	
分譲完了予定時期		未定	未定	

以下、主な臨海土地造成事業として新門司 2 期地区(マリナクロス新門司)及び響灘東地区(響灘臨海工業団地)について平成 17 年度末の募集要項を記載する。

マリナクロス新門司

マリナクロス新門司は、西日本の国内物流拠点として整備を進めている地区で、物流関連企業、メーカー等の立地が予定されている。

同地区は、新門司インターチェンジにより高速道路網にアクセスできるとともに、大阪、神戸、徳島、東京に内航フェリーが就航しており、国内輸送には欠かせない輸送モードが整っている。

また、平成 18 年 3 月 16 日に 24 時間離発着可能な新北九州空港が開業しており、隣接する太刀浦コンテナターミナルとあわせて、陸海空の複合輸送モードを駆使できる国内有数の物流拠点として、さらなる飛躍が見込まれている地区である。

以下、マリナクロス新門司のロケーションを(図-6)に示す。

(図-6)



(北九州市のホームページより転載)

同地区の分譲条件は平成 17 年度末現在で以下のようになっている。

- a 分譲価格 標準地からの比準
標準地の価格 32,700 円/㎡ ~ 32,500 円/㎡
- b 分譲区画 小区画 13 (1,000 ㎡ ~ 9,500 ㎡)
大区画 7 (10,700 ㎡ ~ 174,000 ㎡)
- c 申込期間 随時
- d 分区 商港区
2 区画は工業港区
- e 用途地域 準工業地域、工業地域

建ぺい率 60% 容積率 200%

- f 用水 上水道給水
- g 排水 処理主体 個別企業、排水先 瀬戸内海
- h 電力 造成地入口まで 66kV 高压線敷設
造成地内に 6kV 普通高压線敷設

響灘臨海工業団地

響灘臨海工業団地は、大型港湾施設と一体となったインダストリアルパークを目指しており、近隣地域を含めて 2,000ha に及ぶ埋立事業を進めており、響灘西部地区では 15m の大水深バースを有するひびきコンテナターミナルが平成 17 年 4 月に供用開始しており、また、将来の交通量増大に対応するため新若戸道路を現在整備中である。

地理的にも中国・韓国などアジアに最も近いという条件を兼ね備えていることから、アジアに向けた生産・貿易拠点づくりに適している地区である。

以下、響灘臨海工業団地のロケーションを(図-7)に示す。

(図-7)



(北九州市のホームページより転載)

同地区の分譲条件は平成 17 年度末現在で以下のようになっている。

- a 分譲価格 標準地からの比準
標準地の価格 23,200 円/㎡ ~ 23,400 円/㎡
- b 分譲区画 小区画 6 (6,000 ㎡ ~ 7,170 ㎡)
大区画 11 (11,450 ㎡ ~ 370,000 ㎡)
- c 申込期間 随時
- d 分区 工業港区
2 区画は商港区

- e 用途地域 工業専用地域・準工業地域
建ぺい率 60% 容積率 200%
- f 用水 上水道給水、工業用水給水
- g 排水 処理主体 個別企業、排水先 瀬戸内海
- h 電力 造成地入口まで 66kV 高圧線敷設
造成地内に 6kV 普通高圧線敷設

- 10 . 未売却地の早期売却又は用途変更に伴う財務体質の健全化について

(1) 竣工済土地の売却状況について

臨海土地造成事業の地区ごとの販売実績を年度毎の売却面積(m²)、売却金額(千円)及び単価(円/m²)で示すと次のようになる。

新門司 2 期地区

新門司 2 期地区においては、数量・金額では平成元年度および 2 年度の土地開発公社への売却をピークとしバブル崩壊の景気後退の影響を受けて平成 9 年度までは減少傾向となり、その後の 5 年は売却無しの状態が続いたが、ここ 3 年で、国(平成 15 年度 農林水産省)、北九州市(平成 16 年度 一般会計、平成 17 年度 港湾空港局臨海部産業用地貸付特別会計)への売却により売却実績を挙げている。

また、売却単価をみると、平成 8 年度および平成 9 年度をピークとして、ここ 3 年の実績では下降傾向にあるといえる。

(表-27)

年度	新門司 2 期地区		
	面積(m ²)	売却額(千円)	単価(円/m ²)
昭和 51 年度	-	-	-
昭和 52 年度	-	-	-
昭和 53 年度	-	-	-
昭和 54 年度	-	-	-
昭和 55 年度	-	-	-
昭和 56 年度	-	-	-
昭和 57 年度	-	-	-
昭和 58 年度	-	-	-
昭和 59 年度	-	-	-
昭和 60 年度	48,796.12	1,210,143	24,800
昭和 61 年度	45,746.91	1,189,419	26,000
昭和 62 年度	-	-	-
昭和 63 年度	-	-	-
平成元年度	157,639.16	4,650,355	29,500
平成 2 年度	145,239.22	5,214,087	35,900
平成 3 年度	92,305.36	5,039,872	54,600
平成 4 年度	62,859.81	3,486,509	55,465
平成 5 年度	-	-	-
平成 6 年度	16,331.74	943,971	57,800
平成 7 年度	27,201.71	1,655,374	60,856
平成 8 年度	3,400.17	213,530	62,800
平成 9 年度	7,205.28	452,491	62,800
平成 10 年度	-	-	-
平成 11 年度	-	-	-
平成 12 年度	-	-	-
平成 13 年度	-	-	-
平成 14 年度	-	-	-
平成 15 年度	30,000.00	1,200,000	40,000
平成 16 年度	53,367.84	1,921,242	36,000
平成 17 年度	105,297.53	3,413,935	32,422

(注 8) 平成 17 年度末 未売却地面積 567,021 m²

太刀浦地区

太刀浦地区においては、数量・金額では平成2年度の民間への8件の売却をピークとし平成9年度までは減少傾向となり、その後は売却無しの状態となっている。

また、売却単価をみると、平成7年度がピークとなっており、最後の売却年度では若干下降傾向となっている。

(表-28)

年度	太刀浦地区		
	面積(m ²)	売却額(千円)	単価(円/m ²)
昭和51年度	11,771.33	147,141	12,500
昭和52年度	-	-	-
昭和53年度	4,901.70	58,967	12,030
昭和54年度	13,106.27	446,834	34,093
昭和55年度	3,000.00	104,900	34,967
昭和56年度	37,518.32	1,442,794	38,456
昭和57年度	-	-	-
昭和58年度	7,214.23	302,997	42,000
昭和59年度	16,894.29	996,763	59,000
昭和60年度	-	-	-
昭和61年度	-	-	-
昭和62年度	6,266.71	322,735	51,500
昭和63年度	9,902.85	522,474	52,760
平成元年度	21,055.55	1,179,110	56,000
平成2年度	61,684.55	4,308,644	69,850
平成3年度	-	-	-
平成4年度	-	-	-
平成5年度	4,955.19	314,654	63,500
平成6年度	-	-	-
平成7年度	549.61	39,571	72,000
平成8年度	-	-	-
平成9年度	573.12	38,914	67,900
平成10年度	-	-	-
平成11年度	-	-	-
平成12年度	-	-	-
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-

平成 15 年度	-	-	-
平成 16 年度	-	-	-
平成 17 年度	-	-	-

(注 9) 平成 17 年度末 未売却地面積 2,386 m²

西海岸地区

西海岸地区においては、平成 12 年度に北九州市企画・学術振興局及び北九州市経済局への 2 件の売却があり、さらに平成 14 年度に北九州市企画政策室への売却があり、そして平成 16 年度に民間への売却が 1 件あるに留まっている。

また、売却単価では、平成 12 年度がピークとなっている。

(表-29)

年度	西海岸地区		
	面積(m ²)	売却額(千円)	単価(円/m ²)
平成 12 年度	11,674.09	1,495,000	128,061
平成 13 年度	-	-	-
平成 14 年度	4,200.03	498,400	118,666
平成 15 年度	-	-	-
平成 16 年度	1,428.52	178,565	125,000
平成 17 年度	-	-	-

(注 10) 平成 17 年度末 未売却地面積 15,884 m²

砂津地区

砂津地区においては、平成 13 年度に北九州市消防局への売却があり、さらに平成 17 年度に国(九州地方整備局)との土地の交換による 2 件のみの状況である。

また、売却単価をみると、平成 17 年度の売却単価は、平成 13 年度からは大幅に下落している。

(表-30)

年度	砂津地区		
	面積(m ²)	売却額(千円)	単価(円/m ²)
平成 12 年度	-	-	-
平成 13 年度	2,510.00	782,960	311,936
平成 14 年度	-	-	-
平成 15 年度	-	-	-
平成 16 年度	-	-	-
平成 17 年度	2,518.02	470,000	186,654

(注 11) 平成 17 年度末 未売却地面積 13,556 m²

響灘東地区

響灘東地区においては、数量では昭和 45 年度を、金額では昭和 48 年度をピークとし、途中平成 3 年度から平成 5 年度、平成 8 年度から平成 10 年度までの期間を除き売却実績がある。

また、売却単価をみると、平成 7 年度をピークとして下降傾向にあるといえる。

(表-31)

年度	響灘東地区		
	面積(m ²)	売却額(千円)	単価(円/m ²)
昭和 43 年度	129,538.59	509,475	3,933
昭和 44 年度	-	-	-
昭和 45 年度	1,134,190.00	3,518,409	3,102
昭和 46 年度	168,635.47	497,806	2,952
昭和 47 年度	14,600.00	83,804	5,740
昭和 48 年度	756,587.10	4,398,637	5,814
昭和 49 年度	2,344.00	15,001	6,400
昭和 50 年度	3,295.98	23,731	7,200
昭和 51 年度	293,381.94	2,373,459	8,090
昭和 52 年度	17,250.01	181,125	10,500
昭和 53 年度	30,111.82	328,569	10,912
昭和 54 年度	42,646.24	493,706	11,576
昭和 55 年度	37,278.77	460,044	12,341
昭和 56 年度	32,719.07	451,523	13,800
昭和 57 年度	14,014.18	211,614	15,100
昭和 58 年度	147,868.85	2,242,680	15,167
昭和 59 年度	11,616.71	190,968	16,439
昭和 60 年度	88,396.53	1,483,965	16,788
昭和 61 年度	6,001.07	115,177	19,193
昭和 62 年度	35,624.45	716,851	20,122
昭和 63 年度	39,714.66	843,807	21,247
平成元年度	121,070.48	2,676,498	22,107
平成 2 年度	24,400.00	564,121	23,120
平成 3 年度	-	-	-
平成 4 年度	-	-	-

平成5年度	-	-	-
平成6年度	106,199.74	3,330,749	31,363
平成7年度	15,000.16	501,005	33,400
平成8年度	-	-	-
平成9年度	-	-	-
平成10年度	-	-	-
平成11年度	3,306.00	90,584	27,400
平成12年度	36,970.12	1,059,746	28,665
平成13年度	25,352.32	684,512	27,000
平成14年度	8,302.03	227,330	27,382
平成15年度	4,958.69	126,446	25,500
平成16年度	34,575.16	848,426	24,539
平成17年度	28,519.78	645,573	22,636

(注12) 平成17年度末 未売却地面積 621,509 m²

次に、最近5ヶ年の各臨海土地造成事業の土地売却収入の(当初)予算と収入実績を(表-32)として示す。

(表-32)

(単位：千円)

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	最直近契約日
埋立事業不動産売却事業						
土地売却収入	当初予算額	4,691	3,618	3,013	3,591	6,154
	補正予算額	3,101	2,967	1,668	1,078	0
	計	1,590	650	1,345	2,513	6,154
	収入済額	1,467	725	1,326	2,948	3,934
新門司地区	当初予算額	2,118	2,615	1,785	1,897	5,484
	補正予算額	1,604	2,615	585	-	0
	計	514	-	1,200	1,897	5,484
	収入済額	-	-	1,200	1,921	3,563
響灘東地区	当初予算額	2,572	1,003	1,228	1,195	202
	補正予算額	1,497	851	1,082	578	0
	計	1,075	15	145	616	202
	収入済額	684	227	126	848	336
西海岸地区	当初予算額	-	-	-	-	-
	補正予算額	-	498	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
	収入済額	-	498	-	178	-
砂津地区	当初予算額	-	-	-	499	468
	補正予算額	-	-	-	499	0
	計	-	-	-	-	468
	収入済額	782	-	-	-	34

(注13) 収入済額は調定額と一致している。

太刀浦地区については、売却収入が予算化されず、実績もない状況となっている。

以上のように、この5ヶ年の当初売却収入予算に対する収入実績(収入済額)でみると、当初予算からすると依然として販売状況は芳しいものとはいえず、その結果、各臨海土地造成事業において相当規模の未販売土地を保有している状況にある。

(2) 平成17年度末の未販売地の状況

平成17年度末の分譲地の未販売地の状況を(表-33)として示す。

(表-33)

	新門司2期地区	太刀浦地区	西海岸地区
総面積	1,616,412 m ²	201,780 m ²	33,187 m ²
竣工済面積	1,362,412 m ²	201,780 m ²	33,187 m ²
売却済面積	795,391 m ²	199,394 m ²	17,303 m ²
未売却地面積	567,021 m ²	2,386 m ²	15,884 m ²
竣工済面積に対する未売却地面積割合	41.6 %	1.2 %	47.9 %
未売却地面積の内貸付面積	- m ²	645 m ²	- m ²
未竣工地面積(仕掛土地)	254,000 m ²	- m ²	- m ²
分譲開始時期	昭和60年度	昭和51年度	平成12年度
	砂津地区	響灘東地区	合計
総面積	18,584 m ²	4,644,530 m ²	6,514,493 m ²
竣工済面積	18,584 m ²	4,035,979 m ²	5,651,942 m ²
売却済面積	5,028 m ²	3,414,470 m ²	4,431,586 m ²
未売却地面積	13,556 m ²	621,509 m ²	1,220,356 m ²
竣工済面積に対する未売却地面積割合	72.9 %	15.4 %	21.6 %
未売却地面積の内貸付面積	- m ²	93,904 m ²	94,549 m ²
未竣工地面積(仕掛土地)	- m ²	608,551 m ²	862,551 m ²
分譲開始時期	平成13年度	昭和43年度	

(注14) 新門司2期地区については、平成17年度において港湾整備特別会計から同じ港湾空港局内の特別会計である臨海部産業用地貸付特別会計に一旦売却(面積93,845.81 m²、単価32,500円/m²)し、その後、民間企業へ賃貸(単価1,300円/m²・年)している。

したがって、この面積を未売却地と考えれば、新門司2期地区の平成17年度末の未売却地面積は、660,866.81 m²となり、竣工済面積に対する未売却地面積割合は、48.5%となる。

上記のように、各臨海土地造成事業とも未売却地を有しているが、特に大型臨海土地造成事業である新門司2期地区および響灘東地区においては、バブル崩壊後の景気後退の影響を受けており、分譲開始から新門司2期地区では20年、響灘東地区では37年

経過した平成 17 年度末現在で、依然として、新門司 2 期地区では竣工面積の 41.6%、響灘東地区では 15.4%と相当規模の未売却地を抱えている状況にある。

臨海土地造成事業の事業費については、埋立事業費としてその全額が市債により調達され、埋立後の分譲売却収入により償還されるスキームとなっている。

したがって、竣工済土地の売却が進み、埋立事業に係る市債の償還が進まない限り、市債の利払負担が続くこととなる。

埋立事業に係る市債の平成 17 年度の状況は以下(表-34)のようになっている。

(表-34) 平成 17 年度末埋立事業に係る市債の状況 (単位：千円)

埋立事業名	対象分譲事業	H17年度残高	平均利回 (%)	H18年度以降 利払額	H18年度以降 元利支払額
新門司臨海	新門司2期地区	36,595,680	1.08	1,404,201	37,999,881
太刀浦臨海	太刀浦地区	3,211,388	1.31	96,425	3,307,813
西海岸臨海	西海岸地区	693,000	1.51	28,593	721,593
砂津臨海	砂津地区	809,000	1.57	47,014	856,014
響灘臨海計	響灘東地区	4,495,680	1.32	145,094	4,640,774
(響灘臨海)		(3,289,680)	1.57	(107,196)	(3,396,876)
(響灘東臨海)		(1,206,000)	0.64	(37,898)	(1,243,898)
計		45,804,748	1.13	1,721,327	47,526,075
響灘西臨海		13,920,000	1.87	620,446	14,540,446
戸畑臨海		791,000	0.75	37,161	828,161
公営企業災害復旧		40,159	2.00	2,034	42,193
合計		60,555,907	1.30	2,380,970	62,936,878

(注 15) 響灘西臨海事業は現在埋立中であり現在臨海土地造成事業はなく、戸畑臨海事業および公営企業災害復旧事業は対象となる臨海土地造成事業がない。

平成 17 年度末現在で、新門司 2 期地区他 4 地区の臨海土地造成事業に係る市債の残高は合計で 45,804,748 千円となっており、これらの市債が全て償還に至るまでに繰上償還がなければ 1,721,327 千円の利払負担が予定されている。

臨海土地造成事業に係る市債の償還原資は基本的には竣工済土地の売却収入であり、竣工済土地の売却が進捗しなければ償還予定時期に必要な額の借換債の発行が必要となり、さらなる利払負担が増加することとなる。

バブル崩壊後の景気後退の影響を受けて民間企業の設備投資意欲は減退し、土地需要は冷え込んでいた状況が続いていたが、ここ数年においては、若干の改善もみられるようである。北九州市の財政の健全化のために未売却地の早期売却が必要である。

また、土地が売却できなければ、市債について償還せずに借り換えたとしても、利払いの負担は続くことになるので、未売却地の早期売却又は賃貸などによる収入増加策も現状以上に進める必要があると考える。

(意見 - 12) 未売却地の早期売却又は用途変更について

平成 17 年度末の各臨海土地造成事業とも未売却地を有しており、特に大型臨海土地造成事業である新門司 2 期地区及び響灘東地区において、新門司 2 期地区では竣工面積の 41.6%、響灘東地区では 15.4%と相当規模の未売却地を抱えている状況にある。

臨海土地造成事業に係る市債の償還原資は基本的には竣工済土地の売却収入であり、竣工済土地の売却が進捗しなければ償還予定時期に必要な額の借換債の発行が必要となり、さらなる利払負担が増加することとなる。

北九州市の財政の健全化のために、未売却地の早期売却又は賃貸などによる収入増加策も現状以上に進める必要があると考える。検討されたい。

(意見 - 13) 新規埋立事業について

北九州市は、企業誘致のための臨海部における分譲地の埋立事業を実施しているが、現状における臨海土地造成事業については、バブル崩壊後の民間設備投資意欲の減退により、竣工済土地の売却が進んでおらず、相当規模での未売却地を抱えている状況にある。

臨海土地造成事業については、未売却地を抱えている現状から考えれば、未売却地の売却促進をはじめ効果的な竣工済土地の利用や活用に取り組むことが先決であり、今後当分の間、新たな臨海土地造成事業は行うべきでないと考える。

なお、北九州市では、現在のところ新規の臨海土地造成事業は計画していない。

- 11 . 竣工済土地の販売価格の決定に当たっての原価計算の必要性について

(1) 竣工済土地の販売価格の決定方法

北九州市港湾空港局の臨海土地造成事業に係る現状の竣工済土地の販売価格の決定方法は、以下のようになっている。

不動産鑑定評価の実施による分譲地の標準地価格の算出

北九州市市有財産審査委員会での決議による標準地価格の決定

各竣工済土地の個別区画の価格については、標準地からの比準価格により決定

このように、竣工済土地の販売価格の算定に関しては、不動産鑑定評価を基礎としており、また公会計の収支計算の構造上の必然性からも、竣工済土地の実際原価の観点からの価格決定、すなわち、竣工済土地の販売価格の決定に当たっての原価計算は実施されていない。

(2) 竣工済土地の原価計算

公会計においては、その基本が単年度の収支計算であるので、北九州市港湾空港局の臨海土地造成事業のように埋立開始から分譲にいたるまでに相当期間を要する場合には、単年度の収支計算とは別の計算で各臨海土地造成事業の発生原価を、竣工面積、仕掛面積および売却面積等の数量情報と関連付けて集計しない限り、原価計算はできないこととなる。

竣工済土地の原価計算については、通常、土地取得費他、竣工済土地の造成に直接に要した人件費および経費を集計する必要があるが、今回の竣工済土地の原価計算では過年度の港湾整備特別会計の数値、市債台帳のデータ等を使用し、かつ幾つかの仮定により推定計算したものが(表-35)である。

(表-35)

(単位：千円)

分譲地区	平成17年度末 累計原価(A)	平成17年度末市債 利払累計額(B)	現状市債借換前発行 市債利払累計額(C)	合計(D) (A) + (B) + (C)
新門司2期地区	45,313,039	3,917,466	25,936,461	75,166,967
太刀浦地区	7,459,212	455,185	7,644,538	15,558,936
西海岸地区	1,348,718	139,260	2,236,255	3,724,234
砂津地区	925,510	84,466	-	1,009,976
響灘東地区	22,226,010	688,246	5,629,859	28,544,116
合計	77,272,492	5,284,625	41,447,113	124,004,231

分譲地区	竣工換算面積(E)(㎡)	総平均原価 (D)/(E)(円/㎡)
新門司2期地区	1,468,262	51,195
太刀浦地区	201,780	77,108
西海岸地区	33,187	112,220
砂津地区	18,584	54,347
響灘東地区	4,344,255	6,571
合計	6,066,068	20,442

上記表の数値は以下の条件によって算定している。

平成17年度末累計原価(A)は、過年度から平成17年度までの港湾整備特別会計の埋立事業毎の「港湾整備事業費」の「埋立事業費」を集計した金額である。

但し、埋立事業費の総務費に含まれる埋立事業に係る直接人件費については本来集計すべきであるがデータ不足につき集計していない

平成17年度末市債利払累計額(B)は、平成17年度末の埋立事業に係る市債として提出された市債台帳により、各竣工済土地の市債について発行当初より平成17年度末の期間の利払額を集計したものである。

なお、市債の利払額については、基本的には金融費用として期間費用と考えられるが、企業会計上も、不動産事業のように、プロジェクト毎に特別の資金調達が行われ、開発工事等の支出金と支払利子との間に密接な因果関係がある場合は、通常のたな卸資産の取得形態とはその類型を異にするものと考えられている。

そこで、「企業会計原則」と関係諸法令との調整のために企業会計審議会が出した連続意見書ではむしろこのような場合を想定し、特殊な場合にはその原価算入を認める場合もあることを示唆しているものとする。このことは、連続意見書第三有形固定資産の減価償却について(企業会計審議会)第一の四において「建設に要

する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、これを取得原価に算入することができる。」として、資産の取得と因果関係が密接な建設のための支払利子は、その原価性を認めていることから明らかである。以上のような理論的な背景と、前述した不動産開発事業の特性から、支払利子は期間費用として処理することを原則とするが、このような特殊な場合の支払利子については、その原価算入を容認しても差支えないものと思われる。当臨海土地造成事業のように、埋立事業費が完全に市債によりヒモツキで調達されるのであるから、原価管理上の有効性からも分譲原価に含めるべきものとして計算している。

現状市債借換前発行市債利払累計額(C)は、平成 17 年度末現在の市債台帳から・市債台帳の事業名に「新門司臨海(60 年度)」のように当初発行年度の記載のあるもの

・市債台帳に借換回数の記載があるもの(但し、借換回数の記載精度については高くないものとして判断している。)

を現状の市債が借換債であると判断し、以下の仮定に基づき、現状市債の借換前、その借換前、さらにその借換前に発行された市債も想定して算出している。

・借換前の市債は、10 年償還の市債であり、償還時に 42%の償還が行われ、残りの 58%の借換が行われるものとしている。なお、100 万円未満の端数は切上げ処理している。

・市債は 10 年満期の一括償還債と仮定している。したがって、利払額は 10 年分で以下に記載している発行レートにより推計している。

・昭和 50 年度から平成 7 年度での発行された市債が推定されたが、その発行レートは、昭和 50 年度から昭和 53 年度までは「北九州市上下水道事報告書」の企業債明細の各発行年度の間接値を使用し、昭和 54 年度から平成 7 年度までは北九州市の「主要金利の推移」の「公営企業金融公庫」の「港湾」の発行レートの間接値を使用している。

今回、この方法で現状の市債の借換前発行市債を推定したが、各臨海土地造成事業の埋立開始時期から考えると、推定された市債より多くの借換が実施されていることは間違いない。したがって、考慮漏れとなっている借換前の市債の利払いを考えると、竣工済土地原価は、この推定計算より大きくなるものと判断している。

竣工換算面積(E)(m^2)は、本来であれば竣工面積に仕掛面積を実際原価の予算原価割合により竣工面積換算したものを加算して算出すべきであるが、進捗度のデータがないため進捗度を 0.5 と仮定して算出している。

なお、各臨海土地造成事業の平成 18 年度の販売価格と上記の推定原価計算による総平均原価を比較すると以下(表-36)のようになる。

(表-36)

分譲地区	平成17年度 販売価格(円/㎡)	総平均原価 (円/㎡)	差額 (円/㎡)
新門司2期地区	32,500～32,700	51,195	18,695～18,495
太刀浦地区	36,000～39,500	77,108	41,108～37,608
西海岸地区	104,800～116,600	112,220	7,420～4,380
砂津地区	197,600	54,347	143,253
響灘東地区	23,200～23,400	6,571	16,629～16,829

上記の表によれば、新門司2期地区および太刀浦地区の平成17年度の販売価格では、推定計算された竣工済土地原価を賄えないこととなる。

また、各臨海土地造成事業の未売却地に係る平成17年度の販売予定価格と該当市債の平成18年度以降償還・利払額を比較すると以下(表-37)のようになる。

(表-37)

分譲事業		面積 (㎡)	分譲価格 (円/㎡)	販売予定価格 (千円)	平成18年度以降 市債償還利払額 (千円)
新門司2期地区	エリア	219,900	32,700	7,190,730	
	エリア	299,900	32,500	9,746,750	
	小計	519,800	-	16,937,480	37,999,881
太刀浦1期地区		600	36,000	21,600	
		1,600	39,500	63,200	
	小計	2,200	-	84,800	3,307,813
響灘東地区	エリア	448,300	23,200	10,400,560	
	エリア	84,500	23,400	1,977,300	
	小計	532,800	-	12,377,860	4,640,774
砂津地区		13,000	197,600	2,568,800	856,014
西海岸地区	エリア	12,100	104,800	1,268,080	
	その他	3,500	116,600	408,100	
	小計	15,600	-	1,676,180	721,593
合計				33,645,120	47,526,075

(注16)1. 平成18年度以降市債償還利払額は平成17年度末の埋立事業に係る市債として提出された市債台帳により、臨海土地造成事業毎に集計した。

2. 響灘東事業の平成18年度以降市債償還利払額には、市債台帳の「響灘」および「響灘東」を合算している。

上記の表によると、埋立造成のための建設事業費は市債を財源として行われ、埋立完了後の竣工済土地の売却収入で元利償還等を行うこととされているが、臨海土地造

成事業の内、新門司 2 期地区および太刀浦地区については、平成 17 年度の販売価格ではこれら臨海土地造成事業に係る市債残高及び償還日までの利払額合計を賄えない状況となっている。

例えば、新門司 2 期地区については、全ての土地が売却できたとしても売却収入は 16,937,480 千円しかないので、全ての市債を償還することが出来ない。これは、まさに当該地区の資産価値では、償還財源が賄えないことを示している。

北九州市港湾空港局の臨海土地造成事業全体の状況を見ても、(表-37)のように、全ての土地が売却できたとしても、全ての市債を償還することが出来ない。つまり、現在の他地区を含めた臨海土地造成事業は、償還財源に対して一般会計からの資金を投入し、地価下落に伴う評価損に充当せざるを得ない状況となっている。

このように、現在の資産価値で償還費が賄えない状況の中では、制度上は長期の借入を可能とした市債の借換えについても、いたずらに金利負担の増加を招くことにほかならず、行うべきではない。

埋立事業の基本的な事業手法は、市債を財源として整備し、元利償還は分譲土地の売却収入で賄うことが原則である。

しかし、北九州市港湾空港局では、土地売却の不振に伴う平成 9 年度の売却方式の見直しによって、平成 10 年度からは現在の時価売却方式となっている。そのため、地価下落が進むことによって元利償還は分譲土地の売却収入で賄えないことが明確になり、現時点では基本的な事業手法がとられていないことを示すものであるから、今後、北九州市では、市債償還の方針を含め、評価損に見合う財源の確保について方針を明確にし、埋立事業の事業方針を改めなければならない。

先ほど言及したように、売却はできなくても、当面は賃貸にすることによって、利息負担を軽減することが出来るであろうし、抜本的には一般会計からの資金投入を行なうことによって、市債を早期に償還し、利息負担を軽減することができる。

しかしながら、一般会計から資金を投入することになれば、市民の税金を投入することになり、これまでの一般会計からの資金投入のない事業手法を改めることになるのであるから、その原因を明確にし、市民に説明する責任が北九州市にはあるはずである。

北九州市港湾空港局の臨海土地造成事業は港湾施設と一体となった臨海型工業用地、流通業務用地を埋立造成し、供給することにより都市基盤を整備し、企業が立地することにより、地域経済の活性化・雇用の創出・市税の増収等の経済波及効果を生み出すことを目的としており、公共事業として経済性のみを追求する訳では勿論ない。しかし、本来の目的であるところの、土地の売却による市債の償還は、不可能であることは明確であるから、北九州市は説明責任を果たさなければならない。

また、現状の単年度の収支計算を基本とする公会計の計算手法では、竣工済土地の原価計算はなじみがないことも事実である。

しかしながら、埋立造成のための建設事業費は市債を財源として行われ、埋立完了後の竣工済土地の売却収入で元利償還等を行うことが原則とされている以上、その測定のためにも竣工済土地の原価計算を行い、竣工済土地の販売価格の決定に当たっての参考情報とする必要があるものとする。

(意見 - 14) 竣工済土地の販売価格の決定に当たっての原価計算の必要性について

北九州市港湾空港局の臨海土地造成事業は港湾施設と一体となった臨海型工業用地、流通業務用地を埋立造成し、供給することにより都市基盤を整備し、企業が立地することにより、地域経済の活性化・雇用の創出・市税の増収等の経済波及効果を生み出すことを目的としており、公共事業として経済性のみを追求する訳ではなく、また、現状の単年度の収支計算を基本とする公会計の計算手法では、竣工済土地の原価計算はなじみがないことも事実である。

しかしながら、埋立造成のための建設事業費は市債を財源として行われ、埋立完了後の竣工済土地の売却収入で元利償還等を行うことが原則とされているが、現状の臨海土地造成事業の内、新門司2期地区及び太刀浦地区については、平成18年度の販売価格ではこれら臨海土地造成事業に係る市債残高及び償還日までの利払額合計を賄えない状況となっていることを考えると、当該臨海土地造成事業に係る市債の元利償還の回収可能性の測定のためにも竣工済土地の原価計算を行い、竣工済土地の販売価格の決定に当たっての参考情報とする必要があるものとする。

(意見 - 15) 埋立事業に対する一般財源の投入について

本来、埋立事業の基本的な事業手法は、市債を財源として整備し、元利償還は分譲土地の売却収入で賄うことが原則である。しかしながら、北九州市港湾空港局の臨海土地造成事業全体の状況を見ると、現時点で全ての分譲土地が売却できたとしても、臨海土地造成事業の市債の全てを償還することが出来ない状況となっている。

このように、現在の資産価値で償還費が賄えない状況の中では、制度上は長期の借入を可能とした市債の借換えについても、いたずらに将来の金利負担の増加を招くことにほかならず、行うべきではない。

抜本的には一般会計からの資金投入を行なうことによって、市債を早期に償還し、利息負担を軽減することができる。

しかしながら、一般会計から資金を投入することになれば、市民の税金を投入することになり、これまでの一般会計からの資金投入のない事業手法を改めることになるのであるから、その原因を明確にし、市民に説明する責任が北九州市にはあるはずである。

(意見 - 16) 市債台帳の借換情報の整備について

竣工済土地の原価計算を行うに当たっては、臨海土地造成事業に係る市債の埋立開始よりの起債の利払額を算出する必要がある。そのためには当該市債の借換情報が整備される必要があるが、現状の市債台帳では、借換回数の欄はあるものの、その記載も十分であるとはいえない状況にある。

市債台帳において借換情報の整備に努める必要があると考える。

なお、原価計算に必要な付加的な情報は、各特別会計所管局において必要に応じて管理している。市債の基礎情報は、所管局の求めに応じて財政課から提供するので特別会計所管局において整備することが妥当と考える。

< 資産の管理と有効活用に関する指摘と意見 >

【概要】

(1) 「財産」の管理

「地方財政法」(昭和23年7月7日法律第109号)第八条においては、地方公共団体の「財産」は、常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならないとされている。しかし現実には、効率的に運用されていない事例は少なくない。例えば、取得当初は計画された政策のために使用されていたが、その後の事情により異なる目的のために使用されている場合や、計画後の社会情勢の変化等によって取得したものの未利用のままであるなど、有効活用されていない場合などがある。また、計画を迅速に進めるために地権者に要求する土地の代わりに代替地を先行取得したが、地権者の希望に合わず、結果として未利用地として残ることもある。

(2) 港湾空港局の資産の所管および会計区分の概況

地方公共団体の「財産」は「地方自治法」(昭和22年4月17日 法律第67号)第237条で「公有財産」「物品」「債権」「基金」の4つに大別されている。さらに「公有財産」は「行政財産」と「普通財産」に分類され、「行政財産」は「公用財産」と「公共用財産」に分類される(地方自治法 第二百三十八条)。公有財産の区分毎の意義は次のとおりである。

(表-38)

区分		意義	主要なもの
公有財産	行政財産	公用財産	市庁舎、議会棟、区役所庁舎、研究所等
		公共用財産	道路、公園、学校、図書館等
	普通財産	行政財産以外の全ての公有財産であり、その経済的価値を發揮させるために所有しているもの	貸付や売却を目的とした不動産等

なお、平成18年3月31日現在において港湾空港局が所管し、管理責任を持つ港湾施設は、次のとおりである。

(表-39)

港湾施設名		数量	面積等
1 水域施設	航路	13 航路	45,110m
	泊地	28 ヶ所	17,530,555 m ²
	船だまり	27 ヶ所	773,117 m ²
2 外かく施設	防波堤・防砂堤・突堤	51 ヶ所	12,967.07m
	護岸	85 ヶ所	23,131.01m
3 けい留施設	岸壁	173 パース	21,526.99m
	物揚場・船揚場	80 ヶ所	12,221.60m
	けい船くい	2 基	325.50m
	さん橋	16 基	1,637.06m
	小型船けい留施設	11 ヶ所	3,311.96m
4 臨港交通施設	道路	307 路線	79,576.13m
	橋りょう	10 ヶ所	1,487.64m
	鉄道	2 路線	6,484.99m
5 航行補助施設	港務通信施設	1 チャンネル	
6 荷さばき地施設	荷役機械	9 基	
	計量機	3 基	
	荷さばき地	159 ヶ所	1,273,200.92 m ²
	上屋	45 棟	143,745.01 m ²
	くん蒸上屋	1 棟	280.80 m ²
7 旅客施設	旅客乗降用固定施設	4 ヶ所	106.90m
8 保管施設	野積場	74 ヶ所	263,361.42 m ²
	貯木場	3 ヶ所	451,574.67 m ²
9 船舶役務施設	船舶給水施設	34 ヶ所 294 給水口	23,049.45m
	船舶保管施設	2 ヶ所	28,937.88 m ²
10 廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸	15 ヶ所	14,703.48m
	廃油処理施設	1 ヶ所	
11 港湾環境整備施設	便所	16 ヶ所	248.85 m ²
	緑地	33 ヶ所	332,432.39 m ²
	休憩所	4 ヶ所	1,414.70 m ²
	魚釣施設	1 ヶ所	6,678.00 m ²
12 港湾厚生施設	港湾労働者休憩所	7 ヶ所	788.50 m ²

	その他福利厚生施設	1ヶ所	213.20 m ²
13 港湾管理施設	港湾管理事務所	54ヶ所	8,648.74 m ²
	その他の港湾管理施設		
14 港湾施設用地	待合所敷	2ヶ所	3,449.04 m ²
	倉庫敷	57ヶ所	181,509.41 m ²
	貯油施設敷	1ヶ所	1,111.30 m ²
	緑地敷	4ヶ所	114,506.73 m ²
	港湾厚生施設敷	5カ所	1,507.59 m ²
	港湾管理施設敷	4カ所	10,816.25 m ²
合計		1,345 施設	

- 12 . 未利用施設、低利用施設の取り組みについて

未利用施設とは、岸壁、物揚場、荷さばき地、上屋、貯木場、廃油処理施設において、(a)過去3年以上利用率が0%で、本来的な利用が見込めない施設、(b)社会経済情勢の変化や老朽化のため使用を中止しており、本来的な利用が見込めない施設をいう。

また、低利用施設とは、岸壁、物揚場、荷さばき地、上屋、野積場において、過去3年以上利用率がEランクで、本来的な利用の向上が困難な施設をいう。

なお、未利用施設一覧表、低利用施設一覧表によれば、港湾空港局が保有する施設のうち未利用施設、低利用施設となっている施設ごとの件数は以下のとおりである。

(表-40)

未利用施設		低利用施設	
施設の種類の	件数	施設の種類の	件数
岸壁	3件	岸壁	16件
物揚場	11件	物揚場	14件
荷さばき地	6件	荷さばき地	30件
野積場	6件	野積場	6件
貯木場	3件	貯木場	0件
上屋	2件	上屋	1件
廃油処理場	1件	廃油処理場	0件
計	32件		67件

港湾空港局においては、港湾施設に関して以下のような指標をもとに保有資産

を A ~ E に分類し、E ランクに分類された資産について、利用状況の改善等に取り組んでいる。

岸壁、物揚場

(表-41) 利用率 : (9 時 ~ 17 時の年間入港隻数) ÷ 365 日 × 100[%]

ランク	利用率	実際利用状況
A	71% 以上	1 週間に 5 隻以上
B	43% 以上 71% 未満	1 週間に 3 隻以上
C	28% 以上 43% 未満	1 週間に 2 隻以上
D	14% 以上 28% 未満	1 週間に 1 隻以上
E	14% 未満	1 週間に 1 隻未満

上屋、荷さばき地、野積場

(表-42) 利用率 : (年間使用許可面積) ÷ (年間有効面積) × 100[%]

ランク	利用率
A	80% 以上
B	60% 以上 80% 未満
C	40% 以上 60% 未満
D	20% 以上 40% 未満
E	20% 未満

貯木場、廃油処理場については、A ~ E の指標を導入した時点(平成 12 年)で既に未利用であったため特に利用率の基準は設けていない。

比較的利用状況の改善が容易であると思われる「上屋(未利用施設 2 件、低利用施設 1 件)」について、当該基準に基づき E ランクに分類された未利用施設、低利用施設は以下のとおりである。なお、上屋の未利用施設が西海岸地区に集中しているため、西海岸地区の上屋について以下検討していく。

(表-43)

施設名称	平成 16 年 利用率	平成 17 年 利用率	平成 16 年 ランク	平成 17 年 ランク	区分
(a)西海岸 1 号 上屋	0.0%	0.0%	E	E	未利用施設
(b)西海岸 2 号 A 上屋	0.0%	0.0%	E	E	未利用施設
(c)西海岸 7 号 上屋	0.0%	0.0%	E	E	低利用施設

西海岸上屋がある西海岸地区は、門司港発祥の地とされ、明治時代初期から国際貿易港として栄えた古い埠頭である。施設の老朽化に加え、荷役形態の変化や貨物のコンテナ化により、今後は大幅な貨物の増加は見込めない状況にある。

(a)西海岸 1 号上屋 (写真 1 および 2)

西海岸 1 号上屋は、昭和 4 年、門司税関 1 号上屋として建設されたもので、戦前は日本と満州を結ぶ大連航路旅客待合所として利用された歴史的価値の高い建物である。戦後、米軍による接收を経て、昭和 54 年より国から管理受託し、主に木製品の荷役が行われていたが、建物の老朽化や雨漏り等のため平成 10 年頃から利用が減り、平成 14 年 8 月を最後に、以後利用者がなく、未利用施設となっている。

(写真 1)



(写真2)



門司港レトロ地区の新たな賑わいの創造を図るべく、歴史的価値の高い上屋を保存・活用し、緑地・ホール等として整備する予定である。なお、平成18年度より改修事業が始まっており、平成20年度の完成、平成21年度のオープンを予定している。

(表-44) 予算計上額

年度	予算計上額	内容
平成18年度	50,000千円	設計
平成19年度	480,000千円	上屋改修工事、移転補償
平成20年度	670,000千円	上屋改修、外構・緑地、連絡橋工事
合計	1,200,000千円	

(b)西海岸2号A上屋(写真3および4)

西海岸2号A上屋は昭和13年建設の古い上屋であり、1号上屋と同様に、米軍による接收ののち、国から管理受託した国有港湾施設である。老朽化が激しく、雨漏りにより上屋としては利用できない状況にあり、平成6年度以降上屋としての利用実績はない。建物自体は、現在も利用されている西海岸2号上屋と同棟であり、個別の解体や利用転換は不可能であるため、港湾空港局の資材置き場として利用されている。

(写真 3)



(写真 4)



(c)西海岸 7 号上屋 (写真 5 および 6)

昭和 42 年に建設された施設である。建設当初はインキや石製品の荷役が行わ

れていたが、建物の老朽化と貨物の減少により、平成 15 年 6 月以降未利用となっている。

(写真 5)



(写真 6)



港湾空港局においては、上述のように港湾施設に関して利用率をもとに保有施

設を A ~ E に分類し、E ランクに分類された施設を中心に利用状況の改善等に取り組んでいる。E ランクに分類された施設は、全く対策を講じていないわけではない。未利用施設であっても西海岸 1 号上屋のように改修して観光施設への転換を図ったり、売却可能、または駐車場として賃貸可能な港湾施設については、港湾空港局において処分、目的外使用許可を行っている。しかしながら、上述のように、平成 17 年度末時点において未利用施設は 32 件、低利用施設は 67 件あり、また、過去 3 年間の利用率の推移により将来的に低利用施設、未利用施設となることが予想される施設は下記のように 31 件ある。現時点で低利用・未利用になっている施設だけでなく、将来的に低利用・未利用になると予想される施設についても責任者に定期的に報告するとともに、港湾空港局内だけでなく局外に積極的に情報を提供し、全市的な立場から積極的に有効利用することを模索された。

(表-45)

	施設名称	平成 15 年 利用率	平成 16 年 利用率	平成 17 年 利用率	平成 15 年 ランク	平成 16 年 ランク	平成 17 年 ランク	財産区分
1	太刀浦 13 号 岸壁	99.7%	60.4%	26.2%	A	B	D	行政財産
2	太刀浦 37 号 岸壁	14.1%	23.2%	25.8%	D	D	D	行政財産
3	田野浦 3・4 号岸壁	18.4%	11.1%	14.5%	D	E	D	行政財産
4	黒崎 3 号岸壁	10.1%	15.5%	17.8%	E	D	D	行政財産
5	堺川 4 号岸壁	27.1%	30.8%	20.8%	D	C	D	行政財産
6	若松 7 号岸壁	14.1%	20.8%	18.2%	D	D	D	行政財産
7	北湊 1 号岸壁	14.8%	22.5%	19.5%	D	D	D	行政財産
8	響灘東 5 号岸 壁	27.8%	26.2%	27.6%	D	D	D	行政財産
9	北浜物揚場	67.9%	39.6%	24.9%	B	C	D	行政財産
10	黒崎物揚場	76.6%	29.2%	17.5%	A	C	D	行政財産
11	高浜 2 号物揚 場 荷さばき地	40.2%	38.8%	38.2%	C	D	D	行政財産
12	日明 1 号物揚 場 荷さばき地	29.1%	24.9%	34.5%	D	D	D	行政財産
13	日明 3 号物揚 場 荷さばき地	22.6%	26.3%	26.3%	D	D	D	行政財産
14	片上 2 号物揚 場 荷さばき地	24.9%	24.8%	24.8%	D	D	D	行政財産
15	北湊 2 号物揚 場 1 号荷さばき 地	21.0%	25.2%	26.6%	D	D	D	行政財産
16	西海岸 2 号上 屋	40.3%	37.0%	38.1%	C	D	D	行政財産
17	西海岸 9 号上	21.4%	32.4%	34.7%	D	D	D	行政財産

	屋							
18	新浜 7 号上屋	33.5%	33.4%	33.4%	D	D	D	行政財産
19	新浜 11 号上屋	27.6%	43.6%	21.0%	D	C	D	行政財産
20	田野浦 2 号上屋	35.7%	36.0%	33.2%	D	D	D	行政財産
21	高浜 1 号野積場	21.0%	20.9%	20.9%	D	D	D	行政財産
22	高浜 4 号野積場	30.6%	36.5%	35.4%	D	D	D	行政財産
23	松ヶ島 1 号野積場	22.1%	22.0%	22.0%	D	D	D	行政財産
24	新門司 2 号野積場	32.5%	36.9%	36.9%	D	D	D	行政財産
25	新門司 3 号野積場	4.0%	24.3%	24.3%	E	D	D	行政財産
26	新門司北 1 号野積場	39.4%	39.3%	39.3%	D	D	D	行政財産
27	新浜 6 号野積場	21.9%	21.9	21.9	D	D	D	行政財産
28	新浜 8 号野積場	34.3%	26.4%	34.3%	D	D	D	行政財産
29	新浜 9 号野積場	34.9%	34.9%	34.9%	D	D	D	行政財産
30	田野浦 2 号野積場	32.8%	32.7%	32.7%	D	D	D	行政財産
31	北浜野積場	21.6%	24.2%	22.2%	D	D	D	行政財産

(意見 - 17) 港湾空港局としての未利用施設、低利用施設の取り組みについて

港湾空港局においては、低利用施設、未利用施設となっているものがそれぞれ 32 件、67 件あり、また、過去 3 年間の利用率の推移により将来的に低利用施設、未利用施設となることが予想される施設は 31 件ある。現時点で低利用・未利用になっている施設はもちろん、利用率の推移により将来的に低利用施設、未利用施設となることが予想される施設についても、今後どのように利用するかについて、早急に検討すべきである。これらの低利用施設、未利用施設の情報については、全市的に低利用施設、未利用施設の情報を提供し、全市的な立場から積極的に有効利用を模索されたい。また未利用施設・低利用施設を増やさないことも重要なので、将来的に低利用施設、未利用施設となることが予想される施設についても、責任者に定期的に報告を行い、場合によっては全市的に情報を提供することを含めて、港湾空港局全体の課題として有効利用を積極的に図られたい。

- 13 . P C B 廃棄物の保管状況について (写真 7~9)

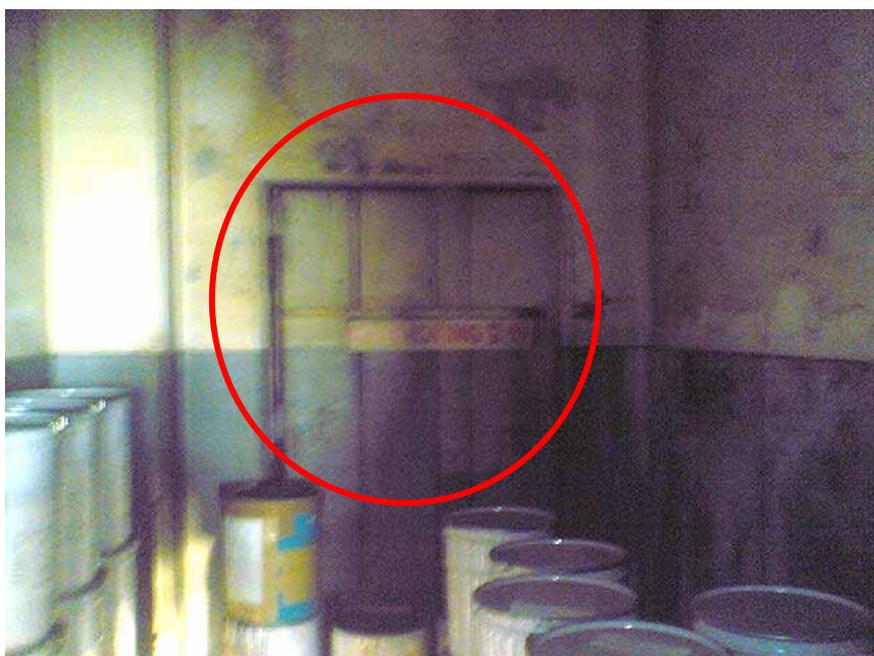
西海岸 2 号 A 上屋において P C B 廃棄物 (安定器 410 台) の保管をしている。P C B は、生体に対する毒性が高く、発ガン性があり、皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こす危険がある物質であるため、その廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号)に従い厳重に管理して保管しなければならない。この点、P C B 廃棄物は西海岸 2 号 A 上屋内の一室に金属容器に入れられ保管されているが、西海岸 2 号 A 上屋は昭和 13 年に建設された古い建物であり、このように老朽化した建物内において P C B 廃棄物を管理するのはふさわしくない。確かに、保管庫の扉は無断で立ち入ることができないように鉄製の扉が新設されており施錠されているが、保管庫内部は、P C B 廃棄物を保管するために整備されているわけではなく、床や壁は建設当時のままの状態であった。そのため、下記写真 7、8 のように保管庫の奥には隙間ができており、ねずみ等の害獣が保管庫内に生息するおそれがある。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第 8 条では、飛散、流出、地下浸透を防止するために必要な措置を講ずること、ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすることと定められており、現状では当該基準を十分満たしているとは言いがたい。そのため、飛散、流出を防止するため P C B 区画 (一室) を設けているため現状のまま問題ないとする港湾空港局の回答は問題がある。したがって、P C B 廃棄物を保管するために床や壁の補修等の最低限度の整備を検討すること、あるいは、他の場所への移設を検討することが求められる。

なお、北九州市は、平成 19 年 1 月 23 日に環境局の江川中継所 (八幡西区の P C B 処理前保管施設) へ移設済である。

(写真7)



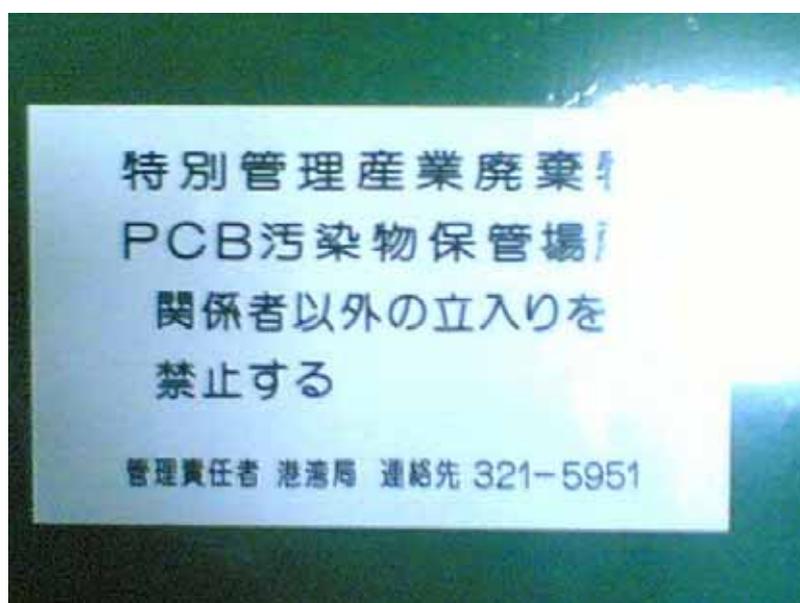
(写真8)



また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第8条によれば、見やすい箇所にその旨を記載した掲示板を設置することと規定されている。この点、下記の写真9のように建物内部の保管庫の扉に掲示してあるが、建物の外周には、建物内部にPCB廃棄物が保管されている旨の掲示板がなかった。これに対し、港湾空港局の担当者の回答は、「上屋は許可使用であるから、近隣住民が自由に出

入できる施設ではない。また、当該上屋については、北九州市の保管利用のみであり、港湾関係者への使用許可は行っていないことから、上屋外部に注意を喚起するための表示は必要ない。」とのことであった。しかし、普段は上屋の扉は施錠されているため、上屋の外からは、建物内部にPCB廃棄物が保管されていることを知りうるができない状況にある。西海岸上屋がある西海岸地区は、門司港レトロ地区の観光地であり多数の人の往来が行われる地区である。まして、西海岸2号A上屋の隣には、将来的に観光スポットとして計画が進行している西海岸上屋1号があり、今後当該地区には多数の人の往来が見込まれる。したがって、近隣の住民、観光客へ注意を喚起するためにも、建物の外部にPCB廃棄物が保管されている旨の掲示を行うべきであった。

(写真9)



(意見 - 18) P C B 廃棄物の保管状況について

P C B 廃棄物は西海岸 2 号 A 上屋内部の一つの部屋に保管されているが、西海岸 2 号 A 上屋は昭和 13 年に建設された古い建物であり、このように老朽化した建物内において P C B 廃棄物を管理するのはふさわしくない。確かに、保管庫の扉は無断で立ち入ることができないように鉄製の扉が新設されており施錠されているが、保管庫内部は、P C B 廃棄物を保管するために特別に整備されているわけではなく、床や壁は建設当時のままの状態であった。そのため、保管庫の奥には隙間ができており、ねずみ等の害獣が保管庫内に生息するおそれがある。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第 8 条では、飛散、流出、地下浸透を防止するために必要な措置を講ずること、ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすることと定められており、現状では当該基準を十分満たしているとは言いがたい。P C B 廃棄物を保管するために、床や壁の補強等の整備あるいは、他の場所への移設を検討することが求められる。

なお、北九州市は、平成 19 年 1 月 23 日に環境局の江川中継所（八幡西区の P C B 処理前保管施設）へ移設済である。

(意見 - 19) P C B 廃棄物保管に対する近隣住民、観光客への注意喚起について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第 9 条によれば、見えやすい箇所にその旨を記載した掲示板を設置することと規定されている。この点、建物内部の保管庫の扉にその旨の掲示がしてあるが、建物の外周には、建物内部に P C B 廃棄物が保管されている旨の掲示板がなかった。これでは、普段は上屋の扉は施錠されているため、上屋の外からは建物内部に P C B 廃棄物が保管されていることを知りうるできない状況にあった。既に平成 19 年 1 月 23 日に環境局の江川中継所（八幡西区の P C B 処理前保管施設）へ移設済であるが、近隣の住民、観光客へ注意を喚起するためにも、建物の外部に P C B 廃棄物が保管されている旨の掲示を行うべきであった。

- 14 . 西海岸上屋 7 号の補修について

西海岸上屋 7 号は、平成 15 年から未利用となっているが、現在では下記掲載のように天井に穴が開いており雨漏りがしている状況にある。当該状況をそのまま放置しておく、建物の劣化を早めるばかりでなく、急な利用依頼が来ても即座に対応することが困難となる。現に、西海岸上屋 7 号付近の倉庫は稼働している状況にあり、将来的に利用依頼が来ることは否定できない。むしろ、当該状況を放置しておくことは、管理を放棄し将来的にも未利用であることを受け入れていると解釈せざるを得ない。「地方財政法」(昭和 23 年 7 月 7 日法律第 109 号)第 8 条においては「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じても効率的にこれを運用しなければならない。」と規定されている以上、港湾空港局には施設の適切な維持管理義務があり、現状では「地方財政法」(昭和 23 年 7 月 7 日法律第 109 号)第 8 条違反となっている。電気系統の利用も可能な状況にあるため、早急に天井の補修をし、港湾空港局内での有効利用が出来るように検討すべきである。

(写真 10)



(指摘 - 1) 西海岸上屋 7 号の補修について

西海岸上屋 7 号は、平成 15 年から未利用となっているため、天井に穴が開いており雨漏りがしている状況にある。当該状況をそのまま放置しておく、建物の劣化を早めるばかりでなく、急な利用依頼が来ても即座に対応することが困難となる。現に、西海岸上屋 7 号付近の倉庫は稼働している状況にあり、将来的に利用依頼が来ることは否定できない。むしろ、当該状況を放置しておくことは、管理を放棄し将来的にも未利用であることを受け入れていると解釈せざるを得ない。「地方財政法」(昭和 23 年 7 月 7 日法律第 109 号)第 8 条においては財産の適切な維持管理義務が規定されており、現状では、「地方財政法」(昭和 23 年 7 月 7

日法律第 109 号)第 8 条違反となっている。電気系統の利用も可能な状況にあるため、早急に天井の補修をし、港湾空港局内で有効利用が出来るように検討すべきである。

- 15 . 火災保険等の付保状況について

港湾空港局においては、上屋について、不特定多数の人が出入し、かつ火災および風水害による損害が大きいと思われる老朽化した施設で、次の(A)~(C)の基準に該当する建物について(社)全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入している状況にある。

(A)上屋及び港湾管理事務所

(B)木造又は鉄骨スレート構造を有するもの

(C)昭和 40 年代以前に建造されたもの

現在、港湾空港局が所管する施設のうち付保されている施設は以下の 20 件であった。

(表-46)

	建物総合損害共済加入施設名	構造	建設年月日
	(港湾管理施設)		
1	日明上屋(附属事務所 東1号)	鉄骨鉄管造平屋建	平成6年1月
2	日明上屋(附属事務所 東2号)	鉄管造2階建	平成6年1月
3	日明上屋(附属事務所 東3号)	鉄管造2階建	平成6年1月
4	日明上屋(附属事務所 東4号)	鉄管造2階建	平成6年1月
5	日明上屋(附属事務所 東4号別棟)	軽量鉄骨	平成6年1月
6	太刀浦6号上屋(事務所)	鉄骨造2階建	平成14年10月
7	西海岸8号A上屋(産業倉庫)	鉄骨スレートぶき平屋建	平成6年1月
	(荷さばき施設)		
8	日明上屋(産業倉庫)	鉄骨鉄板ぶき平屋建	昭和34年4月
9	日明東1号上屋(産業倉庫)	鋼管鉄板ぶき平屋建	平成6年1月
10	日明東2号上屋(産業倉庫)	鋼管鉄板ぶき平屋建	平成6年1月
11	日明東3号上屋(産業倉庫)	鋼管鉄板ぶき平屋建	平成6年1月
12	日明東4号上屋(産業倉庫)	鋼管鉄板ぶき平屋建	平成6年1月
13	新浜上屋(産業倉庫 5号上屋)	鉄骨スレート平屋建	平成6年1月

14	新浜上屋（産業倉庫 7号上屋）	鉄骨スレート平屋建	平成 6 年 1 月
15	太刀浦 6号上屋（産業倉庫）	鉄筋コンクリート造 4 階建	平成 14 年 10 月
16	西海岸上屋（産業倉庫 7号上屋）	鉄骨スレートぶき平屋建	平成 6 年 1 月
	(港湾環境整備施設)		
17	旧門司税関	レンガ造（屋根銅版）	明治 45 年
18	若松南海岸緑地休憩所	木造平屋造	平成 8 年度
	(その他の行政財産)		
19	国際海運会館	木造 2 階建	昭和 48 年 9 月
20	田野浦公共臨港線（事務所）	鉄骨造	平成 6 年 1 月

現状では、上記(C)の基準により昭和 40 年代以降に建造された建物について火災保険が付保されていないものが見受けられた。なお、港湾空港局が保有する施設のうち火災保険の付保検討対象施設における保険加入率は以下のとおりである。

(表-47)

施設の種類	総施設数	付保施設数	保険加入率
港湾管理施設（注 18）	54 件	7 件	13.0%
荷さばき施設（注 19）	47 件	9 件	19.1%
港湾環境整備施設（注 20）	4 件	2 件	50.0%
港湾厚生施設（注 21）	8 件	0 件	0%
その他の行政財産（建物）(注 22)	9 件	2 件	22.2%

(注 18) 港湾管理事務所その他の港湾管理施設：54 件

(注 19) 上屋：46 件、くん蒸上屋：1 件

(注 20) 休憩所：4 件

(注 21) 港湾労働者休憩所：7 件、その他福利厚生施設：1 件

(注 22) その他の行政財産（建物）：9 件

建物の適切な管理という観点からは、建造時期という基準で付保状況を決めるのは妥当ではなく、建造時期にかかわらず火災保険を付保する必要がある。したがって、上記の基準に準拠しつつも、少なくとも歴史上重要であると考えられる建物、再調達金額に重要性があると考えられる建物については、保険の加入を検討すべきである。

(意見 - 20) 火災保険等の付保状況について

現状では、(A)上屋及び港湾管理事務所、(B)木造又は鉄骨スレート構造を有するもの、(C)昭和40年代以前に建造されたものという基準を満たす施設について火災保険を付保している。そのため、(C)の基準により昭和40年代以降に建設された建物について火災保険が付保されていないものが見受けられた。

建物の適切な管理という観点からは、建造時期という基準で付保状況を決めるのは妥当ではなく、建造時期にかかわらず火災保険を付保する必要がある。したがって、上記の基準に準拠しつつも、建造時期にはこだわることなく、少なくとも歴史上重要であると考えられる建物、再調達金額に重要性があると考えられる建物については、保険の加入を検討すべきである。

- 16 . 耐震構造の対策について

平成16年12月に発生したスマトラ島西方沖の地震に伴う津波により、インド洋沿岸諸国を中心に未曾有の災害が生じ、世界中が津波の強大な破壊力を改めて認識させられたのは記憶に新しい。一方、我が国においては、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震による甚大な被害の発生が想定され、また、高潮等による大きな被害発生のおそれも依然として高い状況である。このような状況を踏まえ、津波・高潮対策がこれまでどのように実施され、効果的なものとなっているか、37都道府県について会計検査院が検査している。その報告(16年度決算検査報告の概要 (2)特定検査対象に関する検査状況 海岸事業における津波・高潮対策の実施状況について)によれば、「海岸保全施設の整備には、今後も長期間及び多額の費用を要することが見込まれることから、耐震性の調査を進めるなどして、より計画的、重点的な対策を着実に実施すること」との報告がなされている。

この点、港湾空港局の回答は、「北九州市において、会計検査院から直接的な指導は受けていないが、過去に耐震補強を目的とした特別な事業を行った事例は現在のところなく、通常の巡回、日常点検において異常が認められるものについて、予算の範囲内で行われる維持修繕工事で対処している」とのことであった。

施設の老朽化について、職員による目視により確認するだけで施設の耐震について万全な対応をとっているとは言い難く、対応は十分ではない。確かに、施設維持管理の予算自体が縮減する傾向の中、耐震補強を目的とした事業を始めることは困難な状況にあると思われるが、地震は予期せず起きうる災害であるため、事前の対策が肝要である。現時点において、耐震補強は義務化されているわけではないが、義務化されていないからといって実施しなくて良いわけではない。公有財産の適切な維持管理という観点からも早急に専門業者による調査をする必要がある。「地方財政法」第8条で規定されているように、北九州市は、その所有

する施設を「常に良好の状態においてこれを管理」する義務があるため、早めに専門業者による調査を実施し、不備が発見された施設については補強等の対策を講じる必要がある。また港湾施設は北九州市のみの責任で維持管理されるべきものではない。県や国とも協力して、耐震構造の対策は行なわれなければならない。

(意見 - 21) 耐震構造の対策について

港湾空港局においては、耐震構造の対策について、平成 17 年度までに耐震補強を目的とした特別な事業を行った事例は無く、職員による日々の目視により確認することで対応している。確かに日々の現場調査は重要であるが、専門家ではない職員が目視だけで確認するだけでは、施設の耐震について万全な対応をとっているとは言い難い。また、施設維持管理の予算自体が縮減する傾向の中、耐震補強を目的とした事業を始めることは困難な状況にあると思われるが、地震は予期せず起きうる災害であるため、事前の対策が肝要となる。「地方財政法」第 8 条で規定されているように施設を「常に良好の状態においてこれを管理」する義務があるため、早めに専門業者による調査を実施し、不備が発見された施設については補強等の対策を講じる必要がある。また港湾施設は北九州市のみの責任で維持管理されるべきものではない。県や国とも協力して、耐震構造の対策は行なわれなければならない。

- 17. 備品管理台帳の記載について

北九州市会計規則第 84 条では、「1 物品管理者は、その所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかなければならない。

2 備品は全て整理票その他の方法により、分類表示して管理しなければならない」と定めている。北九州市港湾空港局では、備品管理台帳において、物品を管理している。備品管理台帳においては、備品番号、品名、仕様、取得日、取得価格など、当局が管理する物品の基本情報が記載されている。この備品管理台帳を閲覧した結果、取得価額が 0 円のもの多数発見された。以下、その内の 7 件を記載する。

(表-48)

管理者	備品番号	品名	取得日	取得価額
管理課	0112330	災害総覧	S49/04/01	0 円
計画課	0183714	係長用両そで机	H04/07/01	0 円
整備課	0338277	更衣ロッカー	H06/04/01	0 円
立地促進課	0362361	「保管書類」その他	H09/05/30	0 円
物流振興課	0346836	書庫	H12/03/31	0 円
総務経営課	0292219	係長用両そで机	H13/04/01	0 円
港営課	0391198	ショーケース	H17/03/31	0 円

取得価格がゼロとして登録されている理由について、北九州市港湾空港局の見解は、購入がかなり前のものは取得価格が台帳に記載されていないものがある、

所管換(他局から譲りうけたもの)について、取得先で取得価格が台帳に残っていないものがある、ということであった。しかし、ここ 2、3 年で取得したもので取得価格がゼロとして登録されてしまっている物もあるし、かなり前に取得したものであっても、同時期に取得した物品には取得価格が付されているものもあり、古いから取得価格が記録されていなくても良いという理由にはならない。また管理換による場合でも、北九州市全体で考えれば取得先でも取得価格を明確にしておく必要があることからすれば、これまでの物品の管理が不適切であったと判断せざるを得ない。

北九州の物品管理について、物品管理要領(昭和 49 年 4 月 1 日財務局長通知)および物品の分類範囲(昭和 38 年 3 月 11 日訓令第 15 号)では以下のように分類するよう規定されている。

(1) 備品 性質及び形態を変ざることが少なく、おおむね 1 年以上使用することが出来るもので取得価格 10,000 円以上のもの。

(2) 消耗品 次に掲げるもの

ア 使用により、その性質及び形態を変じ、その一部又は全部を消耗するも

の

イ 備品に類するもので取得価格 10,000 円未満のもの

(3) 原材料 工事、生産及び工作のため消耗され、又は構造物の構成部分となるもの並びに病院において使用する医薬用薬品。

また、同じく物品管理要領においては、重要物品についての管理が定められている。

重要物品は備品のうち 100 万円以上のものをいい、重要物品管理台帳（システム）の作成と台帳（システム）への登録の方法などが定められている。このように取得価格は物品の管理をする上で、重要な要素といえる。

北九州市会計規則の制定が昭和 39 年 3 月 31 日であり、物品管理要領の制定が昭和 49 年 4 月 1 日であるため、少なくとも昭和 49 年 4 月 1 日以降に取得した物品であれば取得価格まで明確にして適切に管理されるべきであったといえる。

（指摘 - 2）備品管理台帳の記載について

北九州市港湾空港局では、備品管理台帳において、物品を管理しているが、この備品管理台帳を閲覧した結果、取得価格が 0 円のものが多い散見された。その理由について、購入がかなり前のものは取得価格が台帳に記載されていないものがある、所管換(他局から譲りうけたもの)について、取得先で取得価格が台帳に残っていないものがある、ということであった。しかし、ここ 2、3 年で取得したもので取得価格がゼロとして登録されてしまっている物もあるし、かなり前に取得したものであっても、同時期に取得した物品には取得価格が付されているものもあり、古いから取得価格が記録されていなくても良いという理由にはならない。また管理換による場合でも、北九州市全体で考えれば取得先でも取得価格を明確にしておく必要があることからすれば、これまでの物品の管理が不適切であったと判断せざるを得ない。

北九州市の物品管理要領にもあるように、取得価格は物品の管理をする上で、重要な要素であり、物品管理要領の制定が昭和 49 年 4 月 1 日であることを考慮すれば、少なくとも昭和 49 年 4 月 1 日以降に取得した物品については取得価格まで明確にして適切に管理されるべきであったと判断する。

- 18 . 物品と関係帳簿の照合・検査に関する規則の作成および物品の管理状況

物品管理要領の「第 1 物品管理者及び出納職員の留意すべき事項 1 物品管理者 (3)」では、「所管に属する物品は、その用途にしたがい効率的に使用するとともに、常に関係帳簿と照合・検査をしておくこと。」と定められている。北九州市港湾空港局総務経営課へ質問したところ、購入・処分の際の確認および年に 1 回程度の照合・検査はしているとの回答を得たが、照合・検査を行った際のチェック表等は存在しないため、実際に行われているかは確認できる状態ではなかった。

これは照合・検査に関して明確な規則が無く、実施時期、方法が統一されていないことが主な原因と思われる。また、結果報告についても規則が無いために行われておらず、外部からは照合・検査が行われた事実・方法・その結果を把握することができない。本来であれば、管理要領には「関係帳簿と照合・検査をしておくこと」と定められているのであるから、そのために、いつ実施するのか、どのように実施するのか、全ての物品を漏れがないように照合検査するために、どのような措置を講ずるのか、といったことが明確に定められ、その結果が責任者に報告されなければならない。

詳細な実施要領もなく、実施結果の記録も行われないのであれば、「関係帳簿と照合・検査をしておく」との目的が適切に実施されたかどうか、外部からは不明であるし、時間と費用をかけて大量の物品を関係帳簿と照合・検査をしているのにもかかわらず、その報告が責任者に渡らなければ、責任者の業務管理が十分にできないのではないかと判断される。

「物品管理要領」において統一した規則を作成し、それに従うことで実物調査が適切と認められた方法で行われることになると考えられる。

物品の照合・検査についての規則は、以下の点に注意して作成される必要がある。

物品の照合・検査は原則として各所管課で同時に行われる必要がある。同時に行われない場合、紛失等により実物がなくなっている物品を照合・検査の行われていない所管課に付け替えを行い、紛失の事実が発見されないおそれがあるためである。そのため、一定の日を定めた実施時期の統一に関する規定を作成する必要がある。

物品の照合・検査を実施する場合、実際にその物品を使用している担当者以外の者が実施し、備品管理責任者等の立会のもとで行われるのが望ましい。実際にその物品を使用している担当者が自ら実物調査を行う場合、相互牽制が機能せず、紛失等の事実が発見されないおそれがあるためである。

また、「物品管理要領」の第 1.1.(2)では、「台帳等関係帳簿を正確に整備しておくこと」、同(3)では、「所管に属する物品は、その用途にしたがい効率的に使用す

るとともに、常に関係帳簿と照合・検査をしておくこと」と規定されている。港湾空港局では、この規定に基づき、少なくとも年に1回は、備品管理台帳と現物との照合を行っているとの回答を得たが、港湾空港局内で物品の実物検査の結果、以下のように現品が無いもの、逆に現品があるのに台帳に記録されていないものが散見された。

< 実物検査の方法 >

備品管理台帳に記載のある取得価額 10 万円以上の物品全件およびその他任意に数点抽出して現物との照合を行った。また、存在する現物が備品管理台帳に記載があるかどうかの照合も行った。

(表-49)

管理者	備品番号	品名	取得日	取得価額 (単位：円)	検出事項
総務経営課	0007159	水晶時計	S49/04/01	319,700	備品シール漏れ
港営課	0164577	デジタルカメラ	H15/03/05	73,500	備品シール漏れ
	0247053	パーソナルコンピュータ	H12/12/04	268,000	現品無し (廃棄済み)
	0247052	パーソナルコンピュータ	H12/12/04	268,000	現品無し (廃棄済み)
	0247061	パーソナルコンピュータ	H12/12/04	268,000	現品無し (廃棄済み)
	0247070	パーソナルコンピュータ	H12/12/04	268,000	現品無し (廃棄済み)
	—	テーブル	—	—	備品台帳に記載無し
	—	イス 6 脚	—	—	備品台帳に記載無し
管理課	0278720	住宅地図	H11/03/02	94,500	現品無し (廃棄済み)
	0282547	ソファ	H06/02/08	112,270	現品無し (備品番号 0282349 の応 接セットと二 重計上)

	0283215	カメラ	S49/11/01	55,000	現品無し (廃棄済み)
	0283243	広角レンズ	S49/04/01	28,500	現品無し (廃棄済み)
	0283257	フィルター	S49/04/01	1,000	現品無し (廃棄済み)
整備課	0338359	パーソナルコンピュータ	H11/08/11	207,900	現品無し (廃棄済み)
	0338360	パーソナルコンピュータ	H11/08/11	207,900	現品無し (廃棄済み)
	0416416	住宅地図	H18/02/06	103,950	備品シール漏れ
計画課	0285016	住宅地図	H17/2/22	116,550	備品シール漏れ
物流振興課	0007269	米国ピアーズレポート	H11/02/23	4,997,538	現品無し (廃棄済み)
	0008009	軽自動車	H15/05/09	1,290,000	備品番号 0485151 と二重計上になっている
立地促進課	0362368	印刷機	H10/03/17	116,453	備品シール漏れ

また、備品に貼付する備品シールがはがれているものが数点確認されたが、備品シールは、備品管理台帳と現物の一致を確認するためにも重要なものであるため、現状のはがれやすいシールを変更することも検討すべきである。

(指摘 - 3) 物品の管理状況について

「物品管理要領」の第 1.1.(2)では、「台帳等関係帳簿を正確に整備しておくこと」、同(3)では、「所管に属する物品は、その用途にしたがい効率的に使用するとともに、常に関係帳簿と照合・検査をしておくこと」と規定されている。港湾空港局では、この規定に基づき、少なくとも年に 1 回は、備品管理台帳と現物との照合を行っているとの回答を得たが、港湾空港局で任意に抽出した物品の実物検査の結果、現品と台帳の不一致(備品管理台帳に記載があり、現品が無かったものおよび、備品管理台帳に二重計上されていたもの：13 件、総額 8,066,608 円)や備品管理シールのないもの(5 件)が確認された。港湾空港局が管理する物品も市の財産であるため、適切に管理する必要がある。

(意見 22) 物品の照合・検査の規定について

現状の「物品管理要領」においては照合・検査結果の報告の規定が無い。現品の照合・検査は年に 1 回程度実施しているとのことであり、実施時に帳簿と実物に差異があることは発見されていたはずである。にもかかわらず、未だに帳簿と実物に差異があるのは正常な事態とはいえない。差異が発生しているにもかかわらず、その内容を記録せず、責任者への報告も行われていない状態では、差異の原因は追求されないままとなるため、過失による紛失や盗難の事実が発見されないおそれがある。

照合・検査結果の報告に関して当局へ質問したところ、「備品管理台帳」の修正を行い、その結果を備品の管理責任者へ報告し適切な処理を行うこととしているとの回答を得た。それならば、照合・検査に際して発見された帳簿と実物の差異については差異発生を理由に記載した結果報告書を作成し、備品の管理責任者の承認を得た上で物品管理事務の指導統括を行う市長に提出すべきである。

物品の照合・検査が適切に行われるように規定を設けられたい。

- 19 . 監視カメラシステムについて

備品管理台帳は各課に分けて作成され、管理されているが、それぞれ 1,000,000 円程度の取得価額の車両が一番高額な物品となっている。そのなかで港営課において、取得価額が 700,520,618 円と高額な物品があったため北九州市港湾空港局に質問したところ、北九州市内の各埠頭に設置された監視カメラシステムであり、その内訳や取得の目的、内容等は以下のとおりであるという回答を得た。

(1) 取得の目的

北九州港における保安対策として、コンテナターミナル施設等を監視するために監視カメラシステムを構築する必要があるため。なお、個々の物品では機能しないため、システム全体として重要物品登録したものの。

(2) 物品の内容

各埠頭に設置された監視カメラ、監視センターにおける監視モニタおよび操作盤、両者間をデータ伝送する光ファイバー網とそれらの付属機器により構成されている。

(3) 仕様・規模

監視カメラ設置埠頭	市内 7 埠頭
集中監視センター	市内 1 箇所
サブセンター	市内 3 箇所
監視カメラ台数	31 台
光ケーブル	延 192.246 心 km その他

(4) その他特記事項

保安対策設備である性質上、その配置箇所・ルートなど詳細について部外秘である。

(表-50) 監視カメラシステム機器一覧表(単位:千円)

分類	金額
監視カメラ	64,433
侵入探知装置	133,621
放送設備	14,560
放送システム	6,100
制御システム	127,237
情報伝達システム	32,476
電源設備	39,970
通信回線	41,000
取付工事費	41,000
合計(税抜)	667,162
合計(税込)	700,520

当該システムは「監視カメラ」「放送システム」「制御システム」等に分類され、さらに各項目別に細分化され、それぞれの項目別に取得価額を把握できる。物品管理要領 第3.1.(1)イにおいては原則として備品の規格・価額および取得時期が同一のもので一品ごとに登録を行う。ただし、会計室次長と協議の上、他の方法によることが適当と認められるときはこの限りではないとされている。当該監視カメラシステムでは各項目別に取得価額が把握でき、カメラやスピーカ、監視モニタといった性質が異なる物品で構成されている。また、一部取替や廃棄があった場合にそれぞれ別個に管理している方が適切に管理を行うことができる。当該監視カメラシステムは平成16年度末に取得され、平成17年度より稼働しており、稼働後それほど時間が経過していないため、今のところ取替や廃棄を行ったことはなく、台風にあった際に被害にあったカメラ等の修繕があったのみであるが、今後、陳腐化・老朽化により一部の取替や廃棄を行う際の管理方法も考え、それぞれ別個に備品管理台帳に記載し、管理することが望ましい。

(意見 - 23) 監視カメラシステムについて

北九州市港湾空港局の港営課の備品管理台帳で管理されている監視カメラシステムはシステム一式で、700,520千円の多額の取得価格で登録されている。

しかし、当該システムは「監視カメラ」「放送システム」「制御システム」等に分類され、さらに各項目別に細分化され、それぞれの項目別に取得価額を把握でき、性質が異なる物品で構成されていること、また、一部取替や廃棄があった場合にそれぞれ別個に管理している方が取替や廃棄の事実を台帳に記載することが容易

となり、適切に管理を行うことができることを考慮すると、それぞれ分類ごとに備品管理台帳に記載し、管理することが望ましい。

- 20 . 北九州港 PR 用映画フィルムの保存について

北九州市港湾空港局物流振興課の物品管理台帳を監査したところ、以下の表のような北九州港のPR映画フィルムの記載があった。現物との照合を行い現物の存在は確認できたが、倉庫の中にダンボールに詰められ保存されていた。当該PR映画フィルムは北九州港の顧客誘致のために製作されたものであるが、製作されてからかなりの時期を経過しており、また、DVD等のメディアが発達してきた現在では、全く利用していないとの回答を得た。利用していないのであれば廃棄することも考えられるが、北九州港の発展の歴史的な背景等を記録した貴重な資料である。そのため、ただ保存するにしても倉庫の中で管理するとカビの発生により利用できなくなるおそれがあり、適切に保存することが望ましい。また、歴史的な資料であるため、博物館等で保存することも検討しなければならない。

(表-51)

備品番号	品名	仕様	取得日	取得価額 (円)
0007164	PR映画フィルム 躍進 する北九州港	中国語版光学録 音	S56/6/30	2,015,750
0007165	PR映画フィルム 躍進 する北九州港	中国語版光学録 音	S56/6/30	2,015,750
0007166	PR映画フィルム 躍進 する北九州港	日本語版光学録 音	S56/6/30	2,015,750
0007167	PR映画フィルム 躍進 する北九州港	日本語版光学録 音	S56/6/30	2,015,750
0007168	PR映画フィルム 躍進 する北九州港 英語版	英語版光学録音	S57/2/27	1,838,500
0007170	北九州港PR映画フィル ム 英語版	英語版	H01/3/31	3,625,000
0007171	北九州港PR映画フィル ム 中国語版	中国語版	H01/3/31	3,625,000
0007172	北九州港PR映画フィル ム 日本語版	日本語版	H01/3/31	3,625,000
0007173	北九州港PR映画フィル ム 日本語版	日本語版	H01/3/31	3,625,000

(意見 - 24) 北九州港PR用映画フィルムの保存について

港湾空港局物流振興課の物品管理台帳を監査したところ、北九州港のPR映画フィルムの記載(9点、総額24,401千円)があった。現物との照合を行い現物の存在は確認できたが、倉庫の中にダンボールに詰められ保存されていた。当該PR映画フィルムは北九州港の顧客誘致のために製作されたものであるが、製作されてからかなりの時期を経過しており、また、DVD等のメディアが発達してきた現在では、全く利用していないとの回答を得た。利用していないのであれば廃棄することも考えられるが、北九州港の発展の歴史的な背景等を記録した貴重な資料である。そのため、ただ保存するにしても倉庫の中で管理するとカビの発生により利用できなくなるおそれがあり、適切に保存することが望ましい。また、歴史的な資料であるため、博物館で保存することも検討しなければならない。

なお、北九州港PR用映画フィルムについては、北九州市立自然史・歴史博物館の学芸員と協議して、同館歴史収蔵庫において保存することになり、平成19年1月10日に移管した。

- 21 . リース資産について

港湾空港局においては、パソコン、庁舎内電話設備及び植木(観葉植物)に関してリース契約が締結されており、これらの資産はリース資産として管理台帳により管理を行うべきであると考えられる。このため、これらのリース契約につき管理台帳の有無について質問したところ、管理台帳を作成していないとの回答を得た。

リース契約は長期間にわたるものが多いと考えられ、公有財産、供用備品と同様に管理の必要がある。特定の課では少数でも、北九州市全体にはリース資産が多数あるものと考えられる。

そこで、以下のような視点に基づき、リース資産についても台帳を作成し管理する必要がある。

(1) 契約情報の管理

リース契約締結後、契約情報、リース料の支払管理を行う必要がある。

現在、港湾空港局では承認者は契約金額に応じて決裁権者となっている。入札方法については、港湾空港局でリースしているものは、金額が少額であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基き、複数者からの見積もりを比較の上、特命による随意契約により業者を決定している。

地方自治法施行令第 167 条の 2

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) リース諸費用の管理

予算の編成にあたり、リースに伴い発生するリース料、支払利息等の管理情報を提供する必要がある。

(3) リース資産の管理

港湾空港局所有の公有財産、供用備品等と同様、移動状況、稼働状況等の管理を行う必要がある。

(意見 - 25) リース資産の管理について

港湾空港局においては、パソコン、庁舎内電話設備及び植木(観葉植物)に関してリース契約が締結されており、これらの資産はリース資産として管理台帳によ

り管理を行うべきであると考えられる。このため、これらのリース契約につき管理台帳を作成すべきであるが、現状では管理台帳を作成していない。

リース契約は長期間にわたるものが多いと考えられ、公有財産、供用備品と同様に管理の必要がある。特定の課では少数でも、北九州市全体にはリース資産が多数あるものと考えられる。また、リース資産も使用のために保管する動産と考えれば物品管理台帳を作成し、適切に記載する必要があると考える。

- 22 . 公有財産台帳の作成と管理について

「地方自治法施行規則 第 16 条の 2、地方自治法施行規則（別記）財産に関する調書様式（第 16 条の 2 関係）」（昭和 22 年 5 月 3 日内務省令第 29 号）によれば、港湾施設である財産は公有財産台帳に登載する必要がないため、港湾台帳として管理し、それ以外の行政財産および普通財産は公有財産台帳に登載している。

公有財産台帳については、「北九州市公有財産管理規則」（昭和 39 年 3 月 31 日規則 61 号）第 34 条において公有財産台帳を作成する旨が定められている。しかし、平成 16 年 8 月に、公有財産管理システムを導入したことに伴い、現在は、「北九州市公有財産管理規則」第 34 条に規定されている公有財産台帳としては作成されていない状況にあるが、「北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 17 年 10 月 6 日条例第 50 号）第 6 条」、「北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 17 年 12 月 27 日規則第 114 号）第 7 条」において、電磁的記録により代替できる旨が規定されている。

そのため、公有財産台帳は公有財産管理システムに代替されると解釈でき、当然に公有財産台帳での記載していた内容は公有財産管理システムにおいても記載されていなければならない。

しかし、公有財産管理システムのデータを閲覧すると、取得金額、登記事項、火災保険番号といった事項が入力されていないものが多数見受けられた。北九州市の「公有財産記録管理事務の処理要領」（平成元年 10 月）において、これらの事項は登載必須事項となっていない。

取得金額の未入力については、担当者の回答は「取得金額が 0 の土地は、多数が埋立てにより原始取得したものであり、埋立地全体の一部分であることや竣工年月が古いことから取得金額が不明である」とのことであった。しかし、竣工年月が古いことから取得金額が不明であるというのは、過去からの管理の不備にほかならず、また、ここ数年において取得した資産の取得金額が 0 であることについての説明になっていない。さらに、埋立地について原始取得のため取得金額が分からないということについては、埋立事業に要した人件費、物件費等のコスト

を集計し、埋立面積で按分することにより算出することは可能である。参考までに地区別の埋め立て事業についての事業予算、面積は以下のとおりである。

(表-52)

(単位：m²、千円)

事業名称	新門司2期地区	太刀浦地区	西海岸地区	砂津地区	響灘東地区
事業予算	3,088,508	17,698,536	964,180	1,386,662	436,909
面積	84,768.32	439,972.86	2,230.52	7,588	135,018.39
1 m ² 当たり単価 (千円/m ²)	36.43	40.22	432.26	182.74	3.2

この1 m²当たり単価を各地区の区画面積に乗じるなど、何らかの工夫をすることで取得金額を算出することは可能である。

さらに、地積や地目などの登記事項について未入力となっている土地が複数件見受けられたが、これらは、登記は行われているが公有財産管理システムへの入力漏れであった。登記事項の有無についても漏れなく記載することが望ましい。

取得価格や登記事項の有無については、企業会計の立場からは基本的な情報であり、今後北九州市の会計制度にとっても必要な事項となりうる情報である。現状では、北九州市の「公有財産記録管理事務の処理要領」(平成元年10月)において、これらの事項は登載必須事項となっていないので、登載必須事項として取得価格や登記事項の有無を記録することを今後義務付けるべきである。

また、火災保険番号については、「公有財産管理システムのパッケージをそのまま利用しているため項目が残っているが、登載必須事項ではないため入力していない」との回答を得たが、資産を管理する上で公有財産管理システムに火災保険番号を入力することで付保状況を一元的に管理することができるため公有財産管理システムに登載することは有用である。

また、登載必須項目以外の項目(評価金額、評価単価、用途地域コード、建ぺい率、容積率、取得事由コード、取得年月日、取得単価)については、登載状況がばらばらとなっており台帳としての整合性が図られていない。よって、登載必須項目以外の項目については、将来的にパッケージソフトを修正し不要項目を削除されたい。当面における登載項目の徹底については、すでに当局は各部署に通達を出すなどの対応を一部実施しているが、登載項目を統一するための更なる対応が必要である。

(意見 - 26) 公有財産管理システムの整備状況について

公有財産管理システムのデータを閲覧すると、取得金額、登記事項、火災保険番号といった事項が入力されていないものが多数見受けられた。北九州市の「公有財産記録管理事務の処理要領」(平成元年10月)において、これらの事項は登載必須事項となっていないため、記載されていなくても規則違反とはならない。

しかし、取得価格や登記事項の有無については、企業会計の立場からは基本的な情報であり、今後北九州市の会計制度にとっても必要な事項となりうる情報である。現状では、北九州市の「公有財産記録管理事務の処理要領」(平成元年10月)において、これらの事項は登載必須事項となっていないので、登載必須事項として取得価格や登記事項の有無を記録することを今後義務付けるべきである。

(意見 - 27) 公有財産管理システム登載項目について

公有財産管理システムに登載必須事項以外の項目(評価金額、評価単価、用途地域コード、建ぺい率、容積率、取得事由コード、取得年月日、取得単価)について、登載状況がばらばらとなっており台帳としての整合性が図られていない状況にある。

よって、登載必須項目以外の項目については、将来的にはパッケージソフトを修正し不要項目を削除されたい。当面における登載項目の徹底については、すでに当局は各部署に通達を出すなどの対応を一部実施しているが、登載項目を統一するための更なる対応が必要である。

また、火災保険番号等のように付保状況を一元的に管理することができるため公有財産管理システムに登載することは有用である項目もある。そのため、パッケージソフトを修正する際は、登載必須項目以外を一律に削除若しくは、登載不要との判断はせず、管理上必要と思われる項目の取捨選択を検討することが望まれる。

- 23 . 港湾台帳について

地方自治法に基づく行政財産は、公共用財産と公用財産があるが、港湾法には規定されていないが、港湾法の趣旨から、港湾台帳には公共用財産のみが登録されることになる。

しかしながら、現状の北九州市港湾台帳には、以下のような一般に貸付を予定していない財産すなわち、公用財産と考えられる施設があり、港湾台帳の見直しが必要と考える。

(表-53) 公用財産と考えられる施設

種類	資材倉庫	資材倉庫	事務所	事務所	事務所
施設番号	40001N - 2 - 7P	40001N - 2 - 8P	40001N - 1 - 40P	40001N - 1 - 24P	40001N - 1 - 4P
名称	日明機材庫	西海岸港湾用具倉庫	大刀浦白野江道路電気室	延命寺廃油処理施設管理事務所	田野浦公共臨港線連絡事務所
管理者名簿	北九州市	北九州市	北九州市	北九州市	北九州市
総床面積 (㎡)	355	321.18	30	132	89
主用材	その他	その他	ブロック	鉄筋コンクリート	木材
建設終了年度	平成7年度		昭和61年度		
事業費(千円)	不明		4,316		
備考	鉄骨造平屋建	鉄骨造ストレート葺平屋建	コンクリートブロック造平屋建	鉄筋コンクリート2階建	木造モルタル瓦葺き2階建
				休止	

(意見 - 28) 港湾台帳について

地方自治法に基づく行政財産は、公共用財産と公用財産があるが、港湾法には規定されていないが、港湾法の趣旨から、港湾台帳には公共用財産のみが登録されることになる。しかしながら、港湾台帳に一部、公用財産と考えられる施設が記載されていると思われるので、港湾台帳の見直しが必要と考える。

< 会計制度および会計処理に関する意見 >

- 24 . 港湾施設単位での会計管理の必要性について

北九州市の港湾施設は、太刀浦コンテナターミナル、小倉コンテナターミナル、ひびきコンテナターミナル、港湾施設（太刀浦・田野浦・門司地区、新門司地区、小倉地区、洞海地区、響灘地区）に区分することが出来る。

現状、北九州市では港湾施設ごとの予算、決算を行うことをしておらず、収入や支出管理の一連の事務（財務会計システム）は、収入および支出項目を集計の基礎とする処理体系となっており、個々の施設ごとの管理を行うように構築されていない。

予算および決算は、地方自治法の規定に従いこれを調製することとされている。

予算の調製は、歳入については使用料、手数料等の科目ごとに、歳出については事業（施設管理事業、振興事業など）に係る経費を委託料や工事請負費等の支出科目ごとに見積もり、これを款項目の区分で積上げるものとなる。決算の調製とは、予算の執行結果の実績表示するものであることから、予算において取りまとめられた区分に応じて集計を行うこととなる。

一般会計の例でいえば、歳入について、港湾施設使用料については、16 款 1 項 8 目（港湾使用料）として集計することになり、岸壁使用料、入港料等の施設利用区分ごとの数値を積上げて処理している。また、歳出について、使用料収入を財源とする事業について、9 款港湾費のうちの 2 項（港湾管理費）および 3 項 1 目（施設営繕費）に経費を計上している。

このように、収入や支出管理の一連の事務（財務会計システム）は、収入および支出項目を集計の基礎とする処理体系となっており、個々の施設ごとの収入や支出がまとめられるように構築されていない。

現在の決算書は地方自治法に基づいて調製されているのであり、それ自体は特に問題は無いのであるが、各種決算数値は科目別の決算書を作成するのみに使用するのではなく、決算書を調製する過程において、港湾施設単位での決算数値が把握できるようにするのが望ましい。

港湾施設単位での会計管理を実施することにより、今後の施設の利用状況の改善および施設からの撤退等の意思決定に有用な情報を入手することが可能となるとともに、港湾施設単位での予算と実績を比較することにより、計画の進行度、達成可能・不可能を管理・判断し、計画の見直しが必要となる場合は遅滞無く利害関係者にその情報提供を実施することができるからである。

今後、北九州港は、西日本地域における国際港として、日本海ルートを活用したアジアと北米・欧州を結ぶ物流の拠点港（＝ハブポート）を目指し、響灘地区

を中心とした機能強化を図っていくこととなる。その前提条件として、物的環境整備と併せて、海外マーケットに対するポートセールスが必要なことから、今後、港湾施設単位での予算と決算との比較分析が可能となるように財務会計システムを改善することも検討されたい。

(意見 - 29) 港湾施設単位での会計管理の必要性について

現状、北九州市では港湾施設ごとの予算、決算を行うことをしておらず、収入や支出管理の一連の事務（財務会計システム）は、収入および支出項目を集計の基礎とする処理体系となっており、個々の施設ごとの管理を行うように構築されていない。

港湾施設単位での会計管理を実施することにより、今後の施設の利用状況の改善および施設からの撤退等の意思決定に有用な情報を入手することが可能となるとともに、港湾施設単位での予算と実績を比較することにより、計画の進行度、達成可能・不可能を管理・判断し、計画の見直しが必要となる場合は遅滞無く利害関係者にその情報提供を実施することが出来る。

今後、北九州港は、西日本地域における国際港として、日本海ルートを活用したアジアと北米・欧州を結ぶ物流の拠点港（＝ハブポート）を目指し、響灘地区を中心とした機能強化を図っていくこととなる。その前提条件として、物的環境整備と併せて、海外マーケットに対するポートセールスが必要なことから、今後、港湾施設単位での予算と決算との比較分析が可能となるように財務会計システムを改善することも検討されたい。

< IT に関する指摘と意見 >

- 25 . 情報セキュリティ実施手順書等の更新について

北九州市港湾情報システムは、港湾関連施設のバース、ヤード、水域、陸上施設について、電子データも含め利用者から利用申請を受け付け、その情報に基づいた当該施設の利用管理を適正に行っていくシステムである。また、施設使用に伴う利用料金の管理および指定統計データの作成機能も負っている。このように、北九州市港湾情報システムは、北九州港の管理運営を行っていく上で重要な基幹システムと位置付けられている。

港湾情報システムは、サーバーシステムを採用しており、平成 15 年度までは自ら所有するメインサーバーを港湾空港局事務所のマシン室に設置し、外部業者へ運用・管理の一部を委託するという外部委託の形態から、平成 16 年度より委託業者に設置されるメインサーバー等の機器を使用して、港湾情報システムのハード・ソフトの両面にわたり、その運用・管理業務を全面的に一括代行させるといった外部委託の形態へ変更を行っている。

港湾情報システムの運用管理にかかる規程については「情報セキュリティ実施手順書」(平成 15 年 5 月 4 日策定)(以下「手順書」という)が存在するが、当該手順書は、委託形態変更前の管理運用形態および組織編成に基くものであり、適時の見直し・更新の仕組みについては明文化されたものがないため、委託形態変更後に適時に更新がなされておらず、現状の管理運用形態および組織編成にそぐわないものとなっている。これに付随して、手順書内で参照されている「港湾情報システム事務処理要領」、「港湾情報システム機器構成一覧表」もまた同様に、変更後に適時に更新がなされておらず、現状の管理運用形態にそぐわないものとなっている。

具体的には、変更前はサーバーおよびネットワークは北九州市が自ら所有していたため物理的セキュリティ管理、障害管理、不正アクセス対策、ウイルス対策等に関する運用管理項目および責任者等の指定の記載がある。変更後はこのような詳細な管理運用については主として委託先が対応する事項であり、北九州市はその対応が適切に行なわれているか管理する立場にある。そこで従前の記載に代わり、委託先に対する運用管理規程およびその責任者等の指定に関する記載が必要になってくるといえる。つまり、現状の手順書等においてはどのように港湾情報システムを管理運用していくのか、誰がその責任を負うのかが不明となっている状況にある。

特に障害発生時の連絡体制、ユーザー ID およびパスワードの管理および運用を具体的に定めた「港湾情報システム事務処理要領」の更新は、港湾情報

システムの安全性を確保する体制を構築し、さらに管理運営責任の所在を明確化する上で重要といえる。

そこで、手順書において、適時の見直し・更新の仕組みを明文化し、運用管理形態の変更等が生じた際、速やかに手順書等の更新が行えるように事務運用および事務引継ぎの徹底を行なう必要がある。

(指摘 - 4) 情報セキュリティー実施手順書等の更新について

港湾情報システムの運用管理にかかる規程については「情報セキュリティー実施手順書」(平成 15 年 5 月 4 日策定)(以下「手順書」という)が存在する。

港湾情報システムは平成 16 年度より委託業者に設置されるメインサーバー等の機器を使用して、港湾情報システムのハード・ソフトの両面にわたり、その運用・管理業務を全面的に一括代行させるという外部委託の形態へ変更を行っているが、手順書が委託形態変更後の運用管理に適合した運用管理規定に更新されておらず、現状の運用管理形態にそぐわないものとなっている。これに付随して、手順書で参照されている「港湾情報システム事務処理要領」、「港湾情報システム機器構成一覧表」もまた同様に、変更後に適時に更新がなされていない。

特に障害発生時の連絡体制、ユーザー ID およびパスワードの管理および運用を具体的に定めた「港湾情報システム事務処理要領」の更新は、港湾情報システムの安全性を確保する体制を構築し、さらに管理運営責任の所在を明確化する上で重要といえる。

そこで、手順書において、適時の見直し・更新の仕組みを明文化し、運用管理形態の変更等が生じた際、速やかに手順書等の更新が行えるように事務運用および事務引継ぎの徹底を行なう必要がある。

IT における技術進歩は著しいものがあり、有効性、効率性および安全性を目的としてシステムまたは関係機器の入れ替え等を行うケースは多いと考えられるが、同時にそれに見合った管理運用手続を文書化により整備し、職員へ周知徹底していく必要がある。

- 26 . 業務委託契約書および添付書類の整理保管について

北九州市（以下契約書においては甲とされている）は、乙社と「港湾情報システム運用・管理業務のアウトソーシングサービス委託のための委託契約」（平成 16 年 4 月 1 日付）の業務委託契約を取り交わしている。

当該契約書の第 3 条（処理の方法・目的・優先条項）第 1 項においては、「乙は、別添の業務実施要領（以下「要領」という）及び甲の指示監督に基づいて、委託業務を実施しなければならない。」とされている。しかし、契約締結時における当該要領の受領等について契約当時において受領漏れがあったのか、もしくは受領後紛失したのかについては原因が不明であるが、一部添付書類の整理保管状況に不備があり、現状、要領の内容が参照できない状況であった。

この要領は、同条第 2 項において「乙は、要領に定めのない事項については、甲の指示を受けるものとする。」、第 7 条（報告義務）第 1 項において「乙は、要領の定めるところにより、業務報告書を作成して甲に提出し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。」、第 9 条（従事者の配置等）第 1 項において「この委託業務に従事する乙の職員については、要領に定めるところにより、事前に必要書類を提出して、甲の承諾を受けなければならない。」というように、その後に明記されている契約条文上で参照されたものとなっている。つまり、この要領は、港湾情報システムの適正な運用管理を確保するために、乙のサービスレベルが具体的かつ詳細に記載されているものであるといえる。

また契約書の第 8 条（調査及び再実施の請求）第 1 項において、「甲は、乙の委託業務の実施状況について臨時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、乙に必要な指示をすることができる。」というように、甲の乙の業務に対する管理監督権限が明記されている。

以上のように、契約書およびその添付書類の整理保管状況に不備があり、内容を参照できない場合は、委託先のサービスレベルや内部管理体制の把握と理解が不十分となるおそれがあり、委託者のシステムオーナーとしての管理監督権限の機能が十分に発揮されない可能性がある。

契約書締結に際しては、契約書のみならず、契約書に記載されている添付書類の有無についての確認を徹底し、契約に際して必要とされている全ての書類が不足なく揃っていることを確認し整理保管する必要がある。

(指摘 - 5) 業務委託契約書および添付書類の整理保管について

港湾情報システムの運用管理業務については北九州市より乙社に外部委託され、平成16年4月1日付で業務委託契約書が締結されている。

当該契約書の中において添付資料とされている業務実施要領があるが、当該要領は港湾情報システムの適正な運用管理を確保するために、乙のサービスレベルが具体的かつ詳細に記載されているものである。

しかし、契約締結時における当該要領の受領等について契約当時において受領漏れがあったのか、もしくは受領後紛失したのかについては原因が不明であるが、一部添付書類の整理保管状況に不備があり、現状、要領の内容が参照できない状況であった。

以上のように、契約書およびその添付書類の整理保管状況に不備があり、内容を参照できない場合は、委託先のサービスレベルや内部管理体制の把握と理解が不十分となるおそれがあり、委託者のシステムオーナーとしての管理監督権限の機能が十分に発揮されない可能性がある。

契約書締結に際しては、契約書のみならず、契約書に記載されている添付書類の有無についての確認を徹底し、契約に際して必要とされている全ての書類が不足なく揃っていることを確認し整理保管する必要がある。

- 27 . 業務委託契約における再委託の承認について

当該契約書の第 23 条（再委託等の禁止）において、「乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。」として原則、再委託を禁止している。

現状において、アプリケーションに関する障害等の問題が発生した場合は、乙の子会社である丙社（丙は、平成 16 年度における港湾情報システムの全面的な外部委託の形態への変更を行う前にアプリケーションの運用・保守契約を締結していた会社である。）に直接連絡をとる体制が整備されており、実際に運用されている。また、乙に事実確認を実施したところ、受託業務の一部である港湾情報システムのアプリケーションの運用・保守にあたっては、子会社である丙社に業務を実施させているとの回答を得た。当該状況は乙が丙にアプリケーションに関する運用・保守について再委託をしていると判断される。しかし、第 23 条但書にある再委託時の書面による甲の承認を受けていないため、契約条項が遵守されていないこととなる。

また、これに関連して、先の契約書の第 9 条（従事者の配置等）第 1 項において「この委託業務に従事する乙の職員については、要領に定めるところにより、事前に必要書類を提出して、甲の承諾を受けなければならない。」とされている必要書類についても未入手であり、港湾情報システムの再委託先で受託業務に従事するものも含めて、受託業務に従事する者が不明となっていた。

再委託を行っているにもかかわらず、それが未承認となっている場合は、委託者の関知し得ないところで北九州市が管理すべき機密情報にかかわる者が存在することとなり、それだけ情報漏洩のリスクが高まることとなる。また、一般的に、情報システムについて運用保守業務を委託している場合、当該業務の全部または一部が関係会社等に再委託されているケースは多い。

甲においては、自らの有する情報を知り得る者の範囲を把握するという情報資産管理の面や丙における甲の情報の漏洩等を防止するという秘密保持の面といった情報セキュリティの観点から、契約段階において、乙に対して再委託の予定の有無の確認や契約後に乙が再委託を行っていると判断される場合は乙に事実確認を実施し、当該契約書に明記されているとおり乙に承認書を提出させ、承認を実施しておく必要があるといえる。

(指摘 - 6) 港湾情報システムの運用管理業務の業務委託契約における再委託の承認について

業務委託契約書において第 23 条は、原則として再委託を禁止しており、再委託を行う場合はあらかじめ書面により委託者である甲の承認を受ける旨の記載がなされている。

現状においては、受託業務の一部である港湾情報システムのアプリケーションの運用・保守にあたっては、子会社である丙社に業務を実施させているため、乙が丙にアプリケーションに関する運用・保守について再委託をしていると判断される。

しかし、第 23 条但書にある再委託時の書面による甲の承認を受けていないため、契約条項が遵守されていないこととなる。

再委託を行っているにもかかわらず、それが未承認となっている場合は、委託者の関知し得ないところで北九州市が管理すべき機密情報にかかわる者が存在することとなり、それだけ情報漏洩のリスクが高まることとなる。

北九州市においては、自らの有する情報を知り得る者の範囲を把握するという情報資産管理や、北九州市の情報の漏洩等を防止するという秘密保持という情報セキュリティの観点から、契約段階において、乙に対して再委託の予定の有無の確認や契約後に乙が再委託を行っているとは判断される場合は乙に事実確認を実施し、当該契約書に明記されているとおり乙に承認書を提出させ、承認を実施しておく必要がある。

<その他>

- 28 . 社団法人北九州港振興協会の駐車場運営について

(1) 社団法人北九州港振興協会の駐車場収入について

平成 17 年度社団法人北九州港振興協会の収支決算書において、駐車場収入は当期収入合計の約 58%、事業収入に至っては約 97%を占めており、収入面からは、社団法人北九州港振興協会の運営は、駐車場の管理運営収入に依存していると考えられる。

社団法人北九州港振興協会の全ての駐車場用地は、北九州市より使用許可・貸付を受け第三者に賃貸している。

社団法人北九州港振興協会へ使用許可・貸付している土地は、普通財産にあつては「北九州市財産条例」および「北九州市公有財産管理規則」に基づき貸付されており、行政財産にあつては「北九州市港湾施設管理条例」および「北九州市港湾施設管理条例施行規則」に基づいて使用許可されているため、入札とはなりえない。よって、駐車場の運営を希望する法人が、最初に北九州市に使用許可申請をすれば特段の事情がない限り認められることになっている。

(2) 社団法人北九州港振興協会の運営について

社団法人北九州港振興協会の組織は、会長（現在は、商工会議所会頭）・副会長・専務理事（定款上は、学識経験を有する者となっているが、現在は北九州市港湾空港局長が兼任）となっている。

したがって、社団法人北九州港振興協会組織において、北九州市港湾空港局長が専務理事を兼任しており、専務理事が実質的な実務責任者ということを見ると、社団法人北九州港振興協会は北九州市と緊密な法人と考えざるを得ない。

また、北九州市は、社団法人北九州港振興協会に出資がなく、北九州市の出資団体監査を受けない団体である。

(意見 - 30) 社団法人北九州港振興協会の駐車場運営について

北九州市と社団法人北九州港振興協会における組織上の緊密な関係（北九州市港湾空港局長が社団法人北九州港振興協会の専務理事を兼任している等）および社団法人北九州港振興協会が北九州市の外郭団体でないことを考え併せると社団法人北九州港振興協会が、北九州市からの駐車場用地の使用許可・貸付で得られる駐車場収入により、例え社団法人北九州港振興協会の目的に沿った支出であっても、自由に使える資金を得られるということは、支出の透明性の確保という観点からは、望ましいとは言えない。

よって、北九州市が、行政財産の目的外使用あるいは普通財産であっても社団法人北九州港振興協会からの使用申請があれば、使用許可を与えなければならないとの見解であれば、北九州市港湾空港局長が社団法人北九州港振興協会の専務理事を兼任している訳であるから、社団法人北九州港振興協会は駐車場用地の使用許可・貸付の申請をすべきではないと考える。また、社団法人北九州港振興協会は、公益性のある支出内容については北九州市と協議し、補助金等で対応すべきと考える。

なお、北九州市の見解は、社団法人北九州港振興協会の活動は北九州港の振興・PR に大きく貢献しているものであり、この状況を維持していきたいとのことであった。

＊ ＊ 社団法人北九州港振興協会の概要 ＊ ＊

社団法人北九州港振興協会は港を建設・管理する北九州市と港を利用する港湾関連の企業とが、一体となり北九州港の発展をめざして振興活動を行う公益法人である。

設立年月日 昭和 40 年 12 月 27 日

設立の目的 北九州港の振興対策を強力に推進し、もって、北九州港の発展に寄与する。

組織 会長（商工会議所会頭）・副会長・専務理事（北九州市港湾空港局長）・事務局長

活動内容

- ・ セミナーの開催
- ・ 視察研修
- ・ 国際交流事業の支援・協力
- ・ 集貨航路誘致事業
- ・ 歓迎訪船
- ・ 北九州ポート・アテンダント
- ・ 港の振興を目的とした業務を受託
- ・ 広報紙・刊行物の発行
- ・ 海事関係者の厚生施設等の管理運営

平成 17 年度収支決算書

（単位：千円）

科 目	予算額	決算額	差異	備考
収入の部				
1 会 費 収 入	12,096	11,925	170	
2 事 業 収 入	74,508	71,640	2,868	
駐 車 場 事 業 収 入	73,010	69,738	3,271	西海岸駐車場等
船員サービスセンター事業収入	878	878		戸畑船員サービスセンター
広 告 料 収 入	520	601	81	
そ の 他 事 業 収 入	100	422	322	記念品販売収入
3 補 助 金 等 収 入	30,380	32,750	2,370	
補 助 金 収 入	4,300	4,300		
海事広報艇事業受託収入	10,935	9,753	1,181	
統 計 事 業 受 託 収 入	13,590	13,590	-	
そ の 他 事 業 受 託 収 入	1,555	5,106	3,551	企業誘致別働隊事業等
4 雑 収 入	605	893	288	自動販売機収入
5 特 定 預 金 取 崩 収 入	1,500		1,500	
事業活性化資金積立預金	1,500		1,500	
6 そ の 他 収 入	500	2,124	1,624	月極契約車敷金
当 期 収 入 合 計 (A)	119,589	119,333	256	
前 期 繰 越 収 支 差 額	2,818	2,818		
収 入 合 計 (B)	122,407	122,151	256	

科 目	予算額	決算額	差異	備考
支出の部				
1 事業費	108,672	104,277,161	4,395	
給料手当	33,019	35,473	2,454	40周年記念事業担当職員雇用
臨時雇賃金				駐車場監視員臨時雇用
福利厚生費	4,078	4,542	464	
会議費	1,290	2,110	820	
旅費交通費	928	1,116	188	
通信運搬費	2,019	1,714	304	
消耗什器備品費	1,008	892	115	駐車場案内板作成等
消耗品費	1,989	2,084	95	
修繕費	325	777	452	駐車場補修工事等
工事費	1,471	418	1,052	
印刷製本費	1,609	1,175	433	
振興事業費	19,208	18,167	1,040	研修会・講演会・受託事業等
地区事業費	1,210	1,530	320	
船員サービスセンター費	657	633	23	
光熱水費	972	762	210	
賃借料	31,742	27,451	4,291	駐車場土地使用料
保険料	206	151	54	
租税公課	5,150	1,888	3,261	法人税・消費税等
雑費	1,790	3,386	1,596	臨時駐車場業務委託等
2 管理費	13,106	6,330	6,775	
給料手当	5,187	2,697	2,489	
福利厚生費	685	339	345	
報償費	792	181	610	
会議費	1,180	741	438	総会等
旅費交通費	562	329	232	
通信運搬費	416	366	49	
消耗什器備品費	200	72	127	
消耗品費	1,200	537	662	
修繕費	115	62	52	
工事費				
印刷製本費	530	208	321	
光熱水費	240	112	127	
賃借料	322	164	157	
保険料	90	26	63	
租税公課	600	145	454	消費税・印紙代等
負担金支出	552	189	362	他団体会費等
雑費	435	155	279	
3 固定資産取得支出		5,388	5,388	
構築物建設支出		747	747	駐車場整備
什器備品購入支出		4,641	4,641	駐車場管理システム等
4 特定預金支出		1,000	1,000	
5 その他支出	500	2,698	2,198	月極契約車敷金返済
6 予備費	128		128	
当期支出合計 (C)	122,407	119,694	2,713	
当期収支差額 (A) - (C)	2,818	361	2,456	
次期繰越収支差額 (B) - (C)		2,456	2,456	

(2) 北九州市の港湾事業の関連団体について

本報告書における数値の表示において、原則、切捨て表示している。
したがって、上記端数処理の関係上、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。

第 1 . 監査の概要

1 . 監査の種類

監査の種類とは、「地方自治法」(昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号)第 252 条の 27 第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

2 . 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

「北九州市の港湾事業の関連団体について」

(2) 選定した理由

港湾事業は、北九州市の商業・工業を支える重要な事業の一つであり、北九州港は北九州市の物流機能、産業集積機能の中心として整備されてきたところである。現在においては環黄海圏のハブポートを目指し、機能の強化が図られている。

しかしながら、港湾経営には多額の費用が必要となる。北九州市では港湾事業として、公共埠頭や護岸築造、埋立造成、コンテナターミナルなどの「整備事業」だけでなく、これらの港湾施設を維持修繕し、管理するための「維持管理事業」、港湾施設の背後に分譲地を造成し、企業を誘致するための「分譲事業」など、多くの事業が行なわれている。

これらの港湾事業には、多額の費用が必要となる。港湾事業に係る平成 16 年度の一般会計では、港湾建設費や施設管理費を含めた歳出は 150 億円を超えているが、港湾施設の利用による使用料収入は約 14 億円であり、財源として補助金や地方債に加え、市税などの一般財源に頼るところが大きい。

このように港湾事業は北九州市の商業・工業を支える重要な事業であり、港湾事業の財政に影響を与える可能性があると考えられる港湾事業の関連団体の経営を合規性の視点から監査することはもちろん、経済性、効率性の視点からも監査することは有用であると思われる。

以上の背景及び理由により、当該事件を選定する。

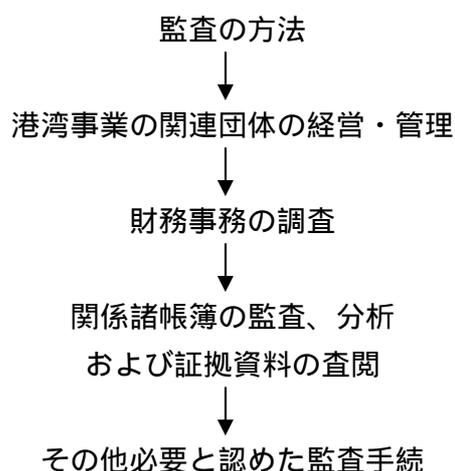
3. 監査の視点

- ・ 港湾事業の関連団体の財務にかかわる事務や、その経営管理が、関係法令や諸規程に準拠して行われているか。
- ・ 港湾事業の関連団体の経営管理が、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。その組織の運営が合理的に行われているか。
- ・ 維持管理費や施設建設費の削減のために、適切な経営努力が行なわれているか。
- ・ 港湾事業の関連団体の固定資産は適切に運用管理されているか。債権等については適切に回収管理されているか。

4. 監査の方法

この監査に当たっては港湾事業の関連団体の財務にかかる事務および、その経営管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨にのっとり、最少の経費で最大の効果をあげるようにされているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

監査の方法の概略は、以下に示したとおりである。



第 2 監査対象の事業概要および監査結果

- 1 北九州埠頭株式会社

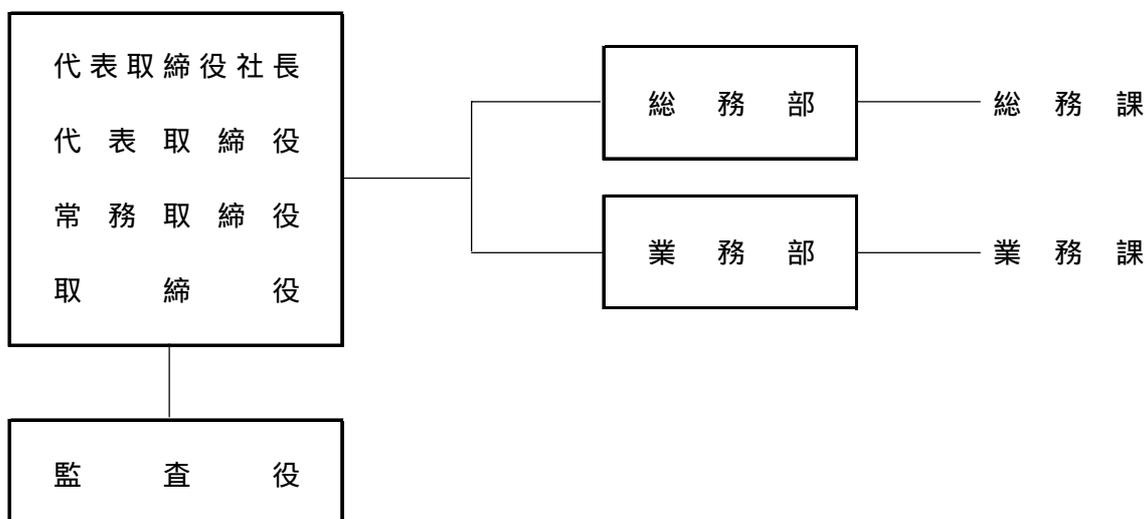
1 . 概要 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

(1) 法人の組織

【概況】

- (1) 設立 昭和 32 年 10 月 30 日
- (2) 所在地 北九州市門司区港町 9 番 11 号
TEL093-331-0392
- (3) 目的 北九州港田野浦埠頭および太刀浦埠頭の港湾機能の公共性を保持するとともに、利用者の利便を増進し、効率的な運営を図り、もってその機能を最高に発揮させることを目的とし、市と民間企業の共同出資により設立されたものである。
- (4) 事業 北九州埠頭株は、民間企業より経営委任された燐鉱石関係施設の管理運営、マリーナの経営および船舶給水の販売、北九州市より受託した太刀浦等のクレーン維持管理業務等および市港湾施設管理運営業務等の事業を実施している。燐鉱石関係の経営委任施設の管理運営、マリーナの経営および岸壁船舶給水の販売、埠頭施設の管理運営および維持管理に関する業務等
- (5) 資本金 10,000 千円
<うち本市出資額 5,120 千円 (51.2%) >
- (6) 決算期 毎年 3 月 31 日
- (7) 本市所管 港湾空港局総務港営部港営課
TEL 093-321-5932

機構図および役員数



役員数：7名

職員数：49名

役員名簿

[代表取締役社長] 岡田 富廣

[代表取締役] 山縣 宣彦

[常務取締役] 井上 慎一

[取締役] 鈴木 信博、菅原 祥

[監査役] 木村 健次、浜田 英男

(2) 事業の概要等

田野浦埠頭燐鉱石関係の経営委任施設の管理運営業務

マリーナの経営

田野浦埠頭岸壁船舶給水販売業

港湾施設等の維持管理等および施設管理運営に関する北九州市からの受託業務

(3) 主な事業実績（平成17年度）

◆ 田野浦埠頭セメント・燐鉱石関係の経営委任施設の管理運営業務

◆ 新門司マリーナの経営業務

◆ 田野浦埠頭岸壁船舶給水販売業

◆ 北九州市からの受託業務

・ 北九州市港湾施設性能維持外業務

- ・ 北九州市港湾施設管理運營業務
- ・ 北九州市港湾施設維持・補修業務
- ・ 西海岸可動橋開閉業務

2. 過去5年間の財政状態および経営成績

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
流動資産	162,739	198,060	217,412	163,577	177,508
現金及び預金	131,377	167,035	146,263	97,938	96,921
未収金	31,234	30,876	71,020	63,203	68,518
前払費用	128	141	128	-	-
敷金	-	7	-	-	-
未収消費税	-	-	-	2,435	-
貯蔵品	-	-	-	-	12,068
固定資産	31,331	33,701	34,686	139,108	152,072
有形固定資産	11,269	13,639	14,624	119,046	129,636
建物	365	365	365	105,365	105,365
減価償却累計額	136	202	268	4,302	8,284
建物附属設備	4,738	4,738	7,455	12,455	23,581
減価償却累計額	2,385	2,668	3,052	3,648	6,329
構築物	1,089	1,232	1,232	2,650	2,990
減価償却累計額	243	429	595	921	1,324
車輜運搬具	30,701	32,317	31,340	30,369	27,349
減価償却累計額	27,610	25,123	26,930	27,525	25,396
工具・器具・備品	24,419	24,631	27,366	27,633	32,655
減価償却累計額	19,667	21,220	22,287	23,028	24,971
建設仮勘定	-	-	-	-	4,000
無形固定資産	62	62	62	62	647
電話加入権	62	62	62	62	62
ソフトウェア	-	-	-	-	585
投資等	20,000	20,000	20,000	20,000	21,788
投資有価証券	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
敷金	-	-	-	-	1,788
繰延資産	608	439	270	101	21
開発費	608	439	270	101	21
資産の部合計	194,678	232,201	252,369	302,787	329,601
負債の部					
流動負債	31,631	50,227	44,595	75,900	81,244
未払金	3,002	665	2,079	5,250	-
未払費用	14,761	30,234	30,973	25,394	29,757
前受金	1,353	1,199	973	10,653	11,124
預り金	652	722	1,031	1,012	211
未払消費税	-	4,279	3,396	-	8,113
賞与引当金	2,500	3,500	6,000	-	-
納税引当金	9,362	9,627	-	-	-
未払法人税等	-	-	141	521	40
預り保証金	-	-	-	33,068	31,996
固定負債	24,966	31,566	35,971	40,671	44,883
退職給与引当金	24,966	31,566	35,971	40,671	44,883
負債の部合計	56,598	81,794	80,566	116,572	126,127
資本の部					
資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
法定準備金	2,500	2,500	2,500	176,615	193,874
利益準備金	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
当期末処分利益 (うち当期純利益)	-	-	-	174,115 (14,987)	191,374 (17,426)
剰余金	125,580	137,906	159,302	-	-
前期繰越利益	108,015	125,405	137,731	-	-
当期純利益	17,565	12,501	21,571	-	-
自己株式	-	-	-	400	400
資本の部合計	138,080	150,406	171,802	186,215	203,474
負債・資本の部合計	194,678	232,201	252,369	302,787	329,601

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経常損益の部					
営業損益の部					
1 営業収益	341,268	413,792	482,745	609,474	648,224
セメント業務収入	3,972	3,966	3,751	33	-
燐鉱石業務収入	458	543	518	460	500
燐鉱石雑業務収入	130	-	-	-	-
船舶給水収入	6,367	4,886	5,729	5,442	6,765
クレーン・受電所業務受託料	180,700	183,000	170,916	-	-
臨港鉄道業務受託料	9,320	9,100	8,940	-	-
港湾施設業務受託料	56,070	97,827	90,115	88,703	109,681
西海岸可動橋業務受託料	15,402	15,533	10,600	10,600	10,600
新門司可動橋業務受託料	9,600	9,748	13,530	-	-
トンネル施設業務受託料	1,870	2,900	3,200	-	-
夜間入港業務受託料	1,005	1,034	1,537	-	-
ワイ-ロ-プ 取替業務受託料	35,020	37,310	46,085	-	-
施設維持補修業務受託料	-	21,308	108,907	204,489	223,679
施設性能維持業務受託料	-	-	-	233,156	235,182
クレーン・受電所雑業務収入	7,466	12,858	-	-	-
その他業務収入	-	-	6,582	2,982	3,706
駐車場収入	13,883	13,775	12,332	11,360	10,778
マリナー保管料	-	-	-	35,651	33,504
マリナーテナント料	-	-	-	16,593	13,826
2 営業費及び一般管理費	303,378	373,291	441,725	593,263	645,621
営業費	107,053	133,010	187,977	325,218	334,638
一般管理費	196,325	240,280	253,748	271,045	310,982
営業利益	37,889	40,501	41,020	13,210	2,603
営業外損益の部					
3 営業外収益	656	618	367	11,890	21,995
受取利息	81	7	367	366	367
受取配当金	575	574	-	-	-
雑収入	0	36	-	11,524	20,689
保険金収入	-	-	-	-	937
4 営業外費用	5,785	10,462	10,946	4,969	4,292
退職給与引当金繰入	3,066	6,600	4,700	4,700	4,212
賞与引当金繰入	2,500	3,500	6,000	-	-
雑損	1	193	77	100	-
開発費償却	217	169	169	169	80
経常利益	32,760	30,657	30,440	20,131	20,306
特別損益の部					
1 特別利益	-	-	295	-	-
退職給与引当金取崩益	-	-	295	-	-
2 特別損失	-	149	20	-	155
固定資産売却損	-	149	20	-	155
税引前当期純利益	32,760	30,507	30,715	20,131	20,151
法人税・住民税及び事業税	15,195	18,006	9,144	5,143	2,724
当期純利益	17,565	12,501	21,571	14,987	17,426
前期繰越利益	108,015	125,405	137,731	159,127	173,947
当期末処分利益	125,580	137,906	159,302	174,115	191,374

3. 監査の結果

< 経営全般に関する指摘と意見 >

1-1. 取締役会の開催について

取締役会の権限と開催について、旧商法第 260 条（昭和 56 年の改正）は、以下のよう
に定めている。

(1) 第 1 項は、取締役会の権限として、業務執行の決定権限と取締役の職務執行に
対する監督権限があることを明確にしている。

(2) 第 3 項は、3 ヶ月に 1 回以上、代表取締役など業務の執行に当たる取締役の報
告義務を定めている。

よって、旧商法では、旧商法第 260 条第 3 項により取締役会の決議事項がない
場合でも代表取締役は、少なくとも 3 ヶ月に 1 回は取締役会を開催しなければな
らないことになっている。

北九州埠頭(株)では、取締役会は決議事項がある都度の開催となっており、3 ヶ月
に 1 回の取締役会の開催はなされていない状況である。

(取締役会の権限)

旧商法第 260 条

取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス

取締役会ハ三月ニ一回以上業務執行ノ状況ヲ取締役会ニ報告スルコトヲ要ス

(指摘 1-1) 取締役会の開催について

取締役会の開催は、旧商法第 260 条第 3 項によると 3 ヶ月に 1 回は取締役会を開催
しなければならないことになっている。北九州埠頭(株)では、取締役会は決議事項がある
都度の開催となっており、3 ヶ月に 1 回の取締役会の開催はなされていない状況であり、
旧商法違反である。

1-2. 常勤役員（有給）の員数について

北九州埠頭(株)では、平成 18 年 3 月 31 日現在、2 名が常勤役員（有給）として取締役（代表取締役社長・常務取締役）に就任しているがいずれも北九州市の退職者である。

過去にも常勤役員（有給）の 2 名就任というのはあったが、年間を通じて 2 名というのは、平成 17 年度が初めてである。常勤役員（有給）2 名の就任は、業務の拡大という理由であるが、北九州埠頭(株)の営業収入の約 9 割が、北九州市からの仕事であること、職員（嘱託を含む）49 名の内 30 名が北九州市の退職者であること、しかも北九州市の外郭団体で監査事務局の監査対象団体であることを考え併せると常勤役員（有給）は 1 名で十分と考える。

（意見 1-1）常勤役員（有給）の員数について

北九州埠頭(株)の常勤役員（有給）2 名は、いずれも市の退職者であるが、過去から通年では 1 名であること、営業収入の北九州市からの委託事業等が約 9 割を占めていること、北九州市の外郭団体であることを考え併せると常勤役員（有給）は 1 名で足りると考える。したがって役員の 1 名分 5,692 千円の役員報酬が、削減できると考える。

1-3. 規則の整備について

会社を組織化し、組織の運営を効率的に行うには、諸規程が必要となる。会社は、多くの人々が、それぞれの任務に従って業務を執行する組織集団であるため、共同の目的達成のためには、一定の秩序が形成され、それぞれが合理的に行動するための基準となる。こうしたルールは、会社規模の大小を問わずに要請されるものであるが、規模がある程度大きくなると、これを不文律としておくことは無理であるため、文書化して、諸規程、諸規則として公表することが必要となる。

北九州埠頭(株)においては、北九州市から 51.2% 出資しているため給与規則、旅費規則等を北九州市の規則を利用している状況である。しかし、規則を北九州市と一緒にすることは、企業活動そのものを北九州市と同じにするように規制してしまう可能性があり、株式会社にして民間活力を取り入れようとした第 3 セクター本来の趣旨にそぐわないと思われる。そのため、会社の実態に合うような会社独自の規則の整備を検討すべきである。

（意見 1-2）規則の整備について

北九州埠頭(株)においては、北九州市から 51.2% 出資しているため給与規則、旅費規則等を北九州市の規則を利用している状況である。しかし、規則を北九州市と一緒にすることは、企業活動そのものを北九州市と同じにするように規制してしまう可能性があり、株式会社にして民間活力を取り入れようとした第 3 セクター本来の趣旨にそぐわな

いと思われる。そのため、会社の実態に合うような会社独自の規則の整備をすることを検討すべきである。

1-4. 新門司マリーナ事業について

平成 16 年 4 月、北九州埠頭(株)は、新門司マリーナ(株)より営業譲渡を受け、施設の管理運營業務を新規事業として引き継いだものである。

(1) 北九州埠頭(株)が新門司マリーナ事業を引き継いだ理由

新門司マリーナは修理工場やクラブハウス等の設備が充実したマリーナとしては、北九州市内での唯一の施設であり公共性の高い施設であり、当マリーナは、北九州市の要請もあり、また自主事業の拡大を図るためである。

なお、新門司マリーナは、平成 3 年当時、北九州市の係留又は保管されている 300 艇が、今後 10 年間で 3 倍になるとの予測のもとに計画されたものであるが、新門司マリーナの保管艇は、平成 3 年度オープンの 44 艇から平成 16 年度の 135 艇にすぎない現況である。

また北九州市における不許可係留船は、平成 8 年度 261 隻、平成 14 年度 406 隻であった。

(2) 新門司マリーナ事業の部門別損益について

北九州埠頭(株)は、平成 16 年度営業譲受する時点で、経常利益が 100~200 万円程度の黒字になると見込んでいたが、新門司マリーナ事業の部門別損益は、平成 16 年度経常損失 11,303 千円(本社経費等間接費配賦前経常損失 4,746 千円)平成 17 年度経常損失 10,517 千円(本社経費等間接費配賦前経常損失 1,287 千円)であった。

なお、レストラン部門の利用人員も平成 12 年度婚礼件数 93 件・レストラン利用人数 16,525 名であったが、平成 17 年度では、婚礼件数 69 件・レストラン利用人数 7,660 名の大幅な減少となっているのが現状である。

(3) 北九州市からの港湾施設貸与及び使用料について

北九州市から新門司マリーナ港湾施設の使用許可を 1 年毎に受けているがマリーナの保管艇数は、収容能力である 286 艇の約 47%と低迷している状況で今後とも大幅な増艇が見込まれない状況であり、北九州市に使用料の半額減免(5,972 千円)を申請し許可されている。

平成 17 年度の新門司マリーナ施設使用料の減免率は 2 分の 1 であるが、これは平成 16 年度においては、平成 15 年度の売上より 5,861 千円減少したため、減少額に見合う減免の結果であるとのことであった。

(4) 北九州埠頭株の新門司マリーナ業務委託及び施設賃貸借契約について

北九州埠頭株は、C社に主に保管艇（陸上・海上）1フィート当たりの金額で、施設保管業務、安全管理業務、海洋性スポーツ・レクリエーション振興業務、ハーバー業務等を1年毎、業務委託している。

また、新門司マリーナクラブハウスの一部についてもC社に賃貸している。そのクラブハウスの一部をレストランとしてB社が運営している。B社に対しては、C社が引継ぐ前の会社であるD社が、転貸しているが、現状、北九州埠頭株とC社との施設賃貸借契約には転貸条項がない。またB社の新門司マリーナ事業に係る営業も芳しくなく、現状、賃貸料を2分の1に減額している状況である。

(意見 1-3) 新門司マリーナ事業の運営について

平成16年4月に北九州埠頭株が、新門司マリーナ事業を引継いでいるが、営業努力も目に見える形で、行われている訳でなく、結果的に新門司マリーナ事業の経営状態は赤字続きであり、引継ぐ前と何ら変わらず推移している。

したがって、北九州埠頭株が新門司マリーナ事業を引継いでいる理由は現状見当たらない。

よって、C社の業務委託料の引き下げ等の改善策の検討が必要と考える。

(意見 1-4) 北九州埠頭株とC社との施設賃貸借契約について

クラブハウスの一部を賃借してレストランを運営しているB社と、C社が引継ぐ前の会社であるD社との施設賃貸借契約があるが、北九州埠頭株とC社との施設賃貸借契約の条文には、B社に転貸できるとの条項あるいは、覚書がなく、賃貸借契約に問題があると考えられる。

また、現時点においてもB社との契約先はD社であり、早急にD社から業務を引き継いでいるC社へと変更すべきと考える。

< 契約に関する意見 >

1 - 5 . 外部委託契約について

北九州埠頭(株)の外注委託については、北九州市契約規則に準じた北九州埠頭(株)契約規則に則り、外注委託契約を締結している。一方、港湾空港局からの依頼工事については、北九州市の軽微な工事の執行要領に準じ、別途「取り決め」を作成し「取り決め」に基づき外注委託契約を締結している。

平成 17 年度、北九州埠頭(株)は、ガントリークレーン等補修塗装業務委託について、一般競争入札を 2 社によって実施しているが、北九州埠頭(株)契約規則ではなるべく 5 社となっている。また、一般競争入札の伺書に決裁日がなく、かつ一般競争入札の内 1 社に応札日の日付の記載がなかった。

(意見 1 - 5) 外部委託契約について

平成 17 年度、北九州埠頭(株)は、ガントリークレーン等補修塗装業務委託について、一般競争入札を 2 社によって実施しているが、北九州埠頭(株)契約規則ではなるべく 5 社となっている。一般競争入札の透明性の確保の観点から、北九州埠頭(株)契約規則に則り、少なくとも入札会社は 3 社以上必要と考える。同様に、透明性の確保する観点から一般競争入札の伺書には、決裁日の記載が必要であり、入札会社の見積書には一般競争入札日の日付の記載が必要と考える。

1 - 6 . 駐車場管理委託契約について

北九州埠頭(株)は、北九州市より普通財産の一時貸付承認(3 ヶ月毎、若松区久岐の浜)を受け、E 社に駐車場として管理を委託している。

E 社との駐車場管理委託契約証書(平成 15 年 6 月 23 日)は、平成 15 年 7 月 1 日から平成 17 年 6 月 30 日までの 2 年契約で、満了後は 1 年毎の更新契約となっている。

また、駐車場管理委託契約証書には、北九州埠頭(株)が管理料として E 社に、駐車料金総額の 10%支払うことが明記されているが、請求書 1 台当たりの金額 600 円についての支払は明記されておらず覚書も作成されていない。

(意見 1 - 6) 駐車場管理委託契約について

北九州埠頭(株)は、北九州市より普通財産の一時貸付承認(3 ヶ月毎、若松区久岐の浜)を受け、E 社に駐車場として管理を委託している。

北九州市より普通財産の一時貸付承認は、3 ヶ月単位に行われているにもかかわらず、駐車場管理委託契約は 1 年となっており、北九州市の普通財産の一時貸付承認が 1 年間更新されることが前提となっており、E 社との 1 年間の駐車場管理委託契約は問題があ

ると考える。

また請求書 1 台当たりの金額 600 円の E 社への支払について、駐車場管理委託契約証書に記載されておらず、駐車場管理委託契約証書に記載するのがあるいは、覚書の作成が必要と考える。

なお、北九州埠頭株は平成 18 年 11 月 1 日付で請求書 1 台当たりの管理料（600 円）について E 社と覚書を作成している。

< 会計制度および会計処理に関する意見 >

1 - 7 . 退職給付引当金について

退職給付引当金の設定不足

企業会計上、退職給付引当金は、毎期の負担額を計上すべきであるが、利益の確保のため計算上の要支給額全額を計上していない状況にある。引当不足の原因別分析は以下の 、 に、総合的な影響額は に記載する。

現状の方法による場合の引当不足金額

現状の方法に準拠した場合、期末要支給額 46,884 千円に対して実際繰入額 44,883 千円と 2,001 千円の引当不足となっている。

適正な支給率で計算した場合の引当不足額

現状においては、利益水準の安定化を理由として、規定上の支給率よりも低い支給率で期末要支給額を計算している。これを規定に準じた支給率で期末要支給額を計算すると、48,935 千円となり現状の方法による期末要支給額 46,884 千円との差額 2,051 千円が引当不足となる。

引当不足総額

現在の引当不足には上記 現状の方法による場合の引当不足金額と 適正な支給率で計算した場合の引当不足額の二つの要因があり、その合計 4,052 千円が退職給付引当金の引当不足となっている。

(指摘 1 - 2) 退職給付引当金の設定について

平成 17 年度末における貸借対照表上の退職給付引当金の計上額は、44,883 千円であるが、現在の算定支給率で再計算をしたところ 2,001 千円の引当不足となっている。また、算定支給率自体は利益水準の安定化を理由として、規定上の支給率よりも低い支給率で期末要支給額を計算している。そのため、規定上の支給率によれば 2,051 千円が引当不足となる。よって、2,001 千円と 2,051 千円の合計 4,052 千円が退職給付引当金の引当不足となっている。

< 資産の管理に関する意見 >

1 - 8 . 固定資産の管理方法および規程について

北九州埠頭(株)には固定資産の管理方法や、現物調査に関する規程がない。固定資産の管理については固定資産台帳にて管理し、年に1度は現物調査を行っているとの回答を得た。しかし、固定資産の管理および現物調査に関する規程がないため、現物調査の時期、方法が統一されていない。また、現物調査を行った際のチェック表等の証跡がないため、現物調査を行った事実、方法、その結果を把握することができない。固定資産の管理を適切に行うためにも、以下の事項について検討が必要である。

規程の文書化

現状では固定資産の管理方法に関して規程として文書化されていない。適切な固定資産の管理を行うためにも、固定資産管理に関する規程を文書化し、それに従った適切な管理を行う必要がある。

現物調査日の設定

現状では年一回の現物調査を行っているとの回答を得たが、実際に行う時期は決まっておらず、任意に決められた時期に行われている。時期が決められておらず、例えば、本社と新門司マリーナ等で現物調査の日が異なった場合、紛失等で現物がなくなっている固定資産を現物調査の行われていない方へ付け替えるなど紛失の事実が隠されるおそれがある。このため、全社で実施時期を統一し、決算期末などの特定の時期に現物調査を行なう旨を定めた規程が必要となる。

第三者の立会

担当者のみで現物調査を実施する場合、相互牽制が効かず紛失などの事実があったとしても隠されたままとなるおそれがある。現物調査を行う場合は、固定資産管理担当者が現物調査を行い、責任者が立ち会うなど、相互牽制が効いている状態で行われる必要がある。

管理ラベルの作成

現状では、固定資産の現物に管理ラベル等、名称を特定できるものが貼られていない。固定資産台帳と現物が一致することがわかるような管理ラベルが貼られていなければ、除却時や売却時の会計処理の誤りの原因となりかねないし、現物調査を実施するのも困難となるため、管理ラベルを貼付することにより、適切に管理する必要がある。

結果報告書の作成

現状では、現物調査の結果が把握できるような資料は存在せず、固定資産台帳と現物との間に差異が存在しても、その理由が過失による紛失か盗難によるものなのかといった理由を把握することができない。また、今後利用することのないような不用品

の存在も把握することができない。そのため、現物調査を行った際には、固定資産台帳と現物との差異や不用品等の結果を記載した報告書を責任者に提出することが必要である。

(意見 1-7) 固定資産の管理方法および規程について

北九州埠頭㈱には固定資産の管理方法や、現物調査に関する規程はない。固定資産の管理については固定資産台帳にて管理し、年に1度は現物調査を行っているとの回答を得た。しかし、固定資産の管理方法および規程が定められていないため、現物調査の時期、方法が統一されていない。また、現物調査を行った際のチェック表等の証跡がないため、現物調査を行った事実、方法、その結果を把握することができない。固定資産の管理を適切に行うためにも、管理方法を定め、固定資産管理に関する規程を設け、適切に管理する必要がある。

1-9. タクシーチケットの管理状況について

北九州埠頭㈱においては、タクシーチケットはタクシー会社からの代金請求時に事後的に利用状況を検証しているだけであり、管理簿の作成、利用前の事前承認等の管理が行われていない状況にある。タクシーチケットは現物管理を怠ると、現金着服および不正使用の問題が発生するおそれがある。不正または冗長な利用を防止するためにも、タクシーチケットを利用者に渡す時点において、利用者の氏名、日付をタクシーチケットの控えに記載するとともに管理簿を作成し、定期的にタクシーチケットの綴りの実査をタクシーチケットの振り出し担当者とは別の人が実施するという体制を整備する必要がある。

(意見 1-8) タクシーチケットの管理状況について

北九州埠頭㈱においては、現在、タクシー会社からの代金請求時に事後的に利用状況を検証しているとのことであるが、不正または冗長な利用を防止するためにも、タクシーチケットを利用者に渡す時点において、利用者の氏名、日付をタクシーチケットの控えに記載するとともに管理簿を作成し、定期的にタクシーチケットの綴りの実査をタクシーチケットの振り出し担当者とは別の人が実施するという体制を整備する必要がある。

-2 日明コンテナ埠頭株式会社

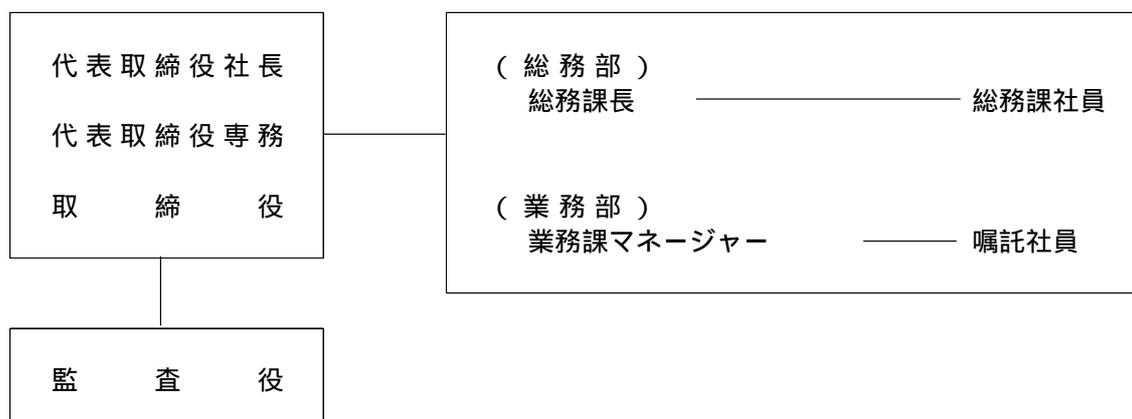
1. 概要（平成 18 年 3 月 31 日現在）

（1）法人の組織

【概況】

- （1）設立 平成 6 年 12 月 13 日
- （2）所在地 北九州市小倉北区西港町 118 番地
TEL093-583-7788
- （3）目的 コンテナターミナルの一元的管理を図るため、北九州市と地元港湾運送業者等との共同出資による第三セクターを設立し、ターミナルの総合的、効率的な管理・運営を実現する。
- （4）事業 日明コンテナ埠頭(株)は、平成 9 年 3 月に全面供用開始した小倉コンテナターミナルの一元的な管理・運営を行い、船社・荷主などのユーザーにとって魅力ある運営を目指す。
コンテナターミナルの運営および管理
- （5）資本金 90,000 千円
<うち本市出資額 45,900 千円 (51.0%) >
- （6）決算期 毎年 3 月 31 日
- （7）本市所管 港湾空港局総務港営部港営課
TEL 093-321-5932

機構図および役職員数



役員数：11 名

職員数：4 名

役員名簿

[代表取締役社長] 宮崎 哲

[代表取締役専務] 松本 千式

[取締役] 山縣 宣彦、山本 誠二、吉野 秀治、山田 康雄、村上 敏男、
西久保 滋郎、泉 政美

[監査役] 中村 一利、萩原 裕記

(2) 事業の概要等

コンテナターミナルおよび関連施設の運営および管理

輸出入貨物の保管

各種荷役機械の保有および貸与

ストラドルキャリア 3 台と大型フォークリフト 1 台を保有している。

北九州港振興のための調査および研究

貨物運送取扱事業

荷主と実運送事業者との間のコーディネーターとしての役割を果たし、Sea & Rail の複合一貫輸送システムにより、メーカー（工場）からコンテナターミナルまでの輸送をスムーズに行うもの。

その他上記業務に付帯する一切の業務

(3) 事業実績（平成 17 年度）

年間コンテナ取扱数量（揚積実績）

20,485TEU

主な寄港船社

OOCL（香港航路）週 1 便および Sinokor（韓国航路）週 1 便

以上のことにより、平成 17 年度は平成 12 年度以降、6 年連続して黒字を計上した。

なお、日明コンテナ埠頭(株)は、主たる事業であるコンテナ事業を平成 18 年 10 月より、ひびきコンテナターミナル(株)に移管したため、現在、会社を解散・清算する方向で検討をしている。

（注 23） TEU(Twenty-foot Equivalent Unit)とは、20 フィートコンテナに換算したコンテナ個数の単位。20 フィートコンテナ 1 個が 1TEU、40 フィートコンテナ 1 個が 2TEU となる。

2. 過去5年間の財政状態および経営成績

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
流動資産	92,607	115,056	161,312	76,489	104,236
現金預金	50,441	79,706	110,261	42,301	51,024
売掛金	38,253	30,050	47,826	31,006	50,591
貯蔵品	360	1,470	-	-	-
前払費用	333	385	301	437	359
未収入金	3,217	3,444	2,922	2,744	2,260
固定資産	14,701	16,741	10,826	7,874	4,400
有形固定資産	6,613	13,343	7,428	4,476	3,986
構築物	841	841	841	841	841
車輛運搬具	39,940	40,590	40,590	40,590	40,590
工具器具備品	1,241	1,241	1,241	1,013	3,063
減価償却累計額	35,409	29,329	35,244	37,968	40,508
無形固定資産	414	414	414	414	414
電話加入権	414	414	414	414	414
投資等	7,674	2,984	2,984	2,984	-
敷金	7,674	2,984	2,984	2,984	-
資産合計	107,309	131,797	172,139	84,364	108,637
負債の部					
流動負債	32,911	39,974	36,917	34,984	37,351
支払手形		9,817	-	-	-
未払金	25,910	23,736	27,998	18,164	26,309
未払法人税等	322	322	4,307	15,492	10,742
前受金	923	1,062	1,062	1,062	-
預り金	5,755	5,035	3,548	264	299
固定負債	8,198	3,187	3,187	3,187	-
敷金預り金	8,198	3,187	3,187	3,187	-
負債合計	41,109	43,161	40,104	38,171	37,351
資本の部					
資本金	200,000	200,000	200,000	90,000	90,000
欠損金	133,800	111,363			
利益剰余金			67,965	43,807	18,713
当期末処理損失	133,800	111,363	67,965	43,807	18,713
(うち当期利益)	(28,560)	(22,436)			
資本合計	66,199	88,636	132,034	46,192	71,286
負債・資本合計	107,309	131,797	172,139	84,364	108,637

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経常損益の部					
営業損益の部					
売上高	267,337	242,833	271,943	237,865	225,334
作業売上高	164,431	132,512	162,381	147,018	134,274
受取業務委託料	23,840	24,037	23,761	23,419	23,274
貨物取扱売上高	60,826	64,817	77,492	61,499	64,769
貨物取次売上高	18,239	21,466	8,308	5,927	3,015
売上総利益	267,337	242,833	271,943	237,865	225,334
販売費及び一般管理費	242,675	220,030	225,231	196,934	184,131
営業利益	24,661	22,802	46,711	40,931	41,202
営業外損益の部					
営業外収益	52,077	15,340	12,990	12,823	4,282
受取利息	15	10	17	12	7
受取地代	48,517	15,148	12,748	12,748	4,249
受取保管入出庫料	3,106	-	-	-	-
雑収入	437	181	224	61	25
営業外費用	47,853	14,623	11,993	11,936	3,978
支払地代	44,784	14,183	11,936	11,936	3,978
支払保管入出庫料	2,799	-	-	-	-
雑支出	270	440	56	-	-
経常利益	28,885	23,519	47,709	41,817	41,506
特別損益の部					
特別損失	-	759	-	11	-
固定資産除却損	-	759	-	11	-
税引前当期純利益	28,885	22,760	47,709	41,806	41,506
法人税等	325	324	4,310	17,648	16,412
当期純利益	28,560	22,436	43,398	24,157	25,093
前期繰越損失	162,360	133,800	111,363	67,965	43,807
当期末処理損失	133,800	111,363	67,965	43,807	18,713

3. 監査の結果

< 経営全般に関する指摘 >

2-1. 取締役会の開催について

取締役会の権限と開催について、旧商法第 260 条（昭和 56 年の改正）は、以下のよう
に定めている。

（1）第 1 項は、取締役会の権限として、業務執行の決定権限と取締役の職務執行に
対する監督権限があることを明確にしている。

（2）第 3 項は、3 ヶ月に 1 回以上、代表取締役など業務の執行に当たる取締役の報
告義務を定めている。

よって、旧商法では、旧商法第 260 条第 3 項により取締役会の決議事項がない場合
でも代表取締役は、少なくとも 3 ヶ月に 1 回は取締役会を開催しなければならないこと
になっている。

日明コンテナ埠頭(株)では、取締役会は決議事項がある都度の開催となっており、3
ヶ月に 1 回の取締役会の開催はなされていない状況である。

（取締役会の権限）

旧商法第 260 条

取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス

取締役会ハ三月ニ一回以上業務執行ノ状況ヲ取締役会ニ報告スルコトヲ要ス

（指摘 2-1）取締役会の開催について

取締役会の開催は、旧商法第 260 条第 3 項によると 3 ヶ月に 1 回は取締役会を開催
しなければならないことになっているが、日明コンテナ埠頭(株)では、取締役会は決議事
項がある都度の開催となっており、3 ヶ月に 1 回の取締役会の開催はなされていない状
況であり、旧商法違反である。

< 資産の管理に関する意見 >

2 - 2 . 固定資産の記載方法および規程について

日明コンテナ埠頭(株)においては、固定資産の計上基準や管理に関する規程が存在しない。本来であるならば、固定資産の意義として耐用年数や取得価額により固定資産として計上するものとししないものを区別するような規程や、固定資産の管理方法に関して、固定資産台帳作成に関する規程、実物検査に関する規程等、固定資産の会計処理に関する規程を設けて適切に処理する必要がある。

固定資産に関する規程はないものの、日明コンテナ埠頭(株)では、固定資産台帳に関しては適切に作成され、減価償却も適切に行われている。しかし、実際に現物との照合が行われていない。この点に関して、日明コンテナ埠頭(株)では、固定資産として計上されているものが全部で 11 点しかいないため、実施しなくても紛失や滅失といった事実があれば、すぐに確認できるため実施していないとのことであった。しかし、固定資産を所有している以上は、規程がないとはいえ、実際に台帳と現物との照合を行い、固定資産に関する責任者を決め、報告等をする必要があったと考える。

(意見 2 - 1) 固定資産の管理方法および規程について

日明コンテナ埠頭(株)においては、固定資産の計上基準や管理に関する規程が存在しない。固定資産の数は少ないが、本来であるならば、固定資産の意義として耐用年数や取得価額により固定資産として計上するものとししないものを区別するような規程や、固定資産の管理方法に関して、固定資産台帳作成に関する規程、実物検査に関する規程等、固定資産の会計処理に関する規程を設けて適切に処理する必要がある。

-3 ひびき灘開発株式会社

1. 概要（平成 18 年 3 月 31 日現在）

- (1) 設立 昭和 48 年 2 月 21 日
- (2) 目的 当社は、国・地方公共団体との密接な協調のもとに次の事業を行うことを目的とする。
 土地の造成・管理及び分譲
 臨海地域開発促進に必要な諸施設の建設及び管理運営
 廃棄物、浚渫土砂等の埋立処分
 公害防除のための施設の建設及び管理運営
- (3) 資本金 1,365,500 千円（内、北九州市出資額 670,000 千円(49.1%)）
- (4) 北九州市との取引
 北九州市との過去 3 年間の取引は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入			
一般廃棄物の埋立処分等	130,987	113,808	91,192
北九州市エコタウンセンターの管理運営業務受託収入等	55,889	64,323	65,519
響灘処分場覆土整地業務	1,989	164,788	136,806
支出			
市の処分場への産業廃棄物処分料支払い	(242,546)	(343,589)	(296,152)
水道管敷設工事費支払い	(8,652)	-	-

(5) 営業収益の内訳

過去 5 年間の営業収益の内訳は以下のとおりである。

区分		平成13年度		平成14年度		平成15年度		
		搬入量(トン)	金額(千円)	搬入量(トン)	金額(千円)	搬入量(トン)	金額(千円)	
廃棄物 処理 収入	自 社	産業廃棄物	574,432	2,219,742	628,380	2,390,765	585,192	2,356,032
		がれき類	318,429	588,733	144,439	285,937	34,827	92,116
		土砂	-	-	-	-	91,110	183,126
		計	892,861	2,808,475	772,819	2,676,702	711,129	2,631,275
	受 託	産業廃棄物	99,846	491,727	110,528	532,525	83,670	428,100
		がれき類	190,407	301,534	145,220	269,947	35,867	109,362
		土砂	-	-	-	-	92,138	147,936
		一般廃棄物	152,385	118,721	148,380	113,687	142,432	121,882
		計	442,638	911,983	404,128	916,160	354,108	807,281
		合計	1,335,499	3,720,458	1,176,947	3,592,863	1,065,236	3,438,556
販売用土地売却高		-	-	-	-	-	-	
その他事業収入		-	143,406	-	123,089	-	114,616	
営業収益合計		-	3,863,864	-	3,715,953	-	3,553,173	

区分		平成16年度		平成17年度		
		搬入量(トン)	金額(千円)	搬入量(トン)	金額(千円)	
廃棄物 処理 収入	自 社	産業廃棄物	784,817	3,334,827	657,287	3,684,692
		がれき類	11,961	33,207	50,122	237,318
		土砂	47,412	80,339	38,191	189,498
		計	844,191	3,448,374	745,601	4,111,509
	受 託	産業廃棄物	83,218	445,352	71,167	381,537
		がれき類	55,040	180,398	50,193	167,312
		土砂	110,594	187,491	158,560	299,023
		一般廃棄物	131,814	113,808	115,809	91,192
		計	380,667	927,051	395,730	939,064
		合計	1,224,858	4,375,426	1,141,332	5,050,574
販売用土地売却高		-	115,759	-	-	
その他事業収入		-	252,075	-	202,325	
営業収益合計		-	4,743,260	-	5,252,899	

廃棄物処理収入が、営業収益の基盤をなしており、廃棄物処理の結果としての販売用不動産売却高は、販売実績が乏しい。

2. 過去5年間の財政状態および経営成績

(1) 貸借対照表

過去5年間の財政状態は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H14/3	H15/3	H16/3	H17/3	H18/3
流動資産	7,229,163	9,709,529	8,952,225	9,625,017	7,335,905
現金及び預金	214,069	1,146,823	232,471	573,519	1,218,865
売掛金	400,606	359,242	327,340	584,571	432,744
販売用土地	-	-	-	2,591,796	2,675,050
仕掛土地	6,576,493	8,150,381	8,370,519	5,827,319	2,943,323
従業員短期貸付金	2,250	2,250	1,680	3,301	1,643
未収金	1,491	31,692	2,766	4,552	7,164
繰延税金資産	36,393	21,939	25,448	44,256	59,783
貸倒引当金	2,140	2,800	8,000	4,300	2,670
固定資産	11,398,781	10,864,615	10,786,494	9,774,465	6,506,254
(有形固定資産)	(7,297,451)	(6,863,024)	(6,705,389)	(5,797,282)	(4,142,587)
建物	73,748	118,054	103,820	94,484	85,608
護岸	6,853,003	6,371,141	5,925,479	5,151,327	3,604,578
構築物	270,505	284,288	233,912	227,579	192,641
機械及び装置	56,234	56,975	62,094	55,501	51,650
船舶	-	-	353,451	246,168	168,553
車両運搬具	4,998	3,155	1,673	1,063	836
工具器具備品	20,429	16,876	19,603	15,805	16,496
土地	5,352	5,352	5,352	5,352	5,352
建設仮勘定	13,178	7,178	-	-	16,869
(無形固定資産)	(3,965,245)	(3,853,014)	(3,735,621)	(3,618,784)	(2,010,509)
護岸利用権	3,439,743	3,324,825	3,209,908	3,094,991	1,546,386
公有水面埋立権	518,907	518,907	518,907	518,907	461,017
ソフトウェア	5,291	7,990	5,525	3,618	1,849
電話加入権	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161
電気通信施設利用権	141	129	118	106	94
(投資その他の資産)	(136,084)	(148,576)	(345,483)	(358,398)	(353,157)
投資有価証券	-	-	12,000	12,000	12,000
出資金	-	-	300	300	300
長期貸付金	-	-	159,170	158,623	158,640
差入保証金	16,570	16,570	16,570	16,570	16,570
特定災害防止準備預金	-	21,143	38,057	54,971	71,886
従業員長期貸付金	4,060	2,530	-	-	-
繰延税金資産	112,454	105,333	119,851	116,863	94,691
その他投資等	3,000	3,000	-	-	-
貸倒引当金	-	-	465	930	930
資産合計	18,627,944	20,574,144	19,738,720	19,399,483	13,842,160

流動負債	2,707,566	3,825,566	2,451,562	2,501,438	2,488,192
買掛金	122,503	115,038	137,975	144,440	107,028
短期借入金	200,000	-	1,892,590	1,525,972	1,486,241
一年内返済長期借入金	1,885,120	2,022,872	-	-	-
未払金	56,014	1,436,936	127,046	143,161	65,169
未払費用	54,714	79,102	50,284	92,839	35,693
未払法人税等	314,549	128,636	141,669	462,555	690,738
未払消費税等	33,480	-	61,707	85,219	70,943
前受金	8,985	12,685	11,002	20,924	6,564
預り金	5,126	4,366	3,880	2,382	3,105
賞与引当金	27,071	26,018	25,406	23,942	22,707
固定負債	11,100,396	11,321,939	11,405,080	10,486,753	8,950,774
長期借入金	10,767,960	10,995,088	11,044,378	10,127,186	8,640,945
退職給付引当金	332,436	326,851	360,702	359,567	309,829
負債合計	13,807,963	15,147,505	13,856,643	12,988,191	11,438,966
資本	1,365,500	1,365,500	1,365,500	1,365,500	1,365,500
利益剰余金	3,454,481	4,061,138	4,516,576	5,045,791	1,037,693
任意積立金	2,500,000	3,300,000	3,321,143	3,322,681	3,332,762
特定災害防止準備金	-	-	21,143	22,681	32,762
別途積立金	2,500,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
当期未処分利益	954,481	761,138	1,195,433	1,723,109	2,295,069
資本合計	4,819,981	5,426,638	5,882,076	6,411,291	2,403,193
負債・資本合計	18,627,944	20,574,144	19,738,720	19,399,483	13,842,160

平成 17 年度における固定資産の減損会計の適用及び販売用不動産等の評価減の実施により 4,008,097 千円の純損失を計上したものの、純資産は 2,403,193 千円の残高となっている。

(2) 損益計算書

過去5年間の経営成績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H14/3	H15/3	H16/3	H17/3	H18/3
営業収益	3,863,864	3,715,953	3,553,173	4,743,260	5,252,899
廃棄物処理収入	3,720,458	3,592,863	3,438,556	4,375,426	5,050,574
販売用土地売上高	-	-	-	115,759	-
その他事業収入	143,406	123,089	114,616	252,075	202,325
営業費用	2,243,115	2,408,099	2,520,982	3,410,651	2,787,800
廃棄物処理原価	1,555,556	1,816,318	1,885,487	2,637,660	2,279,308
販売用土地売上原価	-	-	-	89,425	-
その他事業事業原価	78,668	77,633	95,409	160,548	123,978
販売費及び一般管理費	608,890	514,147	540,086	523,017	384,513
営業利益	1,620,749	1,307,853	1,032,190	1,332,609	2,465,099
営業外収益	29,025	14,798	10,524	16,286	17,852
受取利息	349	138	512	3,506	3,452
雑収益	28,675	14,660	10,012	12,779	14,399
営業外費用	244,277	228,558	224,352	211,728	175,557
支払利息	232,700	220,599	208,754	192,024	165,301
雑損失	11,577	7,958	15,597	19,704	10,256
経常利益	1,405,497	1,094,093	818,362	1,137,167	2,307,394
特別利益	-	-	7,350	-	-
特別損失	-	37,861	36,302	-	5,320,041
税引前当期純利益	1,405,497	1,056,232	789,410	1,137,167	3,012,646
法人税、住民税及び事業税	602,800	428,000	352,000	623,772	988,806
法人税等調整額	11,908	21,574	18,026	15,820	6,644
当期純利益	814,605	606,657	455,437	529,214	4,008,097
前期繰越利益	139,875	154,481	739,995	1,193,894	1,713,028
当期末処分利益	954,481	761,138	1,195,433	1,723,109	2,295,069

平成17年度における固定資産の減損会計の適用及び販売用不動産等の評価減の実施により5,320,041千円の特別損失を計上しているが、経常利益は2,307,394千円であり、料金改定の影響もあり廃棄物処理収入による利益は相当規模の水準にある。

3. 監査の結果

< 経営全般に関する意見 >

3-1. 土地分譲事業について

(1) 土地分譲事業の概要

ひびき灘開発(株)の土地分譲事業は、廃棄物処分事業の処理結果として埋立てられた土地を港湾施設に隣接した物流用地として供給するというものであり、「ひびきポートランド」として現在は廃棄物処理の1号地の約16.8haが販売対象となっている。なお、平成17年度末現在、2号地は約99%、3号地は約30%の進捗度である。

「ひびきポートランド」の特長は以下の点が挙げられる。

日本海を隔てて中国に面した場所で上海、青島、大連まで1,000kmと中国(アジア)との貿易等を考える上でのロケーションの優位性(地理的な優位性)があること。

西日本最大級の水深15m、700m岸壁2バースを有するひびきコンテナターミナルに隣接していること。

廃棄物処理埋立による安価で広い事業用地の確保が可能であることに加えて、背後圏の200万人の大消費地と近隣に学術研究都市が存在すること。

九州・山口をネットするロジスティックパーク(物流拠点)としてのロケーションの優位性があること。

廃棄物処理場に隣接しており廃棄物の処理の問題がないこと。

「ひびきポートランド」のロケーションを以下(図-1)に示す。

「ひびき灘開発」と記載されている部分が当社の分譲事業の対象となる。

(図-1)

□ 当社分譲用地



響灘地区航空写真

(2) 分譲土地の販売状況

ひびきポータルランドの1号地の第1期の販売状況は以下(表-1)のとおりである。

(表-1)

項目	H17/3	H18/3
販売用土地売上高(千円)	115,759	-
販売用土地売却面積(m ²)	3,980	-
販売用土地未売却面積(m ²)	114,118	164,352
販売用土地未売却割合(%)	96.6	97.6
仕掛販売用土地面積(m ²)	281,571	231,337

平成16年3月より分譲開始となったが販売開始2ヵ年で売却できたのは、1区画のみ、面積で2.4%の部分のみである。

分譲土地の販売に係る事業計画の修正

会社は、平成16年8月にこれまでの事業計画を見直し、今後は土地の需要に過度の期待をしないこととし、土地分譲のための整備は需要の状況をみながら実施し、整備を終えている1号地の分譲用地とふ頭用地の分譲を最小限の目標とすることとし、未整備の用地に土地活用のニーズが生じた場合に適宜整備する方針に事業計

画を修正している。その修正計画の概要を当初計画と修正計画とを比較形式で以下(表-2)として示す。

(表-2)

区分	公共売却			民間売却		
	当初計画	修正計画	差額	当初計画	修正計画	差額
1号地	170.8	42.6	128.2	253.9	125.2	128.7
2号地	143.4	-	143.4	178.2	-	178.2
3号地	-	-	-	257.5	-	257.5
4号地	-	-	-	231.2	-	231.2
合計	314.2	42.6	271.6	920.8	125.2	795.6
区分	合計					
	当初計画	修正計画	差額			
1号地	424.7	167.8	256.9			
2号地	321.6	-	321.6			
3号地	257.5	-	257.5			
4号地	231.2	-	231.2			
合計	1,235.0	167.8	1,067.2			

公共売却			民間売却		
当初計画	修正計画	差額	当初計画	修正計画	差額
15,000	17,000	2,000	45,000	25,000 ~ 29,100	15,900 ~ 20,000

次に、この修正事業計画に基づく会社作成の事業収支計画の概要を(表-3)に示す。

(表-3)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収益	3,213	3,533	3,533	4,175	3,234
廃棄物収入	2,705	3,025	3,025	3,025	3,025
土地売却収入	508	508	508	1,150	209
費用	2,319	2,348	2,159	2,661	1,741
当期純利益	519	687	797	878	866
キャッシュ・フロー	1,346	1,422	1,518	2,139	1,312
借入返済額	1,486	1,516	1,453	1,156	987
借入額	140	94	65	983	325
借入残高	8,781	7,359	5,841	3,702	2,390
項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収益	3,150	3,150	3,150	3,150	407
廃棄物収入	3,025	3,025	3,025	3,025	282
土地売却収入	125	125	125	125	125
費用	1,649	1,589	1,725	1,671	1,227
当期純利益	871	905	826	858	820
キャッシュ・フロー	1,221	1,262	1,169	1,211	636
借入返済額	987	817	583	330	155
借入額	234	445	586	881	791
借入残高	1,169	93	1,262	2,473	1,837

(注 24) 上記において借入額は、借入返済額からキャッシュ・フローを控除したものであり、マイナスはキャッシュ・フローの返済額超過分で繰上償還を意味する。

また、借入残高は、前年度借入金残高から当年度キャッシュ・フローを控除した金額として算出されている。したがって、借入残高のマイナスは、理論上借入残高がなくなったことを意味し、キャッシュ・フローの余力を表す形式となっている。

この事業収支計画では、平成 17 年度末の借入金残高 10,217 百万円を平成 24 年度までに返済することとされている。この返済財源のうち、重要なものは廃棄物収入によるキャッシュ・フローであるが、2 号地の廃棄物処理埋立は平成 20 年度まで、3 号地は平成 26 年度までに完了することを考慮すると、1 号地の土地分譲による収入(平成 24 年度までで 3,133 百万円)はやはり重要な返済財源であることは間違いない。

このように廃棄物処理収入には廃棄物処理の埋立進捗によるタイムスケジュールがあること、また長期的にはリサイクルの浸透による廃棄物処理量の減少傾向を考慮すると、事業計画の修正により土地分譲単価の引下げにもかかわらず平成 17 年度は販売実績がなく民間の土地需要のニーズは低く厳しい販売環境にあると考えられるが、当面、1 号地の早期売却を進める必要があると考える。

なお、売却が進まない場合には分譲予定地の賃貸用地への用途変更等を考慮する必要があると考える。

(意見 3-1) 土地分譲事業について

現状は廃棄物処理収入により会社の経営は安定しているものの、2 号地の廃棄物処理埋立は平成 20 年度まで、3 号地は平成 26 年度までに完了するというタイムスケジュールがあり、また長期的にはリサイクルの浸透による廃棄物処理量の減少傾向を考えると、分譲地の販売状況が会社の経営状況の大きな鍵を握っており、平成 16 年 3 月分譲開始後、平成 17 年度末現在で販売予定面積の 2.4%しか売却されておらず、当面、1 号地の早期売却を進める必要があると考える。当然に、早期売却することで金利負担も減少することとなる。

なお、売却が進まない場合には分譲予定地の賃貸用地への用途変更等を考慮する必要があると考える。

-4 ひびきコンテナターミナル株式会社

1. 概要（平成 18 年 3 月 31 日現在）

【概況】

- (1) 設立 平成 16 年 1 月 26 日
- (2) 所在地 北九州市若松区響町三丁目地先
TEL093-752-0888
- (3) 目的及び事業
 - ・ コンテナターミナルおよびそれに付随する関連施設の運営および管理
 - ・ ガントリークレーン、トランスファークレーン、トラクター、トレーラー、フォークリフト等の荷役機械の保有および貸与
 - ・ コンテナターミナル内およびそれに付随する関連施設内の貨物管理および配送等
- (4) 資本金 1,000,000 千円
<うち本市出資額 100,000 千円（10.0%）>
- (5) 決算期 毎年 3 月 31 日
- (6) 本市所管 港湾空港局営業部物流振興課（平成 18 年 4 月 1 日現在）
TEL 093-582-2789

【会社発足までの経緯】

ひびきコンテナターミナルは、平成 9 年 12 月に整備事業着工。北九州市は、平成 11 年 9 月に PFI 法が施行されたことから、本コンテナターミナルを PFI 事業として運営するため、平成 12 年 6 月に PFI 事業募集要項を発表し、その結果、国内外 7 つのグループが応募してきたが、最終的には平成 12 年 12 月 PSA 社を中心とするグループが優先交渉者として選定を受けたものである。

ひびきコンテナターミナル(株)は、平成 16 年 1 月 26 日、PSA 社を中核として民間企業 16 社および北九州市が出資協定を締結し発足。平成 15 年度における政府からの無利子低利子融資制度を活用するための期限内に新会社を設立することが困難であったため、設立形態としては新日本製鐵(株)100%出資の子会社である日鐵エンタープライズ(株)に増資を行う形式を採っている。

【概要】

ひびきコンテナターミナルは、日本海側で唯一、5万トン級の大型コンテナ船の着岸も可能な水深15m岸壁を有する港である。

平成9年12月に岸壁工事に着手し、平成17年4月、供用を開始した。

整備手法としては、国・市の公共が大水深を含む岸壁、航路、泊地、防波堤、ヤード等の基礎構造物、臨港道路などの整備を行い、PFI事業者がガントリークレーンや管理棟などのターミナル内の上物施設の整備を行った。

PFI (Private Finance Initiative) とは、港湾や道路、庁舎といった公共施設の建設および運営について、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより、効率的かつ効果的な公共サービスを実現する手法をいう。

(表-4)

岸壁 (-15m)	2バース 延長 L = 700m
岸壁 (-10m)	2バース 延長 L = 340m
防波堤 (東)	延長 L = 300m
防波堤 (西)	延長 L = 1,250m
防波堤 (A)	延長 L = 300m
防波堤 (B)	延長 L = 240m
航路 (-16m)	延長 L = 4.3km、幅員 W = 420 ~ 560m
泊地 (-15m)	面積 A = 164.5ha
泊地 (-10m)	面積 A = 23.9ha
臨港道路	延長 L = 2,500m (4車線)
コンテナヤード	約 43ha
埠頭用地	約 57ha (コンテナターミナル含む)
港湾関連用地	約 65ha

【ひびきコンテナターミナルのポテンシャル】

1. 世界に認められたロケーション
2. グローバルネットワークを有する港
3. 安価で広大な 2,000ha の産業空間
4. 新しい港づくりのキャンパス

【監査の視点】

ひびきコンテナターミナル(株)は、北九州市が 10%出資する株式会社であるが北九州市の外郭団体ではない。しかしながら、北九州市からひびきコンテナターミナル(株)への貸付金があり、貸付金の回収に問題がないかを検証するために、ひびきコンテナターミナル(株)の財政状態および経営成績に関して、ひびきコンテナターミナル(株)に対し質問および経営陣とのヒヤリング並びに、現場視察を実施した。

2. 過去5年間の財政状態および経営成績

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部			
流動資産	3,610,129	908,976	838,181
現金・預金	1,687,684	726,744	802,739
前払金	1,922,445	0	0
貯蔵品	-	3,896	4,327
前払費用	-	248	0
未収入金	-	178,086	18,398
作業未収入金	-	-	12,696
固定資産	2,897	3,837,781	3,640,196
有形固定資産	2,897	3,837,699	3,544,154
建物	-	1,258,984	1,206,998
構築物	-	205,985	201,648
機械装置	-	1,948,094	1,876,498
車輛運搬具	-	2,464	1,312
工具器具備品	2,897	20,735	18,927
建設仮勘定	-	401,436	238,770
投資その他の資産	-	82	96,041
保証金	-	30	30
為替予約	-	-	95,958
その他	-	52	52
繰延資産	474,312	590,651	472,512
開業費	474,312	590,651	472,512
資産合計	4,087,340	5,337,409	4,950,889
負債の部			
流動負債	179,113	1,184,003	79,616
未払金	175,992	679,777	46,534
短期借入金	-	500,000	-
未払法人税等	322	2,322	1,322
未払費用	186	1,703	1,331
預り金	2,613	200	182
作業未払金	-	-	30,245
固定負債	2,916,200	3,449,479	4,734,428
長期借入金	2,916,200	3,244,594	4,511,354
長期未払金	-	197,060	223,074
為替予約	-	7,823	0
負債合計	3,095,313	4,633,483	4,814,045
資本の部			
資本金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
資本金			
利益剰余金	7,973	296,073	863,155
当期末処理損失	7,973	296,073	863,155
資本合計	992,026	703,926	136,844
負債・資本合計	4,087,340	5,337,409	4,950,889

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			42,514
作業収入			42,514
営業費用	3,287	225,931	713,660
作業原価	-	0	447,468
販売費及び一般管理費	3,287	225,931	266,192
営業利益(損失)	3,287	225,931	671,146
営業外損益の部			
営業外収益	0	228	64,046
受取利息	0	167	1
為替差益	-	0	60,247
その他の収益	-	60	3,796
営業外費用	3,414	62,040	170,679
支払利息	3,414	45,643	52,540
為替差損		16,397	0
開業費償却			118,139
経常損失	6,701	287,744	777,779
特別損益の部			
特別利益	-	0	211,020
国際物流特区特別助成金			211,020
税引前当期利益(損失)	6,701	287,744	566,759
法人税等	322	355	322
当期純利益(損失)	7,023	288,100	567,082
前期繰越損失	949	7,973	296,073
当期未処理損失	7,973	296,073	863,155

3. 監査の結果

< 経営全般に関する意見 >

4-1. ひびきコンテナターミナル(株)の経営成績および財政状態について

平成 17 年 4 月 1 日、ひびきコンテナターミナルの供用を開始したが、平成 17 年度の貨物取扱量は当初計画の 7 万 TEU に大きく届かず、5,823TEU であった。

その結果、平成 17 年度決算は売上高 42,514 千円、経常損失 777,779 千円、当期純損失 567,082 千円であり、利益剰余金はマイナスの 863,155 千円、資本合計は 136,844 千円であった。

平成 18 年度(平成 18 年 4 月 26 日作成)は、貨物取扱量は 41,738TEU、売上高 317,490 千円・当期純損失 825,259 千円の計画である。

平成 18 年度の貨物取扱量の対策として、ひびき灘開発(株)による倉庫施設の開設さらに、平成 18 年 10 月より小倉コンテナターミナルからの航路シフト(年間 2 万 TEU の取扱)が行われている。一方、計画通りに貨物取扱量が増加しないため、更なる経費の削減を実施している。

しかしながら、平成 18 年度は、11 月までの実績に、4 月時点での 12 月から 3 月までの想定を加えると、貨物取扱量は 28,722TEU(計画比 68.8%)、売上高 212,851 千円(計画比 67.0%)・当期純損失 945,239 千円(計画比 114.5%)の計上が見込まれ、貨物取扱量および売上高は、計画を大きく下回る状況であり、結果として当期純損失も約 120 百万円程度、膨らむ見込みとなった。

(表-5)

平成18年度 想定事業収支

(単位：千円)

項 目	年度計	平成18年11月 時点予測	
収入	317,490	212,851	
費用			
人件費	96,416	91,010	
資材消耗品	7,320	5,833	
外注費	298,511	257,312	
動力燃料費	40,228	26,981	
減価償却	169,404	169,324	
リース料	118,914	117,418	
保険	9,234	9,258	
メンテナンス	41,927	35,951	
土地賃借料	40,000	37,000	
その他経費	125,593	122,469	
租税公課	26,493	18,589	
開業費	118,139	118,121	
利息	52,476	53,719	
	1,144,655	1,062,985	
営業外収益	雑収入	2,228	93,182
特別損益	国際物流特区補助金・ 固定資産処分損		1,399
税引前利益	824,937	944,917	
法人税	322	322	
税引後利益	825,259	945,239	

よって、ひびきコンテナターミナル株の株主である、PSA・三井物産の債務について、支払猶予の依頼を検討している状況である。

平成 18 年度の業績が、現状の見込みどおりになると以下の試算のように、「合弁会社への出資及び運営に関する基本協定書（出資協定）第 18 条第 2 項」（注 25）の累積損失額が、資本金および株主融資元本の合計額の 80%を超過する合理的可能性がある場合に該当し、「事業協定」第 87 条（注 26）の不測の事態に該当することになると判断せざるを得ない。

累積損失額

[平成 18 年 3 月期末累積損失額 863 百万円] +
[平成 19 年 3 月期末想定 当期損失額 945 百万円] +
[平成 19 年 3 月期末開業費（注 25）354 百万円] = 2,162 百万円
資本金および株主融資元本の合計額
[平成 18 年 3 月期資本金 1,000 百万円 + 株主融資（注 26）1,400 百万円
= 2,400 百万円] × 80% = 1,920 百万円

（注 25）合弁会社への出資及び運営に関する基本協定書（出資協定）第 18 条（本協定の終了）第 2 項

本合弁会社は、本合弁会社の累積損失額が、資本金及び株主融資契約上の元本総額の合計の 80%を超過した場合又は超過する合理的可能性がある場合には、北九州市に対して事業実施協定第 87 条に定める通知を行い、当該通知が北九州市に到達した日から 180 日以内に本合弁会社と北九州市の間で合意が成立しなかった場合には、事業実施協定第 94 条に基づき実施協定を解約するものとする。

但し、本合弁会社の総株主の議決権の 5.0 パーセント以上の議決権を有する本協定当事者全員が別段の合意をする場合にはこの限りでない。

（注 26）ひびきコンテナターミナル整備及び運営事業実施協定（不測の事態）第 87 条

不可効力事由又は法令変更による場合を除き、TOC が最大限の経営努力を行ったにもかかわらず、TOC による本事業の継続が困難である場合（TOC の累積損失額が、資本金および北九州市を除く TOC の株主が本開始日後直ちに TOC に融資する元本総額の 80%を超過した場合又は超過する合理的可能性がある場合を含む）には、北九州市又は TOC は、相手方である北九州市又は TOC に対して、その理由を合理的に説明した通知を行うことができる。この場合において、北九州市又は TOC は、できる限り相互の利益が保護されるように、本事業を継続する方策（次に掲げる代替案を含むが、これらに限られない）について誠実に検討及び協議し、当該通知が到達した日から 180 日以内に合意できるように最善の努力を尽くすものとする。

- (1) 本ターミナルの建設、設置、維持管理、運営及び操業の範囲の限定
- (2) 新たな出資者の追加
- (3) 本事業に関する現状の資金調達条件の見直し
- (4) TOC の株主以外からの追加出資

なお、TOC（ターミナルオペレーターカンパニー）は、ひびきコンテナターミナル株の設立前の仮称である。

（注 27）ひびきコンテナターミナル整備及び運営事業実施協定（不測の事態における解約）第 94 条

北九州市及び TOC は、第 87 条に規定する期間内に合意できなかった場合には、本協定を解約することができる。

（注 28）ひびきコンテナターミナル整備及び運営事業融資協定 12.「借受者」の義務 12.1（19）

「借受者」は、「借受者」の財政状態又は経営状況が悪化し、「融資関連契約」に基づく「借受者」の債務の履行に重大な悪影響を与えるおそれのある事態の発生を覚知したときは、直ちに、当該事態に関する報告書を「貸付者」に提出する。

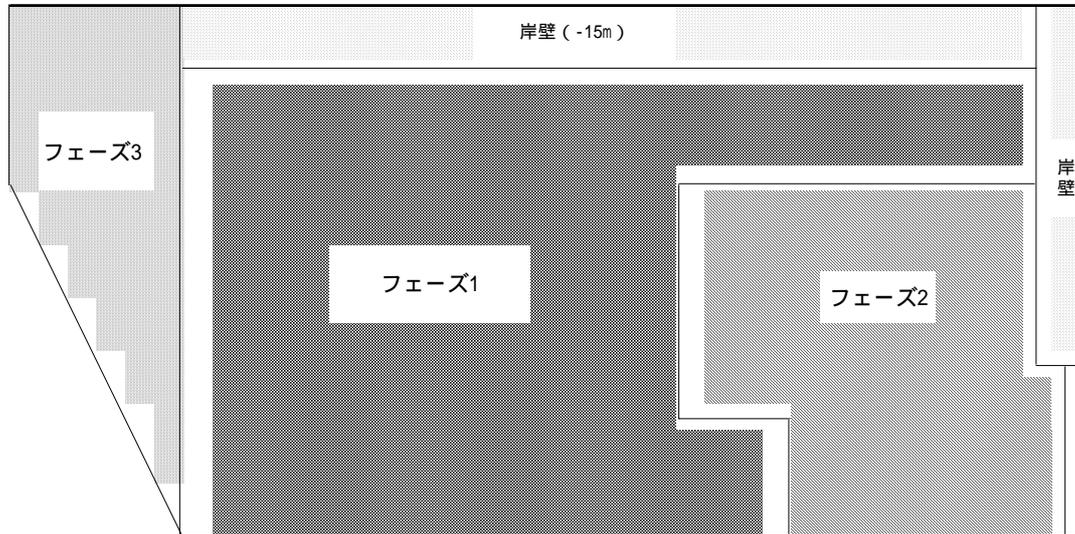
（注 29）開業費は、ひびきコンテナターミナルの供用開始前の平成 15 年度および平成 16 年度の開業のためのサービス提供契約に基づく料金、社員派遣・出向契約に基づく支払等の開業準備費用である。

ひびきコンテナターミナル株では、開業費を繰延資産として計上し、5 年間で均等償却を行っているが、包括外部監査人は、開業費を繰延資産として計上することについて、法律上、会計上問題とないと考えながら、いずれにしても 5 年間で償却される資産であり、平成 19 年 3 月 31 日出資協定第 18 条第 2 項の累積損失額の計算に織り込むべきと考える。

（注 30）株主融資契約上の元本総額は、基本的には 1,400 百万円であるが、PSA 社からの 476 百万円はドル建てのため、時価評価による変動がある。

また、北九州市は、ひびきコンテナターミナル株との「ひびきコンテナターミナル整備および運営事業実施協定」により、北九州市の施設としてフェーズ 1 から 3（14,903 百万円、資金調達は特別会計で起債）まで整備することになっており、フェーズ 2 まで（13,364 百万円）は平成 17 年 7 月で完工し、フェーズ 3（1,539 百万円）は、地盤改良中であり平成 21 年 9 月完工予定である。なおフェーズ 3 の事業費は平成 18 年度までに、既に 449 百万円支出されており、平成 19 年度以降 1,090 百万円の支出が予定されている。

(図-2) 施設平面図：フェーズ分割図



(表-6) [フェーズ 1] 北九州市施設

施設名		仕様等	備考
舗装	シャーシ走行路	As 舗装	フェーズ 1 範囲
	RTG 走行路	半剛性舗装	"
	蔵置ヤード	As 舗装	"
	駐 車 場	As 舗装	"
	バ ン プ ー ル	As 舗装	"
	RTG サービスエリア	Con 舗装	"
	コンテナ洗浄エリ ア	Con 舗装	"
	コ ン テ ナ 版	RC 構造	"
照明施設	照 明 塔	高圧ナトリウム灯	制御盤など附属施設含む
	ケーブル	照明塔用	
外構施設	フェンス	金網柵	
	門 扉		
	植 栽		
その他施設			
荷役機械附带施設	荷役機械係留装置	RTG 用	
雨水排水施設	排水管	FRP 管	マンホールを含む
	側溝		雨水枳を含む

施設名		仕様等	備考
給水施設	給水管	船舶給水用	
電気施設	ケーブルダクト	FEP 電線管	ハンドホールを含む
リーファース施設	リーファース基礎	コンテナ版	プラットフォームを含む

(表-7)[フェーズ2]北九州市施設

施設名		仕様等	備考
舗装	シャーシ走行路	As 舗装	フェーズ2範囲
	RTG 走行路	半剛性舗装	"
	蔵置ヤード	As 舗装	"
	バンプール	As 舗装	"
	コンテナ版	RC 構造	"
照明施設	照明塔	高圧ナトリウム灯	制御盤など附属施設含む
	ケーブル	照明塔用	
外構施設	フェンス	金網柵	
	植栽		
その他施設			
雨水排水施設	排水管	FRP 管	マンホールを含む
	側溝		雨水柵を含む
電気施設	ケーブルダクト	FEP 電線管	ハンドホールを含む
リーファース施設	リーファース基礎	コンテナ版	プラットフォームを含む

(表-8)[フェーズ3]北九州市施設

施設名		仕様等	備考
舗装	バンプール	As 舗装	フェーズ3範囲
照明施設	照明塔	ヤード内荷役用の照明	制御盤など附属施設含む
	ケーブル	照明塔用	
外構施設	フェンス	金網柵	
その他施設			
雨水排水施設	排水管	FRP 管	マンホールを含む
	側溝		雨水柵を含む
電気施設	ケーブルダクト	FEP 電線管	ハンドホールを含む

4 - 2 . ひびきコンテナターミナル(株)の今後

ひびきコンテナターミナル(株)の損益分岐点は、貨物取扱量 25 万 TEU と考えられているが、現状から考えると平成 19 年度においては貨物取扱量は、年間 6 万 TEU を見込んでる状況であり、一層のコスト削減のため埠頭業化を内部検討している模様である。

平成 19 年 9 月からは、北九州市からの借入金の元金償還も始まり平成 19 年度は 116,818 千円、平成 20 年度 169,350 千円の償還金額が予定されているが、元金返済の目処が立っていない状況である。

(表-11) 北九州市特定用途港湾施設整備事業貸付金(貸付金合計償還表)

(単位:円)

年度 貸付金種別	合計		
	元金	利息	計
金額	3,503,001,600	170,700,274	3,673,701,874
H16年9月	-	2,658,542	2,658,542
H17年3月	-	3,052,947	3,052,947
年間実績償還額	-	5,711,489	5,711,489
期末残	3,503,001,600	164,988,785	3,667,990,385
H17年9月	-	4,709,107	4,709,107
H18年3月	-	5,834,627	5,834,627
年間実績償還額	-	10,543,734	10,543,734
期末残	3,503,001,600	154,445,051	3,657,446,651
H18年9月	-	5,993,589	5,993,589
H19年3月	-	6,714,042	6,714,042
年間償還額	-	12,707,631	12,707,631
期末残	3,503,001,600	141,737,420	3,644,739,020
H19年9月	43,210,242	7,107,849	50,318,091
H20年3月	73,608,015	7,029,887	80,637,902
年間償還額	116,818,257	14,137,736	130,955,993
期末残	3,386,183,343	127,599,684	3,513,783,027
H20年9月	81,882,762	6,947,413	88,830,175
H21年3月	87,467,488	6,802,528	94,270,016
年間償還額	169,350,250	13,749,941	183,100,191
期末残	3,216,833,093	113,849,743	3,330,682,836
H21年9月	87,604,360	6,645,656	94,250,016
H22年3月	100,385,282	6,487,552	106,872,834
年間償還額	187,989,642	13,133,208	201,122,850
期末残	3,028,843,451	100,716,535	3,129,559,986
H22年9月	100,548,307	6,300,527	106,848,834
H23年3月	100,736,862	6,111,972	106,848,834
年間償還額	201,285,169	12,412,499	213,697,668
期末残	2,827,558,282	88,304,036	2,915,862,318
H23年9月	100,926,958	5,921,876	106,848,834
H24年3月	101,118,608	5,730,226	106,848,834
年間償還額	202,045,566	11,652,102	213,697,668
期末残	2,625,512,716	76,651,934	2,702,164,650
H24年9月	101,311,826	5,537,008	106,848,834
H25年3月	101,506,624	5,342,210	106,848,834
年間償還額	202,818,450	10,879,218	213,697,668
期末残	2,422,694,266	65,772,716	2,488,466,982
H25年9月	101,703,014	5,145,820	106,848,834
H26年3月	101,901,013	4,947,821	106,848,834
年間償還額	203,604,027	10,093,641	213,697,668
期末残	2,219,090,239	55,679,075	2,274,769,314
H26年9月	102,100,630	4,748,204	106,848,834
H27年3月	102,301,880	4,546,954	106,848,834
年間償還額	204,402,510	9,295,158	213,697,668
期末残	2,014,687,729	46,383,917	2,061,071,646

H27年9月	102,504,777	4,344,057	106,848,834
H28年3月	102,709,335	4,139,499	106,848,834
年間償還額	205,214,112	8,483,556	213,697,668
期末残	1,809,473,617	37,900,361	1,847,373,978
H28年9月	102,915,567	3,933,267	106,848,834
H29年3月	103,123,486	3,725,348	106,848,834
年間償還額	206,039,053	7,658,615	213,697,668
期末残	1,603,434,564	30,241,746	1,633,676,310
H29年9月	103,333,107	3,515,727	106,848,834
H30年3月	103,544,442	3,304,392	106,848,834
年間償還額	206,877,549	6,820,119	213,697,668
期末残	1,396,557,015	23,421,627	1,419,978,642
H30年9月	103,757,510	3,091,324	106,848,834
H31年3月	103,972,320	2,876,514	106,848,834
年間償還額	207,729,830	5,967,838	213,697,668
期末残	1,188,827,185	17,453,789	1,206,280,974
H31年9月	104,188,890	2,659,944	106,848,834
H32年3月	104,407,233	2,441,601	106,848,834
年間償還額	208,596,123	5,101,545	213,697,668
期末残	980,231,062	12,352,244	992,583,306
H32年9月	104,627,365	2,221,469	106,848,834
H33年3月	104,849,300	1,999,534	106,848,834
年間償還額	209,476,665	4,221,003	213,697,668
期末残	770,754,397	8,131,241	778,885,638
H33年9月	105,073,051	1,775,783	106,848,834
H34年3月	105,298,636	1,550,198	106,848,834
年間償還額	210,371,687	3,325,981	213,697,668
期末残	560,382,710	4,805,260	565,187,970
H34年9月	105,526,068	1,322,766	106,848,834
H35年3月	105,755,365	1,093,469	106,848,834
年間償還額	211,281,433	2,416,235	213,697,668
期末残	349,101,277	2,389,025	351,490,302
H35年9月	105,986,540	862,294	106,848,834
H36年3月	106,219,609	629,225	106,848,834
年間償還額	212,206,149	1,491,519	213,697,668
期末残	136,895,128	897,506	137,792,634
H36年9月	60,231,945	394,247	60,626,192
H37年3月	29,918,019	259,562	30,177,581
年間償還額	90,149,964	653,809	90,803,773
期末残	46,745,164	243,697	46,988,861
H37年9月	19,433,936	128,769	19,562,705
H38年3月	13,636,586	76,492	13,713,078
年間償還額	33,070,522	205,261	33,275,783
期末残	13,674,642	38,436	13,713,078
H38年9月	13,674,642	38,436	13,713,078
	-	-	-
年間償還額	13,674,642	38,436	13,713,078
期末残	-	-	0

(表-12) 北九州市特定用途港灣施設整備事業貸付金

																						(単位:円)									
年度	平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成18年度			合計												
貸付金種別	無利子貸付金			低利子貸付金			無利子貸付金			低利子貸付金			無利子貸付金			低利子貸付金			無利子貸付金			低利子貸付金									
	貸付金額	元金	利息	計	貸付金額	元金	利息	計	貸付金額	元金	利息	計	貸付金額	元金	利息	計	貸付金額	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計					
金額	1,137,150,000	379,050,000	73,210,370	452,260,370	60,000,000	20,000,000	3,503,321	23,503,321	952,561,200	317,520,400	56,819,106	374,339,506	143,262,000	47,754,000	10,311,072	58,065,072	334,278,000	111,426,000	26,856,405	138,282,405	3,503,001,600	170,700,274	3,673,701,874								
H16年9月	0	0	2,658,542	2,658,542	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,658,542	2,658,542			
H17年3月	0	0	3,032,400	3,032,400	0	0	20,547	20,547	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,052,947	3,052,947			
年間実績償還額	0	0	5,690,942	5,690,942	0	0	20,547	20,547	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,711,489	5,711,489			
期末残	1,137,150,000	379,050,000	67,519,428	446,569,428	60,000,000	20,000,000	3,482,774	23,482,774	952,561,200	317,520,400	56,819,106	374,339,506	143,262,000	47,754,000	10,311,072	58,065,072	334,278,000	111,426,000	26,856,405	138,282,405	3,503,001,600	170,700,274	3,673,701,874								
H17年9月	0	0	3,032,400	3,032,400	0	0	150,000	150,000	0	0	1,526,707	1,526,707	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,709,107	4,709,107			
H18年3月	0	0	3,032,400	3,032,400	0	0	150,000	150,000	0	0	2,381,403	2,381,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,834,627	5,834,627			
年間実績償還額	0	0	6,064,800	6,064,800	0	0	300,000	300,000	0	0	3,908,110	3,908,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,543,734	10,543,734			
期末残	1,137,150,000	379,050,000	61,454,628	440,504,628	60,000,000	20,000,000	3,182,774	23,182,774	952,561,200	317,520,400	52,910,996	370,431,396	143,262,000	47,754,000	10,040,248	57,794,248	334,278,000	111,426,000	26,856,405	138,282,405	3,503,001,600	154,445,051	3,657,446,651								
H18年9月	0	0	3,032,400	3,032,400	0	0	150,000	150,000	0	0	2,381,403	2,381,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,993,589	5,993,589			
H19年3月	0	0	3,032,400	3,032,400	0	0	150,000	150,000	0	0	2,381,403	2,381,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,714,042	6,714,042			
年間償還額	0	0	6,064,800	6,064,800	0	0	300,000	300,000	0	0	4,762,806	4,762,806	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,707,631	12,707,631			
期末残	1,137,150,000	379,050,000	55,389,828	434,439,828	60,000,000	20,000,000	2,882,774	22,882,774	952,561,200	317,520,400	48,148,190	365,668,590	143,262,000	47,754,000	9,180,676	56,934,676	334,278,000	111,426,000	26,135,952	137,561,952	3,503,001,600	141,737,420	3,644,739,020								
H19年9月	33,445,000	9,745,242	3,032,400	12,777,642	0	0	150,000	150,000	0	0	2,381,403	2,381,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,210,242	7,107,849	50,318,091		
H20年3月	33,445,000	9,823,204	2,954,438	12,777,642	1,788,000	518,611	150,000	668,611	28,033,200	0	2,381,403	2,381,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73,608,015	7,029,887	80,637,902		
年間償還額	66,890,000	19,566,446	5,986,838	25,555,284	1,788,000	518,611	300,000	818,611	28,033,200	0	4,762,806	4,762,806	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116,818,257	14,037,736	130,855,993		
期末残	1,070,240,000	359,481,554	49,402,990	408,884,544	58,212,000	19,481,389	2,582,774	22,064,163	924,528,000	317,520,400	43,385,384	360,905,784	143,262,000	47,754,000	8,321,104	56,075,104	334,278,000	111,426,000	23,907,432	135,333,432	3,386,183,343	127,599,684	3,513,783,027								
H20年9月	33,445,000	9,901,789	2,875,853	12,777,642	1,764,000	525,500	146,111	668,611	28,016,000	8,233,473	2,381,403	10,614,876	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,114,260	11,114,260	88,830,175		
H21年3月	33,445,000	9,981,004	2,796,638	12,777,642	1,764,000	526,419	142,192	668,611	28,016,000	8,295,224	2,319,652	10,614,876	4,233,000	1,206,841	429,786	1,636,627	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,114,260	11,114,260	87,467,488	6,802,528	94,270,016
年間償還額	66,890,000	19,882,793	5,672,491	25,555,284	3,528,000	1,048,919	288,303	1,337,222	56,032,000	16,528,697	4,701,055	21,229,752	4,233,000	1,206,841	859,572	2,066,413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,228,520	2,228,520	169,330,250	13,709,941	183,100,191
期末残	1,003,350,000	339,598,761	43,730,499	383,329,260	54,684,000	18,432,470	2,294,471	20,726,941	868,496,000	300,991,703	38,684,329	339,676,032	139,029,000	46,547,159	7,461,532	54,008,691	334,278,000	111,426,000	21,678,912	133,104,912	3,216,833,093	113,849,743	3,330,682,836								
H21年9月	33,445,000	10,060,852	2,716,790	12,777,642	1,764,000	530,367	138,244	668,611	28,016,000	8,357,438	2,257,438	10,614,876	4,213,000	1,217,703	418,924	1,636,627	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,114,260	11,114,260	87,604,360	6,545,656	94,250,016
H22年3月	33,445,000	10,141,338	2,636,304	12,777,642	1,764,000	534,345	134,266	668,611	28,016,000	8,420,119	2,194,757	10,614,876	4,213,000	1,228,662	407,965	1,636,627	9,855,500	2,767,818	1,114,260	3,882,078	100,385,282	6,487,522	106,872,834								
年間償還額	66,890,000	20,202,190	5,353,094	25,555,284	3,528,000	1,064,712	272,510	1,337,222	56,032,000	16,777,552	4,452,195	21,229,752	8,426,000	2,446,365	826,889	3,273,254	9,855,500	2,767,818	2,228,520	4,996,338	187,989,642	13,133,208	201,122,850								
期末残	936,460,000	319,396,571	38,377,405	357,773,976	51,156,000	17,367,758	2,021,961	19,389,719	812,464,000	284,214,146	34,232,134	318,446,280	130,603,000	44,100,794	6,634,643	50,735,437	324,423,000	108,658,182	19,450,392	128,108,574	3,028,843,451	100,716,535	3,129,559,986								
H22年9月	33,445,000	10,222,469	2,555,173	12,777,642	1,764,000	538,352	130,259	668,611	28,016,000	8,483,269	2,131,607	10,614,876	4,213,000	1,239,720	396,907	1,636,627	9,831,000	2,795,497	1,086,581	3,882,078	100,548,307	6,300,527	106,848,834								
H23年3月	33,445,000	10,304,249	2,473,393	12,777,642	1,764,000	542,390	126,221	668,611	28,016,000	8,546,894	2,067,982	10,614,876	4,213,000	1,250,877	385,750	1,636,627	9,831,000	2,823,452	1,058,626	3,882,078	100,736,862	6,111,972	106,848,834								
年間償還額	66,890,000	20,526,718	5,028,566	25,555,284	3,528,000	1,080,742	256,480	1,337,222	56,032,000	17,030,163	4,199,589	21,229,752	8,426,000	2,490,597	782,657	3,273,254	19,662,000	5,618,949	2,145,207	7,764,156	201,285,169	12,412,499	213,697,668								
期末残	869,570,000	298,869,853	33,348,839	332,218,692	47,628,000	16,287,016	1,765,481	18,052,497	756,432,000	267,183,983	30,032,545	297,216,528	122,177,000	41,610,197	5,851,986	47,462,183	304,761,000	103,039,233	17,305,185	120,344,418	2,827,558,282	88,304,036	2,915,862,318								
H23年9月	33,445,000	10,386,683	2,390,959	12,777,642	1,764,000	546,458	122,153	668,611	28,016,000	8,610,996	2,003,880	10,614,876	4,213,000	1,262,135	374,492	1,636,627	9,831,000	2,851,686	1,030,392	3,882,078	100,926,958	5,921,876	106,848,834								
H24年3月	33,445,000	10,469,776	2,307,866	12,777,642	1,764,000	550,557	120,534	668,611	28,016,000	8,675,578	1,939,298	10,614,876	4,213,000	1,273,494	363,133	1,636,627	9,831,000	2,880,203	1,001,875	3,882,078	101,118,608	5,730,226	106,848,834								
年間償還額	66,890,000	20,856,459	4,698,825	25,555,284	3,528,000	1,097,015	240,207	1,337,222	56,032,000	17,286,574	3,943,178	21,229,752	8,426,000	2,535,629	737,265	3,273,254	19,662,000	5,731,889	2,032,267	7,764,156	202,045,566	11,652,102	213,697,668								
期末残	802,680,000	278,010,394	28,650,014	306,663,408	44,100,000	15,190,001	1,525,274	16,715,275	700,400,000	249,897,409	26,089,367	275,986,776	113,751,000	39,074,568	5,114,361	44,188,929	285,099,000	97,307,344	15,272,918	112,580,262	2,										

また、株主融資については、利息および元金の返済は、5年後（基準日は、平成16年2月5日）一括支払・返済である（ただし、返済後、元本と同額を限度に新株を引き受ける融資協定となっている）。

なお、北九州市は、ひびきコンテナターミナル(株)が貸付金返済の履行をしない場合は、担保権（ひびきコンテナターミナル(株)の施設であるガントリークレーン・管理棟等）の行使ということになるが、国の無利子貸付金については、北九州市が国に償還する義務を負い、予算の措置が必要になってくると考えられる。

（意見 4-1）ひびきコンテナターミナル(株)の不測の事態について

ひびきコンテナターミナル(株)の平成18年度の業績が現状の見込みどおり、貨物取扱量は28,722TEU（計画比68.8%）、売上高212,851千円（計画比67.0%）、当期純損失945,239千円（計画比114.5%）であれば、「合併会社への出資及び運営に関する基本協定書（出資協定）第18条第2項」の累積損失額が、資本金及び株主融資元本の合計額の80%を超過する合理的可能性がある場合に該当し、「事業協定」第87条の不測の事態に該当することになると判断せざるを得ない。

よって、北九州市においても抜本的な対応策として業態をターミナルオペレーター業務から荷役機械等の保有および貸与業務に変更する等、いわゆるひびきコンテナターミナル(株)の埠頭業への業態変更をひびきコンテナターミナル(株)と早急に、協議せざるを得ない状況になったと考える。

また、ひびきコンテナターミナル(株)においては、平成19年9月から、北九州市からの借入金の元金償還も始まり平成19年度は116,818千円、平成20年度169,350千円の償還金額が予定されているが、現状元金返済の目処が立っていない状況である。

なお、ひびきコンテナターミナル(株)が貸付金返済の履行をしない場合は、北九州市は、担保権（ひびきコンテナターミナル(株)の施設であるガントリークレーン・管理棟等）の行使ということになり、貸付金の回収には大きな問題はないと考えるが、国の無利子貸付金については、北九州市が国に償還する義務を負い、予算の措置が必要になってくる。

(意見 4-2) ひびきコンテナターミナル整備及び運営事業実施協定により、北九州市の施設としてフェーズ3の建設の凍結について

北九州市は、ひびきコンテナターミナル(株)との「ひびきコンテナターミナル整備及び運営事業実施協定」により、北九州市の施設としてフェーズ1から3(14,903百万円、資金調達は特別会計で起債)まで整備することとなっているが、フェーズ3(1,539百万円)は、平成21年9月完工予定に向けて地盤改良中であり、事業費は平成18年度までに、既に449百万円支出されており、平成19年度以降1,090百万円の支出が予定されている。

現状のひびきコンテナターミナル(株)の経営状態を考えるとフェーズ3の平成19年度以降1,090百万円の支出は、凍結すべきと考える。

なお、北九州市においては、フェーズ3を事業実施協定の対象エリアから除外し、専用貸付ではない北九州市の埠頭用地とし、新たな企業進出等に伴うバンブール、上屋の整備など、ニーズに応じた活用を図ることも検討しているとのことであった。

(3) 北九州市の出資団体について

本報告書における数値の表示において、原則、切捨て表示している。
したがって、上記端数処理の関係上、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。

第 1 . 監査の概要

1 . 監査の種類

監査の種類とは、「地方自治法」(昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号)第 252 条の 27 第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

2 . 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

「北九州市の出資団体について」

(2) 選定した理由

北九州市は一定の目的を持って、多くの団体に出資している。そして出資団体に対しては、出資金だけでなく、貸付金として資金の融資も行なっている。出資金や貸付金については、出資団体の経営状況が悪化すれば、その資産性が毀損することになるため、北九州市の財政に大きな影響を与える可能性があることを考慮すると、財政的な視点から出資団体を監査する必要がある。

北九州市は、出資金や貸付金だけでなく、公益上必要がある場合には補助金を、特定の役務に対しては委託費を支出している。補助金、委託費については支出に見合う効果があるかを検討し、経済性、効率性の視点から監査を実施することは、出資団体にとっても北九州市の財政にとっても重要であると思われる。

また、出資団体には、北九州市が設立した団体も含まれており、北九州市と出資団体との人的・物的関係から、実質的に市政の代替・補完機能を担っていると思われる団体は少なくない。このような団体のあり方について、社会的には制度改革が望まれている状況にあり、北九州市の団体に対するかかわり方については市民の関心も高いと思われる。したがって、合規性の視点からはもちろん、経済性、効率性の視点からも出資団体が適切に運営管理されているかを監査することは有用であると思われる。

以上の背景及び理由により、当該事件を選定する。

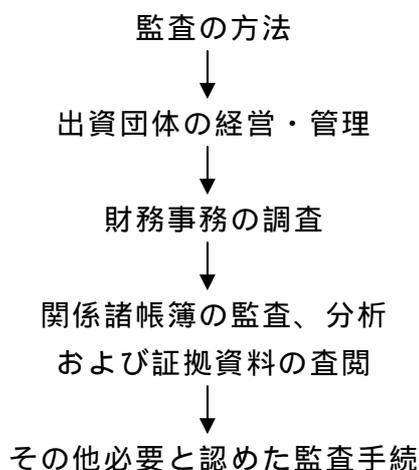
3. 監査の視点

- ・各出資団体の財務にかかわる事務や、その経営管理が、関係法令や諸規程に準拠して行われているか。
- ・北九州市と各出資団体との補助金、委託料及びその他の取引についての事務は適切に行なわれているか。
- ・各出資団体の業務内容に公益性があるか、現在の社会情勢に合致した業務内容か、合致した規模か。
- ・各出資団体の所有する資産は、適切に運営管理されているか。資産性のない、もしくは資産性に疑義のある資産が決算書に計上されていないか。
- ・各出資団体の経営管理が、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。その組織の運営は合理的に行われているか。

4. 監査の方法

この監査に当たっては出資団体の財務にかかる事務および、その経営管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨にのっとり、最少の経費で最大の効果をあげるようにされているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

監査の方法の概略は、以下に示したとおりである。



第2 監査対象の事業概要および監査結果

-1 財団法人西日本産業貿易コンベンション協会

1. 概要

(1) 設立 昭和51年3月25日

平成17年度において、旧(財)北九州コンベンションビューローが解散し、旧(財)西日本産業貿易見本市協会との統合により、(財)西日本産業貿易コンベンション協会となっている。なお、解散団体の残余財産については、新財団に寄付している。

(2) 目的 内外の工業製品等の展示紹介を通じて西日本地域の産業の高度化と貿易の振興に資するとともに、北九州市におけるコンベンションの誘致、支援等を通じて地域の活性化及び文化の向上に資し、もってわが国経済の健全な発展に寄与する。

(3) 事業内容

内外の工業製品の展示会、見本市等の開催、誘致及び支援
各種会議、大会等のコンベンションの誘致及び支援
前2号の事業の用に供する施設の管理及び運営(西日本総合展示場本館、新館、中展示場、北九州国際会議場)
前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 基本財産 2,477,000千円 (内、本市出捐額 1,750,000千円(70.6%))

(5) 北九州市との取引

北九州市との過去3年間の取引は以下(表-1)のとおりである。

(表-1)

(単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	87,125	7,392	2,000
委託料	486,331	535,628	891,763
貸付残高	-	-	-

(注31) 平成17年度の委託料には、旧(財)北九州コンベンションビューローへの委託料を含む。

2. 過去5年間の財政状態および経営成績

(1) 貸借対照表

過去5年間の財政状態は以下のとおりである。

なお、この総合貸借対照表は、各年度の決算報告書より 一般会計 新館管理受託特別会計 展示特別会計 付随事業特別会計 コンベンション事業特別会計(平成17年度のみ)の各会計の貸借対照表を合計し、会計間の債権債務を消去して作成している。

総合貸借対照表

(単位：千円)

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
資産の部					
流動資産	210,462	202,315	207,412	240,136	384,269
現金・預金	162,991	160,060	153,657	169,331	333,984
仮払金	3,182	5,845	4,516	4,550	10,567
未収金	43,816	36,116	49,059	66,215	39,509
立替金	273	294	180	40	209
前払金	200	-	-	-	-
固定資産	2,407,777	2,321,656	2,276,563	2,299,060	3,082,785
基本財産	1,671,000	1,671,000	1,671,000	1,671,000	2,477,000
建物	708,941	685,701	728,186	686,012	650,153
建物付属設備	-	-	169	169	169
構築物	5,045	4,819	4,637	4,412	4,186
機械及び装置	100,044	93,484	106,327	97,811	171,991
減価償却引当預金	139,942	90,438	93,955	145,846	206,821
減価償却引当有価証券	667,028	746,558	687,726	686,750	587,680
基本財産引当預金	-	-	-	-	41,576
基本財産引当有価証券	50,000	50,000	50,000	50,000	814,424
その他固定資産	736,777	650,656	605,563	628,060	605,785
建物	107,986	86,855	-	-	3,984
建物付属設備	169	169	-	-	-
構築物	43	43	4,771	4,556	4,341
機械及び装置	24,437	21,763	-	-	-
車両運搬具	642	408	110	119	119
什器備品	5,187	1,709	1,570	1,425	1,335
電話加入権	622	622	622	622	622
保証金	5	5	5	5	5
減価償却引当預金	84,137	112,277	112,601	112,736	221,769
減価償却引当有価証券	203,812	199,800	308,631	308,631	199,800
特別修繕引当預金	113,000	121,487	64,353	64,353	64,353
特別修繕引当有価証券	102,987	-	-	-	-
退職給与引当預金	83,680	90,378	47,840	70,553	47,270
退職給与引当有価証券	-	-	49,850	49,850	49,850
事業開催積立預金	10,070	15,140	15,210	15,210	12,337
資産合計	2,618,239	2,523,971	2,483,975	2,539,196	3,467,054
負債の部					
流動負債	139,255	126,578	124,016	155,726	266,763
預り金	13,739	13,165	5,039	11,260	15,491
未払金	85,868	79,034	93,052	118,457	207,396
前受金	39,648	34,379	25,925	26,009	43,876
固定負債	83,680	90,378	97,690	120,403	97,120
退職給与引当金	83,680	90,378	97,690	120,403	97,120
負債合計	222,935	216,956	221,706	276,129	363,883
正味財産の部					
正味財産	2,395,304	2,307,015	2,262,269	2,263,067	3,103,171
(うち基本金)	(1,671,000)	(1,671,000)	(1,671,000)	(1,671,000)	(2,477,000)
(うち当期正味財産増減額)	(13,135)	(-88,289)	(-44,747)	(799)	(840,103)
負債及び正味財産合計	2,618,239	2,523,971	2,483,975	2,539,196	3,467,054

平成17年度の旧(財)北九州コンベンションビューローとの統合により基本財産及び正味財産が増加している。

(2) 総合収支計算書

過去5年間の経営成績は以下のとおりである。

なお、この総合収支計算書は、各年度の決算報告書より 一般会計 新館管理受託特別会計 展示特別会計 付随事業特別会計 コンベンション事業特別会計(平成17年度のみ)の各会計の収支計算書を合計し、各会計間の収支を消去して作成している。

総合収支計算書

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入の部					
(一般会計)					
1 基本財産運用収入	3,264	13,446	13,154	13,410	13,415
2 事業収入	98,614	101,646	97,818	106,582	89,606
3 補助金等収入	-	-	74,000	-	-
4 負担金収入	19,095	21,413	18,456	20,030	17,279
5 雑収入	21,489	14,032	13,204	14,156	12,485
6 固定資産売却収入	34,825	107,000	-	975	207,902
7 特定預金取崩収入	356,185	175,457	219,550	-	120,122
8 寄付金収入	-	-	-	-	1,091,132
9 繰入金収入	-	-	-	-	-
(コンベンション事業特別会計)					
1 基本財産運用収入	-	-	-	-	4,072
2 コンベンション事業収入	-	-	-	-	212,271
3 助成金収入	-	-	-	-	25,400
4 会費収入	-	-	-	-	50
5 雑収入	-	-	-	-	1,503
6 寄付金収入	-	-	-	-	2,705
(付随事業特別会計)					
1 営業収入	44,108	50,414	47,635	67,095	55,660
2 営業外収入	7	-	-	-	-
(展示特別会計)					
1 展示会事業収入	209,576	197,474	221,415	249,363	211,163
2 補助金等収入	32,752	25,361	30,488	55,902	22,611
3 雑収入	11,597	10,593	7,273	7,120	11,214
4 営業外収入	14	1	-	-	-
5 繰入金収入	-	-	-	-	-
(新館管理受託特別会計)					
1 北九州市受託金収入	462,019	487,406	479,464	502,313	535,230
当期収入合計	1,293,545	1,204,243	1,222,457	1,036,946	2,633,820
前期繰越収支差額	58,571	71,204	75,731	83,389	84,399
収入合計	1,352,116	1,275,447	1,298,188	1,120,335	2,718,219
支出の部					
(一般会計)					
1 管理費	85,692	174,638	205,758	75,473	98,400
2 固定資産取得支出	349,850	79,530	99,850	-	850,524
3 特定預金支出	100,676	174,278	123,717	74,740	305,549
4 寄付金支出	-	-	-	-	261,672
5 繰入金支出	-	-	-	-	-
6 予備費	-	-	-	-	-
(コンベンション特別会計)					
1 コンベンション事業費	-	-	-	-	218,918
2 助成金	-	-	-	-	25,400
3 予備費	-	-	-	-	-
(付随事業特別会計)					
1 営業費用	46,544	49,421	36,394	61,915	55,434
2 固定資産取得支出	-	-	4,771	-	-
3 営業外費用	514	40	40	596	40
4 繰入金支出	-	-	-	-	-
5 予備費	-	-	-	-	-
(展示特別会計)					
1 展示会開催費	232,982	230,477	264,387	320,859	249,519
2 営業外費用	2,565	3,856	348	40	40
3 特定預金支出	70	70	70	-	-
4 繰入金支出	-	-	-	-	-
(新館管理受託会計)					
1 受託費	461,416	487,406	479,464	502,313	535,230
2 固定資産取得支出	603	-	-	-	-
当期支出合計	1,280,912	1,199,716	1,214,799	1,035,936	2,600,726
当期収支差額	12,633	4,527	7,658	1,010	33,094
次期繰越収支差額	71,204	75,731	83,389	84,399	117,493

平成 17 年度は旧(財)北九州コンベンションビューローとの統合により当期収支差額が 33,094 千円となっている。

なお、旧(財)北九州コンベンションビューローの平成 13 年度から平成 16 年度までの収支計算書は以下のとおりである。

旧(財)北九州コンベンションビューロー総合収支計算書

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収入の部				
1 基本財産運用収入	8,265	60	2,678	5,412
2 事業収入	35,722	75,446	32,634	35,617
3 特別会計事業収入	267,282	287,167	304,559	320,953
4 会費収入	5,220	5,119	4,930	4,830
5 雑収入	1,386	2,070	1,978	1,897
6 特定預金取崩収入	-	-	-	2,297
当期収入合計	317,877	369,865	346,781	371,007
前期繰越収支差額	798	1,197	3,416	6,876
収入合計	318,675	371,062	350,197	377,884
支出の部				
1 誘致・支援事業費	17,975	54,437	15,332	17,084
2 広報・宣伝事業費	4,336	3,587	3,723	2,852
3 調査・企画事業費	6,536	4,553	2,861	2,997
4 情報収集・提供事業費	9,347	5,947	5,010	4,256
5 特別会計事業費	267,282	287,167	304,559	320,953
6 管理費	11,523	11,477	11,367	13,245
7 特定預金支出	475	475	465	465
8 予備費	-	-	-	62
当期支出合計	317,477	367,646	343,321	361,917
当期収支差額	399	2,218	3,459	9,090
次期繰越収支差額	1,197	3,416	6,876	15,966

3. 監査の結果

< 契約に関する意見 >

1-1. 委託契約について

(1) (財)西日本産業貿易コンベンション協会における契約について

(財)西日本産業貿易コンベンション協会における売買、貸借、請負その他の契約を行う場合においては、北九州市契約規則(昭和 39 年北九州市規則第 25 号)の規定を準用するとされている。ただし、これにより難しいものがある場合は、特に理事長の承認を経て、別の方法により処理することができることとされている。

(2) 最近 3 ヶ年の委託契約内容

最近 3 ヶ年の各会計の委託費のうち重要な契約についての契約状況は以下のとおりである。

(表-2)

区分	業務内容	平成15年度		平成16年度		平成17年度		契約形態
		契約先	金額(千円)	契約先	金額(千円)	契約先	金額(千円)	
一般会計	清掃・害虫駆除・環境測定	A	2,906	A	2,965	A	2,965	特命随意契約
	大展空調機保守	B	907	B	907	B	907	特命随意契約
新館管理受託会計	設備管理業務	-	-	C	45,788	C	46,717	特命随意契約
	常駐警備・機械警備	D	32,644	D	34,771	E	31,673	特命随意契約
付随事業特別会計	常駐・機械警備、通貨処理	D	10,143	D	9,526	-	-	特命随意契約
	常駐警備	-	-	-	-	E	5,575	特命随意契約
	機械警備、通貨処理	-	-	-	-	D	3,011	特命随意契約
展示特別会計	西日本陶磁器フェスタ事業	F	9,450	F	10,200	F	10,000	随意契約
	西日本インポートフェア	F	7,100	F	6,358	F	4,987	随意契約
コンベンション事業特別会計	維持管理業務	G	29,103	G	31,044	G	31,044	特命随意契約
	映像音響設備運用保守業務	H	26,929	H	27,011	H	26,869	特命随意契約
	清掃業務	G	14,679	G	14,679	G	14,679	複数年入札

(注 32) 1. 契約形態の欄の随意契約は、競争入札ではなく、特定の業者より相見積をとってその中から契約を結ぶ形態であり、そのうち特命随意契約は、当初より特定の業者と契約を結ぶ形態である。複数年(最大 5 年)入札は、一旦競争入札を行うが、その後は特段の事情がない限り、その期間内は当該落札会社と契約を行うものである。

2. 上記の新館受託会計と付随事業特別会計の契約先 D と E はグループ会社である。

このように、各会計においては、多くが競争入札による契約ではなく、随意契約等により委託契約が結ばれている。

相見積を取らない契約となっている特命随意契約及び複数年（最大5年）入札の特命理由は以下のとおりである。

（表-3）

区分	業務内容	契約先	契約形態	特命理由
一般会計	清掃・害虫駆除・環境測定	A	特命随意契約	新館の清掃管理業務を委託しているため
	大展示場空調機保守	B	特命随意契約	大展示場の空調設備の設置業者
新館管理受託会計	設備管理業務	C	特命随意契約	AIMは北九州国際展示場、流通センター等及び共有部分で構成されており、ビル管理の一体化の必要がある。 H16年度は入札の結果、C社落札。 H17年度も流通センター及び共用部のビル管理はC社担当予定。
	常駐警備	E	特命随意契約	AIMは北九州国際展示場、流通センター等及び共有部分で構成されており、常駐警備も一体化の必要がある。 H17年度は流通センター及び共用部のビル管理はE社が担当予定。
付随事業特別会計	常駐警備	E	特命随意契約	AIMビル共用部及び新館の常駐警備をE社
	機械警備、通貨処理	D	特命随意契約	新館の機械警備をD社の委託 本館設備も新館管理室、AIM防災センター及びD社のガードセンター本体機器に接続されているため。
コンベンション事業特別会計	維持管理業務	G	特命随意契約	北九州市国際会議場での舞台設備等運転操作、保守点検には経験と技術が必要。 G組合は開館当初より担当。 臨時要員の派遣に迅速な対応。
	映像音響設備運用保守業務	H	特命随意契約	北九州市国際会議場音響設備の中には特殊機器が含まれており精通した業者が必要。 機器の設置業者である。
	清掃業務	G	複数年入札	H15年度に落札。毎年の入札の業者変更では見積価格が上昇する懸念。 精密機器等があり特殊清掃が必要な場合がある。

特命随意契約に至った理由を要約すると、以下のとおりである。

西日本総合展示場関係のビル管理・警備業務等に関しては、AIM(アジア太平洋インポートマート)ビルが、西日本総合展示場、流通センター棟及び共有部分で構成されており、ビル管理の一体化によって安価を図るため。

機器の保守業務等に関しては、機器の設置業者であること、特殊技術を要する業務であり業務に精通している必要があるため。

また、コンベンション事業特別会計の清掃業務の複数年（最大5年）入札の理由としては、毎年の入札では見積価格上昇の懸念があるため等とされている。

しかしながら、上記特命理由の については、AIM ビルの流通センターおよび共有部分の管理運営主体である(株)北九州輸入促進センター(北九州市の出資団体)との協議により競争入札または数社の見積を取っての随意契約とすることで、委託費の価格低減の可能性があると考えられる。

また、上記 についても、少なくとも数社の見積を取って、業者の業務水準を判断した上で随意契約とすることも必要と考える。

コンベンション事業特別会計の清掃業務についても、複数年（最大 5 年）入札とするよりは、毎年数社の見積を取っての随意契約とすることで委託費の価格低減の可能性があると考えられる。

（意見 1 - 1）委託契約について

委託契約について、特命契約又は複数年（最大 5 年）入札となっているケースがあるが、西日本総合展示場関係のビル管理・警備業務等に関しては AIM ビルの流通センターおよび共有部分の管理運営主体である(株)北九州輸入促進センター(北九州市の出資団体)との協議により競争入札または数社の見積を取っての随意契約とすることで、委託費の価格低減の可能性があると考えられる。

また、機器の保守業務等に関しては少なくとも数社の見積を取って、業者の業務水準を判断した上で随意契約とすることも必要と考える。

コンベンション事業特別会計の清掃業務についても、複数年（最大 5 年）入札とするよりは、毎年数社の見積を取っての随意契約とすることで委託費の価格低減の可能性があると考えられる。検討されたい。

< 資産の管理に関する指摘と意見 >

1 - 2 . 備品等の固定資産の現物管理について

経理規程（平成 17 年 10 月 1 日施行）第 41 条において「事務局長は、毎年 1 回以上、物品のたな卸を行い帳簿と照合しなければならない。」と規定されている。この点、(財)西日本産業貿易コンベンション協会においては備品等の固定資産について、決算期ごとのたな卸が行われておらず、経理規程（平成 17 年 10 月 1 日施行）第 41 条違反となっている。定期的なたな卸を実施しなければ、固定資産台帳上は存在するが、無断処分、流用、窃盗等により現物はなくなっているということが起きててもその事実を発見することができない。

また、経理規程（平成 17 年 10 月 1 日施行）第 37 条「物品の使用者は、使用中の物品で使用の必要がなくなったもの又は使用することができなくなったものがあるときは、ただちに物品取扱員に返納しなければならない。」、同第 38 条「前条の規定により返納を受けた物品のうち使用不能のものがあるときは、物品取扱員は、決裁を経て売却又は廃棄処分をしなければならない。」と規定されている。

この点、固定資産台帳の閲覧および担当者からのヒアリングの結果、固定資産台帳には設立当初（昭和 51 年）に購入した備品（カメラ等）が計上されているものの、実際には使用されていない、または現物があるか不明であるものが見受けられた。

実態を反映させた計算書類を作成するためにも、現実に使用していない、または今後も使用する予定がない固定資産については、除却稟議等適切な手続を経て処分する必要がある。また、このような事実は、適切に現物のたな卸が定期的に行なわれていれば、発見できたはずである。今後は定期的にたな卸を実施し、固定資産台帳に記載されているにもかかわらず、現物が存在しないものがあれば、除却稟議等適切な手続を経て台帳から削除する必要がある。

（指摘 1 - 1）備品の実査について

(財)西日本産業貿易コンベンション協会の経理規程（平成 17 年 10 月 1 日施行）第 41 条において「事務局長は、毎年 1 回以上、物品のたな卸を行い帳簿と照合しなければならない。」と規定されているが、備品の実査が行われていない状況にある。したがって、経理規程（平成 17 年 10 月 1 日施行）第 41 条違反となっており、少なくとも年に一度は固定資産台帳と現物との照合を行い、整合性について確認を行う必要がある。

(指摘 1-2) 不要備品の返納、廃棄について

(財)西日本産業貿易コンベンション協会の経理規程(平成17年10月1日施行)第37条において「物品の使用者は、使用中の物品で使用の必要がなくなったもの又は使用することができなくなったものがあるときは、ただちに物品取扱員に返納しなければならない。」、第38条「前条の規定により返納を受けた物品のうち使用不能のものがあるときは、物品取扱員は、決裁を経て売却又は廃棄処分をしなければならない。」と規定されている。この点、固定資産台帳を閲覧および担当者からのヒアリングの結果、固定資産台帳には設立当初(昭和51年)に購入した備品(カメラ等)が計上されているものの、実際には使用されていない物、または現物があるか不明な物が見受けられた。現状では、経理規程(平成17年10月1日施行)第37、38条違反となっているので、すみやかに適正な処理を行われたい。

1-3. 建物の維持保全状況について

(財)西日本産業貿易コンベンション協会では西日本総合展示場本館を管理している。西日本総合展示場本館は、総床面積が1階:7,865㎡、2階:410㎡の展示場仕様、会議室仕様の空間を有する建物であるが、昭和51年に建設されており、建物は約30年経過し老朽化が進んでいる状況にある。設立時においては、地震の少ない地域と考えられていたが、近年においては、平成17年に西日本総合展示場本館が存在する地域においても震度4を超える地震が発生している。今後も大地震が発生する可能性は否定できないと考えられるが、当施設では耐震調査が行なわれていない。

西日本総合展示場本館は(財)西日本産業貿易コンベンション協会のメイン施設であり今後も新たなコンベンションの企画、開催、誘致が検討されている。そのため、今後も多数の利用者が見込まれるため、人命を守るためにも早急に耐震調査を行ない、必要であれば、建て替えもしくは耐震改造を行うべきである。

(意見 1-2) 建物の維持保全状況について

(財)西日本産業貿易コンベンション協会が所有する西日本総合展示場本館は築30年以上の建物である。今後も大地震が発生する可能性は否定できないと考えられるが、当施設では耐震調査が行なわれていない。

西日本総合展示場本館は(財)西日本産業貿易コンベンション協会のメイン施設であり今後も新たなコンベンションの企画、開催、誘致が検討されている。そのため、今後も多数の利用者が見込まれるため、人命を守るためにも早急に耐震調査を行ない、必要であれば、建て替えもしくは耐震改造を行うべきである。

1 - 4 . 債権管理について

(1) 債権管理の概要について

(財)西日本産業貿易コンベンション協会は、関係機関との連携のもと、地域政策に連動した各種の展示会を開催し、展示会小間料・電気工事料、備品・電気使用料等の出展料収入を得ている。

展示会小間料・電気工事料については、展示会の申込書受付後、請求書を発送し、事前に定めた支払期日までに口座振込にて入金され、備品・電気使用料については、展示会開催後に請求書を発送し、徴収することとしている。ただし、展示会の直前に申込みがある場合、展示会小間料・電気工事料についても、展示会中に徴収する、もしくは、展示会後に請求書を発送し、徴収しているケースもある。

回収期限を経過しても未入金のものについては経理システム上、未収金リストが作成され、事業部担当者による電話での督促・請求書の再発行を行い、それでも入金がなされない場合には、催告状の発送・内容証明郵便による通知を行っている。

未収金の発生経緯・回収状況は事業部担当者が未収金回収調書に記録し、総務課にも回覧される。決算時には未収金残高一覧表が作成されるが、この未収金残高一覧表を閲覧した結果、回収期限を経過し、長期にわたり滞留しているものが散見された。

平成 18 年 12 月末時点において、発生年月日から 1 年超経過しているが、いまだ未回収の未収入金については、以下のとおりである。

展示特別会計事業別未収入金（平成 18 年 12 月末日時点）

展示事業名	発生 年月日	残高 （千 円）	未回収 会社数 （社）	発生 内容	摘要
西日本イン ポートフェ ア 2000	H12.5.5	308	2	小間料	H16.6.22 に破産宣告通知を受けている。 ・ H18.11 破産宣告のため、債権放棄処理済み 催告状を発送したが、転居先不明にて返送。 ・ H18.10.20 裁判上の支払督促申立 ・ H18.11.10 相手方より異議申立（消滅時効 の援用）裁判に移行する。 ・ H18.12.5 時効消滅を承認し、裁判取下書提出
エコ・テク ノ 2000	H12.9.5	267	1	小間料	・ 内容証明郵便にて督促するも、転居先不明に て返送。 ・ H18.10.20 裁判上の支払督促申立（転居先不 明で戻る）。 ・ H18.11.20 代表取締役宛に裁判上の支払督 促申立 ・ H18.12.28 仮執行宣言書送付
第 22 回西 日本陶磁器 フェスタ	H12.9.25	148	1	小間料	・ 内容証明郵便にて督促し、受領の確認はでき ているものの、連絡不通。 ・ H18.10.20 裁判上の支払督促申立 ・ H18.11.14 相手方より異議申立（分割払希 望）裁判に移行する。 ・ H18.12.5 分割払に応じる旨の上申書を裁判 所に提出 ・ H18.12 15 口頭弁論において、裁判所より 分割払とする「和解に代わる決定」あり。 ・ H19 年 1 月から同年 7 月まで毎月末日限り 2 万円ずつ、 ・ H19 年 8 月 31 日限り 8 千円とする。
第 20 回西 日本トータ ルリビング	H13.3.16	222	2	小間料 ・ 電気 使用料	分割返済契約にして一部入金も、その後入金な されず、担当者不在により、連絡不通。 ・ H18.10.20 裁判上の支払督促申立

展示事業名	発生 年月日	残高 (千 円)	未回収 会社数 (社)	発生 内容	摘要
ショー					<ul style="list-style-type: none"> ・ H18.10.31 相手方より異議申立はなく、裁判外で分割払の合意済(11月、12月分として、計14万円入金有り)。 ・ H18.12.4 不履行の場合を想定して、仮執行宣言送達 残高確認書を発送したが、転居先不明にて返送。 ・ H18.11.24 現地調査を行い、本人との直接交渉の末、 12,390円全額入金済。
第21回西 日本トータル リビング ショー	H14.3.15	260	2	小間料 ・ 電気 使用料	<p>H17.4.4に破産宣告通知を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H18.11 破産宣告のため、債権放棄処理済み。 <p>内容証明郵便にて督促するも、転居先不明にて返送。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H18.10.20 裁判上の支払督促申立(転居先不明で戻る)。 ・ H18.10.31 代表取締役宛に裁判上の支払督促申立(所在不明で戻る)。 ・ H18.11.20 休日送達書送付 ・ H18.11.24 現地調査を行うも、実体不明。 ・ H18.12.13 休日送達所在不明で戻る。
第24回西 日本陶磁器 フェスタ	H14.9.24	43	1	小間料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容証明郵便にて督促し、受領の確認はできているものの、連絡不通。 ・ H18.12.8 裁判上の支払督促申立。 ・ H18.12.26 仮執行宣言送達
エコ・テク ノ2002	H14.10.2 3	105	1	小間料	<ul style="list-style-type: none"> ・ H16.10.6に破産宣告通知を受けている。 ・ H18.11 破産宣告のため、債権放棄処理済み。
第22回西 日本トータル リビング ショー	H15.3.20	16	1	電気使 用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容証明郵便にて督促するも、転居先不明にて返送。 ・ H18.10 会社及び代表取締役の商業登記簿及び住民票等の調査を行い、現地調査を実施するも、所在不明。

展示事業名	発生 年月日	残高 (千 円)	未回収 会社数 (社)	発生 内容	摘要
第5回福祉 機器展	H15.11.1 4	0	2	小間料 ・電気 使用料	内容証明郵便にて督促し、会社へ回収に訪問するも支払拒否。 ・H18.9.25 入金済。 H18.11.9 開催の展示会に出展予定であり、その際に回収予定。 ・H18.11.11 入金済。
第23回西 日本トータル リビング ショー	H16.3.20	26	2	電気使 用料	内容証明郵便にて督促し、受領の確認はできているものの、連絡不通。 ・H18.12.5 裁判上の支払督促申立。 H16.10.2 に破産宣告通知を受けている。 ・H18.11 破産宣告のため、債権放棄処理済み。
第26回西 日本陶磁器 フェスタ	H16.9.26	69	1	小間料	・内容証明郵便にて督促し、受領の確認はできているものの、連絡不通。 ・H18.12.12 裁判上の支払督促申立。 ・H18.12.28 仮執行宣言送達
ビューティ エキスポ 2004	H16.12.2	170	2	小間料	取次店へ請求書発送、入金予定あり。・・・時期の確認 ・H18.9.29 420千円全額入金済。 内容証明郵便にて督促し、受領の確認はできているものの、連絡不通。 ・H18.9 未収金250千円につき、H18.9月からH19.9月まで、毎月末13回の分割払の合意済。 ・9月から12月までの4か月分計80千円の入金あり。
フリマエキ スポ&ニュー イヤーパー ザール	H17.1.8	373	2	小間料 ・電気 使用料	電話による請求と催告書による請求を行うも、いまだ入金なし。 ・H18.10.20 裁判上の支払督促申立 ・H18.11.6 相手方より異議申立(分割払希望)、裁判に移行する。

展示事業名	発生 年月日	残高 (千 円)	未回収 会社数 (社)	発生 内容	摘要
					<ul style="list-style-type: none"> ・ H18.12.5 裁判所に対し、原告準備書面提出 ・ H19.1.10 第1回口頭弁論(予定) <p>電話による請求と請求書発行を繰り返すも、いまだ入金なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H18.10.20 裁判上の支払督促申立 ・ H18.11.10 相手方より異議申立(減額希望)、裁判に移行する。 ・ H18.12.12 第1回口頭弁論 ・ H19.2.6 第2回口頭弁論(予定)
第24回西 日本トータル リビング ショー	H17.1.20	411	1	小間料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容証明郵便にて督促し、受領の確認はできているものの、連絡不通。 ・ H18.10.20 裁判上の支払督促申立(転居先不明で戻る)。 ・ H18.11.20 代表取締役宛に裁判上の支払督促申立(所在不明で戻る)。 ・ H18.12.4 再度、会社及び代表取締役の住所等を調査中 ・ H18.12.26 仮執行宣言送 ・ H19.1.15 会社訪問(予定)
西日本イン ポートフェア 2005	H17.5.5	190	1	小間料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容証明郵便にて督促し、受領の確認はできているものの、連絡不通。 ・ H18.10.20 裁判上の支払督促申立 ・ H18.11.14 相手方より異議申立(内容不明)、裁判に移行する。 ・ H19.1.16 第1回口頭弁論(予定)
合計	-	2,608	22		

付随会計事業別未収入金（平成 18 年 12 月末日時点）

展示事業名	発生 年月日	残高 （千 円）	未回収 会社数 （社）	発生 内容	摘要
プロレスリ ング・A 北 九州大会	H14.3.31	59	1	清掃料	転居先不明。 ・ H18.12.26 内容証明郵便にて支払請求実施
プロレスリ ング・B 北 九州大会	H15.3.31	59	1	清掃料	内容不明 ・ H18.12 内容証明郵便にて支払請求実施
合計	-	118	2 社		

（財）西日本産業貿易コンベンション協会の「出品要綱・出展のご案内」によれば、展示会の小間料・電気工事料については、原則、支払期日までに入金される必要があるが、例外的に、支払期日経過後、出展直前の申込みを受付けるケースがある。出展会社・個人の数を増やし、展示場の活性化を促すために、展示会直前での申込受付を認めることは、一定の合理性は認められるものの、小間料・電気工事料は出展金額・支払期限が明示されており、事前の徴収を徹底することが必要と思われる。

また、協会では、申込み受付後、出展希望者の与信調査として、全国の展示場利用者リストで展示場代金を支払わないなど要注意利用者に該当しないかの調査を実施している。

未回収債権の発生金額と調査コストとの費用対効果を考慮する必要があるが、このような調査のほかに、

）期限までに出展料の徴収ができない利用者については、申込後に速やかに、直近の決算データ（売上高、営業利益、借入金、資本金等）の提出を求め、その提出がなされなければ出展申込を受け付けない。

）民間調査会社を利用する。

などを導入することでも効果が発現すると思われる。

しかしながら、まずは先方へ直接出向き、回収するように努力すべきである。金額が少額な物は止むを得ないが、数十万円の未収もある。督促状を発送したり、電話をかけるだけでは、なかなか回収も難しいと思われる。費用対効果を考慮し

未収金額によっては、相手先を訪問し回収する努力が必要である。

(2) 債権の貸倒れに伴う会計処理について

協会は、回収困難であると認められる債権について、平成 14 年度に、時効期間経過による債権の法的消滅と、時効期間は経過していないものの協会が回収困難と判断した債権について貸倒償却を実施しているが、それ以降、当該処理を実施していない。

また、協会は債権回収できていない利用者に対して内容証明郵便等を送付し、時効の援用を防止する手立てを実施しており、積極的な回収努力を行っていることが伺える。

しかし、(1) 債権管理の概要にあるとおり、破産が確定した利用者に対する債権や発生年月から 1 年超が経過して回収がなされず、転居先が不明で連絡が取れない利用者に対する債権については、もはや回収可能性が著しく低いと言わざるをえない。

したがって、決算時に、未収金の回収可能性を慎重に検討し、最終的に回収可能性がないと判断された債権については、個別に貸倒見積額を算出し、貸倒償却についての会計処理を実施することが必要であると考えます。

また、このように貸倒実績が生じた場合、過去の平均貸倒実績から将来の貸倒れを見込んだ貸倒実績率を算定し、決算時の債権残高に乗じることで、貸倒引当金を算出し、将来の回収不能見込額を債権残高から控除しておくことは望ましい会計処理といえる。

なお、民間企業では、不良債権処理については、法律上の債権の処理を待つことなく、会計上の債権の処理が進められる。債権の貸借対照表価額としては債権金額から正常な貸倒見積額を控除した金額とすることが要求されている(企業会計原則第三貸借対照表原則五 C)からである。すなわち、回収不能見込額についての貸倒引当金計上又は貸倒償却が実施され、貸借対照表の債権額は回収可能見込額が計上されることとなるのである。

（意見 1-3） 未回収債権の発生防止について

（財）西日本産業貿易コンベンション協会は、地域政策に連動した各種の展示会を開催し、展示会小間料・電気工事料、備品・電気使用料等の出展料収入を得ている。このうち回収期限を経過しても未入金のものについては経理システム上、未収金リストが作成され、事業部担当者による電話での督促・請求書の再発行を行い、それでも入金がなされない場合には、催告状の発送・内容証明郵便による通知を行い、回収しようと努力しているが、現状は十分に回収されていない状況である。

未回収債権の発生金額と調査コストとの費用対効果を考慮する必要はあるが、このような調査のほかに、

）期限までに出展料の徴収ができない利用者については、申込後に速やかに、直近の決算データ（売上高、営業利益、借入金、資本金等）の提出を求め、その提出がなされなければ出展申込を受け付けない。

）民間調査会社を利用する。

などを導入することでも効果が発現すると思われる。

しかしながら、債権回収ができていない利用者に対して内容証明郵便等を送付するだけでは、債権回収は容易ではない。まずは先方へ直接出向き、回収するように努力すべきである。金額が少額な物は止むを得ないが、数十万円の未収もある。費用対効果を考慮し未収金額によっては、相手先を訪問し、回収する努力が必要である。

（意見 1-4）債権の貸倒れに伴う会計処理について

（財）西日本産業貿易コンベンション協会は、回収困難であると認められる債権について、平成 14 年度に、時効期間経過による債権の法的消滅と、時効期間は経過していないものの協会が回収困難と判断した債権について貸倒償却を実施しているが、それ以降、当該処理を実施していない。

破産が確定した利用者に対する債権や発生年月から 1 年超が経過して回収がなされず、転居先が不明で連絡が取れない利用者に対する債権については、もはや回収可能性が著しく低いと言わざるをえない。

したがって、決算時に、未収金の回収可能性を慎重に検討し、最終的に回収可能性がないと判断された債権については、個別に貸倒見積額を算出し、貸倒償却についての会計処理を実施することが必要であると考えます。

また、このように貸倒実績が生じた場合、過去の平均貸倒実績から将来の貸倒れを見込んだ貸倒実績率を算定し、決算時の債権残高に乗じることで、貸倒引当金を算出し、将来の回収不能見込額を債権残高から控除しておくことは望ましい会計処理といえる。

1 - 5 . 満期保有目的債券の会計処理について

旧公益法人会計基準においては、資産の評価については広く取得原価主義が採用されており、有価証券についても一般に取得原価により評価されていたが、新会計基準においては、下記のように評価することになっている。

(表-4)

区分		評価方法
売買目的有価証券		時価
満期保有目的債券		取得原価 ただし、債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合で、その差額の性格が金利の調整と認められる場合：償却原価法
子会社株式・関連会社株式		取得価額
その他有価証券	市場価格あり	時価
	市場価格なし	取得価額

この点、(財)西日本産業貿易コンベンション協会においては、満期保有目的債券を債券金額より低い価額で取得しているものがある。当該差額の性格は金利の調整と認められるため、償却原価法により評価することになる。ここに、償却原価法とは、債券を債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額をその債券の償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。平成 18 年度中に満期に至り、再度債券で運用すると見込まれる債券が保有されているため、再投資した債券が債券金額より低い価額で取得した場合には、会計処理に留意する必要がある。

なお、計算書類において経済的実態を適切に反映させるとすれば、旧会計基準においても償却原価法を採用することが望ましいと思われる。そこで新会計基準を早期適用した場合には、過年度取得した債券につき償却原価法による金利相当額を、定額法により計算した場合、平成 17 年度には 3,771,217 円正味財産を増加させることとなる。

(意見 1-5) 満期保有目的債券の会計処理について

(財)西日本産業貿易コンベンション協会が保有する国債は、債券金額より低い価額で取得したものが含まれる。新公益法人会計基準によれば、当該債券の取得価額と債券金額の差額は償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する償却原価法で評価することになる。平成 17 年度は旧公益法人会計基準が適用されるため償却原価法は強制されていないが、計算書類において経済的実態を適切に反映させるとすれば、新公益法人会計基準を早期適用し、償却原価法を適用することが望ましい。新会計基準を早期適用し、過年度取得した債券につき償却原価法による金利相当額を、定額法により計算した場合には、平成 17 年度には 3,771 千円正味財産を増加させることとなる。

-2 財団法人北九州市都市整備公社

1 . 概要 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

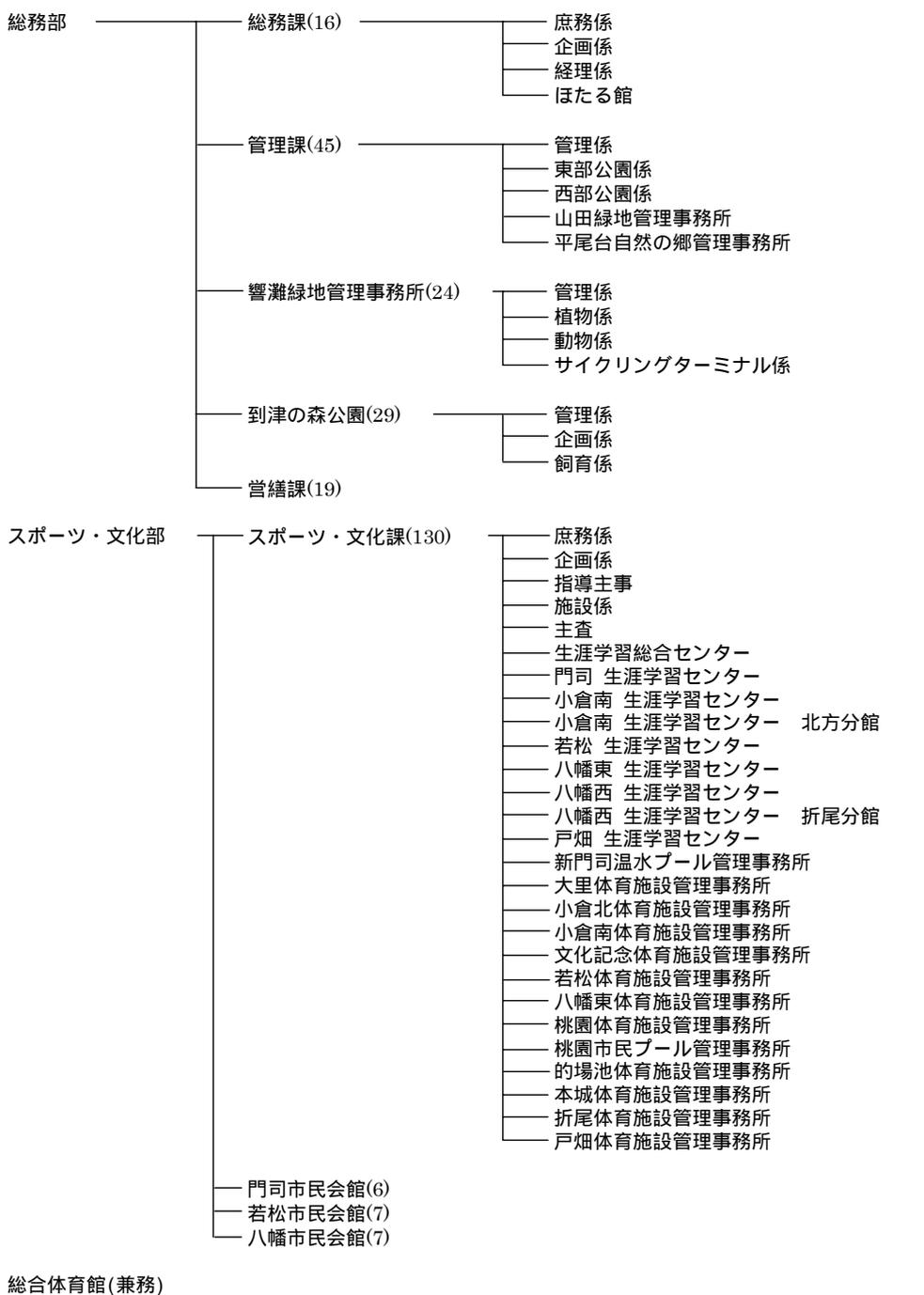
(財)北九州市都市整備公社は、北九州市の委託に基づき、各種都市施設その他の施設の管理・運営および維持保全を行うとともに、公社の直営事業として駐車場管理事業等を行い、本市の都市機能の増進と公共の福祉の向上に努めている。

(1) 法人の組織

【概況】

- | | |
|----------|---|
| (1) 設立 | 昭和 48 年 4 月 1 日 |
| (2) 所在地 | 北九州市小倉北区古船場町 1 番 35 号 |
| (3) 目的 | 公園、文化・体育施設等各種都市施設その他の施設の管理・運営および維持保全を実施することにより、北九州市およびその周辺地域の都市機能の増進と公共の福祉の向上に寄与すること。 |
| (4) 事業 | 市からの受託事業 (各種施設の管理運営および使用料の徴収事務等)、駐車場管理事業 |
| (5) 基本財産 | 200,000 千円
<うち本市出捐額 200,000 千円 (100.0%) > |
| (6) 決算期 | 毎年 3 月 31 日 |
| (7) 主務官庁 | 福岡県 |
| (8) 本市所管 | 建設局総務部総務課 |

機構図および役職員数（平成 17 年度）



役員名等

[理事長] 会田 満義

[専務理事] 長谷川 憲文

[理 事] 片山憲一、大庭清明、谷史郎、南立朝彦、駒田英孝

[監 事] 木村健次、西野英明

(2) 事業の概要等 (平成 17 年度)

受託事業

- 志井ファミリープール管理事業
- ほたる館管理事業
- 公園等管理事業
- 霊園維持管理事業
- 山田緑地管理事業
- 都市緑化センター等管理事業
- ひびき動物ワールド管理事業
- サイクリングターミナル管理事業
- ひびきタワー管理事業
- 平尾台自然の郷管理事業
- 建築物等の維持保全事業
- 市民会館管理事業
- 生涯学習センター管理事業
- 体育施設管理事業
- 北九州市スポーツセンター管理事業
- 指定管理施設管理運営事業

直営事業

- 駐車場管理事業
- 遊戯施設管理事業
- 文化スポーツ振興事業
- 売店等管理事業
- 物品販売事業
- 到津の森公園管理運営事業

(3) 主な事業実績 (平成 17 年度)

⊕公園等維持管理事業

公園、緑地、霊園、街路樹、保存樹等の維持管理の実施

- ⊕有料公園等の管理受託事業
志井ファミリープール、都市緑化センター、熱帯生態園、ひびき動物ワールド、サイクリングターミナル、ひびきタワー、山田緑地、平尾台自然の郷の管理および料金徴収事務の実施
- ⊕市民会館等管理事業
門司市民会館他 2 箇所の市民会館、生涯学習総合センター他 9 箇所の生涯学習センターの管理および料金徴収事務の実施
- ⊕体育施設管理事業
市内 86 箇所の体育施設の管理および料金徴収事務の実施
- ⊕売店等管理事業
志井ファミリープール、都市緑化センター、ひびき動物ワールド、サイクリングターミナルおよび山田緑地等の売店管理およびイベントの実施
- ⊕駐車場管理事業
北九州市および北九州市土地開発公社の未利用土地を有効活用して、陣原駅北口駐車場他 16 箇所で月極駐車場を開設・管理
- ⊕遊戯施設管理事業
北九州市から管理を受託している施設の活性化を図るため、バギー車、おもしろ自転車、サイクルポート、バッテリーカー、ベビーカー等の貸出業務の実施
- ⊕文化・スポーツ振興事業
市民の文化、スポーツの振興を図るとともに施設利用者の増加等を目的として、自主事業（イベント）を実施
- ⊕到津の森公園管理運営事業
「市民と自然とを結ぶ窓口」を基本理念とする到津の森公園の管理運営事業を利用料金制度を導入して実施
- ⊕指定管理施設管理運営事業
若松武道場の管理運営の実施

2. 過去5年間の財政状態および経営成績

(1) 一般会計貸借対照表

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
1 流動資産	1,369,832	769,263	790,056	817,208	737,455
現金預金	1,289,019	755,613	782,324	783,248	719,078
未収金	75,606	8,329	2,524	33,959	18,377
前払金	5,206	5,320	5,206	-	-
2 固定資産	386,721	372,392	365,239	329,792	342,039
基本財産	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
定期預金	99,870	-	-	-	-
投資有価証券	100,130	200,000	200,000	200,000	200,000
その他の固定資産	186,721	172,392	165,239	129,792	142,039
敷金	58,172	58,172	58,172	32,959	18,285
保証金	44,987	29,987	15,031	-	-
財政積立預金	-	-	-	-	50,000
退職給与引当預金	83,561	84,232	92,035	96,833	73,754
資産合計	1,756,553	1,141,656	1,155,295	1,147,001	1,079,495
負債の部					
1 流動負債	1,263,652	656,647	684,576	721,690	693,205
未払金	1,246,282	640,597	671,664	717,467	684,646
前受金	8,242	8,242	8,242	-	-
預り金	9,127	7,807	4,668	4,223	8,558
2 固定負債	196,576	181,075	172,705	129,792	92,039
退職給与引当金	83,561	84,232	92,035	96,833	73,754
敷金	64,497	64,497	64,497	32,959	18,285
保証金	48,517	32,344	16,172	-	-
負債合計	1,460,229	837,723	857,282	851,483	785,245
正味財産の部					
正味財産	296,324	303,933	298,013	295,517	294,250
(うち基本金)	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
(うち当期正味財産減少額)	3,841	7,609	5,920	2,440	1,267
負債及び正味財産合計	1,756,553	1,141,656	1,155,295	1,147,001	1,079,495

(2) 一般会計収支計算書

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入の部					
1 基本財産運用収入	539	329	86	220	200
基本財産利息収入	539	329	86	220	200
基本財産利息収入	539	329	86	220	200
2 事業収入	100,501	100,379	100,379	46,007	-
市街地再開発関連事業収入	100,501	100,379	100,379	46,007	-
家賃収入	100,501	100,379	100,379	46,007	-
3 補助金等収入	7,917,131	4,978,515	4,942,730	4,813,364	4,680,290
受託事業収入	7,802,919	4,978,515	4,942,730	4,813,364	4,670,049
公園等管理業務受託収入	2,833,928	2,966,599	3,032,299	2,984,160	2,857,271
体育施設等管理業務受託収入	1,895,985	1,821,518	1,704,700	1,639,238	1,617,863
調査研究業務受託収入	4,283	-	-	-	-
維持保全業務受託収入	3,020,897	186,955	203,266	186,899	191,315
相談業務受託収入	16	-	-	-	-
動物飼育業務受託収入	47,806	-	-	-	-
広域スポーツセンター管理業務受託収入 (スポーツセンター管理業務受託収入)	-	3,441	2,464	3,066	3,598
指定管理施設受託事業収入	-	-	-	-	10,240
補助金収入	114,212	-	-	-	-
市補助金収入	114,212	-	-	-	-
4 雑収入	8,488	6,722	6,282	5,156	5,529
受取利息	2,429	1,366	905	515	85
預金利息	653	34	17	83	-
保証金利息	1,775	1,331	887	431	-
雑収入	6,059	5,356	5,377	4,641	5,443
雇用保険料	4,529	4,522	4,418	4,150	4,406
その他雑収入	1,530	833	959	491	1,036
5 敷金・保証金戻り収入	14,797	14,797	14,797	72,969	-
敷金・保証金戻り収入	14,797	14,797	14,797	72,969	-
敷金戻り収入	-	-	-	58,172	-
保証金戻り収入	14,797	14,797	14,797	14,797	-
6 特定預金取崩収入(特定預金等収入)	-	6,958	-	-	27,762
特定預金取崩収入	-	6,958	-	-	27,762
退職給与引当預金取崩収入	-	-	-	-	27,762
7 繰入金収入	-	-	-	-	-
繰入金収入	-	-	-	-	-
繰入金収入	-	-	-	-	-
8 基本財産預金償還収入	-	200,000	-	100,000	-
基本財産預金償還収入	-	200,000	-	100,000	-
基本財産預金償還収入	-	200,000	-	100,000	-
当期収入合計	8,041,459	5,307,704	5,064,276	5,037,719	4,713,781
前期繰越収支差額	111,991	106,180	112,616	105,479	95,517
収入合計	8,153,450	5,413,884	5,176,892	5,143,198	4,809,299

支出の部					
1 事業費	6,826,844	3,991,392	4,021,498	3,875,779	3,689,969
受託事業費	6,724,527	3,889,577	3,920,218	3,829,228	3,689,969
志井プール管理事業費	74,658	72,413	71,710	71,410	75,850
都市緑化センター管理事業費	122,010	120,367	129,918	122,592	121,670
動物ワールド管理事業費	58,612	59,758	63,553	69,224	62,014
サイクリングターミナル管理事業費	25,318	25,570	31,494	27,012	26,198
公園等管理事業費	2,061,249	2,145,750	2,136,614	2,158,853	2,035,444
霊園管理事業費	3,182	3,874	4,298	4,083	7,652
山田緑地管理事業費	20,188	20,443	19,090	17,953	21,295
白野江植物公園管理事業費	7,133	8,003	8,312	6,905	-
市民センター管理事業費	165,840	161,479	-	-	-
(生涯学習センター管理事業費)	-	-	188,726	200,144	198,238
市民会館管理事業費	296,924	257,418	175,680	142,037	139,870
体育施設管理事業費	851,203	858,635	862,401	870,000	851,805
調査研究事業費	4,283	-	-	-	-
普及啓発事業費	16	-	-	-	-
維持保全事業費	3,027,435	98,623	125,216	109,746	114,414
ひびきタワー管理事業費	6,469	13,452	14,999	13,474	14,121
水環境館管理事業費	-	27,388	29,442	-	-
ほたる館管理事業費	-	12,955	12,862	12,720	12,757
平尾台自然の郷管理事業費	-	-	43,431	-	-
若松武道場管理事業費	-	-	-	-	5,036
広域スポーツセンター管理事業費	-	3,441	2,464	3,066	3,598
(スポーツセンター管理事業費)	-	-	-	-	-
直営営業費	102,316	101,814	101,279	46,551	-
市街地再開発関連事業費	102,316	101,814	101,279	46,551	-
2 管理費	1,194,917	1,084,520	1,025,939	986,468	1,020,395
受託事業費	1,194,917	1,084,520	1,025,939	986,468	1,020,395
公園施設管理費	456,072	457,583	467,478	480,835	481,108
体育施設管理費	584,915	544,811	480,410	428,479	457,182
維持保全事業管理費	107,674	82,125	78,050	77,152	76,901
動物飼育事業管理費	46,253	-	-	-	-
若松武道場管理費	-	-	-	-	5,203
3 敷金・保証金支出	16,172	16,172	16,172	80,670	-
敷金・保証金支出	16,172	16,172	16,172	80,670	-
敷金支出	-	-	-	64,497	-
保証金支出	16,172	16,172	16,172	16,172	-
4 基本財産預金支出	-	200,000	-	99,965	-
基本財産預金支出	-	200,000	-	99,965	-
基本財産預金支出	-	200,000	-	99,965	-
5 特定預金支出	9,336	7,629	7,802	4,797	54,683
特定預金支出	9,336	7,629	7,802	4,797	54,683
退職給与引当預金支出	9,336	7,629	7,802	4,797	4,683
繰入金積立預金支出	-	-	-	-	-
積立預金支出	-	-	-	-	50,000
6 繰入金支出	-	1,553	-	-	-
繰入金支出	-	1,553	-	-	-
繰入金支出	-	1,553	-	-	-
7 予備費	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-
支出合計	8,047,270	5,301,268	5,071,412	5,047,681	4,765,049
当期収支差額	5,810	6,435	7,136	9,962	51,267
次期繰越収支差額	106,180	112,616	105,479	95,517	44,250

平成 18 年 3 月期は、積立預金支出が 50 百万円あるため 51 百万円の支出超過となった。

(3) 駐車場事業等特別会計 貸借対照表

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部			
1 流動資産	185,994	200,640	118,626
現金預金	182,357	197,750	114,973
未収金	2,606	2,279	3,404
有価証券	-	-	-
前払金	-	-	-
商品	1,031	610	247
2 固定資産	83,037	86,255	185,585
その他の固定資産			
車輛運搬具	1,856	1,856	1,782
車輛運搬具減価償却累計額	1,763	1,763	688
構築物	77,176	83,088	86,687
構築物減価償却累計額	18,521	28,369	37,971
工具器具及び備品	25,591	30,229	31,940
工具器具及び備品減価償却累計額	20,165	22,649	25,048
電話加入権	674	674	674
退職給与引当預金	-	-	-
減価償却引当預金	18,188	23,188	28,188
駐車場保証金引当預金	-	-	-
財政積立預金	-	-	100,000
資産合計	269,032	286,895	304,211
負債の部			
1 流動負債	55,717	58,764	67,008
未払金	32,953	34,659	39,369
前受金	5,915	6,051	6,496
預り金	16,848	18,053	21,143
2 固定負債	-	-	-
退職給与引当金	-	-	-
駐車場保証金長期預り金	-	-	-
負債合計	55,717	58,764	67,008
正味財産の部			
正味財産	213,314	228,131	237,202
(うち当期正味財産増加額)	30,207	14,816	9,070
負債及び正味財産合計	269,032	286,895	304,211

平成16年3月期より特別会計より区分された。

(4) 駐車場事業等特別会計収支計算書

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入の部			
事業収入	146,776	141,282	150,214
事業収入	146,310	141,004	149,943
駐車場事業収入	90,011	85,407	91,629
遊戯施設事業収入	12,642	13,003	14,282
文化スポーツ振興事業収入	17,411	17,156	17,697
売店等事業収入	26,244	25,436	26,333
物品販売収入	465	277	270
物品販売事業収入	465	277	270
雑収入	389	258	811
受取利息	2	2	0
預金利息	2	2	0
雑収入	387	255	810
雇用保険料	27	20	24
その他雑収入	359	234	786
特定預金等収入	5,983	-	-
特定預金取崩収入	5,983	-	-
退職給与引当預金取崩収入	3,171	-	-
減価償却引当預金取崩収入	2,812	-	-
駐車場保証金引当預金取崩収入	-	-	-
預り金収入	-	-	-
駐車場保証金預り金収入	-	-	-
繰入金収入	-	-	-
繰入金収入	-	-	-
繰入金収入	-	-	-
当期収入合計	153,149	141,540	151,025
前期繰越収支差額	186,694	129,245	141,265
収入合計	339,844	270,786	292,291
支出の部			
事業費	115,902	112,893	128,081
事業費	115,695	112,832	127,998
駐車場事業費	58,844	59,798	58,265
遊戯施設事業費	10,081	8,955	8,534
文化スポーツ振興事業費	24,600	19,272	16,963
売店等管理事業費	22,168	24,806	44,235
物品購入支出	206	60	82
物品購入支出	206	60	82
固定資産取得支出	37,030	11,627	7,840
固定資産取得支出	37,030	11,627	7,840
車輛運搬具購入支出	-	-	1,522
工具器具及び備品購入支出	4,053	5,150	2,718
構築物購入支出	32,977	6,476	3,599
特定預金等支出	5,000	5,000	105,000
特定預金等支出	5,000	5,000	105,000
減価償却引当預金支出	5,000	5,000	5,000
積立預金支出	-	-	100,000
預り金支出	-	-	-
駐車場保証金預り金支出	-	-	-
繰入金支出	52,666	-	-
繰入金支出	52,666	-	-
繰入金支出	52,666	-	-
予備費	-	-	-
予備費	-	-	-
予備費	-	-	-
当期支出合計	210,598	129,520	240,922
当期収支差額	57,449	12,020	89,896
次期繰越収支差額	129,245	141,265	51,369

(5) 到津の森公園事業特別会計 貸借対照表

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部			
1 流動資産	130,807	124,667	41,992
現金預金	127,650	120,628	38,149
未収金	2,727	3,266	2,897
有価証券			-
前払金			-
商品	428	773	945
2 固定資産	6,788	8,324	107,438
その他の固定資産			
車輛運搬具			1,209
車輛運搬具減価償却累計額			32
工具器具及び備品	2,002	2,416	3,808
工具器具及び備品減価償却累計額	65	838	1,727
退職給与引当預金	4,851	6,745	8,829
経営安定化積立預金	-	-	95,352
資産合計	137,595	132,991	149,431
負債の部			
1 流動負債	46,750	28,542	30,936
未払金	46,243	28,220	30,572
前受金	-	-	-
預り金	507	321	363
2 固定負債	4,851	6,745	8,829
退職給与引当金	4,851	6,745	8,829
敷金	-	-	-
保証金	-	-	-
負債合計	51,602	35,288	39,765
正味財産の部			
正味財産	85,993	97,703	109,665
(うち当期正味財産増加額)	85,993	11,710	11,961
負債及び正味財産合計	137,595	132,991	149,431

平成16年3月期より特別会計より区分された。

(6) 到津の森公園事業特別会計収支計算書

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事業収入	316,331	293,131	320,765
事業収入	286,625	261,810	286,611
施設利用料収入	187,032	167,718	183,169
遊戯施設事業収入	79,495	72,455	79,139
売店等事業収入	20,097	21,637	24,302
物品販売事業収入	10,041	11,356	13,483
物品販売事業収入	10,041	11,356	13,483
受託事業収入	19,663	19,965	20,670
動物サポーター事業受託収入	19,043	19,236	19,948
傷病野生鳥獣保護事業受託収入	620	728	721
会費収入	14,536	12,113	11,327
会費収入	14,536	12,113	11,327
到津の森公園友の会会費収入	14,536	12,113	11,327
募金収入	298	372	620
募金収入	298	372	620
募金収入	298	372	620
雑収入	6,238	6,912	6,495
受取利息	1	1	0
預金利息	1	1	0
雑収入	6,237	6,911	6,495
雇用保険料	543	618	733
その他雑収入	5,693	6,292	5,761
繰入金収入	52,666	-	-
繰入金収入	52,666	-	-
繰入金収入	52,666	-	-
当期収入合計	390,070	312,530	339,208
前期繰越収支差額	-	83,627	95,352
収入合計	390,070	396,157	434,560
支出の部			
事業費	153,416	149,269	164,602
事業費	127,677	122,130	135,793
施設運営事業費	56,843	53,520	52,958
遊戯施設事業費	57,296	50,842	55,018
企画事業費	13,538	17,768	27,816
物品購入支出	6,074	7,173	8,138
物品購入支出	6,074	7,173	8,138
受託事業費	19,663	19,965	20,670
動物サポーター事業費	19,043	19,236	19,948
傷病野生鳥獣保護事業費	620	728	721
管理費	146,172	149,227	159,810
管理費	146,172	149,227	159,810
管理費	146,172	149,227	159,810
固定資産取得支出	2,002	414	2,601
固定資産取得支出	2,002	414	2,601
工具器具及び備品購入支出	2,002	414	1,391
車輛運搬具購入支出	-	-	1,209
特定預金支出	4,851	1,893	97,435
特定預金支出	4,851	1,893	97,435
退職給与引当預金支出	4,851	1,893	2,083
積立預金支出	-	-	95,352
繰入金支出	-	-	-
繰入金支出	-	-	-
繰入金支出	-	-	-
予備費	-	-	-
予備費	-	-	-
予備費	-	-	-
当期支出合計	306,443	300,805	424,450
当期収支差額	83,627	11,724	85,241
次期繰越収支差額	83,627	95,352	10,110

(7) 特別会計 貸借対照表

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度
資産の部		
1 流動資産	159,803	273,332
現金預金	156,631	265,229
未収金	2,269	6,246
前払金	-	-
商品	903	1,855
2 固定資産	35,196	61,929
その他の固定資産		
車輛運搬具	2,109	1,856
車輛運搬具減価償却累計額	1,978	1,763
構築物	31,159	45,694
構築物減価償却累計額	11,502	13,990
工具器具及び備品	23,671	27,767
工具器具及び備品減価償却累計額	16,938	21,268
電話加入権	674	674
退職給与引当預金	-	3,171
減価償却引当預金	8,000	16,000
駐車場保証金引当預金	-	3,787
資産合計	195,000	335,261
負債の部		
1 流動負債	27,763	84,781
未払金	13,172	71,992
前受金	14,443	8,221
預り金	148	4,567
2 固定負債	-	6,958
退職給与引当金	-	3,171
駐車場保証金長期預り金	-	3,787
負債合計	27,763	91,739
正味財産の部		
正味財産	167,236	243,522
(うち当期正味財産増加額)	28,691	
前期繰越正味財産額		167,236
当期正味財産増加額		76,285
負債及び正味財産合計	195,000	335,261

平成16年3月期より駐車場事業等特別会計と到津の森公園事業特別会計に区分された。

(8) 特別会計 収支計算書

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度
収入の部		
事業収入	150,034	576,178
事業収入	149,578	541,116
駐車場事業収入	90,459	84,976
遊戯施設管理事業収入	11,535	12,102
文化スポーツ振興事業収入	27,781	29,651
売店等事業収入	19,802	17,823
到津の森公園事業収入		396,562
物品販売収入	456	366
物品販売収入	456	366
受託事業収入	-	34,695
到津の森公園管理業務受託収入	-	34,695
会費収入	-	17,940
会費収入	-	17,940
到津の森公園友の会会費収入	-	17,940
雑収入	448	7,582
受取利息	110	7
預金利息	110	7
雑収入	337	7,574
雇用保険料	20	550
その他雑収入	317	7,024
特定預金等収入	-	8,047
特定預金取崩収入	-	2,130
退職給与引当預金取崩収入	-	-
減価償却引当預金取崩収入	-	-
駐車場保証金引当預金取崩収入	-	2,130
預り金収入	-	5,917
駐車場保証金預り金収入	-	5,917
繰入金収入	-	1,553
繰入金収入	-	1,553
繰入金収入	-	1,553
当期収入合計	150,483	611,302
前期繰越収支差額	113,319	131,136
収入合計	263,802	742,439

支出の部		
事業費	116,593	324,739
事業費	116,324	324,217
駐車場管理事業費	69,435	66,014
遊戯施設管理事業費	8,918	11,551
文化スポーツ振興事業費	20,151	18,719
売店等管理事業費	17,818	15,961
到津の森公園事業費	-	211,969
物品購入支出	269	522
物品購入支出	269	522
管理費	-	193,155
管理費	-	158,460
到津の森公園管理費	-	158,460
受託事業費	-	34,695
到津の森公園受託管理費	-	34,695
固定資産取得支出	8,072	18,630
固定資産取得支出	8,072	18,630
車輛運搬具購入支出	-	-
工具器具及び備品購入支出	8,072	4,095
構築物購入支出	-	14,535
特定預金支出	8,000	19,218
特定預金支出	8,000	17,088
減価償却引当預金支出	8,000	8,000
退職給与引当預金支出	-	3,171
駐車場保証金引当預金支出	-	5,917
預り金支出	-	2,130
駐車場保証金預り金支出	-	2,130
繰入金支出	-	-
繰入金支出	-	-
繰入金支出	-	-
予備費	-	-
予備費	-	-
予備費	-	-
当期支出合計	132,665	555,744
当期収支差額	17,817	55,558
次期繰越収支差額	131,136	186,694

3. 監査の結果

< 経営全般に関する意見 >

2-1. 指定管理者制度の導入に伴う経営改善の努力について

(1) 指定管理者制度の導入について

これまで公の施設の管理を地方自治体が外部に委ねる場合は、相手先が北九州市の出資法人や公共団体などに限られていたが、平成 15 年に地方自治法が改正され指定管理者制度が導入されたことにより、市議会の議決を経て民間業者を含む幅広い団体に委ねることが可能になった。

指定管理者制度の導入以前は、北九州市の出資法人である(財)北九州市都市整備公社が北九州市から一旦業務を受託し、改めて民間業者へ再委託することが制度上求められていたが、指定管理者制度の導入により、北九州市が民間業者へ直接委ねることが可能となった。

そもそも、(財)北九州市都市整備公社は、(財)北九州市土地開発公社が市の施設の管理等を法律上できなくなったことに伴い、(財)北九州市土地開発公社の行ってきた駐車場や埋立地等の北九州市の施設の管理業務を行うために設立された財団法人であり、民間企業との競争を前提に設立された法人ではない。

したがって、北九州市の施設管理を民間に委ねることが可能となった現在、民間業者との競争下において、(財)北九州市都市整備公社としては、これまでの管理方法や経営体制を踏襲していくだけでは十分ではない。民間企業との競争に耐えうる、より質の高い管理サービスをより効率的に提供できるように、経営改善を続けていかななくてはならない。

(2) 平成 17 年度指定管理者制度の評価結果について

指定管理者制度の多くは平成 18 年度からの導入となっているが、一部については平成 17 年度において先行導入されている。

(財)北九州市都市整備公社との関係では、平成 16 年度まで(財)北九州市都市整備公社が管理していた白野江公園が、平成 17 年度の指定管理者の選考の結果、民間業者へ移管された。

この白野江公園の管理に関する初年度の指定管理者評価結果が北九州市より公表されたが、評価は「A」(総合評価の結果、適正であると認められる)であった。評価の詳細によると、入園者数が前年比 25%増の伸びであったこと、利用者等からの評価が高かったことが挙げられており、民間利用の十分な効果が得られたといえる。

(3) 平成 18 年度以降の指定管理者制度導入結果について

平成 17 年度において(財)北九州市都市整備公社の管理施設となっていたもののうち、ほぼすべての施設が指定管理者制度の対象施設として指定を受け、大半の施設が民間に移管されることになった。

(表-5)

(財)北九州市都市整備公社が管理していた施設の平成 18 年度以降の管理者

施設名称等	平成 18 年度以降の管理者
響灘緑地	(財)北九州市都市整備公社 山田緑地及びほたる館は“NPO 法人里山を 考える会” と共同事業体
到津の森公園	
山田緑地	
ほたる館	
霊園・福祉公園	
平尾台自然の郷	ハートランド平尾台株式会社
志井ファミリープール	アドベンチャープール活性化共同事業体 【構成員】 北九州高速鉄道株式会社 岡崎建工株式会社 株式会社ブランドゥ
総合体育館グループ(64 施設)	財団法人北九州市体育協会
三萩野公園内施設	北九州野球株式会社
的場池公園内施設	学校法人タイケン学園
本城公園内施設	奥アンツーカ株式会社
文化記念公園内施設	西部瓦斯株式会社
桃園公園内施設	株式会社スピナ
門司市民会館	共同企業体グループ A 2 K 【構成員】 朝日サービス興産株式会社 株式会社旭商会 株式会社ケンビ
若松市民会館	
八幡市民会館	
生涯学習センター(9 施設)	北九州市(教育委員会)直営

(財)北九州市都市整備公社にとって最大の施設である響灘緑地(グリーンパーク)は、平成 18 年度以降の 3 年間も(財)北九州市都市整備公社が管理を継続することになったが、選考結果を見ると、競合会社との競争は接戦であった。審査項目は、指定管理者の適性、市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取組み、管理運営計画の適格性、管理運営体制の適格性であったが、総合評価結果は、(財)北九州市都市整備公社が 70 点、競合他社が 65 点であり(100 点満点)、2 つの審査項目は同点であった。この結果を見る限り、(財)北九

州市都市整備公社と同様に業務を実行できる民間業者が存在するということがいえる。なお、(財)北九州市都市整備公社の評価ポイントとして、市負担額を2割削減(指定期間の平均)という大きな目標が挙げられていたが、かりに当目標が達成可能であるのであれば、なぜ今まで費用を削減できなかったのかが疑われる。

また、山田緑地は、平成18年度以降の3年間も(財)北九州市都市整備公社(NPO法人里山を考える会との共同事業体)が管理を継続することになったが、選考結果を見ると、1位の(財)北九州市都市整備公社が80点、競合した民間業者A社が78点、B社が77点と非常に接戦であり(120点満点)、これについても、(財)北九州市都市整備公社と同様に業務を実行できる民間業者が存在するということがいえる。

さらに、志井ファミリープール(愛称:アドベンチャープール)は、平成18年度以降の2年間を民間業者が管理することになったが、当業者の平成18年度費用提案額は80,573千円であり、費用削減効果は平成17年度予算対比49,684千円にも達している。比率にすると4割程度的大幅削減となるため、計画どおりの結果となった場合、(財)北九州市都市整備公社における今までの管理方法が疑われる。

(意見 2-1) 指定管理者制度の導入に伴う経営改善の努力について

平成15年以前においては、北九州市から市の出資法人等へ一旦業務を委託し、改めて民間業者へ再委託することが制度上求められていたが、平成15年に地方自治法が改正され指定管理者制度が導入されたことにより、北九州市が民間業者へ直接委ねることが可能となった。

また、平成17年度から指定管理者制度が先行導入された施設の評価結果より、民間業者による有料公園の管理は有効であることが確かめられた。(白野江植物公園)

さらに、平成18年度以降の指定管理者選考結果より、施設を管理する能力のある民間業者が(財)北九州市都市整備公社以外にも存在することが確かめられた。しかも、民間業者への委ねることにより相当額(49,684千円)の費用削減効果が得られることも確かめられた。(志井ファミリープール)

このように、北九州市の施設管理を民間に委ねることが可能となった現在、民間業者との競争下において、(財)北九州市都市整備公社としては、これまでの管理方法や経営体制を踏襲していくだけでは十分ではない。より質の高い管理サービスをより効率的に提供できるように、経営改善を続けていかななくてはならない。

< 契約に関する意見 >

2-2. 管理施設における指名競争入札による入札参加業者の選定について

指名競争入札は、競争入札の参加業者を(財)北九州市都市整備公社が選定し、入札させるものであるが、競争入札の形骸化が疑われる。

(財)北九州市都市整備公社は、参加業者の選定に当たって、北九州市契約規則を準用している((財)北九州市都市整備公社経理規程第77条第1項)。あわせて委託予定場所の行政区に事務所のある業者の中から優先的に選定するなど地理的な条件その他を勘案しながら最終的に指名業者(5社程度)を決定している。また、一定額以上の案件については、(財)北九州市都市整備公社内に設置している業者指名選定委員会において選定している。

このような選定が行われている委託契約の中には、毎年同一の業者が落札している委託契約が多数見られる。指名競争入札を実施しているにもかかわらず、毎年同一の業者が落札し続ける状況からは、競争原理が十分に働いていないことが予想されるが、そもそも入札参加業者の選定方法に問題がなかったのかが疑われる。

かりに、数期間に亘り同一の業者が落札し続けるような状況が観察された場合、参加業者を総入替するといった対策も考えられるが、そのような対策を講じておらず、不自然な落札状況下における参加業者の選定方法には、指名競争入札制度の有効性が疑われる。

このような競争入札の形骸化に対しては、指名競争入札結果の期間推移分析を実施し、1位不動の状況が検出された場合には競争参加業者を総入替する等の対策を講じるべきである。また、最終的に5社程度選定する際の留意点を選定基準として明瞭に示すべきである。

(意見 2-2)管理施設における指名競争入札による入札参加業者の選定について

(財)北九州市都市整備公社における指名競争入札の選定基準としては、北九州市契約規則を準用している。あわせて委託予定場所の区に事務所のある業者の中から優先的に選定するなど地理的な条件その他を勘案しながら最終的に指名業者(5社程度)を決定している。また、一定額以上の案件については、(財)北九州市都市整備公社内に設置している業者指名選定委員会において選定している。

入札結果の中には、数期間に亘り同一の業者が落札し続けるような状況も多数見られ、指名競争入札制度の有効性が疑われるため、指名競争入札結果の期間推移分析を実施し、1位不動の状況が検出された場合には競争参加業者を総入替する等の対策を講じるべきである。また、最終的に5社程度選定する際の留意点を

選定基準として明瞭に示すべきである。

2-3. 志井ファミリープールの場内監視等の業務の委託契約について

(1) 平成 17 年度志井ファミリープール場内監視・窓口等業務の委託契約について

(業務内容)監視業務、窓口等業務、夜間常駐・巡回警備業務、開園準備・閉園整理業務

(委託金額)35,175,000 円(税込)

(契約先選定方法)指名競争入札

(入札状況)

(表-6) 平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の入札状況の推移

平成 15 年度

(税抜、単位:円)

業者名	1 回目	2 回目
F 社	37,800,000	37,230,000
G 社	38,650,000	37,600,000
H 社	39,000,000	37,720,000
I 社	40,000,000	37,750,000

平成 16 年度

業者名	1 回目
F 社	36,500,000
I 社	36,750,000
G 社	36,960,000
J 社	37,100,000
H 社	37,800,000

平成 17 年度

業者名	1 回目	2 回目	3 回目
F 社	34,900,000	34,440,000	33,500,000
G 社	35,600,000	34,750,000	
H 社	35,900,000	34,800,000	
J 社	36,200,000	34,800,000	
I 社	35,750,000	34,899,000	

2 回目までに成立しなかったため、3 回目は 1 位業者のみと交渉している。

調査を実施した平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 期間に亘り、落札業者が同一であった。

平成 17 年度の指名競争入札の実施状況を見ると、1 回目の入札も 2 回目の入札も落札業者が 1 位であり、1 位不動の状況にある。これは平成 15 年度も同様であった。

平成 17 年度 2 回目の入札結果を見ると、2 位から 5 位の業者はわずか 149,000 円の範囲に集まっている接戦にもかかわらず 1 位不動の状況には、指名競争入札の形骸化が疑われる。

また、当該委託契約の入札参加業者の選定方法に指名競争入札の形骸化の一因があることが疑われるため、入札の実施方法についてより競争性を高める対策を講じるべきである。

(2) 平成 17 年度志井ファミリープール清掃業務の委託契約について

(業務内容)オープン前・営業終了後清掃業務、営業日清掃業務

(委託金額)4,704,000 円(税込)

(契約先選定方法)指名競争入札

(入札状況)

(表-7) 平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の入札状況の推移

平成 15 年度

(税抜、単位:円)

業者名	1 回目	2 回目
F 社	5,080,000	4,950,000
K 社	5,360,000	5,000,000
J 社	5,490,000	5,020,000
L 社	5,500,000	4,990,000
H 社	5,550,000	5,050,000
M 社	5,710,000	5,050,000

平成 16 年度

業者名	1 回目
F 社	4,950,000
L 社	5,020,000
K 社	5,050,000
J 社	5,100,000
M 社	5,220,000
H 社	5,360,000

平成 17 年度

業者名	1 回目	2 回目	3 回目
F 社	4,750,000	4,500,000	4,480,000
K 社	4,890,000	4,630,000	
M 社	4,900,000	4,660,000	
J 社	4,950,000	4,650,000	
H 社	5,080,000	4,700,000	
L 社	5,130,000	4,720,000	

2 回目までに成立しなかったため、3 回目は 1 位業者のみと交渉している。

調査を実施した平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 期間に亘り、落札業者が同一であった。

平成 17 年度の指名競争入札の実施状況を見ると、1 回目の入札も 2 回目の入札も落札業者が 1 位であり、1 位不動の状況にある。これは平成 15 年度も同様であった。

平成 17 年度 2 回目の入札結果を見ると、2 位から 5 位の業者はわずか 90,000 円の範囲に集まっている接戦にもかかわらず 1 位不動の状況にあることから、指名競争入札の形骸化が疑われる。これは平成 15 年度も同様であった。

また、当該委託契約の入札参加業者の選定方法に指名競争入札の形骸化の一因があることが疑われるため、入札の実施方法についてより競争性を高める対策を講じるべきである。

(3) 平成 17 年度志井ファミリープール機械設備・水質管理業務の委託契約について

(業務内容)機械設備運転業務、水質管理業務

(委託金額)3,990,000 円(税込)

(契約先選定方法)指名競争入札

(入札状況)

(表-8) 平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の入札状況の推移

平成 15 年度

(税抜、単位:円)

業者名	1 回目	2 回目
N 社	3,980,000	3,900,000
O 社	4,070,000	3,970,000
P 社	4,100,000	3,950,000
G 社	4,110,000	3,950,000
Q 社	4,300,000	3,968,000

平成 16 年度

業者名	1 回目
N 社	3,850,000
R 社	3,870,000
Q 社	3,890,000
O 社	3,890,000
P 社	3,900,000

平成 17 年度

業者名	1 回目
N 社	3,800,000
R 社	3,850,000
Q 社	3,930,000
O 社	3,990,000
P 社	4,120,000

調査を実施した平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 期間に亘り、落札業者が同一であった。

平成 17 年度の入札結果を見ると、3 位から 5 位の業者は平成 16 年度契約額を超える高値で入札していること(2 位の業者は平成 16 年度と同額)から、指名競争入札の形骸化が疑われる。特に、毎年予算削減傾向にある地方自治体及びその外郭団体の入札において、前年度契約額を超える入札金額を提示することは、競争の意思がないものと考えられる。

また、当該委託契約の入札参加業者の選定方法に指名競争入札の形骸化の一因があることが疑われるため、入札の実施方法についてより競争性を高める対策を講じるべきである。

(意見 2-3) 平成 17 年度志井ファミリープールの 3 委託契約について

志井ファミリープールに関連して、場内監視・窓口等業務の委託契約、清掃業務の委託契約、機械設備・水質管理業務の委託契約が締結されている。

委託先については指名競争入札を実施しているが、いずれの委託契約についても数年にわたり落札業者が同一業者の状況が続いている。入札結果を見ると、価格差が僅少な状況で 1 位業者が不動であり、指名競争入札の形骸化が疑われる。入札参加業者の選定方法に指名競争入札の形骸化の一因があることが疑われるため、入札の実施方法について、このように 1 位不動の状況が検出された場合には、例えば、競争参加業者を総入替を行なうなど、より競争性を高める対策を講じるべきである。

2-4. 平成 17 年度志井ファミリープール広告等業務の委託契約について

(業務内容)志井ファミリープールの宣伝ポスターの作成

(委託金額)4,956,000 円(税込)

(契約先選定方法)作品コンペと指名競争入札の複合方式

(入札状況)平成 17 年度のコンペおよび入札状況

(表-9) コンペ結果

コンペ結果	業者名	採点
1 位	ア社	40
2 位	イ社	37
2 位	ウ社	37
4 位	エ社	36
5 位	オ社	30
6 位	カ社	29
6 位	キ社	29

(表-10) 入札結果 (税抜、単位:円)

業者名	1 回目
イ社	4,720,000
ア社	4,721,200
ウ社	6,640,000
エ社	4,797,000

調査を実施した平成 16 年度および平成 17 年度の 2 期間連続で落札業者が同一であった。

入札に当たっては、まずポスターの品質に関してコンペを実施し、つぎに上位 4 社の中で最低価格を入札した業者と契約している。平成 17 年度におけるコンペの結果は、1 位 40 点、2 位(2 社)37 点、3 位 36 点であり、1 位の業者が 2 位及び 3 位の 3 社よりも高い評価を得ており、2 位以下の 3 社は 1 点差の僅差であった。それにもかかわらず、その後の入札の結果、コンペで 2 位の業者が 1 位の業者よりも総額で 1,200 円安い価格で落札している。

上記選定結果について、そもそも 1 位の業者が 2 位以下よりも比較的高い評価を得ていたにもかかわらず、わずか 1,200 円入札価格が高かったために採用しなかったことが合理的選択といえるのか、わずか 1,200 円で評価の高い広告を行えるのであれば、コンペの結果が 1 位の業者を採用することがより合理的な判断ではなかったのかと考えられる。かりに、一定水準を超える業者の中から最低価格の入札先と契約するのであれば、相対的評価ではなく絶対的評価を採用し、たとえば「35 点以上」という絶対値基準を設定した上で、基準値を超えた業者であれ

ば何社であっても入札に参加させ、一方で、1社も基準値を超えなければ、再度コンペを実施するべきではないかと考えられる。

また、コンペで2位の業者の入札価格が4,720,000円であるのに対し、1位の業者は4,721,200円と、1,200円の端数をつけて入札しており、故意に落札することを避けているかに思われ、平成16年度および平成17年度と続けて同じ業者が落札していることから、不自然な結果であり、入札の形骸化が疑われる。

上記2つの指摘を踏まえ、たとえば、コンペ結果と入札結果の総合判断により決定する等、より合理的な選定方法を実施すべきである。

(意見 2-4) 平成17年度志井ファミリープール広告等業務の委託契約について

指名競争入札を実施しているが、落札業者が同一業者の状況が続いている。入札に当たっては、まずポスターの品質に関してコンペを実施し、つぎに上位4社の中で最低価格を入札した業者と契約しているが、コンペで2位の業者が1位の業者よりもわずか1,200円安い価格で落札している。1,200円は端数の上乗せ(4,721,200円)であり、入札の形骸化が疑われる。

わずか1,200円で評価の高い広告を行えるのであれば、コンペの結果が1位の業者を採用することがより合理的な判断ではなかったのかと考えられるため、たとえば、コンペ結果と入札結果の総合判断により決定する等、より合理的な選定方法を実施すべきである。

2-5. 響灘緑地有料区域内施設管理業務の委託契約について

(業務内容)響灘緑地有料区域内施設管理

(委託金額)25,021,500円(税込)

(契約先選定方法)特命随意契約

当業務は平成16年度までS社に委託していたが、S社の倒産に伴い、平成17年度からT社に委託している。しかしながら、委託先の選定は特命随意契約によっており、競争入札を実施していない。

特命随意契約とした理由として、契約業者が「平成16年度に同業務を受託した業者(S社)の保証人として、誠実に履行した実績があり、かつ業務に精通しているため、特命としたい。」ということを挙げている。

平成17年度に委託したT社は、平成16年度の委託者の保証人ではあったが、短期間しか業務を実施していないため「誠実に履行した実績がある」とはいえず、

また、短期間しか業務を実施していない以上、「業務に精通している」とまではいえないため、特命随意契約を締結する理由としては十分ではない。

かりに、保証人として関与する程度で業務に精通できるのであれば、平成 17 年度に保証人となった U 社にも業務を委託できる可能性があり、そうであれば、T 社と U 社による競争入札も可能であったと考えられ、特命随意契約を締結する理由としては十分ではない。

また、公園管理業務は当該公園に関する知識がない業者にはできないという判断が適切であるか疑われる。なぜなら研修や引継等の実施により知識を蓄積することができるのではないかと考えられるからである。他都市や他の財団法人の契約事例を見ても、公園管理業務を必ずしも特命随意契約によって委託していない。

平成 17 年度に委託した T 社は、以前より当該公園の業務委託を受けていた業者であり、他の業者よりも業務を把握していたとはいえるかもしれないが、保証人の U 社は、他の委託業務を締結していないため、保証人として適当とはいえない可能性がある。

以上より、当委託契約については、特命随意契約による方法は根拠が十分ではなく、競争入札によるべきであったといえる。かりに、単年度契約による委託先の交代が公園管理知識習得の弊害となるのであれば、複数年契約(たとえば 3 年契約)を前提とした競争入札を実施する等の改善策を検討すべきである。

(意見 2-5) 響灘緑地有料区域内施設管理業務の委託契約について

当委託業務は特命随意契約によっており、競争を実施していない。特命随意契約とした理由として、契約業者が「平成 16 年度に同業務を受託した業者(S 社)の保証人として、誠実に履行した実績があり、かつ業務に精通しているため、特命としたい。」ということを挙げている。たしかに、保証人ではあったが、短期間しか業務を実施していないため「誠実に履行した実績がある」とはいえず、また、実際に短期間しか業務を実施していない以上、「業務に精通している」とまではいえないため、特命随意契約を締結する理由としては十分ではない。また、公園管理業務は当該公園に関する知識がない業者であっても、研修や引継等の実施により知識を蓄積することができるのではないかと考えられる。他都市や他の財団法人の契約事例を見ても、公園管理業務を必ずしも特命随意契約によって委託していない。

以上より、当委託契約については、特命随意契約による方法は根拠が十分ではなく、競争入札によるべきであったといえる。かりに、単年度契約による委託先の交代が公園管理知識習得の弊害となるのであれば、複数年契約(たとえば 3 年契約)を前提とした競争入札を実施する等の改善策を検討すべきである。

< 北九州市に対する意見 >

2 - 6 . 北九州市が民間業者へ直接委託することについて

(1)(財)北九州市都市整備公社の人員構成について

平成 18 年 3 月 31 日現在における(財)北九州市都市整備公社の人員構成を分析すると、総数 285 人に対して、北九州市関係者は 115 人であり、占有率は 40%を占める。また、嘱託・臨職スタッフを除いた総数は 57 人であり、それに占める北九州市関係者は 43 人、占有率 75%を占める。したがって、実質的な管理・運営は北九州市職員が行っているといえる。

(財)北九州市都市整備公社としての直接採用職員は 14 人のみであり、嘱託・臨職は北九州市が直接採用することもできるため、財団法人の形式を採用しているものの、実質的には、(財)北九州市都市整備公社は北九州市と一体であるといえる。

(表-11)(財)北九州市都市整備公社の人員構成

(平成 18 年 3 月 31 日現在 単位:人 網掛けは北九州市関係者を示す。)

部署	直接採用	派遣(市)	特任(市OB)	嘱託・臨職(うち市OB)	計	市関係者計	市占有率
総務部							
総務課	4	7	0	6 (1)	17	8	47%
管理課	0	8	2	35 (19)	45	29	64%
響灘緑地管理事務所	4	5	1	14 (5)	24	11	46%
到津の森公園	5	3	0	21 (0)	29	3	10%
営繕課	0	1	0	18 (3)	19	4	21%
総務部計	13	24	3	94 (28)	134	55	41%
スポーツ・文化部	1	7	9	134 (44)	151	60	40%
合計	14	31	12	228 (72)	285	115	40%

(表-12) 表-11のうち、嘱託・臨職スタッフを除いたもの。

部署	直接採用+派遣+特任 計	市関係者計	市占有率
総務部			
総務課	11	7	64%
管理課	10	10	100%
響灘緑地管理事務所	10	6	60%
到津の森公園	8	3	38%
営繕課	1	1	100%
総務部計	40	27	68%
スポーツ・文化部	17	16	94%
合計	57	43	75%

(2) 北九州市から(財)北九州市都市整備公社への委託について

(財)北九州市都市整備公社の平成17年度収支計算書上における当期収入合計は5,204百万円であるが、そのうち北九州市からの委託料による収入は4,699百万円であり、当期収入合計の90%を占めている。したがって、(財)北九州市都市整備公社の収入の90%は北九州市からの委託料であるといえる。

その他の収入の10%についても、北九州市から賃借した土地における駐車場事業による収入や、指定管理者制度により北九州市から管理業務を委託されている到津の森公園におけるチケット販売収入等の北九州市関係の事業による収入が大半を占めている。

以上より、(財)北九州市都市整備公社は、収入の大半を北九州市に依存しているといえる。

(表-13) 北九州市からの委託料の推移

平成15年度～平成17年度における委託料の推移

(単位:百万円)

会計	事業名等	委託契約名	15年度	16年度	17年度
一般会計	公園等管理受託事業	北九州市公園施設の管理等に関する委託	3,019	2,971	2,844
		北九州市ホテル館の管理等に関する委託	12	12	12
	体育施設等管理受託事業	北九州市体育施設等管理等業務委託	1,531	1,499	1,481
		北九州市立市民会館管理運営業務委託	175	142	139

	維持保全受託事業	市有建築物及び建築設備等の修繕等の実施に係る支援業務委託	78	77	76
		教育施設維持保全業務委託	125	109	114
	指定管理施設受託事業	若松武道場管理業務委託	-	-	10
	小計		4,942	4,813	4,679
特別会計	到津の森公園	動物サポーター業務委託	19	19	19
	小計		19	19	19
合計			4,961	4,832	4,699

(3)(財)北九州市都市整備公社から民間業者への再委託について

(財)北九州市都市整備公社は、北九州市より受託した事業の多くを民間業者に対して再委託している。平成17年度における支払委託料の合計は2,806百万円であり、収支計算書上の当期支出合計5,430百万円と比較すると、再委託比率は52%と過半数を占めている。なお、当期支出には特定預金の積立等も含まれるため、これを控除した事業費と管理費の合計5,162百万円と比較すると、再委託比率は54%となる。また、委託料の他に、工事請負費439百万円が別途計上されているため、これを含めた委託料・工事請負費合計3,245百万円を事業費・管理費合計5,162百万円と比較すると、再委託等比率は63%にも達する。

このような高い民間再委託等比率より、北九州市から(財)北九州市都市整備公社への委託料の大半が民間業者への再委託(工事請負)という形で流出しているといえる。

(4)北九州市が民間業者へ直接委託することについて

(財)北九州市都市整備公社は、北九州市より受託した事業の多くを民間業者に対して再委託している。

北九州市は、(財)北九州市都市整備公社が一般公園等の維持管理業務を一括して受託するのは、(財)北九州市都市整備公社が直営で管理するのか、さらに再委託するのかを、(財)北九州市都市整備公社の積み重ねた一般公園等の維持管理のノウハウにより判断することによって、北九州市の委託事務の軽減を図るためとしている。

本来、一般公園等の維持管理業務についても、民間業者を含んだ競争入札によって委託すべきであると思われるが、北九州市の見解としては、これらの業

務を一括して民間業者に委託することは北九州市の管理責任を放棄することに繋がりにかぬないので、(財)北九州市都市整備公社に代行させているとのことであつた。確かに、現在(財)北九州市都市整備公社が行なっている一般公園等の維持管理業務のうち、中長期的な管理計画や業務施行の指導及び監督を含めた、全ての業務内容をそのまま民間業者に委託するのでは管理責任の放棄に繋がりにかぬない。そこで、中長期的な管理計画や、業務施行の指導及び監督については、むしろ管理責任を果たす意味からも北九州市が直接実施するべきであり、それ以外の維持管理業務を一括して民間業者に委託することにすれば、北九州市の管理責任を放棄することにはならないと思われる。以上のように、中期的には一般公園等の維持管理業務については、(財)北九州市都市整備公社だけでなく、民間業者を含めた競争入札を行なって委託業者を決定し、経費の削減に努めるべきである。また委託するにしても、中長期的な管理計画や業務施行の指導および監督などの業務については北九州市が直接実施しなければならない。

(意見 2-6) 北九州市が民間業者へ直接委託することについて

(財)北九州市都市整備公社は、北九州市より受託した事業の多くを民間業者に対して再委託している。

北九州市は、(財)北九州市都市整備公社が一般公園等の維持管理業務を一括して受託するのは、(財)北九州市都市整備公社が直営で管理するのか、さらに再委託するのかを、(財)北九州市都市整備公社の積み重ねた一般公園等の維持管理のノウハウにより判断することによって、北九州市の委託事務の軽減を図るためとしている。

本来、これらの業務についても、民間業者を含んだ競争入札によって委託すべきであるが、北九州市の見解としては、一般公園等の維持管理業務を一括して民間業者に委託することは北九州市の管理責任を放棄することに繋がりにかぬないので、(財)北九州市都市整備公社に代行させているとのことであつた。確かに、現在(財)北九州市都市整備公社が行なっている一般公園の維持管理業務のうち、中長期的な管理計画や業務施行の指導及び監督を含めた、全ての業務内容をそのまま民間業者に委託するのでは管理責任の放棄に繋がりにかぬない。そこで、中長期的な管理計画や業務施行の指導及び監督については、むしろ管理責任を果たす意味からも北九州市が直接実施するべきであり、それ以外の維持管理業務を一括して民間業者に委託することにすれば、北九州市の管理責任を放棄することにはならないと思われる。

中期的には一般公園の維持管理業務については、(財)北九州市都市整備公社だ

けでなく、民間業者を含めた競争入札を行なって委託業者を決定し、経費の削減に努めるべきである。また委託するにしても、中長期的な管理計画や業務施行の指導および監督などの業務については北九州市が直接実施しなければならない。

2-7.(財)北九州市都市整備公社との業務委託契約における予定価格について

北九州市から(財)北九州市都市整備公社に対する委託料の価格は、(財)北九州市都市整備公社からの予算要求を受けて、北九州市が予算決定しており、(財)北九州市都市整備公社の予算がベースとなっている。

(財)北九州市都市整備公社における予算策定について、例えば、道路・公園等の樹木の剪定・除草業務であれば、費用の積算は作業員単価に作業面積および年間作業回数を乗じて計算される。計算時の作業員単価には北九州市の定めた作業員単価を使用し、作業面積は北九州市各関係部署から依頼を受けた面積を使用しているため、(財)北九州市都市整備公社にとって、作業員単価と作業面積は所与のものとなっている。特に、近年において、道路整備が進むことに伴い作業面積は増加する一途であるが、予算総額は削減傾向にあるため、適切な予算策定がなされているか疑問が残る。単純に考えれば、作業員単価が年度により大きくは変わらない以上、作業面積が増加すればそれだけ予算総額も高くなるのが当然と思われる。しかしながら、北九州市から委託予算が削減されるため、(財)北九州市都市整備公社としては、作業員単価と作業面積が所与である以上、同一箇所における年間作業回数を減らす等により実行予算を策定している。同一箇所における年間作業回数の減少等は、前年度に比較すれば、より美観が損なわれることになるものと思われるが、北九州市は、年間作業回数が減少することが適切か等の、妥当性について十分な検討ができていないといえる。

このような管理を改善するためには、(財)北九州市都市整備公社との委託料の決定に当たって、作業内容の詳細(作業面積、年間作業回数)との関連から価格の検討を十分に行うべきである。もしくは、北九州市が詳細な積算を行って予定価格を算出し、(財)北九州市都市整備公社からの予算見積額が予定価格未満で決定されるよう、通常の委託契約事務に準じた手続を実施することにより実態を把握した管理を行うべきである。

(意見 2-7) 北九州市から(財)北九州市都市整備公社に対する委託料の価格設定について

(財)北九州市都市整備公社における予算策定について、例えば、道路・公園等の樹木の剪定・除草業務であれば、費用の積算は作業員単価に作業面積および年間作業回数を乗じて計算される。計算時の作業員単価には北九州市の定めた作業員単価を使用し、作業面積は北九州市各関係部署から依頼を受けた面積を使用しているため、(財)北九州市都市整備公社にとって、作業員単価と作業面積は所与のものとなっている。特に、近年において、道路整備が進むことに伴い作業面積は増加する一途であるが、北九州市から委託予算が削減されるため、(財)北九州市都市整備公社としては、作業員単価と作業面積が所与である以上、同一箇所における年間作業回数を減らす等により実行予算を策定している。同一箇所における年間作業回数の減少等は、前年度に比較すれば、より美観が損なわれることになるものと思われるが、北九州市は、年間作業回数が減少することが適切か等の予算額の妥当性について十分な検討ができていないといえる。

このような管理を改善するためには、(財)北九州市都市整備公社との委託料の決定に当たって、作業内容の詳細(作業面積、年間作業回数)との関連から価格の検討を十分に行うべきである。もしくは、北九州市が詳細な積算を行って予定価格を算出し、(財)北九州市都市整備公社からの予算見積額が予定価格未満で決定されるよう、通常の委託契約事務に準じた手続を実施することにより実態を把握した管理を行うべきである。

2-8. 折尾駅前再開発ビル“オリオンプラザ”の敷金について

(財)北九州市都市整備公社は、折尾駅前再開発ビル“オリオンプラザ”の旧賃貸借契約(昭和59年9月から平成16年9月まで)において、北九州市からの要請により、契約関係を整理する役割を担うため、区分所有者と区分使用者の間に立ち、それぞれと賃貸借契約を結ぶ形で契約関係の当事者となっていた。また、旧賃貸借契約の終了後に締結された、新(現)賃貸借契約(平成16年9月から単年度更新契約)においても、旧契約の敷金の一部をもって新契約の敷金とする契約のため、区分使用者と北九州市からの強い要請により、(財)北九州市都市整備公社は契約当事者でないにもかかわらず、新契約の敷金関係において区分所有者と区分使用者の間に立たされている状況にある。

そもそも、旧契約関係においては、契約当時、北九州市の『外郭団体運営管理委員会』からの意見書(北九企行第24号 昭和59年8月31日)において「...都

市整備公社に委ねようとしている業務は、公益、収益いずれとも言いがたいものであり、適正な公社運営の観点から言えば、望ましいことではない。したがって、関係局としては、今後、民間ベースによる事務への転換を強力に推進し、…再開発ビルに対する（財）北九州市都市整備公社の関与は、できる限り早い機会に解消するよう努めるべきである。」との意見が出されていたところである。

まして新契約に関しては、賃貸借契約関係の当事者でない（財）北九州市都市整備公社が、その敷金関係において、当該賃貸借契約が解消されるまで引き続き区分所有者と区分使用者の間に立つことは、例えば将来的に区分所有者からの敷金返還が滞った場合に不利益を蒙るおそれがあるなど、（財）北九州市都市整備公社にリスクだけを負わせ、非常に不安定な立場を強いている。

（財）北九州市都市整備公社が新契約関係から離れることができるよう（財）北九州市都市整備公社としても何らかの対応を考えるべきではあるが、本来、北九州市がリーダーシップをとって関係者に働きかけるべきである。

なお、この賃貸借契約に伴う敷金の会計処理については、未収金及び未払金としてそれぞれ 18,285 千円計上しているため、契約が解消するまで貸借対照表上において今後も計上し続けることになる。

（意見 2-8）折尾駅前再開発ビル“オリオンプラザ”の敷金について

（財）北九州市都市整備公社は、折尾駅前再開発ビル“オリオンプラザ”の賃貸借契約（昭和 59 年 9 月から平成 16 年 9 月まで）において、北九州市からの要請により、契約関係を整理する役割を担うため、区分所有者と区分使用者の間に立ち、それぞれと賃貸借契約を結ぶ形で契約関係の当事者となっていた。旧賃貸借契約の終了後に締結された、新（現）賃貸借契約（平成 16 年 9 月から単年度更新契約）においても、旧契約の敷金の一部をもって新契約の敷金とする契約のため、区分使用者と北九州市からの強い要請により、（財）北九州市都市整備公社は契約当事者でないにもかかわらず、新契約の敷金関係において区分所有者と区分使用者の間に立たされている状況にある。賃貸借契約関係の当事者でない（財）北九州市都市整備公社が、その敷金関係において、当該賃貸借契約が解消されるまで引き続き区分所有者と区分使用者の間に立つことは、（財）北九州市都市整備公社にリスクだけを負わせ、非常に不安定な立場を強いている。（財）北九州市都市整備公社が新契約関係から離れることができるよう（財）北九州市都市整備公社としても何らかの対応をとるべきであるが、本来、北九州市がリーダーシップをとって関係者に働きかけるべきである。

< 資産の管理に関する意見 >

2 - 9 . 物品の現物管理について

(財)北九州市都市整備公社本部で保管している工具器具および備品について固定資産台帳から現物との照合および現物から固定資産台帳の照合を実施したが、現物は実在しており特段の問題点は発見されなかった。また、山田緑地、到津の森公園等の施設で保有している工具器具および備品についても、担当者のヒアリングの結果、定期的な現物照合は行われていた。しかし、「財団法人北九州市都市整備公社経理規程」第 54 条によれば、「物品は毎事業年度 1 回以上たな卸を行い帳簿と照合し、その結果を理事長に報告しなければならない。」と規定されている。この点、確かに毎事業年度 1 回以上たな卸を行い帳簿と照合はしているものの、理事長への報告が行われていない状況にあった。そのため、現状においては、「財団法人北九州市都市整備公社経理規程」第 54 条違反となっている。工具器具および備品は公社にとって事業継続のために必要な財産であり、そのたな卸結果が組織の長に報告されることは、公社内の資産保全についての牽制にもなりうるし、報告が行なわれなくなれば、適切なたな卸が行なわれないリスクもある。今後は「財団法人北九州市都市整備公社経理規程」にしたがって、たな卸の結果は適時に理事長に報告されたい。

(指摘 2 - 1) 物品の現物管理について

「財団法人北九州市都市整備公社経理規程」第 54 条によれば、「物品は毎事業年度 1 回以上たな卸を行い帳簿と照合し、その結果を理事長に報告しなければならない。」と規定されている。この点、毎事業年度 1 回以上たな卸を行い帳簿と照合はしているものの、理事長への報告が行われていない状況にあった。そのため、現状においては、「財団法人北九州市都市整備公社経理規程」第 54 条違反となっている。

たな卸結果が組織の長に報告されることにより、資産保全についての牽制にもなるので、今後は「財団法人北九州市都市整備公社経理規程」にしたがって、たな卸の結果は適時に理事長に報告されたい。

-3 財団法人 九州ヒューマンメディア創造センター

1. 概要（平成 18 年 3 月 31 日現在）

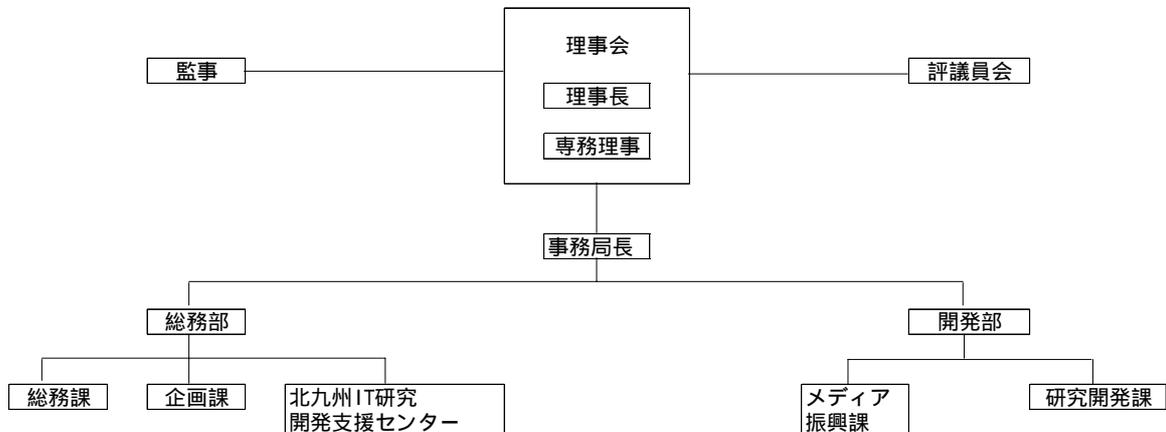
（財）九州ヒューマンメディア創造センター（通称：ヒューマンメディア財団）は、「人＋IT＝いい感じの社会。」の実現を基本コンセプトとして、ITやマルチメディアを活用して人々の暮らしをもっと快適にしていく「ヒューマンメディア」の創造を目指した様々な活動に取り組んでいる。

（1）法人の組織

【概況】

- （1）設立 平成 8 年 4 月 10 日
- （2）所在地 北九州市八幡東区東田一丁目 5 番 7 号
TEL 093-663-2950
- （3）目的 産学官の支援のもと、ITやマルチメディアを活用して人々の暮らしをもっと快適にしていく「ヒューマンメディア」の創造を目指し、情報関連技術に関する調査研究や人材育成、企業の育成支援などを通じて、既存産業の高度化や新規事業の創出を図り、地域経済社会の発展に資することを目的とする。
- （4）事業 メディアコンテンツ産業振興事業
北九州 e-P O R T 推進事業
IT人材育成事業
ICT研究開発推進事業
広報事業、交流協力事業
- （5）基本財産 185,500 千円
<うち本市出捐額 100,000 千円 (53.9%)>
- （6）決算期 毎年 3 月 31 日
- （7）主務官庁 経済産業省
- （8）本市所管 産業学術振興局新産業部新産業振興課
TEL 093-582-2905

機構図および役職員数



役員数： 理事 17 名 監事 2 名

職員数： 事務局 23 名

(2) 役員名等

[理事長] 合田 周平

[専務理事] 沖田 稔

[理 事] 相原宏徳、鎌田迪貞、木村茂行、古瀬利博、椎名武雄、重淵雅敏、
下村輝夫、利島康司、内藤明人、西田幸一郎、浜本康男、原田康、
松尾新吾、矢田俊文、吉田四郎、

[監 事] 石田紘一郎、本郷忠教

(2) 主な事業実績（平成 17 年度）

マルチメディア産業の育成

ア ハイビジョン制作基盤の強化

イ コンテンツクリエイターの育成

(ア) HDメディアラボ東田（北九州市八幡東区財団ビル 1 F）

(イ) メディア道場（北九州市小倉北区 A I Mビル 7 F）

ウ コンテンツビジネスへの支援

エ ぴあフィルムフェスティバル i n 北九州の開催

北九州 e - P O R T 推進事業

ア 北九州 e - P O R T 推進協議会の運営

イ ディザスタリカバリー拠点化の検討

ウ 官民が一体となった地域ポータルサイトの検討

- エ プロモーション強化のためのHPの新たな構築
- オ LGWAN - ASP実証実験事業
 - 医療情報産業の育成、強化
- ア 北九州医療情報産業育成検討会議の運営
- イ eラーニング及び医療分野での研究
 - (ア) eラーニング分野の開発と実証
 - (イ)北九州医療IT研究会の運営
- IT人材育成事業
- ア IT大学校の開催
- イ 自動車等3D-CAD講座の開催
- ウ ジュニアITスクール事業
 - (ア)ジュニアITスクールの開催
 - (イ)デジタルコンクールin北九州の開催
- ICT研究開発推進事業
- ア 情報通信技術のあり方に関する調査研究事業
- イ 北九州IT研究開発支援センターの運営
- 広報事業
- ア 情報の収集・提供
- イ 普及啓発
- 交流協力事業
- ア 内外関係団体等との交流協力
- イ 北九州情報サービス産業振興協会(KIP)の運営

2. 過去5年間の財政状態および経営成績

(1) 一般会計貸借対照表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
流動資産	427,802	226,401	218,862	183,742	189,883
現金預金	85,561	53,833	4,865	103,725	82,208
未収金	255,873	85,181	127,325	80,016	107,675
仮払金	-	720	4	-	-
特別会計貸付金	86,366	86,666	86,666	-	-
固定資産					
基本財産	185,500	185,500	185,500	185,500	185,500
基本財産引当預金	185,500	185,500	85,650	-	-
投資有価証券	-	-	99,850	185,500	185,500
その他固定資産	94,816	56,569	29,051	42,192	39,711
車輛運搬具	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058
車輛運搬具減価償却累計額	25	335	644	952	1,259
什器備品	218,562	219,581	221,379	236,910	238,514
什器備品減価償却累計額	126,485	165,244	194,250	196,459	200,236
電話加入権	508	508	508	584	584
敷金	198	-	-	-	-
保証金	-	-	-	50	50
固定資産合計	280,316	242,069	214,551	227,692	225,211
資産合計	708,118	468,470	433,414	411,434	415,095
負債の部					
流動負債	189,415	64,084	24,432	39,756	44,372
未払金	186,965	62,546	23,315	38,741	43,437
預り金	1,771	1,515	1,116	1,015	935
仮受金	678	23	-	-	-
負債合計	189,415	64,084	24,432	39,756	44,372
正味財産の部					
正味財産	518,702	404,385	408,981	371,677	370,722
(うち基本金)	(185,500)	(185,500)	(185,500)	(185,500)	(185,500)
負債及び正味財産合計	708,118	468,470	433,414	411,434	415,095

(2) 一般会計収支計算書

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入の部					
基本財産運用収入	196	13	521	1,300	1,599
基本財産運用収入	196	13	521	1,300	1,599
会費収入	1,835	2,010	2,022	1,865	1,982
会費収入	1,835	2,010	2,022	1,865	1,982
事業収入	917,092	242,617	92,316	67,212	91,572
事業収入	917,092	242,617	92,316	67,212	91,572
補助金等収入	88,964	107,500	118,713	273,085	179,140
補助金収入	88,964	107,500	118,713	273,085	179,140
負担金収入	8,768	200	14,511	273	357
負担金収入	8,768	200	14,511	273	357
寄付金収入	-	-	-	-	-
寄付金収入	-	-	-	-	-
雑収入	364	213	4,998	26	3
受取利息	131	10	1	2	0
雑収入	233	202	4,996	23	3
敷金保証金戻り収入	-	198	-	-	-
敷金戻り収入	-	198	-	-	-
繰入金収入	-	-	48,577	51,057	63,385
特別会計繰入金収入	-	-	48,577	51,057	63,385
当期収入合計	1,017,220	352,752	281,660	394,821	338,040
前期繰越収支差額	139,884	238,386	162,316	194,429	143,985
収入合計	1,157,105	591,138	443,977	589,251	482,026

支出の部					
事業費	815,060	316,316	143,446	299,275	216,179
調査研究	50,193	34,539	49,828	16,734	25,589
新規プロジェクト創出事業	7,611	9,922	6,997	-	-
ベンチャー・中小企業等高度化支援調査	22,687	3,291	5,143	-	-
次世代情報通信基盤調査研究	4,746	3,467	661	-	-
ヒューマンメディア調査研究	2,259	985	1,712	-	-
eアウトソーシング産業集積施策に関する調査研究	6,820	-	-	-	-
情報通信技術開発の在り方に関する調査研究	4,468	-	-	11,740	7,006
VOTECの有用性と今後の展開に関する調査研究	1,598	-	-	-	-
情報通信技術高度化調査研究	-	1,495	20,265	-	-
情報通信研究開発施設調査研究	-	3,000	-	-	-
情報倉庫調査研究	-	585	-	-	-
北九州eポート調査研究	-	4,572	4,836	-	-
地域情報関連企業共同調査研究	-	1,019	591	-	-
北九州地域情報ネットワークの在り方に関する調査研究	-	4,518	-	-	-
次世代情報通信技術を活用した情報産業の集積化調査研究	-	1,681	-	-	-
情報通信革新技術推進に関する調査研究	-	-	9,620	-	-
研究開発テーマ創出事業	-	-	-	2,325	-
研究開発プロジェクト化支援事業	-	-	-	1,825	-
北九州e-PORT推進事業	-	-	-	842	14,386
北九州医療情報産業育成事業	-	-	-	-	2,462
研究交流推進事業	-	-	-	-	1,254
その他	-	-	-	-	478
研究開発	577,271	235,243	52,409	24,512	9,190
先端技術分野産学共同研究モデル事業	55,361	57,363	-	-	-
先進的情報システム研究開発	848	24,447	9,310	-	-
高齢者在宅生活支援システム実証運用	5,487	3,813	-	-	-
介護システム研究開発	544	-	-	-	-
地域情報ネットワーク実証実験	14,290	-	-	-	-
統合情報システム実証研究	448,841	113,867	12,960	-	-
ギガビットネットワーク等を活用した研究開発	31,675	27,171	23,186	-	-
情報技術高度化センター等情報基盤研究開発	20,222	-	-	-	-
研究者育成型産学共同研究開発	-	8,580	6,951	-	-
研究開発システム実証事業	-	-	-	6,038	392
研究開発支援事業	-	-	-	3,995	-
標準レセプトソフトを使った電子カルテシステムの共同開発事業	-	-	-	1,941	-
北九州e-PORT新サービス創出事業	-	-	-	12,538	-
北九州医療情報産業育成事業	-	-	-	-	1,964
LGWAN-ASPサービス実証実験事業	-	-	-	-	6,833
情報の収集・提供	1,932	2,387	2,147	5,495	4,373
内外関係機関との交流・協力	3,748	4,523	3,448	4,272	6,683
台湾工業技術研究院及びクワンイー'大学との交流協力					1,227
健康づくり交流会					261
九州工業大学との交流推進事業					5,194
普及啓発	6,760	4,590	1,126	3,214	2,202

その他	175,154	35,032	34,486	245,045	168,138
人材育成事業	10,940	6,199	2,933	-	-
北九州IT技術者養成大学校		6,714	15,017	-	-
北九州テレワークセンター運営事業	135,245	-	-	-	-
集積活性化関連事業	18,967	22,118	11,167	-	-
北九州博覧祭出展事業	10,002	-	-	-	-
基礎マルチメディア技術普及事業	-	-	4,740	-	-
情報通信関連施設を活用した人材育成事業	-	-	628	-	-
エムサイト推進事業	-	-	-	219,107	-
IT人材育成事業	-	-	-	11,846	6,190
北九州IT研究開発支援センターの運営事業	-	-	-	14,091	13,917
メディアコンテンツ制作支援事業	-	-	-	-	107,385
コンテンツビジネス人材発掘育成事業	-	-	-	-	11,790
コンテンツビジネス支援事業	-	-	-	-	7,596
マルチメディア関連推進事業	-	-	-	-	3,047
ジュニアITスクール事業	-	-	-	-	5,272
自動車等3D-CAD講座	-	-	-	-	12,939
管理費	97,997	111,456	104,102	129,853	118,732
給料手当	70,049	84,129	75,866	99,703	89,497
消耗什器備品費	4,244	1,301	2,120	-	1,514
賃借料	9,324	11,298	10,773	14,056	15,149
租税公課	-	-	121	-	-
諸謝金	858	996	-	1,451	-
委託費	5,875	6,122	5,706	4,377	2,016
旅費交通費	-	-	-	3,075	3,798
その他雑費等	7,645	7,608	9,512	7,188	6,756
雑支出	-	30	199	0	-
貸倒損失	-	30	199	-	-
雑損出	-	-	-	0	-
固定資産取得支出	5,463	1,018	1,798	16,085	1,603
車輛運搬具購入支出	2,058	-	-	-	-
什器備品購入支出	3,404	1,018	1,798	16,008	1,603
電話加入権購入支出	-	-	-	76	-
敷金・保証金支出	198	-	-	50	-
敷金支出	198	-	-	-	-
保証金	-	-	-	50	-
予備費	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-
当期支出合計	918,718	428,822	249,547	445,265	336,515
当期収支差額	98,502	76,069	32,113	50,444	1,525
次期繰越収支差額	238,386	162,316	194,429	143,985	145,510

(3) 特別会計貸借対照表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
流動資産	219,439	216,653	224,200	135,997	146,681
現金預金	217,955	215,163	223,072	133,884	95,644
有価証券	-	-	-	-	49,950
未収金	1,483	1,490	1,128	2,112	1,087
固定資産					
その他の固定資産	1,565,536	1,551,188	1,503,440	1,447,039	1,392,149
建物	1,645,464	1,645,464	1,645,464	1,636,401	1,636,401
建物減価償却累計額	144,927	199,275	253,623	307,773	361,327
什器備品	-	-	-	7,612	7,612
什器備品減価償却累計額	-	-	-	801	2,137
修繕積立金	65,000	105,000	105,000	105,000	105,000
修繕積立預金	65,000	105,000	105,000	105,000	55,000
投資有価証券	-	-	-	-	50,000
ビル附属設備減価償却積立預金	-	-	6,600	6,600	6,600
固定資産合計	1,565,536	1,551,188	1,503,440	1,447,039	1,392,149
資産合計	1,784,975	1,767,842	1,727,641	1,583,036	1,538,831
負債の部					
流動負債	213,441	206,525	214,072	135,997	146,681
未払金	49,029	43,460	59,334	60,275	68,885
預り金	33	79	22	-	-
預り金(敷金)	78,011	76,318	68,047	75,721	77,796
一般会計借入金	86,366	86,666	86,666	-	-
負債合計	213,441	206,525	214,072	135,997	146,681
正味財産の部					
正味財産	1,571,534	1,561,316	1,513,568	1,447,039	1,392,149
負債及び正味財産合計	1,784,975	1,767,842	1,727,641	1,583,036	1,538,831

(4) 特別会計収支計算書 九州ヒューマンメディア創造センタービル運営事業

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入の部					
事業収入	138,028	137,971	130,130	125,496	134,807
家賃・共益費収入	117,682	116,862	110,445	108,094	118,119
会議室利用料	2,677	1,264	2,073	1,949	1,652
駐車場利用料	756	735	695	721	871
テナント電気使用料負担金	15,336	15,202	13,390	12,727	11,933
雑費	1,575	3,907	3,526	2,003	2,229
雑収入	-	370	1,902	227	1,906
受取利息	-	-	10	34	189
雑収入	-	-	1,892	192	1,716
特定預金取崩収入	-	-	-	-	-
修繕積立金取崩収入	-	-	-	-	-
ビル附属設備減価償却積立金取崩収入	-	-	-	-	-
当期収入合計	138,028	138,341	132,033	125,723	136,713
前期繰越収支差額	-	5,998	10,128	10,128	-
収入合計	138,028	144,339	142,161	135,851	136,713
支出の部					
1 管理費	87,029	94,211	76,855	77,181	73,328
人件費	6,120	6,924	6,516	-	-
光熱水費	24,269	23,869	20,430	20,437	19,638
土地賃借料	7,127	9,499	9,499	9,804	10,653
公租公課	27,524	20,802	15,742	14,518	13,771
業務委託費	21,002	21,033	20,987	22,801	20,786
保険料	592	599	599	-	5,390
修繕費	41	11,122	2,889	7,942	2,293
消耗什器備品費	-	-	-	861	-
雑費・消耗品費	351	359	189	-	-
その他雑費等	-	-	-	814	794
固定資産取得支出	-	-	-	7,612	-
什器備品購入支出	-	-	-	7,612	-
特定預金支出	45,000	40,000	6,600	-	-
修繕積立金	45,000	40,000	-	-	-
ビル附属設備減価償却積立預金支出	-	-	6,600	-	-
繰入金支出	-	-	48,577	51,057	63,385
一般会計繰入金支出	-	-	48,577	51,057	63,385
予備費	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-
当期支出合計	132,029	134,211	132,033	135,851	136,713
当期収支差額	5,998	4,130	-	10,128	-
次期繰越収支差額	5,998	10,128	10,128	-	-

3. 監査の結果

< 経営全般に関する意見 >

3-1.(財)九州ヒューマンメディア創造センターの東京連絡事務所について

(財)九州ヒューマンメディア創造センターの東京連絡事務所(東京都千代田区有楽町・有楽町電気ビルディング・48.76㎡)は、平成12年4月1日首都圏における財団の情報交換等の活動拠点の確保という観点から開設し現在に至っている。

東京連絡事務所の必要経費は、賃借料の他庶務・連絡調整要員として週3日勤務(9:30~16:30)で、非常勤の嘱託職員1名の人件費など、年間約8~9百万円程度である。

(財)九州ヒューマンメディア創造センターは、北九州市の外郭団体で、唯一東京連絡事務所を設置している外郭団体であるが、(財)九州ヒューマンメディア創造センターのホームページ・パンフレットには、事務所について一切掲載されていない。

また、東京連絡事務所の経費に対し事務所設置の効果、いわゆる費用対効果については、様々な議論があるところと思うが、(財)九州ヒューマンメディア創造センターの業務内容からいって、数値面から検証できず、(財)九州ヒューマンメディア創造センターの経営陣からのヒヤリングにより東京連絡事務所の必要性は認識できたが、果たして、現状の(財)九州ヒューマンメディア創造センターのみの利用で、現在の東京連絡事務所の経費約8~9百万円を負担する価値があるのか疑問である。

なお、東京連絡事務所の登記については、「登記の必要がある支部(従たる事務所)は、管轄地域をもち、本部から独立して対外事業活動を行い、理事である支部長が存在すること」が要件ということであり、(財)九州ヒューマンメディア創造センターにおいては、要件に該当しないため、登記はしていない。

(表-14) 東京連絡事務所経費5年間推移

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
給与手当	703	1,000	941	903	918
旅費交通費	764	560	536	380	684
通信運搬費	191	166	160	151	151
消耗什器備品費	154	-	-	46	358
消耗品費	-	-	-	0	-
光熱水費	429	426	426	423	423
賃借料	6,511	6,511	6,511	6,511	6,511
雑費	67	69	65	40	51
合計	8,822	8,734	8,642	8,458	9,100

(意見 3-1)(財)九州ヒューマンメディア創造センターの東京連絡事務所について

(財)九州ヒューマンメディア創造センターの東京連絡事務所(有楽町電気ビルディング・48.76㎡)は、北九州市の外郭団体の東京連絡事務所としては唯一のものであるが、(財)九州ヒューマンメディア創造センターのホームページ・パンフレットに一切掲載されていない。首都圏における財団の情報交換等の活動拠点ということであれば、東京連絡事務所の存在について、積極的に広報すべきと考える。

また、東京連絡事務所の利用は、週3日程度で経費負担は年間約8~9百万円程度であり、効率性、有効性、経済性の観点からも北九州市の他の外郭団体の利用あるいは、賃借料低減のための東京連絡事務所移転を検討すべきと考える。

3-2. 旅費規程改訂について

理事長の旅費改訂が行われているが、その痕跡が認められない。すなわち伺書等が存在せず行われている。

なお、改訂内容は、平成17年12月1日から理事長(東京在住)が、東京から(財)九州ヒューマンメディア創造センター本部へ出張する際の日当廃止である。

(意見 3-2) 旅費規程改訂について

理事長の旅費規程の改訂について、伺書等がないまま日当の廃止が行われているが、理事長の旅費規程改訂についても透明性の観点からも伺書等を作成すべきと考える。

3-3. 監事の監査報告書について

(財)九州ヒューマンメディア創造センター寄付行為第17条(職務)第4項に、「監事は民法第59条の職務を行う。」と規程されており、民法第59条第2項で、「理事の業務の執行の状況を監査すること。」と規程されており、業務監査についても監事の監査報告書に記載すべきと考える。

(意見 3-3) 監事の監査報告書について

平成17年度の(財)九州ヒューマンメディア創造センターの監事の監査報告書には、業務監査について明確に記載されておらず、業務監査について、監査の方法および監査の結果にそれぞれ明確に、記載することが望ましいと考える。

民法（監事の職務）

第 59 条 監事の職務は、次のとおりとする。

1. 法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務の執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

< 委託契約に関する意見 >

3-4. 九州ヒューマンメディア創造センタービル総合管理業務委託契約（18,900 千円）について

ビル総合管理業務委託契約は、平成 11 年度から V 社に委託しており、特命随意契約の理由は、適切に業務を履行しており今後も適切な業務履行が見込まれること、また、新規の機材購入・人員教育等が不要であることとされている。

なお、V 社は、地区の総合開発に伴って当該エリアの都市管理サービスを一体的に行なうために設立された会社であって W 社のグループ会社である。

ビル総合管理業務内容は、(1) 施設管理業務（設備保守点検業務・清掃管理業務・環境衛生管理業務・植栽管理業務）(2) 事務管理業務（施設の修繕計画の立案等・各種費用請求等）である。

平成 17 年度委託金額は、18,900 千円であるが、平成 14 年度委託金額は 19,057 千円であり、ほとんど減額されていない。

平成 14 年度から平成 17 年度委託料は、以下のとおりである。

(表-15)

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
九州ヒューマンメディア創造センタービル総合管理業務委託	19,057	19,057	19,057	18,900
	月額 1,588	月額 1,588	月額 1,588	月額 1,575

上記業務内容が、受託会社である V 社の設立経緯を考慮しても果たして特命随意契約に該当するか疑問である。

(意見 3-4) 九州ヒューマンメディア創造センタービル総合管理業務委託契約について

ビル総合管理業務委託契約については、平成 11 年度から現在に至るまで、1 社に対する特命随意契約が行われているが、業務内容からは妥当ではなく、その結果、委託金額も 7 年間でわずか 157 千円減少したにすぎず、一般競争入札を行い費用削減を図る事が、望ましいと考える。

3-5.(財)九州ヒューマンメディア創造センター会計処理規則の契約条項について

(財)九州ヒューマンメディア創造センター会計処理規則の第 24 条(契約)には、「契約方法については、別に理事長が定める。」とあるが、現状、別に理事長は、契約方法を定めておらず、「北九州市契約規則」に従っている。

(意見 3-5) (財)九州ヒューマンメディア創造センター会計処理規則の契約条項について

(財)九州ヒューマンメディア創造センター会計処理規則の第 24 条(契約)には、「契約方法については、別に理事長が定める」とあるが、現状、別に理事長は契約方法を定めておらず、「北九州市契約規則」に従っている。

よって、(財)九州ヒューマンメディア創造センター会計処理規則の第 24 条(契約)に、「契約方法については、北九州市契約規則の規定を準用」と変更すべきと考える。

<北九州市に対する意見>

3-6. 北九州市からの(財)九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事業の補助金について

平成 17 年度(財)九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事業の予算額は 137,901 千円(内、北九州市補助金 76,574 千円)であり、決算額は、118,732 千円(内、北九州市補助金 76,574 千円)であったため、当初予算額より 19,169 千円の減少となった。

補助金の申請段階での申請内容と実績との乖離については、当初予定人員の減少及び予定事業の減少並びに経営効率化によるものと考えられるが、北九州市からの補助金が減額されておらず、全て(財)九州ヒューマンメディア創造センターの自主財源を減少(19,172 千円)させている。

(財)九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事業の補助金(76,574 千円)における積算資料である管理運営費一覧(76,574 千円)と実績の乖離について、産業学術振興局新産業部新産業振興課の見解では「予算と決算の乖離については実際に事業を展開する中で、補助申請時と状況が変わったもの、あるいは、予算額は基準額で申請するため、決算額と乖離が生じているもの等があり、人件費等は、平成 17 年度は予算積算時(平成 16 年度)の人員・単価で算定するが、人事異動等により必要経費が変更になったもの等である。いずれにしても、状況が変更になった時点で相談・報告等を受けており、支出項目毎の増減があったとしても、全体の執行額や実績(効果)としては、適正であると考え」「北九州市の補助金交付規則第 16 条に『実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかわる補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定』とあり、これに沿って、予算・決算の乖離について判断した結果、いずれの変更も、事業目的に沿ったものであり、適正と判断したため、還付はさせていない。なお事業目的、実施事業の変更等ではなく、軽微な変更と判断したため、変更申請書の提出までは求めていない。」「管理運営事業の補助金の予算要求時には、人件費については補助対象者、事業費については補助対象経費を明確にすることを目的に、補助対象経費のみを計上し、積算した結果が補助金額であり、実績においては、収支一覧の各項目の金額が当初の管理運営費一覧の各費目より大きいいため妥当な範囲と考え、補助金の支出を行っている。」とのことであった。

しかし、管理運営事業の支出の減少の原因は、当初予定人員の減少及び予定事業の減少並びに経営効率化によるものであり、全て財団の努力によるものではないと考えられ、管理運営事業の支出が縮小したにもかかわらず、北九州市の補助金額が変わらないとすれば、無駄な支出等が行われる可能性もあると考える。

(表-16)

補助事業の収支:(財)九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事業

収入の部

(単位:千円)

項目	予算額	決算額	備考
北九州市補助金	76,574	76,574	
自主財源	59,727	40,555	
その他	1,600	1,602	債券利息等
合計	137,901	118,732	

支出の部

項目	予算額	決算額	備考
人件費	99,848	89,497	理事長他職員給与、福利厚生費
福利厚生費	100		健康診断料
会議費	460	46	理事会、評議員会
旅費交通費	3,620	3,798	近距離、出張旅費
通信運搬費	2,232	1,281	郵送料等
消耗什器備品費	800	1,514	パソコン、コピー機等
消耗品費	1,740	974	事務用品、コピー代等
修繕費	150	276	会計システム等
印刷製本費	840	474	コピー等
光熱水費	1,080	840	研究開発課光熱水費等
賃借料	17,820	15,149	会計システム、公用車リース等
保険料	420	261	公用車保険料
諸謝金	3,614	1,290	税理士等
租税公課	790	129	公用車、印紙等
負担金	822	410	経済産業調査会会費等
委託費	1,000	2,016	ネットワーク管理委託等
支払手数料	1,600	320	振替手数料等
広告料		52	八幡駅マップ
雑費	965	397	新聞代等
合計	137,901	118,732	

(意見 3-6) 北九州市からの(財)九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事業の補助金について

(財)九州ヒューマンメディア創造センター管理運営事業の補助金における積算資料である管理運営費一覧と実績の乖離について、管理運営事業の支出が減少しているにもかかわらず、補助金の金額が減少されていない。

なお、北九州市は補助申請時における事業内容が変更になった時点で相談・報告等を受けており、いずれの変更も事業目的に沿ったものであり適正と判断したとしている。しかし、管理運営事業の支出の減少の原因は、当初予定人員の減少および予定事業の減少並びに経営効率化によるものであり、全て財団の努力によるものではないと考えられ、管理運営事業の支出が縮小したにもかかわらず、北九州市の補助金額が変わらないとすれば、無駄な支出等が行われる可能性もあり、北九州市が補助金として執行した当初の管理運営費一覧と補助金対象の実績を詳細に、比較検討し、実績時点において、北九州市からの補助金の増減金額を決定すべきと考える。

< 会計制度および会計処理に関する指摘と意見 >

3-7.(財)九州ヒューマンメディア創造センターの法人税の申告について

平成 17 年度法人税の申告において、補助金収入を全額、収益事業ではなく、公益事業に計上しているが、公益事業に計上している根拠が不明である。

根拠が明確でない場合には、補助金収入の全部又は一部が収益事業に帰属することとなる可能性があり、補助金収入を全額、公益事業に計上する根拠を明確にする必要があると考える。

なお、補助金収入の全部が、収益事業に帰属することとなった場合でも課税所得は、発生しないと考える。

また、(財)九州ヒューマンメディア創造センターの収益事業の種別は、請負事業と認識しているが、不動産賃貸業に該当する可能性があり、その場合は、法人税法上の「特定法人」に該当することにより、収益事業から除外される可能性があり、再度、収益事業の種別を検討すべきと考える。

(意見 3-7) (財)九州ヒューマンメディア創造センターの法人税の申告について

平成 17 年度法人税の申告において、補助金収入を全額、収益事業ではなく、公益事業に計上しているが、補助金収入を全額、公益事業に計上する根拠を明確にする必要があると考える。

また、(財)九州ヒューマンメディア創造センターの収益事業の種別は、請負事業と認識しているが、不動産賃貸業に該当する可能性があり、再度、収益事業の種別を検討すべきと考える。

3-8.(財)九州ヒューマンメディア創造センターの消費税の申告について

平成 17 年度消費税の申告において、補助金収入(179,140 千円)のうち、現申告では 89,642 千円が用途不特定の特定収入に、89,497 千円が特定収入以外に区分されている。この区分根拠は「予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類」で用途を明らかにすることが可能となっているが、予算書等では補助金収入 179,140 千円のうち予算書により用途が特定されているものは 76,574 千円、うち、人件費に用途が特定されているものが 64,961 千円、課税仕入に用途が特定されているもの 11,613 千円となっており、予算書等の内容と整合性がとれていない。

また、諸礼金(税理士顧問料・弁理士報酬等)について、課税仕入であるにもかかわらず課税対象外取引とされており、さらに、有価証券の取得(国債購入)が誤って課税取引とされていた。

(指摘 3-1)(財)九州ヒューマンメディア創造センターの消費税の申告について

平成 17 年度消費税の申告において、補助金収入(179,140 千円)のうち、現申告では 89,642 千円が用途不特定の特定収入に、89,497 千円が特定収入以外に区分されている。この区分根拠は「予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類」で用途を明らかにすることが可能となっているが、頂いた予算書等では補助金収入 179,140 千円のうち予算書により用途が特定されているものは 76,574 千円、うち、人件費に用途が特定されているものが 64,961 千円、課税仕入に用途が特定されているもの 11,613 千円となっており、予算書等の内容と整合性がとれていない。

また、諸礼金(税理士顧問料・弁理士報酬等)について、課税仕入であるにもかかわらず課税対象外取引とされており、さらに、有価証券の取得(国債購入)が誤って課税取引とされていた。

上記項目を修正した場合、再計算の結果、平成 17 年度消費税は、2,408 千円の追加の納付金額が生じることになると考える。

なお、過年度においても同様の誤りが存在する可能性があるが、この件に関し、(財)九州ヒューマンメディア創造センターにおいても消費税の修正申告の必要性を認識しており、早急に対応するとのことであった。

3-9. 修繕積立金について

平成 17 年度のビル特別会計の貸借対照表において、修繕積立金 105,000 千円、ビル附属設備減価償却積立預金 6,600 千円が計上されている。建物減価償却累計額は、361,327 千円計上されている。

(財)九州ヒューマンメディア創造センターの見解は、修繕積立金は、将来の多額の支出に備えるために予め積み立てているもので、内外壁の破損、雨漏り、空調設備の故障、エレベーターの故障等への対応を想定しているが、計上根拠については、厳密な修繕計画等に基づくものではないとのことであった。

公益法人としては特定の目的のために預金、有価証券等で運用することは想定されており、修繕積立金の計上は妥当と考えるが計上根拠は必要である。

計上根拠としては、建物の建替えを前提に建物減価償却累計額を特定預金とする方法も考えられるが、(財)九州ヒューマンメディア創造センターのビルは、定期借地権契約を 50 年間で締結しており、建物の建替えを前提としていないため、建物減価償却累計額を特定預金とする方法は採り得ない。

(意見 3-8) 修繕積立金について

(財)九州ヒューマンメディア創造センターのビルの修繕積立金の計上は妥当と考えるが、計上根拠が必要であり、計上根拠がない場合は、修繕積立金の取崩が必要と考える。よって、修繕積立金の計上根拠を明確にする必要があると考える。

< 資産の管理に関する意見 >

3 - 10 . 固定資産の管理方法および規程について

当法人の各規程を閲覧した結果、固定資産や物品の検査・照合に関する規程が存在しなかった。現在、当法人では固定資産に関しては耐用年数 1 年以上かつ取得価額 50 万円以上のものを固定資産台帳、物品に関しては取得価額 1 万円以上のものを物品管理台帳にて管理しているが、定期的に各台帳と現物の検査・照合を行わなければ、盗難や紛失の事実が発見されないおそれがある。そのため、固定資産・物品に関して以下のような検査・照合に関する規程を定め、定期的には検査・照合を行う必要がある。

規則の文書化

現状では固定資産や物品の検査・照合に関する規程が文書化されていない。適切な固定資産の管理を行うためにも、固定資産や物品の検査・照合に関する規程を文書化し、それにしたがった適切な管理を行う必要がある。

現物調査日の設定

現状では年一回の検査・照合を行っているとの回答を得たが、実際に行う時期は決まっておらず、任意に決められた時期に行われている。時期が決められておらず、各部署で現物調査の日が異なった場合、紛失等で現物がなくなっている現物を検査・照合の行われていない方へ付け替えるなど紛失の事実が隠されるおそれがある。このため、実施時期を統一した規程が必要となる。

第三者の立会

担当者のみで検査・照合が行なわれるならば、相互牽制が効かず紛失などの事実が隠されてしまうおそれがある。検査・照合を行う場合は固定資産及び物品管理担当者が行い、責任者がそれに立ち会うことによって、相互牽制が効いている状態で行われる必要がある。

結果報告書の作成

現状では、検査・照合の結果を把握できるような資料は存在せず、固定資産台帳と現物との間に差異が存在しても、その理由が過失による紛失か盗難によるものなのかといった理由を把握することができない。また、今後利用することのないような不用品の存在も把握することができない。そのため、検査・照合を行った際には、固定資産台帳と現物との差異や不用品等の結果を記載した報告書を責任者に提出することが必要である。

(意見 3-9) 固定資産の管理方法および規程について

当法人の各規程を閲覧した結果、固定資産や物品の検査・照合に関する規程が存在しなかった。現在、当法人では固定資産に関しては耐用年数1年以上かつ取得価額50万円以上のものを固定資産台帳、物品に関しては取得価額1万円以上のものを物品管理台帳で管理しているが、定期的に各台帳と現物の検査・照合を行わなければ、盗難や紛失の事実が発見されないおそれがある。

そこで、固定資産および物品に関して、相互牽制を考慮した検査・照合に関する規程を定め、定期的な検査・照合を実施し、その結果を報告書にまとめて、責任者へ提出する必要がある。

-4 財団法人北九州市芸術文化振興財団

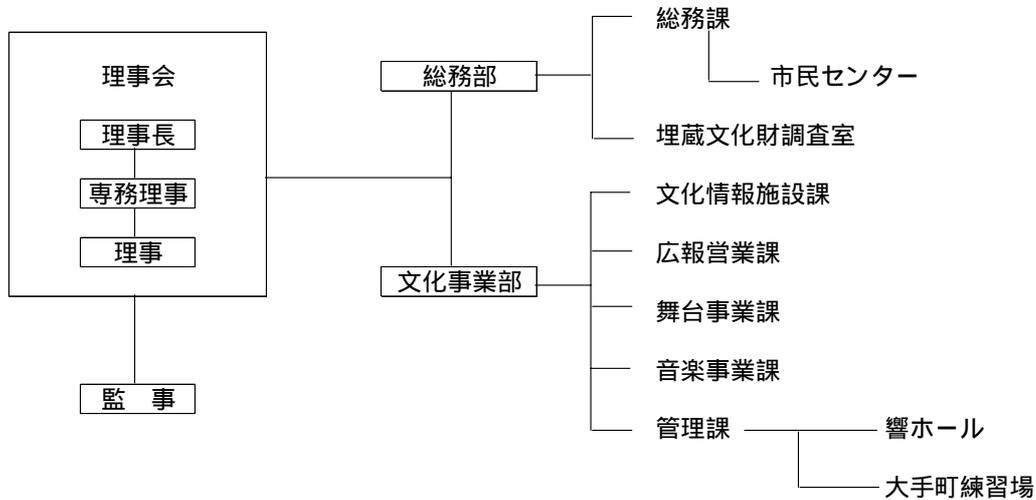
1. 概要（平成 18 年 3 月 31 日現在）

(1) 法人の組織

【概況】

- (1) 設立 昭和 51 年 4 月 1 日（平成 13 年 4 月 1 日名称変更）
- (2) 所在地 北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号
TEL093-662-3025
- (3) 目的 市民の芸術文化活動の振興に関する事業を行うとともに、埋蔵文化財の調査、研究および保護等を行い、もって市民生活の向上と市民の豊かな芸術文化の創造に寄与する。
- (4) 事業 北九州市芸術文化振興財団は、市の文化の振興等に寄与することを目的として、市の設置する芸術文化施設の管理および運営を行うとともに、文化振興事業並びに埋蔵文化財の調査、研究および保護等を行っている。芸術文化の振興に関する事業、芸術文化に関する情報の収集および提供、市から受託した芸術文化事業、市から受託した芸術文化施設等の管理および運営、埋蔵文化財の発掘調査および出版物の発行等
- (5) 基本財産 5,000 千円
<うち本市出捐額 5,000 千円 (100.0%)>
- (6) 決算期 毎年 3 月 31 日
- (7) 主務官庁 福岡県教育委員会
- (8) 本市所管 経済文化局文化国際部文化振興課
TEL 093-582-2391

機構図および役職員数（平成 18 年 3 月 31 日現在）



役員数：12 名

職員数：133 名

役員名等

[理事長] 中益勝利

[専務理事] 中益勝利（兼務）

[理 事] 井生定巳、石丸美奈子、岩崎洋一、植田大丈夫、瀧谷淑子、西谷正、
廣澤洋子、森島香二

[監 事] 林眞也、木村健次

(2) 事業の概要等（平成 18 年度）

芸術文化の振興に関する事業

(ア) 舞台芸術等の振興

- 創造事業（「錦鯉」, 「地獄八景 浮世百景」, 「冒険王 07」, リーディングセッション ほか 5 事業）
- 学芸事業（ワークショップ事業、表現教育推進事業、バックステージツアー）
- 公演事業（「スウィーニー・トッド」, 「ライフ・イン・ザ・シアター」, 「ピーターパン」, 「奇跡の人」 ほか 12 事業）
- 提携事業（松竹大歌舞伎「十八代目中村勘三郎襲名披露」, 「春風亭小朝独演会」, 南河内万歳一座「百物語」 ほか 3 事業）
- アジアパフォーミングアーツ（劇団木花「ロミオとジュリエット」）
- 第 14 回北九州演劇祭

(イ) 音楽文化の振興

- 響ホール公演事業（響ホールフェスティバル 2006 ほか 6 事業）
- 地域の音楽文化育成事業（音楽アウトリーチ事業、響ホール市民企画事業の助成）

芸術文化に関する情報の収集及び提供

- 文化情報誌「かるかる」の発行
- 公演情報誌「ステージ通信Q」の発行
- 芸術文化情報センターの運営
- チケットクラブ会員制度

芸術文化に関する受託事業

- 公演事業（合唱組曲「北九州」演奏会、北九州市ファミリー劇場、人形浄瑠璃「文楽」公演、ほか 3 事業）
- 育成事業（北九州市ジュニアオーケストラ、北九州市少年少女合唱団、インターナショナル・ミュージック・アカデミー北九州）

施設の管理及び運営

(ア) 芸術文化施設の管理（指定管理）

- 北九州芸術劇場
- 響ホール
- 大手町練習場

(イ) 市民センターの管理運営

- 小倉中央市民センター
- 広徳市民センター
- 島郷市民センター

(ウ) 埋蔵文化財センターの維持管理

埋蔵文化財の発掘調査研究

(ア) 埋蔵文化財の発掘調査及び整理事業

- 前田熊手線道路改築工事（黒崎城跡、発掘・整理）
- 長野緑地整備事業（長野尾登、発掘・整理）
- 砂津長浜線道路改築工事（長浜、発掘）
- 長行田町線道路改良工事（大興善寺ほか、発掘・整理）

ほか 25 事業

(イ) 埋蔵文化財発掘報告書の刊行

- 蛸住古立遺跡 ほか 23 冊・18 事業

(ウ) 埋蔵文化財に関する調査研究

(3) 主な事業実績(平成17年度)

芸術文化の振興・育成

(ア) 受託事業

- 公演事業(響ホールフェスティバル2005、合唱組曲「北九州」演奏会、北九州市ファミリー劇場 ほか10事業)
- 育成事業(北九州市ジュニアオーケストラ育成事業、北九州市少年少女合唱団育成事業、音楽アウトリーチ事業 ほか)
- 情報提供事業(文化情報誌「かるかる」の発行、公演情報誌「ステージ通信Q」の発行、芸術文化情報センターの運営)

ほか3事業

(イ) 自主事業

- 創造事業(「IRON」₁、リーディングシアター、合唱物語「わたしの青い鳥」 ほか3事業)
- 学芸事業(ワークショップ事業、表現教育推進事業、バックステージツアー ほか6事業)
- 公演事業(「ドレッサー」₁、「電車男」₁、「メンタル三兄弟の恋」₁、「付き馬屋おえん」 ほか17事業)
- 提携事業(春風亭小朝独演会、松竹大歌舞伎「市川海老蔵襲名披露」公演 ほか4事業)
- 第13回北九州演劇祭
- 北九州アジアパフォーミングアーツ(「沈清」₁、「その河をこえて、五月」₁、「白い道成寺」)

ほか2事業

施設の管理及び運営

(ア) 芸術文化施設

- 北九州芸術劇場(指定管理)
- 響ホール
- 大手町練習場

(イ) 市民センター

- 東郷市民センター ほか9館

(ウ) 埋蔵文化財センター

埋蔵文化財の発掘調査及び保存

- (ア) 前田熊手線街路事業(黒崎城跡、発掘・整理)
- (イ) 紫川(ふるさと区間)河道掘削工事(古川西ほか、発掘)
- (ウ) 東九州自動車道建設工事(朽網南塚ほか、整理)
- (エ) 北九州市警察部・小倉北警察署庁舎新築工事(小倉城御花畠ほか、発掘)

(オ) 一般国道 495 号道路改良工事 (蚕住古立ほか、発掘・調査)
ほか 25 事業

埋蔵文化財の発掘調査報告書等の刊行及び調査研究

(ア) 朽網南塚遺跡ほか 17 冊・13 事業の報告書及び年報、研究紀要の発行

2. 過去5年間の財政状態および経営成績

(1) 一般会計貸借対照表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
流動資産	82,020	93,999	475,251	371,519	333,620
現金預金	81,460	92,577	388,947	309,380	322,175
未収金	543	1,385	60,830	52,140	1,392
立替金	15	36	-	36	-
前払金			25,473	9,961	10,051
固定資産	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
基本財産引当預金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
資産合計	87,020	98,999	480,251	376,519	338,620
負債の部					
流動負債	82,020	93,999	475,251	371,519	333,620
未払金	80,238	89,379	473,872	369,162	323,086
預り金	1,782	4,619	1,379	2,356	10,533
負債合計	82,020	93,999	475,251	371,519	333,620
正味財産の部					
正味財産	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
正味財産 (うち基本金)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
正味財産合計	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
負債及び正味財産合計	87,020	98,999	480,251	376,519	338,620

(2) 一般会計収支計算書

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入の部					
1 基本財産運用収入	8	3	1	1	1
基本財産利息収入	8	3	1	1	1
基本財産利息収入	8	3	1	1	1
2 補助金等収入	695,341	634,462	1,294,245	1,365,606	1,314,738
受託事業収入	695,341	634,462	1,294,245	1,365,606	1,313,644
受託収入	695,341	634,462	1,294,245	1,365,606	1,313,644
助成金収入	-	-	-	-	1,094
助成金収入	-	-	-	-	1,094
3 雑収入	1,630	1,482	1,966	3,117	3,818
受取利息	-	-	-	-	-
受取利息	-	-	-	-	-
雑収入	1,630	1,482	1,966	3,117	3,818
労働保険料	1,329	-	1,893	1,945	2,264
その他雑収入	301	1,482	73	1,171	1,553
4 繰入金収入	-	-	60,000	50,000	-
繰入金収入	-	-	60,000	50,000	-
繰入金収入	-	-	60,000	50,000	-
当期収入合計	696,981	635,948	1,356,214	1,418,725	1,318,558
前期繰越収支差額	-	-	-	-	-
収入合計	696,981	635,948	1,356,214	1,418,725	1,318,558
支出の部					
1 事業支出	696,981	635,948	1,296,214	1,368,725	1,318,558
受託事業支出	696,981	635,948	1,296,214	1,368,725	1,318,558
総務費	406,565	384,688	442,582	432,186	442,731
文化施設費	31,475	32,538	29,672	32,137	28,960
市民センター費(公民館費)	161,997	93,795	56,346	45,683	40,350
響ホール事業費	45,316	44,792	-	-	-
文化事業費	51,625	48,144	153,162	143,437	128,900
芸術劇場管理運営費(文化拠点運営費)	-	31,987	614,450	715,280	677,614
2 繰入金支出	-	-	60,000	50,000	-
繰入金支出	-	-	60,000	50,000	-
繰入金支出	-	-	60,000	50,000	-
当期支出合計	696,981	635,948	1,356,214	1,418,725	1,318,558
当期収支差額	-	-	-	-	-
次期繰越収支差額	-	-	-	-	-

平成15年度より文化事業費には、響ホール事業費を含む。

(3) 文化振興特別会計貸借対照表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
流動資産	26,321	22,529	257,958	182,535	117,478
現金預金	10,356	2,909	118,052	117,484	79,109
未収金	15,964	19,619	139,626	62,254	36,318
立替金	-	-	-	-	-
前払金	-	-	279	949	1,804
仮払金	-	-	-	1,847	246
固定資産	-	-	-	-	-
基本金	-	-	-	-	-
資産合計	26,321	22,529	257,958	182,535	117,478
負債の部					
流動負債	1,771	1,975	231,373	154,370	98,280
未払金	1,653	1,720	227,148	151,329	79,094
預り金	118	254	883	690	4,846
前受金	-	-	3,341	2,350	14,339
負債合計	1,771	1,975	231,373	154,370	98,280
正味財産の部					
正味財産	24,549	20,554	26,585	28,165	19,197
前期繰越正味財産	22,896	24,549	-	-	-
当期正味財産増加額	1,652	3,995	6,031	1,579	8,967
正味財産合計	24,549	20,554	26,585	28,165	19,197
負債及び正味財産合計	26,321	22,529	257,958	182,535	117,478

(4) 文化振興特別会計収支計算書

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入の部					
事業収入	46,043	24,625	225,282	158,264	115,807
事業収入	46,043	24,625	225,282	158,264	115,807
事業収入	46,043	24,625	225,282	158,264	112,099
手数料収入	-	-	-	-	3,708
補助金等収入	14,000	12,000	182,924	193,231	187,259
補助金等収入	14,000	12,000	182,924	193,231	187,259
市補助金	6,000	6,000	112,224	126,231	121,964
助成金	8,000	6,000	70,700	67,000	65,295
雑収入	4	761	26	5	165
受取利息	4	0	0	1	-
受取利息	4	0	0	1	-
雑収入	-	760	25	4	165
その他雑収入	-	760	25	4	165
借入金収入	-	-	-	-	-
短期借入金収入	-	-	-	-	-
短期借入金収入	-	-	-	-	-
繰入金収入	-	-	60,000	50,000	-
繰入金収入	-	-	60,000	50,000	-
繰入金収入	-	-	60,000	50,000	-
負担金収入	3,000	-	-	-	-
負担金収入	3,000	-	-	-	-
負担金	3,000	-	-	-	-
当期収入合計	63,048	37,387	468,233	401,501	303,232
前期繰越収支差額	22,896	24,549	20,554	26,585	28,165
収入合計	85,945	61,936	488,787	428,087	331,397
支出の部					
事業支出	61,395	41,382	402,201	349,922	312,200
自主事業支出	61,395	41,382	402,201	349,922	312,200
自主事業費	61,395	41,382	402,201	349,922	-
芸術劇場自主事業費	-	-	-	-	308,246
文化振興自主事業費	-	-	-	-	2,180
自主事業管理費	-	-	-	-	1,773
借入金返済支出	-	-	-	-	-
短期借入金返済支出	-	-	-	-	-
短期借入金返済支出	-	-	-	-	-
繰入金支出	-	-	60,000	50,000	-
繰入金支出	-	-	60,000	50,000	-
繰入金支出	-	-	60,000	50,000	-
予備費	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-
当期支出合計	61,395	41,382	462,201	399,922	312,200
当期収支差額	1,652	3,995	6,031	1,579	8,967
次期繰越収支差額	24,549	20,554	26,585	28,165	19,197

平成17年度より自主事業費を3区分(芸術劇場自主事業費、文化振興自主事業費、自主事業管理費)した。

(5) 埋蔵文化特別会計貸借対照表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
流動資産	50,243	42,355	53,052	41,601	53,198
現金預金	50,209	42,319	50,930	41,472	52,433
未収金	34	35	2,121	38	740
立替金	-	-	-	-	-
前払金	-	-	-	90	24
固定資産	107,349	112,292	132,237	149,517	166,797
退職給与引当預金	107,349	112,292	132,237	149,517	166,797
資産合計	157,592	154,647	185,289	191,118	219,995
負債の部					
流動負債	50,243	42,355	53,052	41,601	53,198
未払金	49,197	41,756	52,525	41,125	52,692
預り金	1,046	599	526	475	505
前受金	-	-	-	-	-
固定負債	107,349	112,292	132,237	149,517	166,797
退職給与引当金	107,349	112,292	132,237	149,517	166,797
負債合計	157,592	154,647	185,289	191,118	219,995
正味財産の部					
正味財産	-	-	-	-	-
正味財産 (うち基本金)	-	-	-	-	-
正味財産合計	-	-	-	-	-
負債及び正味財産合計	157,592	154,647	185,289	191,118	219,995

(6) 埋蔵文化特別会計収支計算書

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入の部					
1 補助金等収入	684,759	724,853	637,534	626,467	603,247
受託事業収入	684,759	724,853	637,534	626,467	603,247
受託収入	684,759	724,853	637,534	626,467	603,247
2 雑収入	2,617	2,985	2,463	2,567	2,703
受取利息	-	-	-	-	-
受取利息	-	-	-	-	-
雑収入	2,617	2,985	2,463	2,567	2,703
労働保険料	2,617	2,985	2,463	2,563	2,703
その他雑収入				4	-
当期収入合計	687,377	727,838	639,998	629,035	605,951
前期繰越収支差額	-	-	-	-	-
収入合計	687,377	727,838	639,998	629,035	605,951
支出の部					
1 事業支出	680,301	722,895	620,053	611,755	588,671
受託事業支出	680,301	722,895	620,053	611,755	588,671
事業費	680,301	722,895	620,053	611,755	588,671
2 特定預金支出	7,076	4,943	19,944	17,280	17,280
退職給与引当預金支出	7,076	4,943	19,944	17,280	17,280
退職給与引当預金支出	7,076	4,943	19,944	17,280	17,280
当期支出合計	687,377	727,838	639,998	629,035	605,951
当期収支差額	-	-	-	-	-
次期繰越収支差額	-	-	-	-	-

3. 監査の結果

< 経営全般に関する意見 >

4-1. 評議員および評議員会の設置の件

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用方針」(平成8年12月19日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、最終改訂：平成18年8月15日)の(基準)4. 機関 (4) 評議員及び評議員会において、「財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすい。そこで、民法上規定はないが、財団法人に理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関として評議員及び評議員会を設置する必要があり、評議員会には、理事等の業務執行の適正化を図る役割を果たすため、理事の選任機能や諮問機能を持たせる必要があるが、これに加え、理事の監督、重要事項の決定等を行わせることも可能である」と記載されている。

現行の(財)北九州市芸術文化振興財団の寄付行為においては、第16条第1項に理事長は市長が選任する。第2項では理事及び監事は、北九州市長の推薦により、理事長が任命となっている。

(意見 4-1) 評議員および評議員会の設置の件

財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすい。そこで、民法上規定はないが、財団法人に理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関として評議員及び評議員会を設置する必要があると考える。

現行の(財)北九州市芸術文化振興財団の寄付行為においては、第16条第1項に理事長は市長が選任する。第2項では理事及び監事は、北九州市長の推薦により、理事長が任命となっている。

確かに、(財)北九州市芸術文化振興財団においては、事業運営上の独断専行が起こりうる可能性は少ないと考えるが、公益法人の設立趣旨からも評議員及び評議員会の設置が望ましいと考える。

4-2. 外部監査導入の要請について

「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せ(平成13年2月9日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会)において、各府省は、資産額が、100億円以上若しくは負債額が50億円以上または収支決算額10億円以上の所管公益法人

に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請することが決定している。

なお、(財)北九州市芸術文化振興財団は、平成 13 年度より、収支決算額は、10 億円を超えている状況である。

(意見 4-2) 外部監査導入の要請について

「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せ(平成 13 年 2 月 9 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会)において、各府省は、資産額が 100 億円以上、もしくは負債額が 50 億円以上または収支決算額 10 億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請することが決定しており、(財)北九州市芸術文化振興財団は、平成 13 年度より、収支決算額は 10 億円を超えている。

外部監査の効果は、第三者からの批判に耐えうる開示レベルが確保され、適切な管理体制の構築により、不正・誤謬が防止される点であり、早い時期での外部監査の導入が望まれる。

4-3. 監事の監査報告書について

(財)北九州市芸術文化振興財団寄付行為第 17 条第 5 項に、「監事は民法第 59 条の職務を行う」と規定されており、業務監査についても監事の監査報告書に記載すべきと考える。

(意見 4-3) 監事の監査報告書について

平成 17 年度の(財)北九州市芸術文化振興財団の監事の監査報告書には、業務監査について明確に記載されておらず、業務監査について、監査の方法および監査の結果に、それぞれ明確に記載することが望ましいと考える。

民法(監事の職務)

第 59 条 監事の職務は、次のとおりとする。

1. 法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務の執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

< 会計制度および会計処理に関する意見 >

4 - 4 . 労働保険料の会計処理について

平成 17 年度の労働保険料を（財）北九州市芸術文化振興財団の一般会計収支計算書においては、事業支出の共済費と雑収入（労働保険料（2,264 千円））の科目で両建て計上されているが、労働保険料は、職員から徴収する金額は、（財）北九州市芸術文化振興財団が立替分の入金に過ぎないとする。

したがって、労働保険料に係わる共済費は、（財）北九州市芸術文化振興財団が負担する支出金額のみが、計上されるべきとする。

（意見 4 - 4）労働保険料の会計処理について

平成 17 年度（財）北九州市芸術文化振興財団の決算書では、労働保険料は、事業支出の共済費と雑収入（労働保険料（2,264 千円））の科目で両建て計上されているが、労働保険料にかかわる共済費は、（財）北九州市芸術文化振興財団が負担する支出金額のみが、計上されるべきとする。

よって、平成 17 年度（財）北九州市芸術文化振興財団の決算書の収入と支出が、労働保険料（2,264 千円）の金額分が過大計上されていることになる。

4 - 5 .（財）北九州市芸術文化振興財団財務会計規程 第 63 条（決算書類）について

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用方針」（平成 8 年 12 月 19 日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、最終改訂：平成 18 年 8 月 15 日）の（基準）7 . 情報公開 に、業務及び財務等に関する資料として、正味財産増減計算書が明記されているが、（財）北九州市芸術文化振興財団財務会計規程 第 63 条（決算書類）には規定されていない。しかしながら、規定されていないが、（財）北九州市芸術文化振興財団においては、既に、正味財産増減計算書となる正味財産増減計算の部を作成している。

また、（財）北九州市芸術文化振興財団財務会計規程 第 63 条（決算書類）には、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書の作成を義務づけているが、財団法人には、不要な決算書類とする。

(決算書類)

第 63 条 理事長は、毎事業年度終了後次に掲げる書類を作成し、監事の審査に付した後理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) 収支計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

(意見 4-5) (財)北九州市芸術文化振興財団財務会計規程 第 63 条(決算書類)について

(財)北九州市芸術文化振興財団財務会計規程 第 63 条(決算書類)に、正味財産増減計算書を追加し、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書を削除すべきと考える。

< 契約に関する意見 >

4 - 6 .(財) 北九州市芸術文化振興財団の埋蔵文化財センター総合管理業務委託の予定価格について

平成 17 年 2 月 21 日決裁(専務理事決裁)の「埋蔵文化財センター総合管理業務の委託について」の伺書に、

1. 件名 埋蔵文化財センター総合管理業務
2. 業務内容 受付事務員・清掃作業員・設備技術者派遣業務、定期清掃等
3. 概算金額 9,319 千円
4. 履行期間 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで
5. 契約方法 指名競争入札(10 社)

と記載し、概算金額 9,319 千円の「埋蔵文化財センター総合管理業務委託に関する積算について」の積算表が添付されていた。

なお、伺書の参考欄には、平成 16 年度契約金額(月額 1,000 千円)も記載されていた。

しかしながら、埋蔵文化財センター総合管理業務委託の入札では、10 社が参加して行われたが、平成 17 年 3 月 10 日の第 3 回の見積金額 11,760 千円と予定金額を上回る金額で委託金額が決定されている。

(意見 4 - 6)(財)北九州市芸術文化振興財団の埋蔵文化財センター総合管理業務委託について

(財)北九州市芸術文化振興財団は、埋蔵文化財センター総合管理委託業務の予定価格を伺書(9,319 千円)で決定したにもかかわらず、埋蔵文化財センター総合管理業務の委託金額を 3 回目の見積金額 11,760 千円で決定し、契約している。

本来的には、予定価格以下で決定されるべきだったと考えるが、予定価格以上で決定した経緯、理由の判明する資料は存在していなかった。

少なくとも予定価格以上で決まった経緯、理由の記載の伺書は必要と考える。

<北九州市に対する意見>

4-7. 北九州市からの委託業務について

(1) 北九州芸術劇場管理運営業務指定管理契約について

平成 17 年度北九州芸術劇場の管理運営に関する業務（概算金額 966,805 千円・確定金額 869,628 千円）の内容は、北九州芸術劇場の運営に関する業務（人件費の概算金額 278,394 千円・物件費の概算金額 28,147 千円）および北九州芸術劇場の維持管理に関する業務（概算金額 660,264 千円）である。

なお、北九州芸術劇場の運営に関する業務の人件費は、財団職員費およびプレイガイド・インフォメーションであり、物件費は事務費である。

また、北九州芸術劇場の維持管理に関する業務は、管理組合負担金・劇場メンテナンス経費・光熱水道費・共益費である。

概算金額と確定金額の乖離率が約 10%程度であるが、主たる差額は、劇場運営費の人件費（内容は欠員 38 百万円・時間外 4 百万円）、劇場維持管理費の共益費（管理費 10 百万円・修繕費 5 百万円・光熱水道費 2 百万円）、劇場維持管理費の光熱水道費 18 百万円である。

(2) 北九州市文化振興事業業務委託について

平成 17 年度北九州市文化振興事業業務委託（概算金額 365,119 千円・確定金額 297,368 千円）の内容は、文化振興事業管理運営業務（財団事務局運営業務）および文化振興事業実施業務（音楽文化・舞台芸術・伝統文化の振興に関する事業の実施、北九州市少年少女合唱団・ジュニアオーケストラに関する業務、文化情報の提供および広報に関する業務等）並びに文化振興事業施設管理業務（大手町練習場・響ホール）である。

概算金額と確定金額の乖離率が約 18%程度であるが、主たる差額は事務局の人件費であり、内容は、欠員 33 百万円・時間外 12 百万円である。

(意見 4-7) 北九州市からの委託業務について

北九州芸術劇場管理運営業務指定管理契約および北九州市文化振興事業業務委託契約において、契約時点における概算金額と確定金額の乖離率が、それぞれ約 10%と約 18%である。乖離の主な要因は、人件費と劇場維持管理費の共益費と光熱水道費である。

概算金額より確定金額が少なく、確定後、北九州市に返還されるから問題ないと言えるのだろうか。平成 17 年度の乖離の主な要因は、人件費と劇場維持管理費の共益費と光熱水道費である。人件費は、人員さえ間違わなければ、概算金額と確定金額の乖離は

少ないと考えられる。また、劇場維持管理費の共益費と光熱水道費は、ある程度精査すれば、概算金額と確定金額との乖離は少ない費目と一般的に考えられている。

また、概算金額より確定金額が少ない場合、費目によっては、無駄な支出が、発生する可能性も否定できない。

したがって、契約時に、より詳細な費目ごとの検討を実施していれば、このような乖離は考えられず、また、無駄な支出の可能性も抑制される訳であるから、契約時に、より詳細な費目ごとの検討が必要と考える。

4 - 8 . 北九州市からの補助金について

文化振興特別会計にかかわる北九州市の補助金であるが、文化振興特別会計の事業費総額から事業収入および助成金を控除した金額が、「平成 17 年度北九州芸術劇場舞台芸術振興事業」補助金交付額（概算金額 151 百万円・確定金額 121,964,683 円）となる。

すなわち、事業費には、まずチケット等の収入を充て、次に文化庁助成金を充て、なお、不足する額について、市の補助金を充当するという考え方である。

北九州市の補助金が、概算金額と確定金額の乖離率が約 19%程度になったのは、予算編成時には、実施が予定されていた公演の一部が、製作取り止め、あるいは、出演者のスケジュールの都合等の諸事情により中止となったことおよび公演料等が安価になったこと、さらに予想以上のチケット売上があったことにより、収支差額の結果、北九州市からの補助金の不用が生じたためである。

（意見 4 - 8） 北九州市からの補助金について

文化振興特別会計にかかわる北九州市の補助金であるが、概算金額と確定金額の乖離率が約 19%程度になったのは、予算編成時には、実施が予定されていた公演の一部が、製作取り止め、あるいは、出演者のスケジュールの都合等の諸事情により中止となったことおよび公演料等が安価になったこと、さらに予想以上のチケット売上があったことにより、収支差額の結果、北九州市からの補助金の不用が生じたのである。

しかしながら、概算金額と確定金額の乖離率が、約 19%と大幅である。

また、概算金額より確定金額が少なく、確定後、北九州市に返還されるから問題ないと言えるのだろうか。概算金額より確定金額が少ない場合は、無駄な支出の可能性を否定できないと考える。

よって、補助金の概算払時の検証をより詳細に行うべきと考える。

< 広報活動の効率化と有効性の向上に関する意見 >

北九州市の文化情報の提供及び広報に関する業務は、北九州市から（財）北九州市芸術文化振興財団へ業務委託されている。北九州市からの文化情報の提供および広報に関する業務は、北九州市文化振興事業業務委託業務（平成 17 年度確定金額 297,368,247 円・契約委託料額 365,119,000 円）の文化振興事業実施業務に含まれており、業務内容は以下のとおりである。

- ・文化情報誌の発行に関する業務（見積金額 4,560 千円）
- ・北九州芸術劇場及び各種事業の広報に関する業務（見積金額 30,000 千円）

北九州芸術劇場及び各種事業の広報に関する業務契約（平成 17 年度 見積金額 30,000 千円・実績金額 29,999 千円）および実績は次のとおりである。

(表-17) 平成 17 年度北九州芸術劇場 / 広報宣伝予算実績表

(単位：千円)

項目	予算	決算
	金額	金額
1. 新聞広告	6,200	7,927
A新聞 朝刊 北九州版フリースポット広告	3,600	5,040
A新聞 朝刊 下関版フリースポット広告	1,400	
C新聞 朝刊セット版フリースポット広告		1,890
C新聞 朝刊セット版		157
D新聞 夕刊	1,200	525
エンターテインメント情報(D+B+Fスポーツ)		315
2. 雑誌広告	2,420	3,214
シティ情報ふくおか	780	247
シティ情報ふくおか オー!		567
おいらの街	900	
ローソンチケット ロッピー		693
週刊リフレッシュ		504
はっぴーママ	350	367
九州アイズ		504
デザイン版下制作費	390	330
3. 交通広告	8,040	4,948
JR駅貼りポスター	4,080	2,542
小倉駅 パンフレットBOX付	1,920	
黒崎駅 コンコース	960	
折尾駅 コンコース	600	
西鉄天神バスセンター ポスター掲示		604
デザイン版下制作費(印刷費含)	600	604
ドア横ポスター	3,960	
福岡電車B・813系	2,880	693
デザイン版下制作費(印刷費含)	1,080	504
4. テレビスポット広告	700	2,205
テレビCM放映料	700	1,050
		1,050
		105
5. その他広告	880	1,522
ローソン店頭ポスター掲示	600	656
ローソン店頭ポスター制作		78
販促用うちわ制作費		149
グリーンコープ販促広告(生協冊子)		42
劇場案内表示灯(小倉駅)		63
新北九州空港看板データ制作費		15
DM関係制作発送費		322
上期ラインナップポスター制作費		25
受付プレート・劇場POP制作費		169
デザイン版下制作費	120	
懸垂幕制作費	160	
6. 印刷物制作	11,760	10,573
公演情報誌Q(郵送費含)	10,280	8,006
営業用劇場かわら版(公演ラインナップ発表)	480	
チケットクラブ会員先行予約冊子	1,000	756
子どもたちの劇場シリーズ統一チラシ制作費		299
配布用B2ポスター制作費		1,512
値引き	-	390
合計	30,000	29,999

北九州芸術劇場及び各種事業の広報に関する業務の内容は、新聞広告・雑誌広告・交通広告・テレビスポット広告・印刷物製作等である。

4 - 9 . 北九州芸術劇場および各種事業の広報に関する業務の新聞広告について

新聞広告（予算 6,200 千円・実績 7,927 千円）については、A 新聞、1 社の新聞広告が飛び抜けており、B 新聞にいたっては、ほとんど 0 に等しい状況である。なお、B 新聞については、平成 17 年度まで新聞広告料金が折り合わずに、出稿を見合わせたためであったとの説明を（財）北九州市芸術文化振興財団より受けた。

北九州市内の 3 大新聞および D 新聞の販売部数をみると C 新聞、A 新聞、B 新聞そして、D 新聞と続いており、必ずしも A 新聞が、北九州市内に圧倒的なシェアを占めるものではない。

また、（財）北九州市芸術文化振興財団は、北九州芸術劇場評価のために、北九州芸術劇場事業評価調査「報告書」を 2003 年度から委託しているニッセイ基礎研究所の報告書に記載されている各新聞社の記事の件数を見ると D 新聞が 149 件、A 新聞 48 件、B 新聞 46 件、C 新聞 34 件となっている。確かに（財）北九州市芸術文化振興財団の見解のように、必ずしも販売部数及びニッセイ基礎研究所の報告書に記載されている各新聞社の記事の件数は、観客動員にリンクしないということも理解できるが、A 新聞が 3 大新聞の中で、際だって掲載記事の件数が多いとは言えないことも明らかである。したがって、宣伝予算枠を考慮した劇場の宣伝戦略として、A 新聞に新聞広告を集中することは、合理的と言えるのだろうか疑問である。

（表-18）新聞広告実績

（単位：千円）

	平成 16 年度	平成 17 年度
A 新聞	6,142	5,040
C 新聞	325	2,047
D 新聞	1,785	525
エンターテインメント情報（企画広告）	714	315
合計	8,967	7,927

（表-19）

掲載紙	販売部数
A 新聞 北九州版	115,090 部
B 新聞 北九州版	108,260 部
C 新聞 北九州版	125,418 部
D 新聞 北九州版	31,096 部
E 新聞 北九州版	15,790 部

（平成 17 年度版・日本 ABC 協会発行）

(表-20) 新聞別件数一覧

掲載紙	掲載件数		
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
A 新聞	78	52	48
B 新聞	40	61	46
C 新聞	58	31	34
D 新聞	151	147	149
E 新聞	34	32	37
その他	17	4	17
計	378	327	331

(資料:「日経テレコン」記事検索の結果に基づく)

(意見 4-9) 北九州芸術劇場および各種事業の広報に関する業務の新聞広告について

新聞広告については、A新聞、1社の新聞広告が飛び抜けており、B新聞にいたっては、ほとんど0に等しい状況である。なお、B新聞については、平成17年度まで新聞広告料金が折り合わずに、出稿を見合わせたためであったとの説明を(財)北九州市芸術文化振興財団より受けた。

北九州市内の3大新聞およびD新聞の販売部数をみるとC新聞、A新聞、B新聞そして、D新聞と続いており、必ずしもA新聞が、北九州市内に圧倒的なシェアを占めるものではない。

また、北九州芸術劇場評価のために、委託しているニッセイ基礎研究所の報告書に記載されている各新聞社の記事の件数についても地域新聞であるD新聞を除き、A新聞が、突出しているわけでもない。

確かに(財)北九州市芸術文化振興財団の見解のように、必ずしも販売部数およびニッセイ基礎研究所の報告書に記載されている各新聞社の記事の件数は、観客動員にリンクしないということも理解できるが、A新聞が3大新聞の中で、際だって、販売部数および掲載記事の件数が多いとは言えないことも明らかである。

したがって、宣伝予算枠を考慮した劇場の宣伝戦略として、A新聞に新聞広告を集中することは、合理的と言えるのだろうか疑問である。

よって、A新聞に集中して新聞広告する具体的な理由が見出せなければ、販売部数および地域性を考慮して、各新聞社に新聞広告を出すべきと考える。但し、新聞広告料金が、他社と比較して折り合わない場合は、出稿を見合わせることもいたしかたないと考える。

4 - 10 . 北九州芸術劇場および各種事業の広報に関する業務の「ステージ通信 Q」について

印刷物制作の業務（予算 11,760 千円・実績 10,573 千円）の内、主たるものは「ステージ通信 Q」（約 30 ページ・カラー刷り）という北九州芸術劇場および響ホールの興行を紹介する印刷物の発行業務（予算 10,280 千円・実績 8,006 千円）であり、年 4 回、1 回当たり約 3 万部、内訳は、劇場主催公演時チラシはさみ込みに 1 万部、市および関係施設に約 6 千部、チケットクラブ会員約 3 千部等配布されている。

配布先・配布部数については、平成 17 年度に調査を実施して、配布部数の調整を実施している。調査先は、区役所・市民センター・文化ホール等の 299 件で、調査方法は、「ちょうどよい」、「少ないので部数を増やして欲しい」、「多いので減らして欲しい」、「今後の送付を希望しない」から選択する形式のアンケートで実施している。

回答結果は 72 件で、「ちょうどよい」23 件・「少ないので部数を増やして欲しい」1 件・「多いので減らして欲しい」45 件・「今後の送付を希望しない」3 件であった。結果は、配布部数の 1,100 部の減少となったが、平成 18 年度リニューアル時に、新北九州空港（200 部）、西鉄バス各営業所（280 部）、福岡銀行市内各支店（460 部）、市内郵便局（90 部）、チケットぴあ全九州店舗（1,060 部）など 2,100 部新規配布先としている。

新規配布先の福岡銀行においては、従前の配布先の西日本シティ銀行の発行調査を行わずに、新規配布先としており、発行調査が生かされていない。

発行調査を実施することは、情報誌の効率的な運用において重要なことではあるが、対象調査先の件数・選定基準が、区役所・市民センター・文化ホール等の 299 件と明確になっていない。配布先上位 100 件、区役所・市民センターは、同一サンプルとして 2～3 箇所のみ選定というような合理的な選定をすべきであったと考える。

また、「ステージ通信 Q」は、劇場主催公演時チラシはさみ込みで 1 万部を配布（約 35%の配布部数を占める）しているが、配布することが、どれだけの効果があるのか、調査されていない。

さらに、アンケートの内容にしても数量的な有無を確認する形式的なものではなく、配布先の担当者に「ステージ通信 Q」が、本当に必要なのか、また「ステージ通信 Q」の内容についてのアンケートが必要であったと考える。

（意見 4 - 10） 北九州芸術劇場および各種事業の広報に関する業務の「ステージ通信 Q」について

「ステージ通信 Q」という北九州芸術劇場および響ホールの興行を紹介する印刷物の発行業務であり、年 4 回、1 回当たり約 3 万部、内訳は、劇場主催公演時チラシはさみ込みに 1 万部、市および関係施設に約 6 千部、チケットクラブ会員約 3 千部等配布されている。

発行調査を実施することは、情報誌の効率的な運用において重要なことではあるが、対象調査先の件数・選定基準が、区役所・市民センター・文化ホール等の 299 件と明確になっていない。配布先上位 100 件、区役所・市民センターは、同一サンプルとして 2~3 箇所のみ選定というような合理的な選定をすべきであったと考える。

また、「ステージ通信 Q」は、劇場主催公演時チラシはさみ込みで 1 万部を配布（約 35%の配布部数を占める）しているが、配布することが、どれだけの効果があるのか、調査されていない。

さらに、アンケートの内容にしても数量的な有無を確認する形式的なものではなく、配布先の担当者に「ステージ通信 Q」が、本当に必要なのか、また「ステージ通信 Q」の内容についてのアンケートが必要であったと考える。

以上のように、現在の発行部数約 3 万部が本当に必要なのか疑問であり、発行調査・アンケート調査といえるような選定基準・調査内容で実施し、必要な発行部数を改めて決定すべきであると考ええる。

4 - 11 . 文化情報誌「かるかる」の発行に関する業務について

文化情報誌の発行に関する業務(見積金額 4,560 千円)は、「かるかる(8P・2色刷)」という北九州市の芸術文化情報マガジンであり、全市的な興行を紹介する印刷物の発行業務であり、毎月1回、約1万部発行され、主に市の施設に配布されている。

「かるかる」の内容は、毎月北九州で開催される「演劇・舞踊」・「音楽」・「映像」・「その他の催し」・「美術・展示」および「会場施設一覧」で構成されている。

「かるかる」という文化情報誌があれば、北九州市の興行が、全てわかり便利であるが、内容は、(財)北九州市芸術文化振興財団のホームページ(<http://www.kicpac.org/>)にも掲載されており、一部会場は、月2回発行の市政だよりの「おでかけ」情報にも紹介されている。しかも配布先が主に市の施設であれば、北九州市民にとって、「かるかる」の発行の必要性があるのか疑問である。

なお、文化情報誌「かるかる」が発行中止になった場合でも、北九州市を訪れる人々の対応には、北九州観光情報コーナーを始めとする観光案内所の利用および北九州市・各興行会場のホームページの利用によって、十分に対応できると考える。

また、配布先・配布部数については、平成14年度に調査を実施して、配布部数の調整を行っている。なお、調査方法は配布先577件に対して、残数を調査する方法で、実施されており、回答は約半分程度である。

しかしながら、調査方法は残数調査であり、「かるかる」が、本当に必要なのかの調査ではない。

(表-21)

かるかる・ステージ通信 Q 平成 17 年度配布先および配布枚数並びに過去 5 年間の各回の配布枚数

配布先	平成 17 年度 各回配布枚数		過去 5 年間各回配布枚数		
	ステージ 通信 Q	かるかる		ステージ 通信 Q	かるかる
市施設（市民センター、図書館など）	5,262	3,526	平成 13 年度		9,881
民間企業（ホテル、銀行、プレイガイドなど）	2,228	632	平成 14 年度		9,803
文化ホール など	1,375	316	平成 15 年度	38,970	9,980
市関係（市役所、区役所など）	760	1,582	平成 16 年度	28,970	9,985
交通（JR、モノレールなど）	800	1,701	平成 17 年度	28,970	9,912
他都市財団など	230	15			
報道関係	104	40			
その他（学校、理事 他関係者）	233	309			
チケットクラブ会員発送	2,753				
劇場・財団・響ホール・リバーウォーク他	5,225				
劇場主催公演時チラシはさみ込み	10,000				
掲載施設		1,111			
財団・劇場など		680			
合計	28,970	9,912			

（意見 4-11）文化情報誌の発行に関する業務について

文化情報誌「かるかる」は、北九州市の全市的な興行を紹介する芸術文化情報マガジンで、毎月 1 回約 1 万部発行され、主に市の施設に配布されている。

「かるかる」という文化情報誌があれば、北九州市の興行が、全てわかり便利であるが、掲載内容は（財）北九州市芸術文化振興財団のホームページにも掲載されており、一部会場は、月 2 回発行の市政だよりの「おでかけ」情報にも紹介されている。しかも配布先が主に市の施設であれば、北九州市民にとって、文化情報誌「かるかる」の発行の必要性があるのか疑問である。

よって、情報誌「かるかる」の発行の必要性および配布先の検討が必要であると考えらる。

4 - 12 . ニッセイ基礎研究所の北九州芸術劇場事業評価調査「報告書」の発行時期について

(財)北九州市芸術文化振興財団は、北九州芸術劇場評価を、ニッセイ基礎研究所に2003年度から委託している。

ニッセイ基礎研究所の北九州芸術劇場事業評価調査「報告書」の内容は、アンケートに基づく分析・評価で、十分に活用できるものと考えられるが、「報告書」発行時期が11月1日にもかかわらず、3月31日となっている。

(意見 4 - 12) ニッセイ基礎研究所の北九州芸術劇場事業評価調査「報告書」の発行時期について

(財)北九州市芸術文化振興財団は、北九州芸術劇場評価のために、ニッセイ基礎研究所に北九州芸術劇場事業評価調査「報告書」を2003年度から委託している。

「報告書」の内容は、十分に活用できるものであるが、「報告書」の発行時期が11月1日にもかかわらず、3月31日となっている。今後は、実際の発行時期を記載すべきと考える。